

令和 6 年度

「ふれあい地域懇談会」 報告書

地域	開催日	時間
玉縄地域	7 月 4 日（木）	午後 2 時から 4 時まで
大船地域	7 月 5 日（金）	午後 2 時半から 4 時半まで
深沢地域	7 月 8 日（月）	午後 2 時から 4 時まで
腰越地域	7 月 19 日（金）	午前 10 時から正午まで
西鎌倉地域		午後 2 時から 4 時まで
鎌倉地域（南地区）	7 月 25 日（木）	午後 2 時から 4 時まで
鎌倉地域（東地区）	7 月 26 日（金）	午前 10 時から正午まで
鎌倉地域（西地区）	7 月 29 日（月）	午前 9 時半から 11 時半まで

第 1 部：市長からの報告

- （１）深沢のまちづくりについて
- （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について
- （３）ケアラー支援条例の制定について
- （４）支所を活用した防災対策について
- （５）多様な学びの場づくりについて（鎌倉地域のみ）

第 2 部：地域からの議題に関する懇談

令和 6 年 12 月 市民防災部 地域のつながり課

目 次

共 通

第 1 部：市長からの報告	P. 1
---------------------	------

- (1) 深沢のまちづくりについて
- (2) 今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について
- (3) ケアラー支援条例の制定について
- (4) 支所を活用した防災対策について
- (5) 多様な学びの場づくりについて（鎌倉地域のみ）

玉 縄 地 域	P. 45
---------------	-------

第 2 部：地域からの議題に関する懇談	P. 48
---------------------------	-------

- (1) 地震対策ブレーカー自動遮断器（震度 5 以上）設置における補助等について
- (2) 戸別収集の具体的導入時期について
- (3) 大船観音、岡本二丁目の擁壁について
- (4) 玉縄地域におけるふれあい懇談会議題に関する未解決の進捗状況について
- (5) 鎌倉市の防災対策助成金について
- (6) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について
- (7) 玉縄地域の公園の現状をふまえ、特色のある魅力的な公園づくりの取り組みについて伺う。（地域がつながる場所として、公園の管理運営の在り方）
- (8) 通学路に子ども目線では危険が潜んでいる
- (9) 住友電工社宅跡地について
- (10) 湘南鎌倉総合病院に出入りする救急車のルート増加について
- (11) ふれあい地域懇談会のテーマ募集方法について

大 船 地 域	P. 79
---------------	-------

第 2 部：地域からの議題に関する懇談	P. 82
---------------------------	-------

- (1) 北鎌倉トンネルについて
- (2) 大船消防署について
- (3) 隧道について
- (4) JR 引込線跡地について

- (5) ごみ問題について
- (6) 町内会エリアの大部分が商店会エリアの場合の問題点について

深 沢 地 域 P. 108

第2部：地域からの議題に関する懇談 P. 111

- (1) 深沢小学校東門の手前梶原共同墓地へ続く鎌倉市道の左側の崖について
- (2) 野村総研跡地について
- (3) 市のバス減便対策と高齢者の移動手段の確保と地域公共交通の維持と改善、未来図について
- (4) ごみの戸別収集について
- (5) 笛田公園西側のがけ崩れ防止対策について
- (6) 自治町内会の活動について
- (7) 深沢多目的スポーツ広場の再使用
- (8) JR 引込線の利活用について
- (9) 能登半島地震の状況を踏まえ、市としての対応について
- (10) 市役所本庁舎移転計画及び深沢地域整備事業の最新の進捗状況について

腰 越 地 域 P. 140

第2部：地域からの議題に関する懇談 P. 142

- (1) 歩道の設置
- (2) なごやかセンターと津西一丁目公園をつなげる散策路の整備を前提とした調査
- (3) 自治町内会における情報のデジタル化への包括的な支援について
- (4) コミュニティセンターの利用
- (5) 津西二丁目13番付近の急階段の安全確保について
- (6) オーバーツーリズムへの広域的な対策について

西 鎌 倉 地 域 P. 168

第2部：地域からの議題に関する懇談 P. 170

- (1) 以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい
- (2) コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい

- (3) ①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き）②自治会内の空家問題への対応（昨年に引き続き）③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望
- (4) 住宅地内道路の安全について
- (5) カーブミラーの設置について
- (6) 2行政区にまたがる情報の整理

鎌倉地域－南地区 P. 201

第2部：地域からの議題に関する懇談 P. 203

- (1) 道路・ガードレールの補修
- (2) 名越自治会内の市道（中道）において、大雨の時、汚水マンホールから汚水が溢れ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します
- (3) 逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼
- (4) 交通不便地域における建築許可と指導
- (5) クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について
- (6) 材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか
- (7) 孤立・孤独者の支援について
- (8) 旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について
- (9) 民生委員・児童委員等の候補者推薦について

鎌倉地域－東地区 P. 231

第2部：地域からの議題に関する懇談 P. 233

- (1) 鎌倉ハイランド桜並木の整備
- (2) (続)消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について
- (3) 買物困難者、交通弱者対策について
- (4) 地震・津波対策
- (5) 住宅地における大規模な開発の問題点
- (6) 小町大路（小町2丁目386番1）の(株)ラ・アトレ社（事業者）によるマンション建設の件

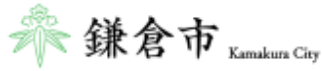
鎌倉地域－西地区 P. 258

第2部：地域からの議題に関する懇談 P. 260

- (1) 由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い
- (2) 由比ガ浜4丁目大規模開発について
- (3) 里道（赤地）の近接住民による無断使用の件
- (4) 観光客に対してのトイレ対策

- (5) 鎌倉市まち美化活動について
- (6) 消防分団のあり方
- (7) 鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊営業
禁止の条例制定

第 1 部 市長からの説明 【共通】



令和 6 年度 ふれあい地域懇談会

第 1 部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

Ⅰ. 深沢のまちづくりについて



鎌倉市

2

市庁舎移転に向けての現状



鎌倉市

3

令和4年12月
～
令和5年度

鎌倉市役所移転に関する条例（賛成 16 反対 10 で2/3に足らず否決）
の否決以降、情報発信不足などの指摘に対応

⇒動画作成など、様々な方法で周知に取り組む

⇒説明会など（約60回・延べ約1,000名）や「てのりかまくら」
（2,194枚）の配布など、合計約70回・延べ約6,800人

新しい市役所」のイメージを具体化し、
理解度や納得感を高める必要性

令和6年2月 「基本設計」関連予算が可決
基本設計の着手へ



動画でわかる
本庁舎等整備事業

4

深沢のまちづくりの現状



鎌倉市

5

深沢のまちづくりの目的

昭和62年 深沢地区に約8.1 ha の国鉄清算事業団用地が誕生

土地区画整理事業を実施します。

第3の都市拠点

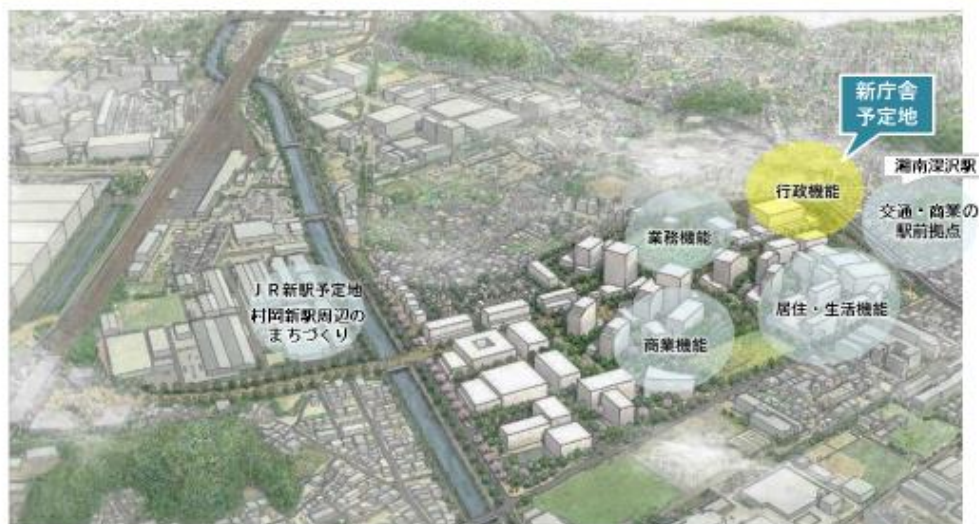
を形成することで、

- ・人口減少、少子高齢化
- ・社会インフラ、公共施設の老朽化
- ・市の財政基盤の強化

等の様々な課題に対応します。



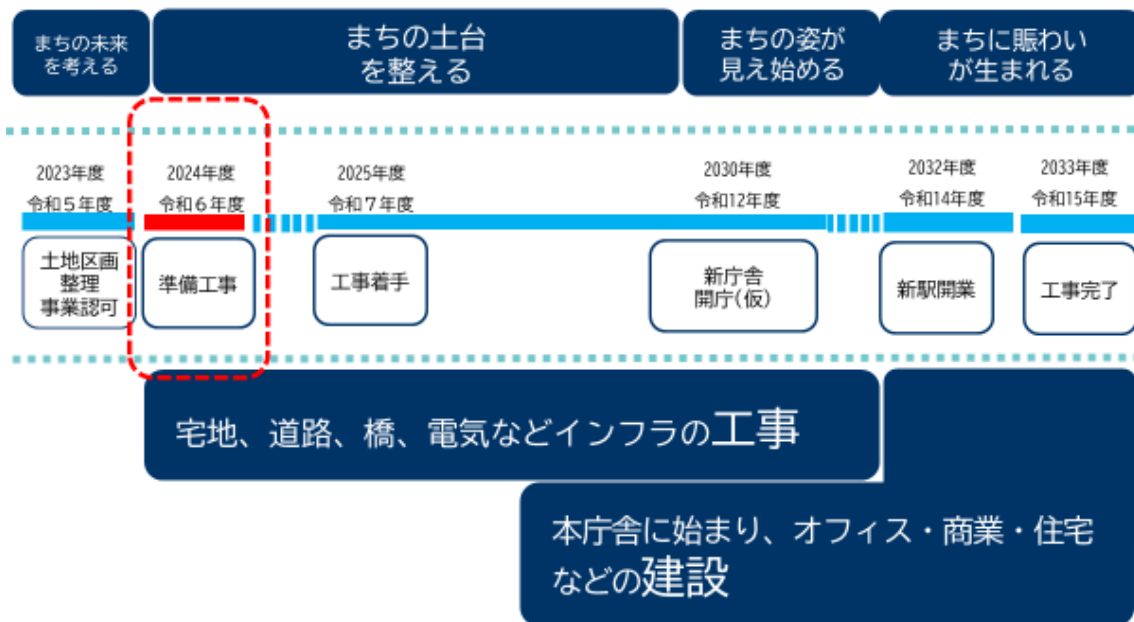
6



新庁舎は、市庁舎、地域図書館、学習センター、消防本部・消防署を複合した施設の整備を計画しています

7

深沢のまちづくりスケジュール



8

地区計画について

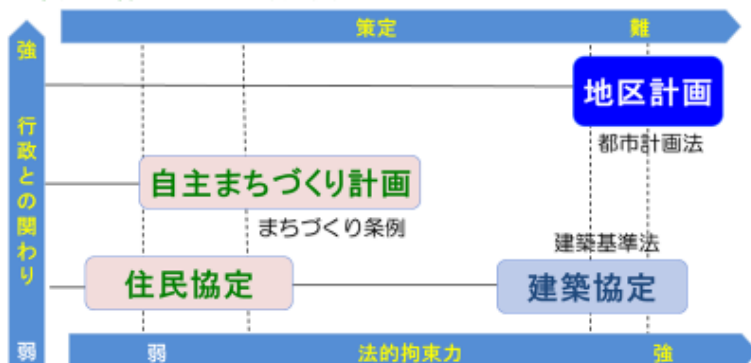


鎌倉市

9

市民主体のまちづくり(目標によって最適な方法があります)

■ 市民主体のまちづくり方法のいろいろ



都市計画法では、地区計画等の提案をするために、権利者の2/3以上の同意を必要としています。

○都市計画法に定める都市計画決定を行うことになるため、建築物の用途などに、法的な拘束力が発生します。

○土地の利用を規制することになるので、地域の皆さんが提案する際には、権利者全員の同意を目指すことが大切です。

○法令や都市マスタープランに定める施策との整合を図る必要があります。

■ 地区計画とは・・・

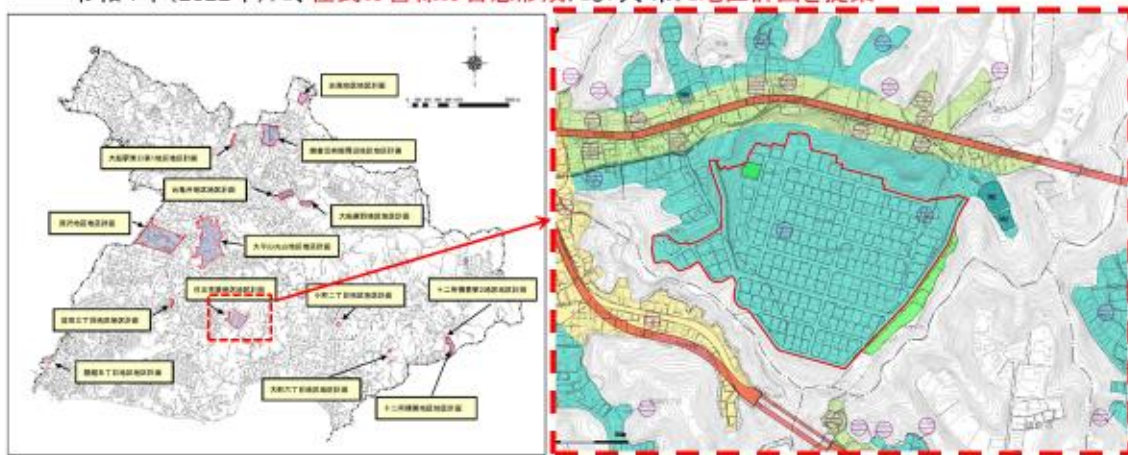
○現在定められている都市計画を前提として一定のまとまりをもった地区(例えば町内会など)において地区の実情に応じて、きめ細かく建築物の用途や高さなどの制限を定める制度

10

地区計画は市内に14地区(市民主体の地区計画策定は3地区)

○住友常盤地区地区計画(約8.5ヘクタール)／令和6年(2024年)2月都市計画決定

- ⇒ 第一種低層住居専用地域・第2種風致地区内の一体の区域
- ⇒ 昭和61年(1986年)から住民協定を締結し、住環境の保全に努めてきた
- ⇒ 平成30年(2018年)から市に相談しながら、建物の用途(届出住宅等)や最低敷地面積(200㎡以上)の制限を検討してきた
- ⇒ 令和4年(2022年)に、住民の皆様の合意形成により、市に地区計画を提案



11

2. 今後のごみ処理方針について

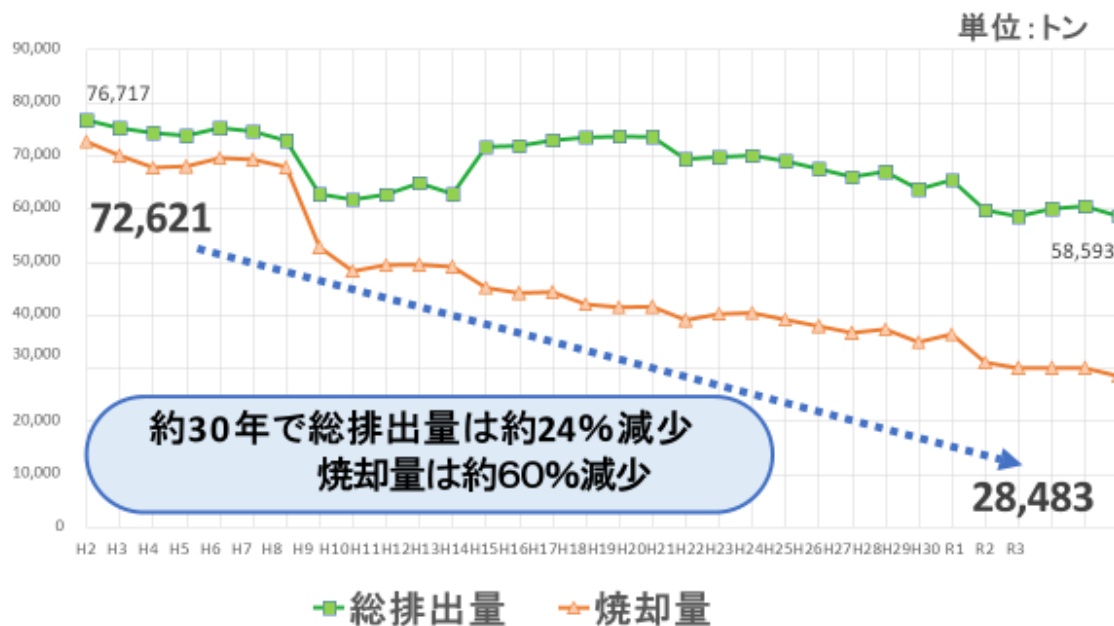


鎌倉市

12

Kamakura City 鎌倉市

ごみの発生量と焼却量の推移



13

今後のごみ処理方針

令和3年(2021年)6月

第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画改定

- 新焼却施設を建設せず、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざして、ごみの減量・資源化を実施。
- 家庭系燃やすごみの約半分を占める生ごみや紙おむつの資源化、事業系ごみの資源化により令和11年度(2029年度)までに、年間3万トンある燃やすごみを1万トンまで削減をめざす。

※令和11年度(2029年度)計画値

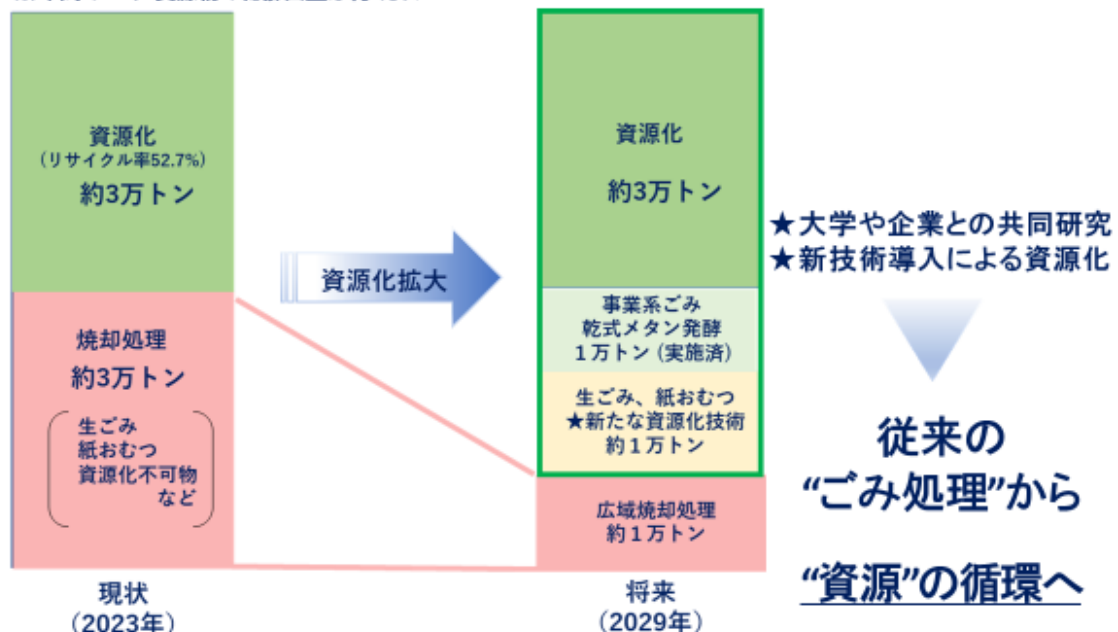
燃やすごみ合計	28,708t	削減量合計	18,853t	焼却量合計	9,855t
家庭系ごみ	18,643t	家庭系ごみ計	8,788t	家庭系ごみ	9,855t
事業系ごみ	10,065t	・生ごみ	6,371t	事業系ごみ	0t
		・紙おむつ	1,485t		
		・分別徹底	932t		
		事業系ごみ	10,065t		
		・生ごみ	2,253t		
		・紙おむつ	762t		
		・分別徹底	393t		
		・混合ごみ	6,657t		

14

Kanagawa City 鎌倉市

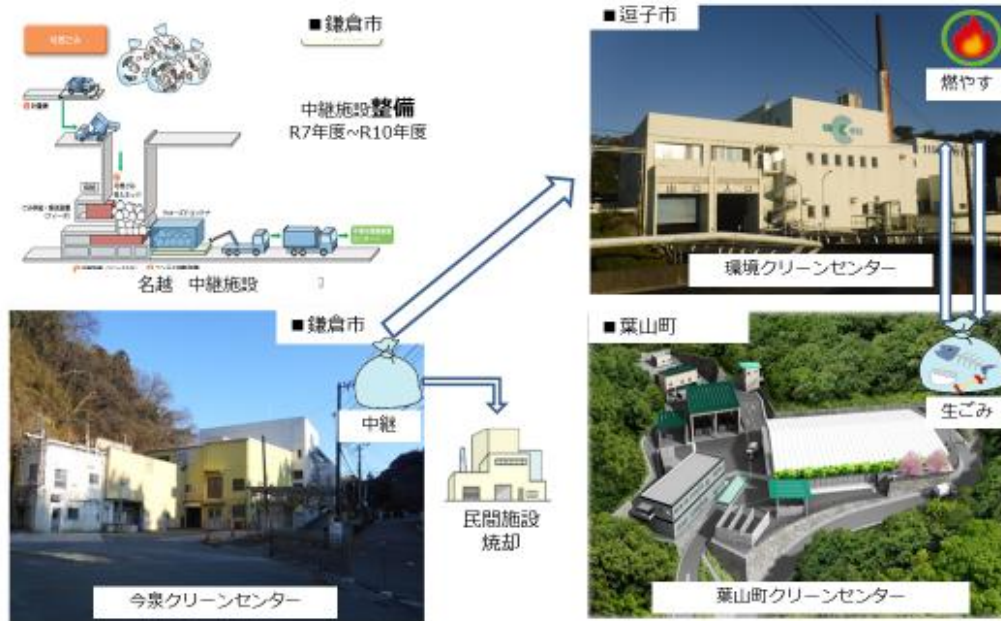
2029年までに焼却量1/3を目指す

※年間のごみ・資源物の総排出量は約6万トン



15

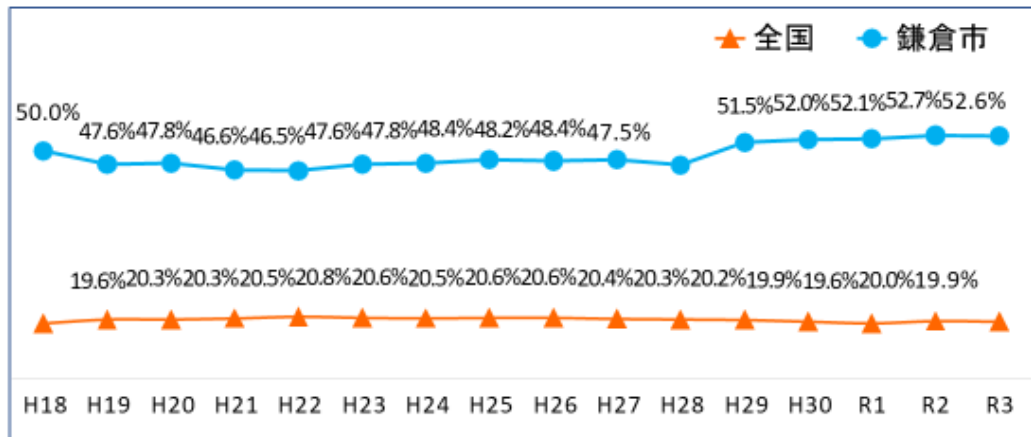
二市一町の主な施設の今後（中継施設整備中）



(写真出典：各自治体ホームページ)

16

リサイクルの推移



鎌倉市のリサイクル率
(人口10万人以上50万人未満の市)

全国2位 東京都小金井市(44.8%)
全国3位 東京都国分寺市(44.5%)

H26年度～H28年度

H29年度

H30年度～令和3年度

全国3位

全国2位

全国1位

17

リサイクル率

鎌倉市 人口172,428人 リサイクル率56.7%

逗子市 人口 59,609人 リサイクル率45.9%

葉山町 人口 31,431人 リサイクル率49.6%

神奈川県平均 リサイクル率24.4%

1位：鎌倉市 2位：葉山町 3位：逗子市



出典：令和4年度神奈川県一般廃棄物処理事業の概要

18

戸別収集について



鎌倉市

19

戸別収集の実施について 必要性と意義

クリーンステーション収集に伴う様々な負担軽減

- ・高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活する市民のごみ出し労力を軽減
- ・クリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担軽減

ごみの減量

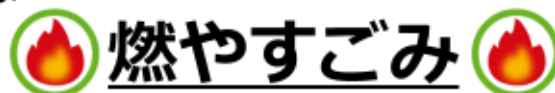
- ・個々の世帯が分別を意識して自宅前にごみや資源物を排出することで更なる減量、資源化に繋がる

今後、益々高齢化やライフスタイルの多様化が進展した場合にも、安定かつ継続的なごみや資源物の排出と収集を確保しなければならない

20

具体的な進め方

対象品目は



燃やすごみ



から開始します

令和7年4月に1万世帯から開始し、
令和8年4月から全市に展開します



21

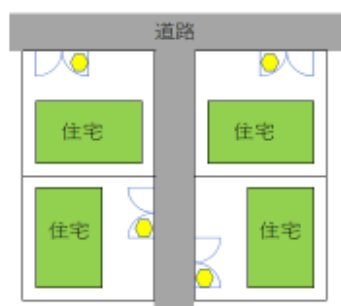
戸別収集開始時までには準備していただくこと

ごみを出す際に使用する動物対策用として蓋つきのごみ箱、衣装ケースなどをご用意ください。



出し方の例は次のとおり⇒

ご自宅の敷地内で道路に面した排出場所を確保してください。



22

出し方の例



衣装ケース



バケツ



フック



編みかご



ネット

23

3. ケアラー支援条例の制定 について



鎌倉市

24

Kamakura City 鎌倉市

鎌倉市ケアラー支援条例

家族の介護や援助を担うケアラーが、
自分らしく生きる機会を失う可能性があること
一人で悩みを抱え心身を疲弊させ、
社会的に孤立する可能性があること

を背景に、
すべてのケアラーが安心して自分らしく暮らすことの
できる共生社会の実現を目指して施行（R6.4.1）

ヤングケアラーへの配慮

- 本来大人が担うと想定されている家族へのケアの責任や重い負担で、こどもの権利や利益が損なわれたり、心身の健やかな成長・発達、適切な教育の機会の確保に支障がでないよう特に配慮する。

若者ケアラーへの配慮

- 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担で、若者の学習の継続や職業選択の機会の確保に支障が出ないよう、また、適切な自立が図られるよう特に配慮する。

ケアラーへの切れ目のない支援の必要性

- ケアラー支援は、年齢を理由に支援が途切れることのないように、ライフステージの変わり目を意識して、年齢を問わず切れ目なく行うことが必要。

ケアラーへの包括的な支援の必要性

- ケアラーへの支援施策を充実させたとしても、ケア対象者への支援が不足しては一人ひとりのケアラーにかかる負担は軽減されないため、家族一人ひとりを支援する視点を持ち、ケア対象者への取組も含む包括的な支援を行うことが必要。

26

■ ケアラー支援に向けた取組

- ①（新）リーフレット、支援ガイド、サポートリストの作成
- ②（新）ピアサポートの運営及び運営補助
- ③（新）ヤングケアラーの居場所の開設
- ④包括的支援体制の推進（福祉4分野と地域づくり分野の連携による重層的支援体制整備事業の実施）
- ⑤（新）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業によるケアラーへの伴走開始
- ⑥（新）ヤングケアラーコーディネーター・スーパーバイザーの配置
- ⑦スクールソーシャルワーカーの拡充、教育相談員の拡充
- ⑧（新）障害者支援アプリの導入
- ⑨子育て家庭に導入している家事支援・配食支援の拡充
- ⑩生活困窮者家庭への学習支援・フードバンクの取組

27

ケアラーのこと、どこに相談したら



よいか、わからない時は・・・

整理できてないけど話をきいて欲しい！！

「くらしと福祉の相談窓口」（本庁舎3番窓口）

Tel(直通) 0467-61-3864 (内線) 2503 2504



お気軽にご相談ください

- ・ ケアラー支援統括（福祉総務課 福祉政策担当）
Tel(直通) 0467-61-3436 (内線) 2653 2496 (本庁舎4番窓口)
- ・ ヤングケアラー支援（こども家庭相談課）
Tel(直通) 0467-61-3751 (内線) 2676 (本庁舎42番窓口)

28



鎌倉市

Kamakura City

4.支所を活用した防災対策 について



鎌倉市

29

これまでの災害時の対応

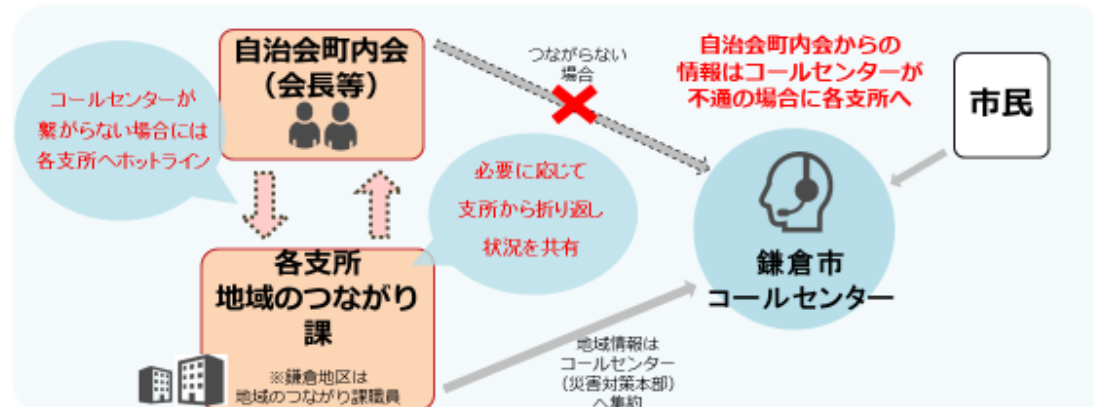


課題点

- 規模の大きい災害時には、市内の様々な情報がコールセンターに集中し、ふさがってしまうことから、自治会町内会からの重要な情報が市に伝わりにくいこともある。
- コールセンターに入った情報は、基本的に通報者への折り返しの連絡はないため、状況の確認の通報をしても、自治会町内会に対して返答ができない。

30

今後の災害時の対応



支所を活用した防災対策

- コールセンターが不通の場合には、災害時に出勤している各支所（鎌倉地域は、地域のつながり課）へ電話連絡が可能。
- 連絡を受けた支所職員及び地域のつながり課から、災害対策本部へ情報共有。
- 必要に応じて連絡を受けた自治会町内会へ、各支所及び地域のつながり課から状況を折り返し共有。

31

5. 多様な学びの場づくりについて



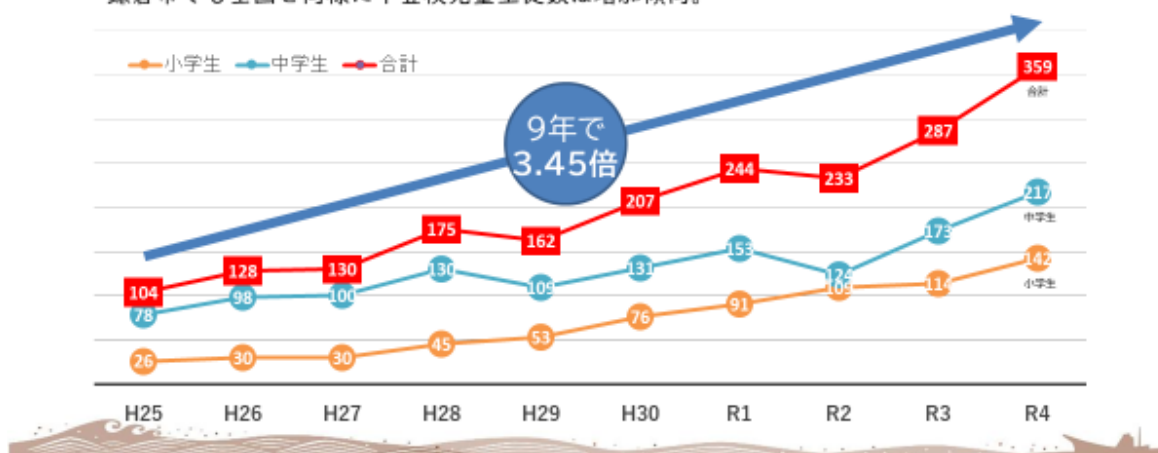
鎌倉市

32



○ 鎌倉市の不登校の状況

- ・ 鎌倉市でも全国と同様に不登校児童生徒数は増加傾向。



33



○ かまくらULTLAプログラム

学校になじめない子供の個性や特性を科学的に把握して、自分にあった学び方でその個性・特性を最大限発揮させてあげることで、そうした子供たちの真の自立につながるのではないか



令和3年度から
「かまくらULTLAプログラム」を実施

34

34

海のプログラム（2023年9月17日・18日・24日）



35

森のプログラム(2023年10月9日・22日・28日)



36



○ 学びの多様化学校（不登校特例校）の開校

鎌倉市立由比ガ浜中学校(仮称)令和7年4月開校予定



37

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【玉縄地域】

<関谷向ヶ丘自治会 古川会長>

2点ありまして、1点目が市庁舎の移転なのですが、やはりこういった公共事業は、まず予算ですよ。いくらかかるか。その財源をどこから持ってくるかということです。2点目は新駅の時期について、去年は9年後という話がありましたが、現時点ではどうですか。

<松尾市長>

令和14年度を予定しています。

<関谷向ヶ丘自治会 古川会長>

去年から変わってないということですか。

<松尾市長>

はい、変わってないです。

<関谷向ヶ丘自治会 古川会長>

わかりました。では、1点目についてよろしくお願いします。

<松尾市長>

かしこまりました。財源については、現時点で新庁舎の予算は170億円という試算をしています。ただ、これは物価高騰とかを含めた金額ではないので、詳細な設計に入っていく中で、金額は上がっていくと思います。より精緻な金額になっていくということです。

では、これをどう工面するかというところですが、現在、基金を積み立てていることが一つございます。それを活用するというのと、もう一つは市債ですね。これは借金をしていくという形になります。鎌倉市はここ10年ぐらいいまだ借金をしてきませんでした。そういう意味では、神奈川県内の中では、借金という見方からすると一番健全な財政状況になっています。そのため、ここで新たに市役所の建設の中で借金をしても、財政的に過度な負担がかかる状況にはなりません。この市役所は、これから50年、60年使っていくというものになりますから、そういう後年度の負担も含めて市債で賄っていくという考え方で進めてまいります。

<関谷向ヶ丘自治会 古川会長>

ありがとうございます。市債はどの程度考えていらっしゃるのですか。

<松尾市長>

まだ明確には決まっていないのですが、大体、基金が30億円、今積み上がっている状況です。これは今後も積み立ててまいります。なので、基金があって、大体40億ぐらいというところで、残りの部分の中で、一般会計で賄う部分もありますけれども、多くは市債を確保していくという形になります。

<ガーデンハイツ鎌倉玉縄自治会 三好会長>

ケアラー支援条例について、資料の28ページのところ、ケアラー支援に向けた取組の中で、アウトリーチというのはどういうことか教えていただけませんか。

<松尾市長>

こちらから支援が必要な方について、出向いて行って支援をしていくというものです。

<ガーデンハイツ鎌倉玉縄自治会 三好会長>

この相談窓口というのは24時間体制ですか。

<松尾市長>

24時間体制ではないです。基本的には、市役所の業務時間中となります。

<台新町自治会 大嶋会長>

市庁舎移転について、別に反対ではないのですが、教育の関係でプールが使えなくなるという話がありますよね。総合防災の立場から考えても、輪島地震でのことで、水がどれだけ大切なのかという話があって、その辺はどうお考えなのか。学校のプールでも貴重な水源だと思っているところなのですが、単に施設の老朽化ということだけで考えて良いのかどうか。こういったことは、ほかのメニューにも色々関連するものなので、軽重をしっかりとつけて、関連付けて考えていただければと思います。

もう一つ、台新町にパチンコ屋がなくなりましたが、その跡地の利用について気にしているところです。この後どうなっていくのですかと相談に行っても、まだ何も決まっていませんとしか今のところ返答がないのですね。そういう情報提供はどのようにされるのでしょうか。市のほうから積極的に情報をいただけるのでしょうか。

<松尾市長>

ありがとうございます。最初のプールの件について、学校全体の施設の老朽化は大きな課題でありまして、順次学校の建て替えですとか、大規模修繕も含めて、教育委員会と連携してやっていかなければいけないと捉えております。教育委員会のほうでも、このたびそうした計画を作成して、老朽化が著しい学校から順次、建て替えや大規模修繕をしていきますが、そこだけではなくて、例えば部分的な雨漏りですとか、もしくは、おっしゃるようにプールの課題とか、老朽化している箇所がたくさん出てきています。それらも必要に応じて、大規模修繕を待たずに順次進められるところはどんどん進めていこうということを教育委員会とは話をしています。

<教育文化財部 小林部長>

学校のプールにつきましては、今夏場の一時期だけ使っているところに対し、改修にかなりの費用がかかるところもございますし、色々と課題があります。大規模修繕と同時にやれるところはやっていきたいとは考えていますが、今プール単体での改修ができないところに関しては、民間などを活用したり、近隣のプールを活用したりすることを考えております。

また、先ほど消防水利の話がありましたけれども、もしプールを閉鎖したとしても、その下に貯水槽などを整備することも考えながら進めていきたいと考えております。

<まちづくり計画部 服部部長>

パチンコ屋の跡地の利用についてですが、鎌倉市はまちづくり条例というのがありまして、土地の大きさに応じて届出をしていただくことになります。その届出の内容を確認して、どういった開発事業が行われるかにつきましては、速やかに現地に看板を設置する、あるいはホームページでお知らせするといった手続を取っております。

その期限といたしましては、大規模、それから中規模と分かれるところですがけれども、原則として、半年前ぐらいにはこちらのほうに届出をしていただくことになりますので、突然開発が行われるとかいったことにはならないと思っております。

<台新町自治会 大嶋会長>

それはホームページと看板で確認しなさいということですね。

<松尾市長>

いえ、会長から御相談をいただいたのであれば、我々もその情報を会長にお伝えするようにさせていただきますので、よろしくお願いします。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【大船地域】

<今泉台町内会 山本会長>

初めに市長のお話で市庁舎移転の話が出ました。大災害があったときのことを考えると、市庁舎は新たに造り直さなければならないと。これは構わないですが、大災害の話をされるのならば、鎌倉市内の危険地域、大津波が来たときはどうするのか、崖崩れが起こる場所はどこにあるのか、これに対する対策はどういうことが必要なのか、今、鎌倉市は何をしようとしているのか、こういう説明が我々にとって一番大事なことでして、市庁舎も大事ですけども、その問題に対して、具体的なイメージを我々に伝えていただけていないと私は思っています。このことをなぜ最初にお話しただけなのか、非常に残念に思いました。

<松尾市長>

ありがとうございます。そこの部分が伝わっていないのは申し訳なく思います。

東日本大震災があって、津波の対応は鎌倉市としてはしっかりとやっていかなければいけないということで、この間、地域の方々と津波避難訓練ですとか、津波避難ビルの指定ですとかを行ってきました。場所によってはビルがないところもありますが、そこについては裏山に逃げるための避難通路を市の方で整備をしてきたところですが、ただ、これは賛否あるところですけども、東北では大きな防潮堤を造るということをやった自治体もありますけれども、鎌倉市の場合は景観を大事にしているので、海を全て防潮堤で塞ぐという判断はしておりません。ここは賛否あるところであり、議論があるところだと思いますけれども、そこはそういう判断をさせていただいております。

鎌倉市の特徴として、すぐ裏に山がありますから、そこにとにかく逃げただくことをベースに置きながら、津波フラッグですとか、津波避難経路の設置ですとかを十分に行いながら進めているところです。ただ、それで十分かと言われれば、まだまだであり、足の悪い方ですとか、一人では避難できない方とかを具体的にどうするかというところまでは行き届いてない部分があります。その辺りは、海沿いの自治会町内会の皆さんと連携をして、一つひとつ取組を進めてまいりたいと考えています。

また、崖崩れも鎌倉市にとっては大きな課題です。神奈川県で急傾斜の指定をして工事をさせていただいていますが、レットゾーンという指定があるところについて、しっかりと対応をしていただく形になります。鎌倉市の所有しているところにつきましては、よりスピード感を持って安全対策をしてまいりたいと考えておりますし、また、民有地につきましては、一昨年に補助額を上げさせていただいて、より民間の方が所有しているところが工事しやすくなるように、取組を強化しています。

<戸ヶ崎あけぼの町内会 上村会長>

市役所の移転が議会で否決されたということで、反対された方はどういった御意見なのでしょう。また、反対されるにあたり、何か対案は示されたのでしょうか。

<松尾市長>

ありがとうございます。実は反対の意見というのが、皆さんそれぞれ違います。例えば、まだ住民がよく理解できてないということで反対された方がいらっしゃいました。それから、市の仕事の進め方が信用できないということで反対された方もいらっしゃいました。それから、時期尚早だということで反対された方もいらっしゃいました。あとは移転先の深沢が危ないのではないのかとか、今の市役

所が移転した後の活用がまだ明確になっていないというようなこともありました。

そのときに出た対案では、今の場所で建て替えられないのかというのがあり、免震や制震をできないのかということがありました。それは、我々がもうすでにこの8年の間で検討してきている内容です。免震も、やはり聞こえは良いですけども、実際に今の市役所の老朽化している中では非常に難しく、それは埋蔵文化財の問題も含めて難しいという判断をせざるを得ませんでした。

我々も移転ありきで検討してきたわけではなく、あの場所で補強ができるのか、もしくは建て替えができるのかということを含めて検討してきた経過があるので、そのことについて改めて御説明をさせていただいているのですが、まだ十分には御理解をいただけていません。

<山ノ内中町北町内会 古川会長>

先ほど、今泉台町内会の会長からもお話がありましたが、具体的な災害時の緊急対応策について確認しておきたい点がございます。

私どもの山ノ内中町北町内会には明月院があり、6月にはアジサイも咲くため、早朝からかなりの行列ができています。その中で、県有地の斜面は県の対応が進んできておりますが、鎌倉市道に転げ落ちた土砂の撤去、それと、梅雨の時期に入りますと、大雨が降った翌々日ぐらいに崖崩れが起きて、これが早朝に確認できた場合、市役所の守衛室に連絡して、そこから職員が緊急連絡網でもって駆けつけるという体制は十分取られているのか。県の方は、出勤してから職員を行かせますということが先月ありました。

今回の落石では、先に鎌倉市の道路課の職員の方が2名ほど来ましたので、その辺の連携は取れているのかなと思いましたが、一部側溝の上に岩が転げ落ちているというところで、大きな被害はなかったのですが、明月院通りは、ベストシーズンのときには、明月院の門まで相当な距離の行列をつくれます。そのようなことから、危険の処置について、かなり強く申入れをしたことによって、すぐに仮工事のH鋼を打って、板塀のようなもので塞ぐ工事をしました。しかしながらまた雨が降って、そのエリアを越えたところにもう1回落ちてきました。これは生い茂った山肌を刈り込みして調査しないと確認できないわけですね。そういうところまできちんと踏み込んだ緊急対応策というのをしていないと。それこそ逗子の崖崩れではありませんが、観光客が崖崩れの被害にあったら、鎌倉市としても、観光事業を推進するにおいて痛手を被ることになるかと思いますので、崖地の一番要注意なところは、県に連絡をするとか、また、民有地の中でも現に起きているわけですから、その事例を踏まえて、各自治会なり、しかるべき地権者の方に御連絡をするという手法を取っていただかなければならないと思いますので、その辺をお知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

<松尾市長>

ありがとうございます。具体的な場所がきつとおありですよ。また場所を教えていただければと思います。

<山ノ内中町北町内会 古川会長>

伝わっていますよ。

<松尾市長>

分かりました。しっかりと対応させていただきたいと思います。ありがとうございます。

第 1 部 市長からの説明に対する意見・質疑

【深沢地域】

※第 1 部から第 2 部まで市からの一括説明後質疑、懇談

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【腰越地域】

<市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合 清水理事長>

ごみの戸別収集の件ですが、集合住宅だと内容は変わるのでしょうか。

<松尾市長>

集合住宅ですとかアパートの場合は、各1戸1戸ではなくて、そのアパートなどが建っている敷地の中に1箇所共同で捨てる場所を設ける形となります。

<市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合 清水理事長>

それは、今あるごみ収集の場所となるのでしょうか。

<松尾市長>

基本はその考え方です。今のステーションの場所が、入居者の方だけのステーションとしてつくっているのであれば、そこになる可能性があります。1戸1戸、職員がお伺いして、どの場所にしますかという御相談を対面でやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

<下町町内会 杉山会長>

ごみの収集の関係なのですが、現在、ごみ減量推進員がいらっしゃいますよね。まだ体制ははっきりしないかと思いますが、ごみ減量推進員の扱いはどのような形になりますか。

<松尾市長>

基本的に従前と変わらない形で進めようと考えています。

<下町町内会 杉山会長>

従来、クリーンステーションの関係でごみ減量推進員が対応されていたのですが、今後、戸別収集になると、ごみを捨てるのは個人になるので、それについてごみ減量推進員がものを言うことについてはいささか抵抗があるのではないかなと思うし、問題が出る可能性もあると思っていますけれども、その点はいかがですか。

<松尾市長>

今回の戸別収集は、まずは燃やすごみから回収をさせていただくことになっています。燃やすごみ以外はまだステーションで収集をすることになりますので、そういう意味では、まだ役割としては引き続き同じようにやっていただくことになります。

<下町町内会 杉山会長>

そうすると、令和8年以降に全世帯が対象になった場合には、その対応を考えるという話になるのですか。その後もごみ減量推進員は存在するような形になりますか。

<松尾市長>

令和8年度で全市域に戸別収集の燃やすごみをスタートするのですが、その後、ほかの容器

包装プラスチックですとかにも拡大をしていく予定です。その中において、まだ役割というのは担っていただきたいと思います。将来的には、おっしゃるとおりで、少し人数を減らすとか役割を見直すことも出てくるかと思いますが、現時点では引き続きお願いしたいと思います。

<下町町内会 杉山会長>

全部が戸別収集の対象にならないと、そこまでは判断できないような話ですよね。ただ、小さな町内会ですと、ごみ減量推進員を出すのもなかなか難しいところもあるのですよ、1名だけですけれど。だから、将来には減量員がいなくなるような形の方に持っていったらえれば、非常に助かるのですけれど。その点よろしく願いいたします。

<七里ガ浜町内会 伊澤副会長>

今問題になっている戸別収集、手前どもは、前回のテストケースで3年間燃やすごみとプラスチックの回収を経験させていただきましたが、非常に良かったです。それで、全ての皆様にこれを提供していただくということで、今回ようやく、燃やすごみだけですけれども、実際に運用できることになったということで、その間の継続的な御努力に感謝いたします。

今後、ぜひ一つ一つ、プラスチック、それから全ごみというように、段階を経て推進していただければと思います。それに対して私どもは全面的に協力していきたいと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

<七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長>

七里ガ浜二丁目自治会は、住民協定を長年、もう20年ぐらい運用しています。とはいえ、住民協定には法的拘束力はないということで、民泊を始めますと言われても、法的には止める力はない。あと、住民協定の中で土地の分割についても触れているのですけれども、これも特に業者が分割されることにに対して法的にストップと言う権利はないので、周りで騒ぐだけというのが現状です。

そのため、地区計画を検討していきたいのですけれども、住民協定はおおむね8割の賛成をもって市のガイドラインには書かれています。正直なことを言うと、昨今、住民協定を改定したのですけれども、8割の合意を得るのには相当苦勞しました。地区計画はおそらく全戸ですよね。全戸の合意を得るというのは、もうほぼ不可能ではないかと思っていまして、その不可能に近いところを検討していただきたいと言われても、それはちょっとできるのかなと思うところなのです。おっしゃることはよく分かるのですが、そこを補完する形で、例えば条例をつくるですとか、そういう法的拘束力を持ったものを検討していただきたいです。

<松尾市長>

権利者の3分の2以上の同意ということが都市計画法の中では言われていることですので、100%が要件ではないです。ただ、やはり100%に近づけるのに越したことはないです。

<七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長>

自主まちづくり計画か建築協定かのどちらかが100%合意ではなかったでしたっけ。

<松尾市長>

自主まちづくり計画は明確に100%ではなかったと思います。100%を目指してほしいということの

説明はしているかもしれませんが。

<七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長>

法的拘束力が上がれば上がるほど、合意の数が必要になるのは一般的な話ではないですか。住民協定が8割で、法的拘束力が上がれば上がるほど8割でなくてよいということは多分ないはずですよ。

<松尾市長>

一般的にはそうです。ただ、法的にはそこは要件にはなっていません。100%という要件はありませんので、きちんと地域での話し合いをぜひ進めていただきたいと思います。

<七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長>

例えば3分の2で市に持っていったら受理してくれますか。

<松尾市長>

市としては受理して判断することになります。

<七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長>

分かりました。ありがとうございます。それとケアラー支援につきまして、お話を聞いていまして、具体的に何をされるのかが分からなくて、高い志は理解できるのですけれども。話を聞くと、窓口をつくりましたということに聞こえました。

個人的には、ケアしないといけないのは、若い方、働き盛りの方が介護に時間を取られて、本来自分がやりたいことができなくなることが一番の問題だと思っていまして、もう条例を制定されたので、それを批判するつもりはないのですけれども、次のステップとして、そこを対応していただきたいなと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。条例は枠組みをつくっているものですから、具体的な中身については、今後の経過を見ながら施策を講じていくことになりますので、きちんとそこを充実させることも含めて考えてまいりたいと思います。

<腰越小学校PTA 川田会長>

今後のごみ処理方針について、市民に対してはこれから色々と計画があると思いますけれども、それ以外に、例えば事業所、要は私たちが買って来て家に持って帰るものがごみになると思いますけれども、その排出規制というところで今後取り組みたいことがあれば教えてください。

<松尾市長>

おっしゃるように、やはり生産者責任を含め、排出する事業者や企業が変わらないことには、ごみが増えていくという社会は変わらないのですけれども、一自治体で効果的な取組というのはなかなか難しいということも同時に感じています。ただ、市の取組としては、各事業者には直接職員がお伺いをして、燃やすごみの分別をしていただくことですか、事業者としてごみを出さない取組、例えば生ごみ処理機を導入していく際の補助金のことなども説明しているところです。

<七里ガ浜地区スポーツ振興会 信清会長>

クリーンステーション収集に伴う様々な負担軽減として、ごみの減量、そして戸別収集ということ提起されていますけれど、後に地域からの議題に関する懇談でも出てくると思いますが、観光客等によるごみの投棄といえますか、放置ですね。付近の住民の住宅に侵入して、そこでごみを放置しているのが最近非常に目立っています。

そこで、戸別収集をするにあたって、現在クリーンステーションが何箇所あるかが出ておりませんが、7万7,000箇所になると思います。そうしたら、例えば宅配のタグとか、そういうものがそのままごみで出される場合に、個人情報特定される可能性があります。これらのごみを持っていくことがいわゆる罰則または犯罪等にもなっていくと思います。そこら辺のケアについてどうお考えになっているのでしょうか。

<松尾市長>

置いてあるごみを持っていってしまうことにつきましては、おっしゃるように、市としては条例で規制をしているところです。では、現実的に現場でそれが取り押さえられるのかについては、パトロール等をしている中ですが、全てを防ぐことは現実的にはなかなか難しいところです。そういう意味で、被害が出たところについては、重点的に市のほうできちんとケアをしながら、地域の皆さんと一緒に少し丁寧に見ていきたいと考えております。

<腰越地区スポーツ振興会 田中会長>

排出の事業者責任の話が出たと思いますが、今、鎌倉市だけではないのですが、コンビニとかコーヒ屋とかテイクアウトのものが非常に多く、それを持ち出す観光客や住民の方がいらっしゃいます。そういう方が飲み終わったものをどうするかというと、ちょっと休んだところの公園に置いていってしまうのがすごく多いのです。したがって、鎌倉市だけでも良いから、排出の事業者に対して、そういうことがあるというのをもう少しアピールしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

<松尾市長>

ありがとうございます。おっしゃるところの課題は大変大きな問題だと思います。便利さとは裏腹の部分があって、市の大きな方向性としては、やはり便利さよりも、環境によりよい生活スタイルに変えていくことによって、無理なく環境負荷を減らしていくことを目指しているところです。

そういう意味では、コンビニとも協議をこれからもさせていただきながら、ごみになるものをそもそも出さないような売り方、出し方というところを目指していく必要があります。すぐには変わらないものではありますが、しっかりとそういう方向に向けて話し合いを進めてまいりたいと思います。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【西鎌倉地域】

<西鎌倉山自治会 岩尾会長>

地区計画についてお聞きしたいのですが、活用いただければとおっしゃっていたと思いますけれど、これは例えば自治会とか町内会での総意がある場合に、市に持ちかけて計画を進めるようなことになるのですか。

<鎌倉市長>

特に自治会、町内会単位でと決まっているわけではないです。3,000平米以上のエリアでなので、小さいところもありますし、太平山丸山などのように結構大きいところもあるので、3分の2以上の権利者の同意が市に申請できる要件となっており、規則基準に基づく判断の結果、採用の場合は手続が進んでいくという形になります。

<西鎌倉山自治会 岩尾会長>

ありがとうございます。今計画がある地域の方たちは、自主的にそういう申出を市にされて進められているものですか。

<鎌倉市長>

基本的にはやはり地域の方がやりたいという意思があって、それで御相談いただくという形になります。

<谷郷自治会 木下会長>

谷郷自治会でもまちづくり計画書を出していて、十数年前から全然更新がされてなかったもので、昨年度の総会で更新の手続を総会に諮ってやろうとしたのですが、市から待ったがかかりまして、非自治会員の意見も聴取してくれというお話になりました。自治会員以外の意見を聴取するというのは、結構難易度が高くて、市からそういうフィードバックがあったので、取組をどうしようかと悩んでいるところなのですが、やはりそういうものが必要なのですか。自治会には結構しんどいところだと思いますが。

<都市景観部 古賀部長>

同意を取るためには、その指定する予定のエリアの方々に説明をしなくてはならないので、多分、そのことを言っているのではないかと思います。最終的には、自主まちづくり計画ですと、住民の4分の3以上の同意が必要になりますので、まずは説明をして、同意が取れるかどうかやってみてくださいという説明だったのではないかと思います。いかがでしょうか。

<谷郷自治会 木下会長>

そのとおりなのですが、自治会員ではないのでポストインもできないし、ポストインしたらどうという反応が来るかも分からないので、そこが悩みどころです。

<都市景観部 古賀部長>

そういうことをやられてみて、状況を市の担当者に御相談いただければと思います。

＜手広町内会 内海会長＞

今後の災害時の対応についてで、各支所に連絡をすればよいというお話でしたが、顔が見えないというのは非常に問題だと思っていますので、できれば各支所の方々が、各自治町内会に、こういう方針で、今、災害に対しては対応していますという説明に来てもらいたいと思います。今の市長の説明ですと大ざっぱですから。町内会から支所に連絡して、ちょっと説明をお願いしますということによってよろしいでしょうか。例えば日にちを決めて、災害時の対応についてちょっと説明してくださいとお願いしてもよろしいですか。

＜鎌倉市長＞

もちろんです。災害時に機能しなければ意味がありませんので。こちらの場合は腰越支所長が担当しています。

＜手広町内会 内海会長＞：

分かりました。では連絡を差し上げて、説明してもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

＜鎌倉市長＞

内海会長のところはおそらく深沢支所のほうが距離的に近いと思いますので、どちらを選んでいただいても結構です。

＜市民防災部 永野部長＞

町内会の方々全員が支所に電話してくるとなると、コールセンターの体をなしていませんので、私どもがイメージしているのは、会長などの地域の代表の方々から支所長に御連絡をいただいて、会長などにフィードバックをしなくてはならないような情報については、支所のほうからまた折り返し連絡をするというものです。腰越地域にお住まいの方や西鎌倉地域にお住まいの方は、みんな腰越支所や深沢支所に連絡を入れてくださいというようなイメージではなく、会長に説明をしたいということです。

＜手広町内会 内海会長＞

例えば手広町内会で皆さんが集まってもらったときに、そういう説明をしていただかないと分かりませんので、一度そのような機会を設けてもらいたいなと思っています。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

実際に今のお話の、土日には支所と連絡が取れないとか、電話連絡がどうだとかありますけれど、先ほどもコールセンターが機能しているかどうかというお話がありましたけれど、どういう形でこの防災に関して御相談をしたり、情報をいただいたりするのでしょうか。

＜市民防災部 永野部長＞

例えば風水害とかであれば、コールセンターが立ち上がっているときには、支所にも職員はおりますので、皆様からのお電話であれば、もしくは直接お越しいただくとかということであれば、職員が

対応できるはずです。コールセンターを開設したところから時間のずれは多少あるかもしれませんが、土日であれ夜間であれ、そんなに大幅にずれることはないと思っております。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

どの時点でどうなっているかというのは、私たちには情報がないわけですよ。情報がないところで、このタイミングならコールセンターが立ち上がっているだろうなというのを想像して連絡を取るということですか。どのように立ち上がるかが分からないと、なかなか動きが取りにくいのかなと思います。

<市民防災部 永野部長>

市役所に連絡を入れたいタイミングがあるかと思います。そのときには、市役所でコールセンターの体制が立ち上がっていれば、コールセンターにつながるようになると思います。コールセンターが立ち上がるようなタイミングであれば、先ほど申し上げたとおり、支所にも職員が詰めているはずです。ですから、支所でつながらないときには本庁でもつながらないのかもしれませんが。その場合には、守衛がつなぐというような、一般的な警報が出ているときの対応と一緒にになってしまうかもしれませんが、そういうときには、そこから担当課につないで対応させていただくことになるかと思います。

今からコールセンターを開けますという情報も、ホームページなどには載せますけれども、取りあえず市役所に電話をしてみてくださいという形になろうかと思います。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

今までも連絡したことはあるのですけれども、うまく機能しなかったことがあるので、一度、その予行練習というか防災訓練というかをやっていただけないでしょうか。こういう形で情報が取れますよとか、この時点でホームページに流していますよとか、今ここに出席しているので分かりましたけれども、そこまでのことは分からないですよ。

防災に関しては、皆さん何となく心配しているところがあるので、安心のためにも、そういうことが機能するということをお知らせいただくのが良いかと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。訓練してみると具体的に分かると思うので、やれるかどうかも含めて検討してみます。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

市役所に問い合わせるのですが、すぐ駄目になってしまうのですね。おそらく災害があったときは、回線がいっぱいになってしまうのだらうと思いますし、コールセンターが開いているのかどうかともよく分からないし、一般市民はやはり電話が身近なものなので、その手段は必要なのかなと思います。ちょっと検討していただきたいと思います。

<松尾市長>

千代会長はもうお分かりいただけるとは思いますけれど、基本的には、災害があったときには市役所に連絡していただければ、きちんと対応できる体制であります。回線が少ないものですから、電話が

多くかかっていることが予想される場合には、コールセンターにて複数の回線を用意して、ちゃんと受けられる体制を取ります。

ただ、各会長がコールセンターを通じてお話しいただくと、フィードバックをするというところまでがなかなかできませんし、それが会長からの話だというのも、コールセンターではあまり認識できないという課題があるので、支所できちんと会長からの話として受けて、そして各課で解決したものを会長にフィードバックするというのが、この体制でやりたいことです。それがきちんと機能するかどうかの訓練はやるべきだと思いますので、実施については検討させていただきます。

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

先ほど内海会長がおっしゃったように、顔の見える関係ができてないのになかなか電話しづらいということもあるので、御検討いただけたらと思います。

＜南鎌倉自治会 河原副会長＞

ごみの戸別収集についてですけれども、対象品目を燃やすごみから開始した後の具体的なスケジュールはもう決まっているのでしょうか。もしくは、まずは燃やすごみから回収してみて、うまくいかなかったら、やはり元の形に戻そうということもあるのか、ゆくゆくはクリーンステーションの管理がなくなるところまでを見越した上で計画を策定されているのかなど、教えていただければと思います。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。まず、燃やすごみから開始するというところでございますが、対象品目がいつ、どういう形で増えるという計画までは正式には決まっておりません。

前回、試行的に、燃やすごみと容器包装プラスチックの2種類を、七里ガ浜と鎌倉山と山ノ内の地区でやらせていただいたのですが、その中では、特に大きなトラブルもなく進めることができましたので、また戸別収集をやらなくなることは基本的には考えていないです。今度は全市でということになりますので、まずは燃やすごみをやらせていただいて、この戸別収集のやり方になじんでいただきながら、対象品目を拡大していくという流れを考えています。

最終的には、クリーンステーションもなくなることもあり得るのですけれども、そこまではすぐには行かないだろうとも思っておりまして、燃やすごみ、それから、容器包装プラスチックが特にガラス等の被害も受けるところですので、まずはその辺りから実施していく見込みであります。

＜南鎌倉自治会 河原副会長＞

ビンや缶ごみですとか、資源ごみ等も戸別収集の対象になり得るということですか。

＜松尾市長＞

将来的にはそれも検討しているところではありますけれども、場合によってはそこまではやらない可能性もあります。

＜新鎌倉山自治会 向山会長＞

もう一度確認ですが、1万世帯というのはもう決まっているのでしょうか。あるいは決まってないとしたら、いつぐらいに御連絡をいただけるのでしょうか。

それから、令和8年から全市に展開しますというところは、燃やすごみを展開しますという意味でしょうか。

<松尾市長>

ありがとうございます。まず、令和7年4月からの1万世帯につきましては、前回試行的にやった3箇所である鎌倉山、七里ガ浜、山ノ内を含め、それ以外のところにもお声がけをさせていただいています。それは、市のほうで選ばせていただいて、そこでやって良いよと言っていたエリアから選んで、1万世帯を先行的に実施するということで進めています。今もう選定をしているところですので、近々、その1万世帯がどこですというのは発表できる段階になります。

それから、令和8年4月からは、燃やすごみを全市展開する形になります。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

市庁舎移転に向けての現状のところに「てのりかまくら」2,194枚の配布とありますが、この「てのりかまくら」とは何でしょうか。

<松尾市長>

「てのりかまくら」は、市役所の移転がなぜ必要かという内容を書いたチラシを作って、それを駅で配布させていただいています。小さなチラシなので、手乗りということと、「広報かまくら」と比較して「てのりかまくら」ということです。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【鎌倉地域（南地区）】

<大町八雲自治会 池田副会長>

市庁舎移転について伺いたいのですけれども、レジュメには令和6年2月に基本設計関連予算が可決と書いてあるのですけれども、その可決された中身に市役所を移転するということも含まれているのですか。

<松尾市長>

市としては移転するという方針を持っていますが、どういう市役所を新しくつくるかを今、基本設計の中で進めようとしています。移転をするという議決とは別になるのですけれども、新しい市役所はどのようなものができるかという設計の費用が今回可決された中身になります。

<大町八雲自治会 池田副会長>

そうすると、まだ正式には鎌倉市役所の移転は認められていないということですね。

<松尾市長>

3分の2の可決はまだいただいていないというところです。

<大町八雲自治会 池田副会長>

分かりました。冒頭に、なぜ市役所を移転するかというと、災害対策が大きな理由ということをおっしゃっていたのですけれども、具体的に、ここから深沢に移すことがなぜ災害対策になるかということについて、もう少し詳しく教えてください。

<松尾市長>

ありがとうございます。きっかけは東日本大震災だったのですけれども、それまで、実は、市役所を新しくするという計画は一切持っていませんでした。東日本大震災で何があったかということ、市役所の本庁の機能がなくなる、いわゆる津波でなくなるとか、熊本の地震の際には、市役所が崩れて中に誰も入れなくなったということも起こりました。

今の鎌倉市役所はどうかを改めて確認をしたときに、震度6強以上の地震が来た場合に、あの中で市役所の職員が継続して仕事できるという状況ではないことが分かりました。ですので、あの場所で補強をするのか、もしくはあの場所で建て替えるのか、もしくは移転をするのかという三つのどれかはやらなければいけないので、どれが適切かということの検討を始めたというのがおよそ8年前になります。

それで、検討した結果、まず、補強ができるかということなのですけれども、今既にブレースという柱が入っています。あれは、阪神・淡路大震災の後に補強した部分なのですけれども、それでも足りない耐震を、もしこれからさらに強くしようとすると、もっと柱を入れなければいけないということで、今でも非常に手狭なのですけれども、そういう意味では、市役所の職員があそこで仕事をする場としては、もうほぼ機能しなくなるというか、全然足りない状況になってしまうので、これは現実的ではないだろうというところです。

では、建て替えられるのかですけれども、一つは、高さ規制があります。これは鎌倉地域で最大でも15メートルという高さ規制をかけながら、今の市役所の場所は10メートルという規制をかけてきま

した。そんなのは外せば良いという声も一方ではあるのですけれども、民間の皆さんに同じように規制をかけてきているということがありますから、そういうことをしている市役所が自分の都合だけで高くするというのは、簡単にできることではありませんし、するべきではないと考えています。

仮にこれができたとしても、実は埋蔵文化財の問題がありまして、これ、御成小学校の建て替えのときにも問題になったのですけれども、地下に非常に貴重な埋蔵文化財が入っている可能性が高くなっています。御成小学校の建て替えのときも、実はそれを壊さずにつくったという経過があります。要は、土を掘ることによって、それを壊してはいけないということです。今の市役所のところも同じことが起こるだろうと思っておりまして、この二つの条件から、この場所での建て替えをするのは非常に難しいということで、まずは移転をしなければならないということを決めて、一旦結論を出しました。

その後、どの場所が適切かということで、複数の候補の中で深沢という場所を選んで、そちらに決めたというのが、災害でしっかりと機能する市役所をつくっていくということを進めてきた経過になります。

<芝原自治会 渡辺会長>

1 点目は地区計画についてですけれども、説明にもありましたように、例えば住友常盤団地のように、ある程度開発で一斉に分譲されたところというのは規制をかけやすいわけですね。ところが、既存宅地の中で地区計画が立てられるかといったら、非常に難しいと思います。敷地分割だとかは無理なわけであって、ところが、実際には良好な住環境を保たなければいけない、保ちたいというところは、既存宅地のほうが圧倒的に多いのですね。そこで、こういう既存宅地の中で良い住環境を守るためにどうするかというところが、今一つ見えないなと思っているのですね。小町の辻説法通りのマンション開発の例はありますが、実際にこういう既存宅地の中で、地区計画を立てているところはあるのですかということが1点。

それから、ごみの問題ですけれども、個人的には燃やすごみについては自区内処理すべきだという考え方をずっと持っているのですけれども、2市1町でもって広域処理でやるという考え方もあると思うので、それは否定しないのですが、ただ、逗子の焼却処理施設というのは、おそらく名越と大体同じ時期に建てて、それを長寿命化するために、たしか処理能力は3万トンにもならないと思いますけれども、それを2万トンに抑えて燃やしているのが現状だろうと思います。そこに鎌倉市の燃やすごみはどのくらい持っていけるのかといったら、どうなのかという気がするのですね。ですから、肝心の焼却処理について、2市1町の広域処理ではなくて、市外の民間処理施設を頼った処理体制になるのだらうなということで、広域処理について非常に違和感があるのですけれども、これは、意見として言っておきます。

それと、燃やすごみの戸別収集のところで、令和7年4月に1万世帯から開始しますよということなのですが、これは具体的にどの辺の地域を予定しているのか、それがまたいつ頃になったらオープンになってくるのかということです。それに伴って当然、自治会でも説明会を開催する必要が出てくると思います。だから、早めにその辺の情報は提示していただきたい。これも意見として言っておきます。

<松尾市長>

ありがとうございます。戸別収集のところの1万世帯は、既にお声がけを今、させていただいています。これは申し訳ないですが、こちらから選ばせていただいて、お声がけをして、良いよと言っ

ていただいたところでスタートしていく形を取りたいと思っています。

ですので、現状でお声がけがないところについては、ほぼこの先行エリアではないと受け止めていただければと思いますけれども、8月中には、どこのエリアでスタートしますということをお知らせできるように進めていきたいと思っています。

それから、地区計画については、渡辺会長のおっしゃるとおりでございます。小町の辻説法通りのところも今回お知らせをしたきっかけの一つなのですが、マンション計画が出て、後追いで地区計画をかけるというのは、非常に混乱を招きかねないことなので、本来であれば、その前につくっておいていただきたいところがあります。では、実際にそれができるのかというところでございますが、そこは3分の2以上の地権者の賛成を目安に採用の判断をするという仕組みではありますので、もちろんそこに至るまでには色々とステップを踏んでいただきたいというのもあるのですが、まずは地域の中で、半歩でも前進するような議論をぜひ始めていただけたら、我々もしっかりとそこに寄り添わせていただいて、進めていければと思っていますので、よろしくお願いします。

<芝原自治会 渡辺会長>

大体どのくらいのエリア、あるいは世帯というのがまとまれば可能なのですかね、計画をつくるということについて。

<松尾市長>

3000㎡以上となります。

<大町四丁目自治会 中村会長>

多様な学び場づくりについて伺いたいのですが、ULTIAプログラムとか海のプログラムとか、森のプログラムとか、全国的に見てもすごいことだなと思いますし、やはり効果も本当にあるのだなというのも分かりますし、そこに不登校特例校もつくっていくということなので、全国的に見ても不登校支援は進んでいるのかなというところはあります。

さらに、鎌倉の良いところとして、各自治会の中に不登校支援をしているところが結構あったりして、材木座だったら、材木座文庫という私設の図書館に不登校の子が来ていたりとか、みんなべ食堂もかなり色々なところにあって、そこも居場所になっている。本当に色々な地域で居場所支援が行われていて、すごく住みやすくなっているのかなという印象を持っています。それで、その民間でやっているところとの連携とか、また、そこに行って自習をすることで登校扱いにするとか、民間の居場所との連携でもし考えていることがあれば伺いたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。みんなべという形で一括りにさせていただいて、民間の皆さんのほうで自主的に取り組んでいただいている、誰でも来て良いよという枠組みでやっていただいているというお話ですが、そことの連携については、具体的にはないのですが、常に情報交換はさせていただきながら、必要に応じて連携していくというのが今のスタンスです。

あと、いわゆる子供食堂のような取組については、市のほうでも税金を活用させていただいて、保管場所ですとか、またそれを管理する人件費ですとかを支援させていただきながら、バックアップしていくということを継続していきたいと思っています。

<大町三丁目自治会 深田会長>

戸別収集についてですが、現在でもごみステーション等で一応対応はしているのですが、私の住んでいる三丁目辺りというのは、たまたま自分のところは4メートル、5メートル道路なので、道路の前にごみを置く場所を確保してくださいということは理解できるのですが、少し奥に入っていきますと、3メートル道路で車も通れないエリアが結構あるのですね。そういうところで自宅の道路に面したところに置くことについて、我々の内部では本当に戸別回収できるのかなという話が出るのですが、その辺りの対応はいかがですか。

<松尾市長>

収集困難地区という言い方をするのですけれども、どのようにやるかというところについては、以前、試行的に山ノ内地区と七里ガ浜地区と鎌倉山地区で戸別収集を継続して実施してきたという経過がありまして、その中でも、しっかりとそういう場所も対応できたというのがありますし、あと、近隣で既に実施している葉山町や藤沢市の状況も確認をさせていただきながら、やはり同じような谷戸の場所というのもございますので、車で入れないところは歩いていくことになるわけなのですけれども、宅急便の方が押している台車のようなものなどを活用するとか、その場所に応じたものを活用しながらしっかりと収集ができるということについて、確認を取っております。

<大町五丁目自治会 山田会長>

今、深田会長からお話のありました戸別収集の件ですが、自治会でも色々情報を聞いたり、理事の中で話し合ったりしているのですけれども、一遍に戸別収集をやって良いのかどうかを懸念している人がいるのですね。市としては、試行しても良いですよという町内会から始めてみて、そして、その結果がよければ、全体に広げるとお考えになっているのだろーと思っておりますけれども、市民の中には、戸別収集の場合は置く場所がないとかいうお宅も結構ありまして、それをどうするだとか、お金もかかるしということで、自分は体もまだ丈夫だし、ステーションまでごみを捨てに行くことは十分できるので、その地域全体が戸別収集を一遍にしなくても、それを選択させていただくのも一つの案ではないかというのが出てきているのですけれども、そういうことは今後、お考えになりますか。それとも、費用対効果で一遍に戸別収集をやるほうが良いのか、その辺もできましたら御検討いただきたいなと思っております。

<松尾市長>

ありがとうございます。今、我々が進めようとしているのは、ステーションごとに、もしこのステーションは皆さんの合意で戸別収集に移行しないでいくということであれば、そのまま残しても良いというルールでいきたいと考えています。ですので、もしそういう場所があれば御相談させていただいて、そのステーションのところのエリアの皆さんについては戸別収集しないということで進めていきたいと思います。

<大町六・七丁目自治会 前山会長>

私のところも今おっしゃったごみの収集のことが非常に気になる、いわゆる収集困難地域でありまして、さらに谷戸なので、通信障害も非常に考えられる地域なのですね。そこで、防災の考えの一つとして、今、市では様々な形で防災情報を届けていただいて、自分たちの欲しい情報をピックアップできるようになっているのですけれども、自治会の中で皆様から非常に要望が多かったのは、緊急連

絡するとして、住民に直接情報が届けられるLINEの公式アカウントをつくってほしいという声があったのですね。これは、例えば回覧板等にQRコードを掲載して、それを読み込んだ人が活用できると。情報も一斉に伝わるし、避難訓練の一環としても有効ではないかと。これであれば、今、私もはそれぞれで緊急連絡網をつくっているのですけれども、毎年出入りがあるので、毎年アップデートしなくては行けないと。ところが、このLINE公式アカウントであれば、一方的にこちらからの情報の発信、必要であればチャットはできるので、会長がこの管理者となってやってほしいという声があって、私も初めての取組なので、大変だなと思っているところですが、こういうのは、市では考えてはいらっしゃらないのですか。自治会でやるのは、私は少々荷が重いなと思っているところでして。例えばやっていらっしゃる自治会とかありますでしょうか。

<東水会自治会 菅野会長>

やっています。うちはLINEWORKSという業務用のLINEなのですが、それは掲示板などの機能もあって、回覧板をそこに置いたりとか、そのほか、市からの案内などをJPEGとか、画像で貼ったりすることもできるし、チャットもできます。

LINEWORKSは、LINEと同じ会社がやっているのですが、より仕事に適しているシステムなので、付加的な機能が色々あるので、最近アップデートすることになって、30人以上になると有料になると言われているので、代わりのやり方を考えなければと思って、普通のLINEと併用しようかなと悩んでいるところなのですが、やはりLINEは、一般の人、特に若い人を中心に使い慣れているので、ちょっとした連絡や、例えば地震などで自分の家が潰れて閉じ込められたときに、自治会の人たち全員に一発で伝わるので、誰かが出てくれて、その人が行けなくても、緊急隊員の人にピンポイントで教えることができるので、私は、LINEは非常に有効だと思っています。

LINE WORKSはそれができる状態に今はあるのですが、いずれは有料になるので対策を考えているところですが、移行はやはり大変です。会社だったらIT担当がいて全部やってくれるのですが、そういうのがいるわけではないので、できれば自治会ごとに市のつくったスレッドみたいなものを分け与えることとして、メンテナンスは市がまとめてやって、そこに各自治会がのっかっていくというようにできると、すごく良いなと思っています。

<大町六・七丁目自治会 前山会長>

ぜひ御検討を賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<東水会自治会 菅野会長>

ほかの自治体とかではやっていたりするのでしょうか。

<松尾市長>

私の知っている情報では、小田急が自治会・町内会用のアプリを開発されて、それを使って自治会内で前山会長がおっしゃるような、双方向でのやり取りができるみたいなもの、これも1回説明を受けたのですが、有料なので、だったら、LINEでもあまり変わらないという感じがあります。色々皆さん、試行錯誤でやっている状況だということは聞いております。

<東水会自治会 菅野会長>

これはやはり自治会単位だと結構荷が重いと思いますし、それから、鎌倉市でパイロット的にプロ

グラムが立ち上がれば、それをほかの市に展開するとか、日本全国ほかのところでも使って良いですよという話ができると思うので、鎌倉市に閉じた話ではないと思います。

例えば、やってくれる企業を探してくるとか。LINEでやれたら一番良いのですが、LINEと似たようなシステムで鎌倉市から請け負って、お金はかかるかもしれませんが、もし鎌倉市でうまくいけば、ほかのところに展開して手数料をもらうとかすれば、回収できるので。今お金がかかるからできないではなくて、鎌倉市がパイロットとなってやってほかに展開する、そして後々ペイバックしてもらうというように考えれば、それは全国のためになるし、それから新しい仕組みをつくるということになるし、鎌倉市はその先鞭をつけた行政になるので、私はすごく良いなと思って、前からやってもらいたいなと思っているのですけれど、いかがでしょうか。

＜材木座中央自治会 西澤会長＞

現在、鎌倉市はLINEで発表しているのですよ。これに今の皆さんの要望が入れられれば、それで済んでしまうのではないかなと思うぐらいです。緊急情報は入っていますよね。それがもし使いにくいのであれば、少しソフトを変えるなり、あるいは地域性をつくっていただくということですね。

例えば、大町地区は大町を見てくださいとか、材木座地区は材木座を選んで見てくださいとか。現状はまだ地域性は出ていません。鎌倉市だけです。ですから、そんなに難しい話ではないと思います。これはあくまで受信専用ですから、こちらからチャットができると良いのですけれど。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

【鎌倉地域（東地区）】

<山王台自治会 岩田会長>

市役所移転問題についてお聞きしたいのですが、位置条例の否決という話があり、住所を移す条例という説明があったのですが、住所を移すだけではなくて、本庁舎をどこに置くかという意味合いの下、地方自治法第4条に基づく非常に重い条例なので、これは特別多数議決で3分の2の賛同が得られなかったもので、否決と。今年の2月の議会は基本設計が可決されましたが、これは単純な過半数議決なので、そのまま可決されたということで、今、市役所や支所に基本設計の事業者からの提案概要書が展示されておりまして、ホームページにもアップされて、市民意見を今募集していて、第一次審査にいよいよ入るといって段階になっていますが、市長の説明ですと、市民に新しい市役所のイメージを具体化して、理解、納得を高める必要があるということですが、私が聞きたいのは、既成事実はどんどん進んでしまうのですが、この位置条例自体が可決されないことには、地方自治法上では市役所移転はできない。これがない中で基本設計、そして今度は詳細設計になりまして、その後はいよいよ着工ということになります。

一方の事実がどんどん進んでしまっていることに対する懸念があるのですが、地方自治法上からいって、市長のお考えとしては、この既成事実を進めることは問題ないのでしょうか。既に住民からも、152人による住民監査請求が提起されておりまして、要するに、予算の執行に関して違法性があるのではないかということ監査委員にぜひ調査して勧告してもらいたいという趣旨なのですが、一方で位置条例は否決されていて、一方で設計予算は可決されているという、非常にねじれた議会の判断になってしまっているわけですが、大本の位置条例が可決されていないままでは、大手を振って市役所移転というのは進められないはずなのですね。

今出しても、この反対10というのが覆りませんから、結局は通らない状況なので、この大本の条例の承認がないまま、市役所の設計、着工が進んでしまうと、これは総務省にも確認をしたのですが、否決のまま進んだという事例はないと。位置条例を出さないで着工まで行ってしまった事例はあります。しかし、これはほとんどが賛成という中で、しかも便利な場所に市役所を移転することだったのですから、市長が出すのを先延ばしにしてしまったという事例なので、議決がないところでやったのもあるのですが、否決というのはもう全くこれを承認しないということですから、そういう中でここまで行ってしまった事例はないので、そこら辺は市長としてはどうお考えなのか。

やはりきちんと手続を踏んでやっていただきたいというのが市民感情だと思います。議会では、大本の条例は否決されていますから、設計まで行ってしまうのはちょっとやり過ぎではないかという意見があるのですが、ぜひ市長のお考えをお聞きしたいと思います。

<松尾市長>

御指摘ありがとうございます。そのところは確かに非常に悩ましい部分ではございます。我々としてもここで完全に立ち止まることも可能性としてはないわけではないですし、どう進んでいくかというところを少々悩みましたし、その検討を多方面からしました。

まず、この話は、今の市役所は災害があったときに職員が継続して仕事ができることが難しくなるという可能性を指摘されてスタートしています。ですので、我々として、それは多くの市民の皆さんに御迷惑をかけてしまうことになってしまいますから、それは避けなければいけないということでこの問題をスタートしています。耐震補強をするにしても、今よりもブレースを多く入れなければいけなくて、

市の職員の働くスペースが少なくなってしまうから、これはもう現実的ではない。では、ここで建て替えられるのではないかということも検討してきた中では、繰り返しになりますけれども、ここは高さ規制が10メートルというところがあります。それがもしクリアできたとしても、埋蔵文化財の問題があって、御成小学校のときに大問題になりましたけれども、大変貴重な埋蔵文化財があって、これを壊せないで、御成小学校はベタ基礎でやっています。このような状況を踏まえ、この場所で建て替えることができないので移転をさせていただくという結論を出しました。

どこに移転するかということも、複数の候補の中から深沢になったわけなのですが、では、そこまで戻ってもう一度議論したところで、決して我々が恣意的に移転をしたいということを出している結論ではありませんから、何回見直しをしても同じ結論が導かれます。そういう中からすると、きちんとそのことを理解していただくこと、まずは、なぜ移転をしなければいけないのか、この場所では駄目だったのかを御理解いただくことを繰り返しやりながら、あと、もう一方では、市役所をつくるなんて無駄ではないかと、福祉にお金をもっと使ってくれというお声をたくさんいただいています。それはもう本当にそのとおりで、我々も福祉を削ってまでやろうとは決して思っていないくて、ただ、新しい市役所をつくらないと機能しないので、最低限これはやらなければいけないことですから、その機運をきちんとまたつくっていかねばいけないということがあります。

今回の基本設計は、どういう市役所をつくらうとしているのか、それはただ単に行政だけがよくなるということではなくて、市民の皆さんにとってもきちんとメリットのあるものをつくっていくことを御理解いただくために、目に見える形でそれをお示ししたいということで進めさせていただいています。

現時点では、まずはこの基本設計を進めさせていただくということで、これは決して違法なことではないことを確認しながら進めているものになります。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

私自身が鎌倉で一番古い地区計画地区に住んでおりますけれども、この地区計画というのは、行政が主体でやるものですか、それとも開発事業者なり住民が主体でやるものでしょうか。

<松尾市長>

これは住民の皆さんが主体になってやっていただくことが望ましいものです。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

私どもの自治会は、この地区計画地区と、あとは浄明寺6丁目のほとんどが建築協定の地域です。消防署の浄明寺出張所の近所とかまくら幼稚園の近所だけが建築協定区域外になっておりますけれども、建築協定も鎌倉で一番古い地域なので、現状にそぐわない部分もかなり出ております。

建築協定については、100%の賛成がないと変更できないことになっているはずですよ。たしか50%以上の賛成で建築協定をやめることができるはずですが、建築協定をやめて、それを地区計画地区に変更することは割と簡単にできるものなのでしょうか。

<松尾市長>

手続としては別々になります。地区計画を指定する上で求められるものの一つとしては、3分の2以上の権利者の同意です。この要件を満たしていることがまず必要な条件になってまいりますので、地権者の皆さんで基準以上の合意を取っていただければ、市として手続を進めていくか判断すること

になります。

<山王台自治会 岩田会長>

災害時のコールセンターの件ですけれど、前は自治町内会長に市の職員の、どこの課になるかは様々でしたけれど、担当を一人決めて、災害時に自治町内会長の家に定期で連絡が来たのですね。それをやめて、今度はコールセンターという市長の説明でしたけれど、今回、秋田や山形で大洪水が発生していて、ああいう状況ですが、鎌倉の場合、台風が襲ったときに、前は市の職員と個別の自治町内会長との連絡体制があって、私もそのときに非常に心強かったのですね。特に夜中、雨が降り続いて、うちのところは土砂災害警戒特別区域なのですけれど、職員から、今どうなっていますか、裏山は大丈夫ですか、電柱は大丈夫ですかという連絡がしょっちゅうあって、その中で、実は鎌倉地域でも孤立しているところが発生しました、西御門のところが土砂災害で通行止めになっていますという状況も教えてくれましたし、ある町内会では電柱が倒れているようですという情報をいただいて、うちのところは杉の木2本が電線に倒れかかって、もう少しで電線が切れそうだったといった報告もさせていただいて、市のほうからまた折り返しで、今こんな状況ですという話があって、非常に心強かったのですね。3時間か4時間置きぐらいに、たしか、夜中も電話をいただいていたのですね。

今度はコールセンター体制になったというのですが、市長にお聞きしたいのは、その場合、地域のつながり課が我々の担当だということなのですが、今回東北地方で発生した豪雨のような場合を想定して、夜中にすごい雨が降り続いて危険な状況になっているときに、夜に外へ避難するのは危険なので、自治町内会長のところに市からそういう連絡があると非常に心強いのですが、夜中の市と自治町内会長との連絡体制というのは取れるのでしょうか、それはやはり無理で、昼間の時間帯の支援体制ということなのでしょうか。

<松尾市長>

台風ないし豪雨については、あらかじめ予測が可能な場合が多いものですから、その場合は職員が夜中でも当然出勤しておりますので、連絡はつくことになります。ただ、大地震が夜中起きたときには、起きてから職員が参集するという形になっていきますから、そこはずれがあるとは思いますがそれでも。

<市民防災部 永野部長>

市からの情報発信につきましては、夜中に電話をするということ自体、あまり現実的ではない部分もあるかと思います。町内会によっては、遠く離れたところでの被害だったりするなど、夜中に電話をしてもあまり意味がない場合があるかと思います。また、電話に出られない方もいるかと思うので、市からの情報につきましては、できるだけ市の防災メールに登録していただいて、それで取るとか、あと市のホームページ、またはLINEなどで情報を発信してまいりますので、できるだけそこで取っていただいて、なおかつ、会長からの連絡であれば、先ほども申し上げた地域のつながり課の職員が対応いたしますので、個々に対応できるかと思います。こちらから今までみたいに夜中にお電話をかけていくということは想定してないのですね。情報をできるだけ取っていただける体制を取りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

第１部 市長からの説明に対する意見・質疑
【鎌倉地域（西地区）】

質疑なし

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 玉縄地域 >

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月 4 日（木） 午後 2 時～ 4 時		
場 所	玉縄学習センター 第 4 集会室		
出 席 者	自治会・町内会代表	23名	
	地域団体代表	6 名	計29名
	鎌倉市	10名	
内 容	市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について 第 2 部 地域からの議題に関する懇談 （１）地震対策ブレーカー自動遮断器（震度 5 以上）設置における補助等について （２）戸別収集の具体的導入時期について （３）大船観音、岡本二丁目の擁壁について （４）玉縄地域におけるふれあい懇談会議題に関する未解決の進捗状況について （５）鎌倉市の防災対策助成金について （６）コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について （７）玉縄地域の公園の現状をふまえ、特色のある魅力的な公園づくりの取り組みについて伺う。（地域がつながる場所として、公園の管理運営の在り方） （８）通学路に子ども目線では危険が潜んでいる （９）住友電工社宅跡地について （10）湘南鎌倉総合病院に出入りする救急車のルート増加について （11）ふれあい地域懇談会のテーマ募集方法について		

出席者名簿 (敬称略)

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	台新町自治会	大嶋 一成	会長
2	戸部本町町内会	小泉 豊	会長
3	鎌倉市玉縄自治町内会連合会 (新富町町内会)	高田 隆	副会長 (会長)
4	坂本町町内会	宮本 秀夫	会長
5	山王町内会	水上 浩志	会長
6	鎌倉ロジュマン自治会	都濃 由美絵	会長
7	鎌倉市玉縄自治町内会連合会 (植木町内会)	山崎 一二	副会長 (会長)
8	鎌倉岡本ガーデンホームズ自治会	鈴木 康夫	会長
9	四季の杜自治会	吉村 玲子	
10	ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会	細井 靖	会長
11	観音山町内会	阪野 勝平	会長
12	ガーデンハイツ鎌倉玉縄自治会	三好 和人	会長
13	玉縄台自治会	橘川 五郎	会長
14	関谷城廻町内会	宇野 裕	会長
15	鎌倉市玉縄自治町内会連合会	渡邊 壽三	会長
16	新風台自治会	山北 和之	会長
17	関谷向ヶ丘自治会	古川 洋之	会長
18	玉川町町内会	小永井 稔	会長
19	東急ドエルアルス鎌倉植木管理組合	中島 稔	副理事長
20	早雲台自治会	泉 克廣	会長
21	城廻自治会	西躰 嶽城	防災防犯部長
22	城廻清水小路自治会	渡邊 義忠	会長
23	鎌倉関谷スカイハイツ自治会	芹澤 孝	副会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	玉縄地区社会福祉協議会	小川 サヨ子	会長
2	第九地区民生委員児童委員協議会	平井 潤子	会長
3	鎌倉老人クラブ連合会 (玉縄地区)	野田 憲二郎	地区長
4	玉縄女性の会	山森 美紀	会長
5	鎌倉市社会福祉協議会	鈴木 空	生活支援コーディネーター 玉縄地区担当
6	青少年指導員連絡協議会 (玉縄地区)	白井 克実	地区長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	健康福祉部長	鷲尾 礼弁	
4	環境部長	加藤 隆志	
5	まちづくり計画部長	服部 基己	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	教育文化財部長	小林 昭嗣	
9	消防長	高木 守	
10	玉縄支所長	山下 智子	

第2部

地域からの議題に関する懇談

06 玉縄-1	地震対策ブレーカー自動遮断器（震度5以上）設置における補助等について
06 玉縄-2	戸別収集の具体的導入時期について
06 玉縄-3	大船観音、岡本二丁目の擁壁について
06 玉縄-4	玉縄地域におけるふれあい懇談会議題に関する未解決の進捗状況について
06 玉縄-5	鎌倉市の防災対策助成金について
06 玉縄-6	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
06 玉縄-7	玉縄地域の公園の現状をふまえ、特色のある魅力的な公園づくりの取り組みについて伺う。(地域がつながる場所として、公園の管理運営の在り方)
06 玉縄-8	通学路に子ども目線では危険が潜んでいる
06 玉縄-9	住友電工社宅跡地について
06 玉縄-10	湘南鎌倉総合病院に出入りする救急車のルート増加について
06 玉縄-11	ふれあい地域懇談会のテーマ募集方法について

令和 6 年度ふれあい地域懇談会 第 2 部 回答票

番 号	06 玉縄－ 1
テーマ	地震対策ブレーカー自動遮断器（震度 5 以上）設置における補助等について
内容詳細	地震による火災被害を軽減するため減災への試みとして、防災力の底上げを図る地震火災対策として、通電火災を防ぐために震度 5 以上の地震を感知した場合に電気の供給を自動的に遮断する遮断ブレーカーの購入について市の支援策が出来ないか等についてご検討お願いいたします。
担当部課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等	
近年の大規模地震では電気を起因とした火災が多く発生しており、感震ブレーカーの設置は地震災害時の通電火災防止に有効的な手段であると考えていますが、一方、地震発生と同時に強制的に電力供給が遮断された場合、照明の消灯等により避難に支障となるなどの課題もあります。 まずは、感震ブレーカーの特性等を正しく理解していただくなど、個人の備えとして地震災害時における火災の未然防止に向けた周知啓発を行います。 また、購入費の補助について、現在予定はありませんが、今後対象機種や対象地域などその補助のあり方について検討します。	
添付資料	

（１）地震対策ブレーカー自動遮断器（震度５以上）設置における補助等について

＜松尾市長＞

この遮断器、感震ブレーカーの設置につきましては、有効な手段であると考えておりますけれども、一方で、地震発生と同時に強制的に電力供給が遮断された場合に、照明の消灯によって避難に支障が出るということなどが課題であると考えています。ですので、まずは感震ブレーカーの特性を正しく理解していただくなど、個人の備えとして、地震災害時における火災の未然防止に向けた周知啓発を行っていきたいと考えています。

また、購入費の補助につきましては、現在、市で予定はしていませんけれども、今後、こうした御提言を受けまして、対象機種や対象地域など、補助の在り方について検討してまいりたいと考えております。

質疑なし

番 号	06 玉縄－2
テーマ	戸別収集の具体的導入時期について
内容詳細	戸別収集の導入時期及び回収する方法について。（具体的な方法） 戸別収集容器購入に伴う市助成金の有無及び回収回数について。
担当部課	環境部 ごみ減量対策課

議題に対する回答等	
1. 戸別収集の導入時期 戸別収集については、燃やすごみを対象に、令和7年4月から先行エリア約1万世帯、令和8年4月から全市域での開始を予定しています。 2. 回収する方法について（具体的な方法） 戸建て住宅にお住まいの方は、燃やすごみを自宅敷地内の道路に面した場所に、共同住宅にお住まいの方は、個々に設置している集積所に排出していただきます。 収集方法については、狹隘地区、共同住宅、区画整理された住宅地など、それぞれの排出場所や収集ルート of 道路状況等に応じて、作業人数、使用する車種、搬入施設との往復回数や収集時間を考慮した検討を行い、決定していく予定です。 3. 戸別収集容器購入に伴う市助成金の有無 戸建て住宅にお住まいの方には、動物被害対策としてバケツやネット等をご準備いただきますが、購入費用の助成金を設けることは現状想定していません。 4. 回収回数について 燃やすごみの収集回数は、従来のとおり週2回を予定しています。	
添付資料	

（２）戸別収集の具体的導入時期について

<松尾市長>

まず、戸別収集の導入時期は、来年の４月から先行エリアとして１万世帯、再来年の４月からは全市域での開始を予定しております。この先行エリアにつきましては、実はこちらで選定をさせていただいておりまして、各自治町内会長に打診をさせていただきます。そして、了解を得た上で進めていきたいと考えております。

それから、二つ目、回収する方法についてです。戸建て住宅にお住まいの方は、燃やすごみを自宅の敷地内の道路に面した場所に置いていただく形になります。そして、共同住宅にお住まいの方は、その共同住宅ごとに設置している集積所に出していただくという形になります。

収集方法につきましては、色々な道路状況などに応じて変わってきます。その場所に合わせた形で行ってまいります。

また、戸別収集の容器の購入に伴う市の助成金の有無についてです。先ほども説明しましたように、動物被害対策として、バケツやネットなどを御用意していただく形になりますけれども、現在の購入費用の助成金を設けることは予定しておりません。なお、収集回数につきましては、従来どおり週２回を予定しているところです。

<早雲台自治会 泉会長>

先行エリア１万世帯につきまして、この玉縄地域のどこかも含まれますでしょうか。それと、今ドライバー不足が言われているわけですが、現在ごみ収集をポイントごとにやっているわけですが、戸別収集すると膨大な数になるわけで、それに見合ったドライバーと車の手配というのはできるのでしょうか。

<松尾市長>

ありがとうございます。今、玉縄地域でまだ会長のほうに打診をしているエリアはございません。今後出てくる可能性もあるのですが、現時点ではないという状況でございます。

それから、車と人の手配ですが、これは鎌倉市内で今収集をしていただいている事業者とこの間協議をしてきまして、戸別収集に変わってもしっかりと継続して収集ができる体制が取れることを確認して進めてきているところでございます。

<早雲台自治会 泉会長>

現在の収集費用よりも当然増えるわけですね。

<環境部 加藤部長>

収集は、令和８年度から市内全域で行いたいと思っておりますが、今現在収集は組合にお願いしてやっているのですが、全市内を５ブロックから６ブロックに分けて、エリア毎に事業者を決めて回っていただきたいと思っております。車両台数というのは何台か増えることはありますが、それも含めて協議をさせていただいた中で可能だと承っております。

収集自体の費用については、確かに増えますが、増える分については、家庭系ごみの販売の収益などを充てるなど、色々やりくりしながら事業を進めてまいりたいと思っております。

<台新町自治会 大嶋会長>

この制度ですけれど、緩やかな導入は考えていらっしゃるのでしょうか。要するに、特に不都合のないごみステーションはこのままにしたいというようなときに、それも許されるのかをお聞きしたいです。

<環境部 加藤部長>

ありがとうございます。基本的には戸別で行いたいと思っておりますが、クリーンステーションごとに、そのクリーンステーションをお使いになっている皆様方がそのままで良いということであれば、そちらについては、そのままクリーンステーションでやっていくことも考えております。

ただし、町内会単位ですと、町内会に入ってもらっちゃらない方もいますので、町内会単位ということはできませんが、クリーンステーションをお使いの皆さんがそのままで良いと御賛成になれば、そこについてはそのままとさせていただきたいと思ひますし、カラスとかでゴミが汚された場合の対応は引き続きお願いすることになります、それも含めて皆さんがそれで構わないということであれば、それは可能です。

<玉縄台自治会 橘川会長>

戸別収集ですけれども、私どもは自治会で頑張ってクリーンステーションをきれいにしようとかやっているのですけれども、自治会の役割が問われると思ひています。戸別収集にすると、ますます自治会の役割がなくなってくるのではないかと気にしているのです。それは確かにそういう希望の方もいるのですけれども、せっかくみんな努力してそれぞれの地域でエリアを決めて、クリーンステーションを管理しているのですけれども、そういうものを投げ出してしまふことについて、自治会として心配なところがあります。

<松尾市長>

ありがとうございます。この間、クリーンステーション維持のために皆さんで話し合いをしていただいたり、役割分担していただいたりということで、連携していただいていることについては大変ありがたく感じています。

まだクリーンステーション自体はなくなるので、そこは引き続きお願いさせていただきたいということと、自治会の役割、昨今、自治会に入らない方が多くなっている現状もあります。ゴミのことについては、今回、変更がありますけれども、防犯の面ですとか、地域の様々な行事ですとか、福祉的な課題ですとか、こういうところは自治会町内会の皆さんとしっかりと連携をして、地域のつながりを強めていくということは大変重要でありますので、またそこは引き続き御協力と御理解をよろしくお願いいたします。

<玉縄地区社会福祉協議会 小川会長>

戸別収集のときには、袋に各個人の名前を記入したものを出すのか、それとも袋のみでよいのか、そのところはどうかになっているのでしょうか。

<環境部 加藤部長>

御自宅の道路に面した敷地に出していただきますので、お名前などは記入の必要はありません。

番 号	06 玉縄－3
テーマ	大船観音、岡本二丁目の擁壁について
内容詳細	大船西口（バスターミナル側）（大船観音）石垣擁壁の強度、震度7に耐える強度及びどのような対策が講じられているのか。防災への具体的な取り組みについて。
担当部課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等

石積み擁壁の設計は一般的に経験に基づく設計法により、構造計算は実施しないものとされていることから、どの程度の地震であれば耐えられるかなど具体的にお示しすることはできません。

大船駅西口交通広場側の石積み擁壁については、平成24年度及び平成27年度に調査業務を実施しており、その結果、背面土は自立性が高く、「土圧等の外力に起因した変状は生じておらず安定性は確保されている。」となっています。一方で、擁壁の背面に空洞が確認されたことから、令和元年度から令和2年度にかけて、空洞の充填工事を実施しました。

大船観音側の斜面の対策については、平成元年に石積み擁壁の上部表面に、落石防止網を設置しました。また、平成21年度に石積みの目地をモルタルにより補修しました。

大船駅西口交通広場西側の法面については、平成21年から市が維持管理を行っておりますが、その時点で既に斜面の表面にモルタルが吹き付けられていました。

これらの施設については、今後も、大雨や地震時のパトロールの際に、変状がないか現地を確認し、適切な維持管理に努めてまいります。

添付資料

（３）大船観音、岡本二丁目の擁壁について

＜松尾市長＞

御指摘の石積の擁壁につきましては、平成24年度と平成27年度に調査業務を実施しておりまして、その結果は、土圧などの外力に起因した変状は生じておらず、安定性は確保されているとなっております。一方で、擁壁の背面に空洞が確認されましたので、令和元年度から令和２年度にかけて空洞の充填工事を実施したところです。また、大船観音側の斜面の対策につきましては、落石防止網を設置しました。また、平成21年度に石積の目地をモルタルにより補修したところです。大船駅西口交通広場西側の法面につきましては、平成21年から市が維持管理を行っておりますけれども、その時点で既に斜面の表面にモルタルが吹きつけられていたという状況です。

これらの施設につきましては、御心配のお声をいただくということがございます。今後も大雨のときや地震時にパトロールを必ず行い、変状がないかを確認し適切な維持管理に努めてまいりたいと考えています。

質疑なし

番 号	06 玉縄－4
テーマ	玉縄地域におけるふれあい懇談会議題に関する未解決の進捗状況について
内容詳細	民生委員児童委員の選出及び進捗について。
担当部課	健康福祉部 生活福祉課

議題に対する回答等

自治町内会への対面での説明については、令和6年4月から5月にかけて各地域で開催された総会等の場に、生活福祉課の職員が出向いてお話をさせていただいたところで、玉縄地域に関しては、5月9日に行われた玉縄自治会町内会連合会理事会にて、民生委員・児童委員の活動の紹介と一斉改選に向けた候補者選出の準備をお願い致しました。

その他にも、様々な機会を捉えて対面での説明を行っていきたいと考えており、5月21日には高齢者生活支援サポーター養成講座へ、6月6日にはファミサポ支援会員登録講習会に出向き、市民の暮らしを支えるボランティアの一つとして民生委員・児童委員の活動があることをお話させていただいたところです。

また、広く市民の皆様に民生委員・児童委員の活動を知っていただき、興味を持ってもらえるよう、SNS等で発信するとともに、民生委員・児童委員のアイディアを元にした、より有効なPR方法による広報活動に取り組んでいく予定です。

添付資料

（４）玉縄地域におけるふれあい懇談会議題に関する未解決の進捗状況について

<松尾市長>

民生委員・児童委員の選出の方法などや進捗について、毎回このふれあい地区懇談会では話題になっている課題です。

自治町内会への対面での説明につきましては、今年の４月から５月にかけて地域で開催された総会などの場におきまして、生活福祉課の職員が出向いてお話をさせていただきました。玉縄地域に関しましては、５月９日に行われました玉縄自治町内会連合会の理事会にて、民生委員・児童委員の活動の紹介と一斉改選に向けた候補者の選出の準備をお願いさせていただいたところです。

そのほかにも、様々な機会を捉えて対面での説明を行っていきたいと考えておりまして、サポーター養成講座ですとか、ファミサポ支援会員登録講習会などでお話をさせていただいたところです。

また、広く市民の皆様には民生委員・児童委員の活動を知っていただくことが重要だと思っております。SNSなどで発信をするとともに、民生委員や児童委員からのアイデアを基に、より有効なPR方法による広報活動にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

<植木町内会 山崎会長>

この件に関しましては、私は、市長も御存じのとおり、５年前に同じ質問をいたしました。昨年も同じようなお話がありましたけれど、現状では一向に解決しておりません。

まず定年制度について、植木地区は来年の１２月になりますと、５名いるうち３名が定年退職いたします。この定年退職というのは、認知症だと色々な問題があるかと思いますが、個人的には撤廃すべきであると思います。７５歳というのはまだまだやっただけの歳であると思います。また、現状の民生委員・児童委員の中でも、まだやっても良いよという方が非常に多いと思います。ですから、民生委員の定年退職を撤廃していただきたい。

それともう一つ、私の植木地区は、非常にマンションが多いのです。１００世帯以上のマンションが５つあります。これは５年前にも私からお願いをしましたけれど、国からの指示というか政策があって、県があって、市があって我々のところへ来る。現状が良いと思いません。現状を撤廃していただきたい。

民生委員の推薦も含めて、町内会長がどうしてこんなことまでやらなければいけないのか。町内会長はそれだけの権限はありませんので、１００世帯以上のマンションについては、そこで一つの民生委員の地区を設けてください。これは、同じことを毎年私が言って、山崎はうるさいと言われるかもしれませんが、現状としては、来年の１２月１日をもって、私の植木地区は５名が２名になってしまう。あと３名にはお願いしますということで頭は下げておりますが、民生委員・児童委員についての魅力がありません。手当も非常に細々として、これで良いのかと。鎌倉市はほかの地区よりは良いですよということは前から聞いておりますが、現状は一向に解決の見込みがありません。

今後、定年を撤廃するとともに、１００世帯以上のマンションについては、そこで独立して民生委員の方を推薦していただきたいというのが私のお願いです。

<健康福祉部 鷺尾部長>

民生委員・児童委員の選出につきましては、毎回課題とさせていただいていて、皆様には本当に色々お世話になっているのは強く認識しているところです。まず、一つ目、定年の撤廃につきましては、ちょうどこの間の理事会でお話があったと思いますけれども、なかなか成り手の方がいらっしゃらないということ、それから、定年以上でもまだ活躍いただける方もいるのではないかという話もあって、

今回、暫定的に定年を少し緩める措置をしたところですが、次回もその方向でやりたいと思っております。

ただ、それは本格的な定年の撤廃ということではございません。といいますのは、まだまだやる、やりたいよという方がいらっしゃる一方で、後任が見つからないこともあるのですけれども、もうこれ以上やりたくないが、定年ではないからまだまだやらなければいけないという現状もあると聞いております。定年をどうしていくかというところは引き続き検討させていただくことになるかと思っております。次回の選考につきましては、暫定的に少し定年を緩めるような措置を取らせていただくことになろうかと考えております。

それから、今、成り手を増やすワーキンググループというのをやっておりまして、小川会長にも御協力をいただいているところなのですけれども、年頭にアンケートを取らせていただきまして、皆さんから、民生委員になるとどういふところが大変ですかとか、どういふところに時間を使っていますかとか、どういふところに御苦勞がありますかというところをお聞かせいただいて、今そのアンケートを基に、まずは、民生委員として必ずやっていただきたい仕事とそうでない仕事の二つをきちんと分けしてお示しすることをやろうという話も出ております。

それから、民生委員の仕事は大変だという一方でやりがいもあるよという話もたくさん聞いております。そういうものを皆さんに広く知っていただくために、今回、民生委員さんのホームページを新しくさせていただいて、「キラキラ民生委員」で検索すると出てくるのですけれども、そこで民生委員のお話を御紹介させていただいていますので、まだまだそれだけでは全然解決しない問題だと思いますが、そういうところも少しずつ行い、やりがいなどを感じていただきながら、成り手の方を募っていければと思っているところです。

最後に、100世帯以上のマンションの話につきましては、町内会とか、地区の関わりの問題にも関係すると思われますので、今後の宿題とさせていただければと思います。

<鎌倉ロジュマン自治会 都濃会長>

素朴な質問ですが、現時点では自治会長が推薦する形になっているのですけれども、自治会が今なくなっているところもありますよね。その場合はどうなされているのですか。

<健康福祉部 鷺尾部長>

基本的には、御指摘のとおり自治会長からの推薦と、それから地区の社協の会長からのサポートという形でさせていただいていると思いますけれども。

<玉縄地区社会福祉協議会 小川会長>

民生委員は、自治会長の推薦という形でなっておりますが、自治会に入っていないところも含めて見ないといけません。前の自治会長からは、自治会長が推薦した人間が自治会に入っていないところまで見なければいけないというのは、ちょっと理不尽ではないかというようなお話も出ておりました。福祉という面から、民生委員は全体を見なければいけないと聞いておりますし、そうなっていると思います。

<鎌倉ロジュマン自治会 都濃会長>

そうすると、結果的にはどのように選ばれているのですか。

<健康福祉部 鷲尾部長>

対象エリアにはなっているけれども、実際は推薦には上がってこないということになるのかなと思います。民生委員は、推薦に上がっている方がやるということにならざるを得ないということです。ただ、民生委員に選ばれた以上は、自治会に入っていらっしゃらない方も含めて、きちんとそのエリアを見ていくということですよ。

<玉縄地区社会福祉協議会 小川会長>

自治会に入っていない方が、民生委員としてこの方をお願いしたいなという場合でも、そのエリアのどなたかの町内会長、自治会長に推薦をいただかないと民生委員になれないという部分が実際にはありますので、鎌倉市として独自の方法を考えて、知恵を出して、ほかの推薦があれば民生委員になれるような形にさせていただくと、鎌倉版のような取組がもしできるのであれば、とてもありがたいなと思います。

<鎌倉ロジューマン自治会 都濃会長>

今、鎌倉版という話が出たのですけれども、先ほど山崎会長がおっしゃっていた定年の撤廃というのは別のところでもやっていると聞き及んでいますので、今、小川会長がおっしゃった鎌倉版というのはできなくもないと思いますので、よろしくお願いいたします。

<健康福祉部 鷲尾部長>

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、定年がないところもたくさんあります。ただ、鎌倉市の場合、定年を維持してほしいという声もあるので、そこをどう考えるのかということもあります。

もう皆さん御存じのとおりで、民生委員制度そのものがやはり国、県、市と3層でできているもので、市でできることとできないことがあるのですけれども、市でできることについては積極的に考えていきたいと思います。

<青少年指導員連絡協議会（玉縄地区） 白井地区長>

民生委員のお話ということで、多分都濃会長は、うちのマンションである鎌倉グランマックス自治会のことをある程度認識しての質問だったと私は聞き取れました。鎌倉グランマックス自治会は昨年でなくなりまして、私も数年前は自治会長をやっておりました。私も青少年指導員には自治会長の推薦があつてなっていますので、では私が2年後、誰に推薦してもらえるのかというお話があります。鎌倉グランマックスの自治会長は賢いのか、鎌倉市とうまく協議をして、管理組合のほうで推薦をしてもらえることになっているというお話を聞いて、先日、管理組合の理事会で、皆さんに今後ともよろしくという御挨拶をうちの民生委員と一緒にしてきました。それがどういうルールかはよくわからないのですけれども、そういう仕組みになっています。うちの場合は、地域に御迷惑がかからないように、ある程度のことをしたということを最後の自治会長にお聞きしております。

番 号	06 玉縄－5
テーマ	鎌倉市の防災対策助成金について
内容詳細	鎌倉市の地域全体で取り組む防災対策への助成金の考え方を教えていただきたい。 各自治町内会への対応については承知しているが、玉縄地区の4つの学校区ブロックで構成されている「玉縄地区防災推進グループ」も助成金の申請の対象になるのか。 また、防災機能を有する公園の整備・検討する場合には、市が対処するのか自治会や地域防災グループが対処するのか伺いたい。
担当部課	市民防災部 総合防災課 都市景観部 みどり公園課

議題に対する回答等

市では鎌倉市自主防災活動育成費補助金制度にて、自主防災組織が購入する防災資機材等の経費の一部を補助しています。

この補助金は、単独の自主防災組織だけではなく、2以上の自主防災組織が連携して活動する「連合組織」も補助対象となるため、お問い合わせの件についても補助対象となります。

補助対象となる防災資機材や上限金額、必要書類を定めているため、購入前に総合防災課までご相談ください。

また、防災機能を有する公園の整備・検討は、基本的には市が対処するものと考えますが、各地域のニーズを踏まえながら、防災対策に繋がる公園施設の充実や機能向上に努めていく必要があるため、自治会や地域防災グループと連携を図りながら公園の整備、検討を進めていきます。

添付資料

（５）鎌倉市の防災対策助成金について

＜松尾市長＞

二つ以上の自主防災組織が連携した連合組織についても補助対象になりますので、そこは御安心いただければと思います。

また、防災機能を有する公園の整備の検討につきましては、基本的には市が対処していくものであると考えますけれども、各地域のニーズを踏まえながら、防災対策につながる公園の施設の充実や機能向上に努めていく必要がありますので、自治会や地域防災グループと連携を図りながら公園の整備、検討を進めてまいりたいと考えております。

質疑なし

番 号	06 玉縄－6
テーマ	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について
内容詳細	学校運営に「地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく」とうたわれています。詳しく教えて欲しい。まだまだ地域の方々に知られていません。多くの人にもっと知ってもらいたい。
担当部課	教育文化財部 教育指導課

議題に対する回答等

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みであり、学校運営について意見を述べるだけでなく、学校の運営方針や教育課題、地域と学校の協働活動を理解し、児童・生徒の育ちを共に支えるチームの一員として積極的に参画できる仕組みです。

鎌倉版コミュニティ・スクールは、それぞれの中学校区に小中合同の協議会を設置し、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校・家庭・地域がチームとして一丸となって学校の様々な教育課題の解決にあたり、地域と学校が協働して学校運営に取り組む仕組みをつくることを目的としています。令和4年度から、第二中学校区、手広中学校区をモデル校として設置を開始し、令和7年度までに市内の全中学校区の設置を予定しています。

現在コミュニティ・スクール設置校では、地域の方々に特別活動の授業やクラブ活動の講師になっていただき、児童・生徒の活動を充実する取組を行っています。具体的には、科学実験やコンピューター、ダンス、歴史、防災などの活動で、地域の方の専門性を生かした活動が行われています。また、プール清掃や畑作りなど学校の環境整備でも地域の方々のご協力をいただいています。

玉縄中学校地区については、昨年度に発足し地域の第1回協議会にて「目指す子ども像」を共有、第2回協議会にて学校関係者評価を行い、次年度の学校グランドデザインについて意見交換をしました。

今後は、さらに具体的な取り組みを計画し、実行していくことを予定しています。地域、学校の特色を活かし持続可能な活動を行うために現在協議をしているところであり、ホームページの活用やチラシ配付など地域への周知を丁寧にしていきたいと考えています。

添付資料

（６）コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

＜教育文化財部 小林部長＞

コミュニティ・スクールは、学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる、地域と共にある学校への転換を図るための有効な仕組みとなっておりまして、学校運営について意見を述べるだけではなく、学校の運営方針や教育課題、地域と学校の協働活動を介しまして、児童生徒の育ちを共に支えるチームの一員として積極的に参加できる仕組みとなっております。

鎌倉市におきましては、それぞれの中学校区に小中合同の協議会を設置いたしまして、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校、家庭、地域がチームとして一丸となっておりまして、学校の様々な課題解決に当たりまして、地域と学校が協働して学校運営に取り組む仕組みをつくることを目的として行っているところでございます。これは令和４年度から実施しておりまして、第二中学校区、手広中学校区をモデル校として設置を開始いたしまして、毎年増やしていき、令和７年度までに市内の全中学校区の設置を予定しているところでございます。

実際に設置している学校におきましては、地域の方々に特別活動の授業やクラブ活動の講師になっていただくなど、児童生徒の活動を充実する取組を行っていただいているところでございます。

具体的には、科学実験やコンピューター、ダンス、歴史、防災などの活動におきまして、地域の方の専門性を生かした活動が行われているところでございます。また、プール清掃や畑づくりなど、学校の環境整備の面でも地域の方々に色々と御協力をいただいているところでございます。

こちらの玉縄中学校区につきましては、令和５年度からこの取組を行っているところでございまして、第１回の協議会では、目指す子ども像を共有いたしました。第２回の協議会におきましては、学校関係者評価を行いまして、次年度の学校のグランドデザインについての意見交換を行ったところでございます。その中では、小中連携で交流やイベントなどができないかですとか、地域とのつながりをどうやって深めていくのか、また、風通しのよい関係をどうやったらつくっていただけるのかなどにつきまして色々と御意見をいただいたところでございます。

今後はさらに具体的な取組を計画しておりまして、地域、学校の特色を生かし、持続可能な活動を実行するために、現在協議を進めているところでございます。

学校だけではなく、教育委員会も一丸となりまして、ホームページの活用やチラシの配布などで、地域への周知を丁寧に行っていきたいと考えております。

＜第九地区民生委員児童委員協議会 平井会長＞

今日この課題を出させていただいたのは、皆さんに知っていただきたいということが一番の目的です。玉縄地域の色々な方にお話をお伺いしていますが、これはどういう方たちが主に進めていくのでしょうか。皆さんでお話合いをして進めていくのが基本でしょうけれども、どなたが中心になって一つの目標に進んでいくのかなというのが疑問だったので、教えていただければと思います。

＜教育文化財部 小林部長＞

ありがとうございます。一義的には、学校現場ですので、学校の校長先生とか教頭先生にまずはやっていただきたいと考えています。実際には、推進員の方がいらっしゃると思いますので、その方が中心となって地区と学校をつないでいただき、進めていくことになると考えております。

＜第九地区民生委員児童委員協議会 平井会長＞

それはコーディネーターのことですか。委員長もいらっしゃると思いますけれども、委員長と

コーディネーターとの兼ね合いはどのようにになりますか。

<教育文化財部 小林部長>

委員長には、コミュニティ・スクールを実際に運営していただくことになっておりますので、コーディネーターにその学校と地域をつなぐ役割をメインで担っていただき、それらが両輪となってコミュニティ・スクールを進めていきたいと考えております。

<第九地区民生委員児童委員協議会 平井会長>

民生委員からコーディネーターが3名出ているものですから、頑張ってもらいたいので、皆さんにも知ってほしいし、どのような形で私たちが手助けしていったらいいのかというのをお聞きしたかったので、ありがとうございます。

番 号	06 玉縄－7
テーマ	玉縄地域の公園の現状をふまえ、特色のある魅力的な公園づくりの取り組みについて伺う。（地域がつながる場所として、公園の管理運営の在り方）
内容詳細	【現状】 ・大勢の方々に使われている公園、ほとんど使われていない公園の違い(調査) ・若い世代は魅力ある場所に車で移動 【提案】 ①地域に応じた多種多様な特徴ある魅力的な公園 1. スポーツ公園…遊びを通して心や体の成長や健康 2. 自然がいっぱい…体で五感を楽しむ(見る・聴く・触れる) 3. 大きな複合遊具…アスレチック風・健康遊具 4. 小さな公園をいくつか回ると別々の楽しみが生まれる 5. 大きな公園やスポーツ公園には多目的トイレが必要 ②公園を利活用した新たな地域づくりの場(今ある場所を活用する) 1. 公園の脇に山小屋風オープンハウス(集会室的機能を持った) ・行けば誰かがいる、誰かに会える、子どもから高齢者までが集える場(昔の縁側の感覚) ・情報交換・見まもりの場にもなり、地域づくりの場ともなっていく
担当部課	都市景観部 みどり公園課

議題に対する回答等

①地域に応じた多種多様な特徴ある魅力的な公園

令和6年3月に、中村ふくろう公園や玉縄とき公園等の遊具更新を予定している公園の今後の在り方について、簡単にご回答いただけるアンケートを実施しました。アンケートでは、設置してほしい遊具をたずねるだけでなく、簡単なボール遊びをしたい、自然を楽しみたい等、公園に求めるものについて選択肢に含めました。

また、アンケートでは、回答者の年代もうかがっており、今後も、利用者の世代状況や地域のニーズを把握し、地域に応じた多種多様な特徴ある魅力的な公園づくりに努めていきます。

②公園を利活用した新たな地域づくりの場（今ある場所を活用する）

公園を利活用した新たな地域づくりの場については、関連部署と連携して検討してまいります。

添付資料

（７）玉縄地域の公園の現状をふまえ、特色のある魅力的な公園づくりの取り組みについて伺う（地域がつながる場所として、公園の管理運営の在り方）

<松尾市長>

令和6年3月に、中村ふくろう公園や玉縄とき公園などの遊具を更新させていただく際に、簡単に御回答いただけるアンケートを実施させていただきました。アンケートで様々なお答えをいただいておりますので、今後利用者のニーズも把握しながら、多種多様な特徴ある魅力的な公園づくりに努めてまいりたいと思います。

それから、公園を利用した新たな地域づくりの場についてですが、様々な地域のつながりということをつくっていきける場であると我々も考えています。これはハード的なことももちろんありますけれども、ソフト的な面でも色々と地域の皆さんからアイデアなどがあればいただきたいと思いますし、また、地域に愛される公園となるように今後も検討してまいりたいと思います。

<第九地区民生委員児童委員協議会 平井会長>

民生委員の方では5、6年前ぐらいから玉縄地域の公園を調べておりました。それで、前年度もお話をさせていただいたのですが、年々2回草取りとか木を切ったりとかをしてくださっているということで、遊具も数箇所新しくなっているのを確認させていただいております。ちゃんと見てくださっているのだなと思っていますけれども、せっかく大勢が使っている公園なのに、草がぼうぼうと生えているところもたくさんあるんですね。ですから、そういうのも、いわゆる小学校区ごとに色々な特色がある公園をそれぞれつくっていただいて、皆さんがそこに行きたいと思うようなものをつくっていただければすごくうれしいので、今回入れてくださった総合遊具もきれいでとても良いのですが、少し小ぢんまりしているかなと思っています。ここの公園に行くと、大きな遊具がたくさんある、ここの公園はゆっくりと自然を楽しめるだとか、少し贅沢なお願いなのかもしれませんけれども、そういう公園を目指していただければうれしいので、よろしく願いいたします。

<鎌倉ロジューマン自治会 都濃会長>

最近、公園に自転車の貸出しが設置されているのをよく見かけるのですが、子供たちが遊んでいる場所や、御高齢の方がくつろいでいる場所のすぐ近くにあるので、少し危険性を感じてしまうのと、自転車にヘルメットがついているかどうか、ちょっと目視では確認できていないのですが、今、自転車もヘルメットが努力義務になっているので、自転車に1個ずつヘルメットをつけなければ、ヘルメットを着用しないまま走らせてしまう方もいらっしゃるのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

<まちづくり計画部 服部部長>

今、江ノ電がシェアサイクルという事業をやられています。ちょっと場所が分からないので、果たしてそれが江ノ電の設置したものかどうか分からないのですが、確かに御指摘のとおり、ヘルメットは常備されていなかったと思いますので、いただきました御意見につきましては、私の所管で江ノ電と関わる部分がございますので、お伝えしたいと思います。特定の場所がわかりましたら、後ほど教えていただければと思います。

<鎌倉ロジューマン自治会 都濃会長>

たしか自治会の方にお知らせが来て、マップのようなものがあつたと思いますので、それで確認

していただければ良いのではないかと思います。

令和6年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	06 玉縄－8
テーマ	通学路に子ども目線では危険が潜んでいる
内容詳細	たとえば、フラワーセンター沿いの歩道の植え込みが割と高いときもあり、子ども目線でいくと恐怖を感じるのではないかと思います。視野が狭く、低い位置からの子どもたちに配慮した通学路の確保を期待しています。植え込みをなくせではなく、定期的な整備をしてほしいというものです。 アダプト活動の行われなくなった歩道もありますので、市がもっと積極的に整備を行ってほしいということです。植え込みに限らないと思います。
担当部課	都市景観部 みどり公園課

議題に対する回答等	
歩道の植え込みの刈込を年1回、6月から7月頃に定期的に行っています。 これまで地域よりご要望いただいておりますので、前年度の刈込より高さを低く実施してまいります。今後も、植え込みの刈込方法や時期につきましては、子どもたちが歩道を安全に通行できるよう、前向きに検討してまいります。	
添付資料	

（８）通学路に子ども目線では危険が潜んでいる

<松尾市長>

歩道の植え込みの刈り込みにつきましては、年に１回、６月から７月頃に定期的に行っている状況です。これまでも、こうした御要望を地域の方からいただきましたので、今回、前年度の刈り込みより高さを低く実施をさせていただきました。

今後も子供たちが歩道を安全に通行できるよう、植え込みの刈り込み方法や時期につきましては検討してまいりたいと考えております。

<鎌倉ロジューマン自治会 都濃会長>

ここはたしか玉縄小学校の通学路かなと思いますけれども、今、植木小学区の通学路で新たに別の場所を通るという論議がされておりまして、その通路もやはり植え込みが同様に高いんですね。私が測ってみたら、植木が１メートル40から50センチぐらいのところがありました。ちょっと気になるときには、依頼をすればこのように低めに刈り込みをしていただければいいのでしょうか。

<都市景観部 古賀部長>

場所をまずおっしゃっていただいて、現地調査した後に、その次の年になってしまいますけれども、場合によっては１回で詰められない場合もありますが、是非やっていきたいと考えております。

<青少年指導員連絡協議会（玉縄地区） 白井地区長>

この質問をしたのは私ですが、早々に刈り込みしていただきまして、ありがとうございます。同時に、本来あいう沿道に植栽するべきではないものが植わっているような気がするので、そういったものの選別も将来的には行ってほしいと思います。

ただ、あそこはもともと子供が自転車で歩道を通らなければならない事情もあるし、道路交通法では通っても構わない状態になっているということです。歩道が狭く感じるということで、数年前から地域の自治会長も見て、昨年ようやく少しは改善したと思いますけれども、何か皆さんの視点が、取っ払うとか、そういった無謀なことばかり考えていますが、そうではなくて、植栽を本来の植わっているべき範囲内に収めれば歩道は広く見えます。だから、この際、自治会長に自分の地域の植栽を確認して、それをみどり公園課のほうにお願いしてもらえば、子供たちも安心する。植栽って意外と怖いもので、その陰に人が隠れていても分からないものです。大人でも真夜中に歩いて帰らなければいけないときに、やはり怖いですよ。なので、定期的に市が責任を持ってやってほしいと思います。

特に、刈り込み時期について、やはり通学路であるし、これから暑くなったり雨がいっぱい降ったりして、１年に１回では多分無理だと私は思っています。市もあちらこちらを回って、色々なところで一生懸命刈り込みやっているのも知っていますし、自治会長をやっていたこともあるからわかっているのだけれども、やはりそういった細かいところ、かゆいところに届く行政サービスを今後もお願いしたいと思います。

番 号	06 玉縄－9
テーマ	住友電工社宅跡地について
内容詳細	10年以上空き地のまま。通学路に面している所なので、不審者侵入対策も含め、対処して欲しい。 有効活用について過去にもこのふれあい地域懇談会でも、テーマの一つとして取り上げられたが、その後の進捗状況を知りたい。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課 まちづくり計画部 土地利用政策課

議題に対する回答等

民有地内に対し、市が直接防犯対策を実施することはありませんが、市では、警察OBの安全安心まちづくり推進アドバイザーが乗車する青色回転灯付自動車による地域巡回を行っており、住友電工社宅跡地周辺を巡回中に不審者を見かけた場合は、声掛けを行う等の対応を行ってまいります。

また、不審者を発見した際は、速やかに警察にご通報くださいますようお願いいたします。

なお、「住友電工社宅跡地」については、現時点で「鎌倉市まちづくり条例」に基づく「大規模・中規模開発事業」の届出がされていないことから、当該地の土地利用については、明らかになっておりません。

添付資料

（９）住友電工社宅跡地について

<松尾市長>

住友電工社宅跡地は民有地でございますので、市が直接の防犯対策を実施するということはないのですが、鎌倉市では、警察OBの安全安心まちづくり推進アドバイザーが乗車している青色回転灯付自動車によって地域巡回をしております。御指摘の住友電工社宅跡地周辺を巡回中に不審者を見かけた場合には声かけを行うなど、注意して見てまいりたいと思います。

なお、住友電工社宅跡地につきましては、現時点で鎌倉市まちづくり条例に基づく大規模・中規模開発事業の届出がなされていないことから、当該地の土地利用については明らかになっていない状況です。過去にも公園として活用できないかという御提案をこのふれあい地域懇談会でいただきましたが、市として借りられるというお返事はいただけていない状況でございます。

<鎌倉ロジュマン自治会 都濃会長>

ここは通学路ということもあって、私もちょっと見させていただいたのですが、中を何とかすることが難しいということは今のお話で理解したのですが、1箇所だけブロック塀が残っているところがあるのですね。そのブロック塀が倒れてしまったときに、子供たちの逃げ場がないのです。すぐ車道になっておりますので。そのブロック塀だけでも何とか取り除いてもらえないかなというのがお願いですが、市から住友電工に声をかけて、今度、社宅も取り壊されるという連絡も来ておりますので、そのついでにそのブロック塀だけでも撤去をお願いしてほしいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

<松尾市長>

それにつきましては、御意見を伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

番 号	06 玉縄－10
テーマ	湘南鎌倉総合病院に出入りする救急車のルート増加について
内容詳細	〈依頼内容〉 湘南鎌倉総合病院の救急車の出入り口に藤沢口を増やして欲しい。 〈理 由〉 ①病院前の道路が混雑するため(混雑を解消することを依頼したいところだが)、せめて救急車が混雑を回避できるようなルートを、市と藤沢市と病院とで話し合い、編み出してほしい。 ②病院前の道路が以下の状態の時に救急車がサイレン吹鳴しながら通行することで、ノイローゼになったり、眠れなくなったりする住民が居て、住民の健康を害するため。 a. 道路が混雑している時 b. 夜間や早朝時など
担当部課	消防本部 警防救急課

議題に対する回答等	
民有地である病院の出入り口を本市で増やすことはできません。進入経路（病院側）については病院が指定する場所から救急車は進入しているため、本市として回答することはできませんが、以前にも同様の意見があり、病院へは意見があったことをお伝えさせて頂いております。 サイレン吹鳴については、夜間を中心にサイレンの種類（音色）を変える配慮を実施しています。1分1秒を争う救急搬送現場において、救急患者を安全かつ迅速に医療機関へ搬送を行うために何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。	
添付資料	

(10) 湘南鎌倉総合病院に出入りする救急車のルート増加について

<松尾市長>

こちらにつきましては、近隣の皆さんから色々とお声をお聞きをいただくこともございます。御理解、御協力をいただきありがとうございます。

この病院の出入口につきましては、市のほうで増やすということではできません。この進入経路につきましては、病院が指定する場所から救急車は進入するという形になります。病院のほうには今回いただいた御意見を改めて伝えてまいりたいと思います。

あと、サイレンの吹鳴につきましては、夜間を中心にサイレンの種類を変える配慮を実施しています。1分1秒を争う救急搬送現場におきまして、安全かつ迅速に病院に搬送を行うために、皆さんには御理解と御協力をお願いできればと思っております。

<鎌倉ロジュマン自治会 都濃会長>

民有地であるので、市では関与ができないというお言葉ですけれども、例えば新駅につきましては、神奈川県、それから藤沢市、それから鎌倉市、それからJR、JRは民営のところですが、ここでは四つで連携をして取り組んでいっていますので、同じように病院と市とで、ちょっと伝えます程度ではなくて、救急車が混んでいる中を通っていくのは、救急車側としても大変なのではないかなと思いますので、是非ともこの藤沢口を一つ増設することによって、藤沢市や逗子市から来ている救急車に関しては、混雑している中を通らなくても藤沢口から通ることが可能になりますので、救急車側の利便性、それから住民も非常に苦しんでおりますので、ここは伝えるだけではなくて、良い案がないかというのを一緒に考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

<鎌倉老人クラブ連合会（玉縄地区） 野田地区長>

私もロジュマンに住んでおりまして、ロジュマンは御存じのとおり、できてから50年になりますので、住んでいる人たちも高齢化が進んでおりまして、平均年齢が65歳以上になっているのですよね。今全部の戸数で577あるのですが、住んでいるのは1,050人ぐらいなのですね。それで、A、B、C、Dと四つの棟があります。救急車が鎌倉方面から来た場合に、山崎の陸橋を左に入って、それから病院入り口を右に曲がって、大体それが300メートルから350メートルぐらいなのです、病院の救急のところまで。救急棟は3年ぐらい前に増設してすばらしい施設になっています。御存じのとおり、湘南鎌倉総合病院は救急車を一切断らずに受けていますから、それは鎌倉だけの話ではなくて、藤沢も横浜も茅ヶ崎の方からも来るわけなのですよね。それが大体年間1,500台以上だと聞いておりますけれども、B棟の前を全部通っていくわけです。そうしますと、マンションのすぐ下を、四六時中サイレンを鳴らして通っていくということで、日常生活の中でも大変切実な問題なのです。これは理事会が中心になって、消防や病院との話し合いをやってきて、消防からは、一生懸命サイレンを落とすようにはさせますのでと言われましたが、病院には色々なところから来るわけですから、それは全然期待できません。何とかできないかということの一つとして、藤沢口というバス停をつくって、バスが全部そちらを通っていくことになっているのです。藤沢口の方は今も病院の入り口になっているし、それから駐車場だとかがあって、そこにはつねに作業員が二人いて、車の出入りだとかの誘導をいただいているわけですね。

それからもう一つ、ここの藤沢口を入りますと、左がアイパークの工場ですね。それから右がナスステンレスの工場なのです。だから、サイレンを鳴らしたって、別にどうということはないわけです。だから、何とか藤沢口のほうから入っていくルートを真剣に考えてくださいというのが私ど

も住民のお願いです。

今、市長がお話ししたとおり、病院にこうしろということは当然言えないこともよく分かっているのですが、できましたら、住民の窮状をもう少し理解していただいて、一緒にやっていただければありがたいなと思っています。是非よろしくお願いします。

<松尾市長>

ありがとうございます。今いただきました御意見を受けまして、病院の方には、ただ単に事務的に伝えるということではなくて、しっかりと皆さんの思いも含めてお伝えして、何ができるかということを協議していきたいと思います。

<鎌倉ロジュマン自治会 都濃会長>

今後協議していただけるということで、ありがとうございます。その際には、対面で行いますでしょうか、それともお電話とかで行いますでしょうか。もし対面なら、そこに同席することは可能でしょうか。

<松尾市長>

まだ方法までは考えていませんけれども、先方の御意向もあるかと思います。その辺りは調整させていただきます。

番 号	06 玉縄-11
テーマ	ふれあい地域懇談会のテーマ募集方法について
内容詳細	テーマの取りまとめは、自町連でやって下さっているようだが、テーマの募集は市で一括して実施してよいのでは？ 自町連に全ての団体が所属しているわけではないので、テーマの募集お知らせも自町連に依頼するとその分時間も手間もかかってしまう。 例年、テーマの募集〆切が短く、他の役員に相談する間がない。会長だけで独断かつ短時間で提案するテーマを決めることに疑問を感じる。 5月が〆切であれば、3月頃にお知らせを頂きたい。 来年度以降のテーマ募集方法について効率の良いやり方をお考え下さい。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

ふれあい地域懇談会は自治会町内会支援事業の一環として、地域で活動されている自治会町内会等団体と情報を共有し、課題解決を図る場として毎年度開催しております。

限られた時間の中、地域課題についてお話し合いをさせていただくため、テーマ選定や司会等については地域単位で活動する地区連合会と連携させていただいております。今後は、テーマ選定期間を含め円滑にふれあい地域懇談会が開催できるよう、引き続き各地区連合会と調整を図ってまいりたいと考えております。

添付資料

(11) ふれあい地域懇談会のテーマ募集方法について

<松尾市長>

テーマの取りまとめは、自治町内会連合会でやっていただいているところです。やり方については、今後、協議はできるかと思っていますけれども、限られた時間の中で地域課題について話し合うということで、自治町内会連合会と連携させていただいて、テーマ選定も含めて、協議した上で開催をさせていただいているところです。もし課題などがございましたら、適宜改善できる部分は改善していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<鎌倉ロジューマン自治会 都濃会長>

自治町内会連合会に入っていない自治会町内会は、このふれあい地区懇談会から除外されるのでしょうか、それとも、その方々には連絡が行くのでしょうか。

<事務局>

自治町内会連合会に入っていないからといって、ふれあい地域懇談会に参加できないということとはいいません。ただ、その地区の連合会の方々と御相談をさせていただきながら、テーマ決めや、実際こういう場に御参加いただくための対応に取り組んでいるところです。やり方につきましては、適宜見直しはできますが、今日も自治町内会長から出された各テーマを連合会にて11にまとめていただいています。限られた時間の中でふれあい地域懇談会を進めていくこととなると、全てのテーマに対応することはなかなか難しいので、その辺は連合会の方々と御相談をしながら、その地区に合ったやり方で進めていければと思っています。

<鎌倉ロジューマン自治会 都濃会長>

今回、ふれあい地域懇談会の開催についてのお知らせが市から来ました。テーマについては、市からではなく、自治町内会連合会から送られてきます。自治町内会連合会は、連合会に属している方々に送るのは簡単だと思いますけれども、属していないところに送らなければいけないというのはちょっと違うのかなと感じております。なので、テーマの募集を市から送って、提出先は支所などにすれば、平等にテーマ募集ができるのではないかなと感じましたので、運営について考えていただければと思います。

その他

＜早雲台自治会 泉会長＞

山崎のこもればい温水プールの時計がもう何年も壊れています。時計を直すぐらい大した金額でなくできると思いますけれども、指定管理者に任せていると思いますが、設備そのものは市のものではないかと思うので、早急に直してください。

泳いでいる人は極めて不便なので、玉縄ではございませんが、ささやかな希望です。よろしくお願いいたします。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。すみません、大変お恥ずかしい状況であるということでございます。至急確認して、対応させていただきたいと思います。

＜城廻清水小路自治会 渡邊会長＞

私は今年の4月から会長を務めているのですが、会長になり、市の方と色々電話でのやり取りが増えてきたのですが、市から来る電話の着信が代表電話なので、電話が取れないときにどなたから電話があったのかわからず、折り返しができないのです。6月に電話があったときは地域のつながり課の方だったのですが、この方は留守電を入れてくださったのでわかったのですが、車を運転しているときにかかってきた電話は、運転中だから取れず、折り返し電話をしようと思い、心当たりのところには電話したのですが、そこではないと言われました。

どうしても代表電話でしかできないのなら、必ず留守電を入れていただきたいと思います。一番良いのは発信部署と電話番号を表示していただくことだと思いますが、そういう対応はできないものなのでしょうか。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。市から着信があると、皆さん本当に気にされて、どこの部署か分からないというのは本当に気持ち悪い状況だと思います。大変申し訳ございません。

御意見をいただきまして、改めて庁内にちゃんと留守電を入れるよう徹底させていただきました。システム上、着信の表示は変えられないので、しっかりと留守電を入れることを今後徹底してまいりますので、よろしくお願いいたします。

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 大船地域 >

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月 5 日（金） 午後 2 時半～ 4 時半		
場 所	鎌倉芸術館 集会室		
出 席 者	自治会・町内会代表	26名	計29名
	地域団体代表	3 名	
	鎌倉市	9 名	
内 容			
第 1 部	市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について		
第 2 部	地域からの議題に関する懇談 （１）北鎌倉トンネルについて （２）大船消防署について （３）隧道について （４）JR引込線跡地について （５）ごみ問題について （６）町内会エリアの大部分が商店会エリアの場合の問題点について		

出席者名簿 （敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	山ノ内明月会町内会	勢 直樹	会長
2	山ノ内中町北町内会	古川 均	会長
3	山ノ内中町南町内会	鈴木 三千子	会長
4	山ノ内下町上町内会	出田 順子	副会長
5	山ノ内下町中町内会	関口 久男	副会長
6	鎌倉市大船自治町内会連合会 （山ノ内下町下町内会）	小泉 権七	副会長 （会長）
7	末広町町内会	齊藤 利昭	会長
8	田園町内会	水島 三千夫	会長
9	戸ヶ崎あけぼの会町内会	上村 浩之	会長
10	市場町内会	北村 充成	会長
11	台町内会	山ノ井 信弘	会長
12	鎌倉市大船自治町内会連合会 （つるまい町内会）	秦 豊昭	会長 （会長）
13	大船仲通町内会	権頭 泰雄	会長
14	梅田町内会	齊藤 勇	会長
15	松竹前町内会	岩崎 安男	会長
16	小袋谷町内会	齊藤 誠七	会長
17	離山町内会	後藤 広二	会長
18	栄町町内会	堀 直樹	会長
19	南ヶ丘自治会	久坂 誠治	会長
20	谷之前自治会	渡邊 哲夫	会長
21	大船町内会	松本 明	会長
22	岩瀬町内会	安増 裕治	会長
23	鎌倉市大船自治町内会連合会 （今泉町内会）	高橋 育雄	副会長 （会長）
24	今泉台町内会	山本 昭夫	会長
25	高野台自治会	喜田 薫博	会長
26	富士見町町内会	増井 嘉昭	副会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	大船地区社会福祉協議会	田中 茂	会長
2	第七地区民生委員児童委員協議会	角田 孝子	会長
3	第八地区民生委員児童委員協議会	尾島 珠世	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	藤林 聖治	
4	環境部長	加藤 隆志	
5	まちづくり計画部長	林 浩一	
6	まちづくり計画部長	服部 基己	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	消防長	高木 守	
9	大船支所長	茂木 健太郎	

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 大船- 1	北鎌倉トンネルについて
06 大船- 2	大船消防署について
06 大船- 3	隧道について
06 大船- 4	JR 引込線跡地について
06 大船- 5	ごみ問題について
06 大船- 6	町内会エリアの大部分が商店会エリアの場合の問題点について

令和6年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	06 大船－1
テーマ	北鎌倉トンネルについて
内容詳細	工事に着手できない具体的な理由について伺う。
担当部課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等	
北鎌倉隧道の安全対策の実施に向けて、土地の利用について、関係地権者の承諾が必要であることから、調整を行っていますが、承諾が得られていないため、引き続き関係地権者の御理解をいただけるよう努めてまいります。	
添付資料	

（１）北鎌倉トンネルについて

<松尾市長>

こちらにつきましては、毎年、大船地域でのテーマに上げていただいております。この間、本当に皆様には御迷惑をおかけして大変申し訳ございません。工事着手できない具体的な理由につきましては、この北鎌倉隧道の安全対策の実施に向けて、土地の利用について関係地権者の承諾が必要であるため、この間、調整を行っているところですが、承諾がまだ得られていないためです。引き続き関係地権者の御理解をいただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

関係地権者の方とは適宜お会いをして、協議をさせていただいているところでございます。一刻も早く開通できるようにというのは、我々も同じ思いでいるところです。引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

<市場町内会 北村会長>

ここにいる町内会長のほとんどが男性、それから今日来ていただいている市役所の上層部の方も男性ですね。私どもの町内会の役員会ではいつもこのことで、特に女性の役員をしてくださっている方にもものすごい叱られます。私たちは地元をそんなに細かく動いたりすることはないのですけれども、子供や、買物に行く女性やお年寄り、そういう方が本当に困っているから、私自身が責められました。

長いこと町内会長をやらせてもらっていますが、いつも同じ話を聞いて、町内会に帰って、こんなお話でしたという報告をせざるを得ないのですね。本当に何とかしてほしいです。皆こんなに長く塞がっていることはないことを前提に、人生とか、色々なことを考えていくのではないかと思います、それを「待つて」というのが鎌倉市政なのですか。

ごみの焼却問題は、非常に長く待つことによって、世界の趨勢に沿った方向になってきたというのが市長の説明であり、決して悪くはなかったのだらうと思いますが、あそこのトンネルが塞がっていることで、地域を壊して、住民の生活を壊しています。そのことを肝に銘じて、もっと早く、来年小学校に上がる子供たちがあそこを通れるようにしていただきたいと思います。

<松尾市長>

これは昨年も説明させていただいたかもしれませんが、地権者の方々に集まっていた会の中で、地権者の方から課題・宿題を投げかけられました。その課題解決をしていくということはこの間行ってきました。

与えられた課題につきましては、解決することができていますので、改めて地権者の方々にこれから話をしていって、工事に入らせていただきたいというお願いをしていく段階であることをお伝えさせていただきます。

<山ノ内下町下町内会 小泉会長>

町内会としては、地権者や地主の方が「自分はこうだ」という御意見がある場合、町内会がそれを否定して「こうしてください」というお話をするのは、なかなか難しい部分があります。やはりそこは行政のほうで道筋をつけていただきたいと思いますと思いますが、かれこれもう9年、通行止めになってから時間がたっています。小学校1年生だった子どもは、もう中学生、高校になるかもしれない。やはり時間がかかり過ぎていて、何だか問題がよく分からなくなってきました。かえって時間をかけることによって、地権者に対しての憎悪というか、うわさが広まるのを心配しています。

大多数の人は、人と自転車が通れるようになってくれれば良いのではないかと思います、それで

も承諾を得ることに時間がかかり過ぎであり、かえって疑心暗鬼というか、色々な噂が多くはびこっています。町内会としては、噂の火消しに回らざるを得ないところがあるため、やはり行政に入っていただかないといけないと思いますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

番 号	06 大船－ 2
テーマ	大船消防署について
内容詳細	大船消防署をなくされては困る。
担当部課	総務部 公的不動産活用課 消防本部 消防総務課

議題に対する回答等

現在、公共施設の 75%以上が築 30 年以上となっており、大規模改修や建替えなどの施設の更新が喫緊の課題であるとともに、今後人口が減少していき、財政状況も厳しくなることが予想されている中で、今あるすべての公共施設を維持・更新していくことは難しい状況となっています。

そのため、「鎌倉の魅力を継承しつつ、次世代に過大な負担を残さない」ことを前提に、建物の更新の時期を考慮し、かつ、市民の皆さんに提供するサービスの質を落とさないことに配慮しながら、複合化や集約化を進め、効率的な施設配置を実現していくこととして、平成 27 年 3 月に公共施設再編計画を策定し、公共施設の再編の取組を進めています。

公共施設再編計画では、大船消防署については、新庁舎の機能集約・複合化に合わせ、消防本部、深沢出張所と統合し、深沢地域整備事業用地に移転することとしています。

大船消防署の深沢地域整備事業用地への移転は、小袋谷跨線橋が整備され、深沢方面から大船方面へのアクセスが格段に向上したことから、公共施設再編計画で位置づけたものです。

大船消防署が移転することにより、距離が遠くなる地域や近くなる地域がそれぞれ存在することは言うまでもありませんが、各車両に GPS 機能を搭載し、災害時に直近の車両を出動させることができるシステムを整備し、災害発生時に迅速に現場に到着できるネットワークが構築されていることから大船地域の災害活動に大きな影響が及ばないと考えます。

公共施設再編計画に伴う消防署所の移転・統合については、市全体の配置バランスを踏まえ、消防力が低下することがないよう車両・人員数を検討し、市民が不安にならないよう進めています。

また、計画を進めていく上では、地域住民の不安を解消できるよう、町内会等からあらゆる機会を通じて丁寧に意見を聞くなど、今後も協議を進め市民説明を行っていく予定です。

添付資料	平成 27 年 3 月 公共施設再編計画 一部抜粋
------	---------------------------

(2) 消防施設

再編方針

- ◆ 鎌倉市全体の消防力を確保した上で、消防救急活動に支障をきたさない範囲で消防施設（消防団器具置場を含む）の配置見直しを行い、消防署・出張所等の複合化・移転・統合を行う。
- ◆ 津波浸水に対応するため、津波の影響の少ない場所への移転や堅牢な建物への建替えなどの整備を行う。

これまでの進捗

H26～R5

- ・ 鎌倉消防署の本部機能を大船消防署へ移転した。（平成 27 年（2015 年）4 月）
- ・ 台出張所は、跨線橋の供用開始に伴い廃止した。（平成 27 年（2015 年）3 月）
（併設していた第 5 分団は継続。）
- ・ 腰越出張所は、津波浸水に対応した建物に建替えた。（平成 28 年度（2016 年度））

再編内容

R6～R35

- ・ 鎌倉消防署の建替え時期に合わせ、浄明寺出張所との統合が可能な適地を選定し、整備用地を確定する。
- ・ 新庁舎の機能集約・複合化に合わせ、大船消防署・消防本部と深沢出張所を統合し、深沢地域整備事業用地（行政施設用地）に移転する。
- ・ 鎌倉消防署と浄明寺出張所を統合するための用地を取得し、新たな消防施設を建設する。
- ・ 将来に渡って市内の消防力が確保されるよう、消防施設（消防団器具置場を含む）の整備方針等について検討を行う。
- ・ 玉縄出張所は建替え時期に合わせ、周辺施設との複合化も含めて、施設の更新を検討す

再編によるコストの削減効果等

図表 消防施設の規模の推移

	H26時点	短期 R1年度末時点	中期 R7年度末時点	長期 R35年度末時点
施設数	9	8	8	6
施設面積	8,202㎡	7,939㎡	7,939㎡	7,532㎡

図表 消防施設のコスト（累計）

（百万円）

		短期 H26～R1 (6年間)	中期 H26～R7 (12年間)	長期 H26～R35 (40年間)
従来型コスト	$A=a+b$	13,681.1	27,243.6	94,068.3
建設	a	201.1	283.6	4,201.6
管理運営	b	13,480.0	26,960.0	89,866.7
再編後のコスト	$B=c+d+e$	13,623.5	26,539.6	78,378.5
建設	c	722.4	908.3	4,422.2
管理運営	d	12,901.1	25,631.3	74,614.3
借地料	e	0.0	0.0	▲ 657.9
コスト削減効果	$C=A-B$	57.6	704.0	15,689.8
削減率	C/A	0.4%	2.6%	16.7%

※借地料収入は建設及び管理運営に係るコストに対してマイナスとなるため、数値に▲をつけて表記している。

図表 消防施設の配置等



※1 近隣自治体と広域連携を実施する場合は、計画を見直す可能性がある。

※2 深沢地域整備事業用地に移転する計画の施設については、当該事業の進捗状況によりスケジュール、移転先についても変更となることがある。

■ 参考事例：消防署の複合化の事例

さいたま市緑消防署は、消防署の建物の老朽化及び敷地の狭隘による問題等を解消し、他施設と複合化することで更新及び維持管理コストを削減するため、消防署、公民館、児童センターを複合施設として整備する工事が進められています。



施設概要

施設名	(仮)緑消防署等複合施設
建設地	埼玉県さいたま市緑区中尾
建物用途	消防署、公民館、児童厚生施設(児童センター)
敷地面積	4,229 m ²
延床面積	5,583.03 m ²
構造・規模	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造) 3階建
着工	平成26年(2014年)5月
	(完成予定 平成27(2015年)11月)



（２）大船消防署について

＜松尾市長＞

現在、公共施設再編計画をつくって進めているところですが、市の状況は公共施設の75%以上が築30年以上となっておりまして、様々な補修、建て替え、更新をしていく必要があります。全ての公共施設を同じように、同じ数だけ、同じ場所で維持、更新していくことは現実的には難しいところではあります。

この計画の中では、大船消防署につきましては、新庁舎の機能集約、複合化に合わせまして、消防本部と深沢出張所とを統合し、深沢地域整備事業用地に移転をすることとしています。色々と距離が遠くなることでの御不安、御心配のお声はこの間もいただいてきました。距離が遠くなるということではありますが、各消防車両にはGPS機能を搭載しまして、災害時に直近の車両を出動することができるシステムを整備しており、災害発生時に迅速に現場に到着できるネットワークが構築されていることから、この大船地域の災害活動に大きな影響は及ばないと考えております。また、この計画によって消防力が低下することがないように、車両や人員数を検討しまして、市民の皆さんが不安にならないように努めてまいりたいと考えております。

今後あらゆる機会を通じて、丁寧に御意見を聞かせていただきながら、市民説明なども行っていきたいと考えております。

＜大船仲通町内会 権頭会長＞

今、市長からも話がありましたけれども、災害時には迅速な対応をしていただけるシステムになっているということですが、たしか昨年のふれあい地域懇談会の時にその話が出て、消防長が来られていなかったの、話をしても仕方がないということもあったのですが、その頃に聞いていたのが、消防署をつくるエリアの基準があって、大船地域には玉縄出張所と今泉出張所があるから、そんなにたくさんは要らないのだと。それで大船消防署はこの機会に深沢に統合するという話を聞いたのですが、まず、消防本部が由比ガ浜の鎌倉消防署から大船に移動してきたのは、津波の問題等があるからだというのは理解できます。今度、消防署が深沢に集約されるので、消防本部が深沢に行くということも全然問題がない話なのです。消防署そのものがなくなるというのは、えっという状況ですよ。

ましてや、先ほど市長もおっしゃったように、災害の時は、夜間で交通量が少なければ数分の違いでとかいうことがあるでしょうけれども、大災害の時は、御存じのように、逗子市や葉山町には広い道路もありますけれども、鎌倉市には片側2車線の道路はないのです。一部、鎌倉駅の前辺りが2車線もどきになっていますけれども、小田原から海岸線をずっと来ても、急に江の島を過ぎて腰越に入った途端に片側1車線なのです。横浜からずっと来ても、笠間に来た途端に片側1車線になってしまう。どこから来ても、鎌倉市に入った途端に片側1車線になってしまう。旧鎌倉地域と山崎のところに陸橋が確かにできましたけれども、そこまで来るのにも深沢から片側1車線ですよ。

それで、災害時は、能登でもどこでもそうでしょうけれども、建物が崩れたり、道路が渋滞したりして、片側1車線の道路だとおそらく寸断されてしまうと思います。消防車や救急車が大船地域に入ってくるのにはそういう課題もあるし、大船の方にはビルなどもできてきているのに、消防署が逆に遠くへ動いてしまうということは、住民としては非常に不安です。

冒頭に述べさせていただいたように、玉縄出張所と今泉出張所があるから数的には多いのだという認識は非常にナンセンスだと思います。そういうことではなくて、救急とか救命関連、あるいは消防については、やはり近くにあることが大事です。今までになかったものをつくるというのは大変なことですが、あるものをなくしてしまうということは、結構なパワーがないと住民の理解は得ら

れないと思いますが、いかがでしょうか。

<松尾市長>

ありがとうございます。おっしゃるとおりでして、今あるものをなくしていくというのは、公共施設再編計画は、そういうことを目指してつくったものですが、なかなか計画どおりに進まないということに直面しているのは事実です。皆さんからは、長年あることによる安心感ですとか、もしくは利便性ですとかがなくなることについて、大変強く反対をされるお声をたくさんいただいてまいりました。

我々としみますと、何とか持続可能な形にしていかなければいけない、釈迦に説法ですけれども、江戸時代に約3,000万人だった日本の人口は、今1億3,000万人ぐらいになって、ここから2100年には一気に4,000万人ぐらいになっていくという、こういう社会をこれから生きていかなければいけない中においては、ある程度整理をしていかなければならない部分がございます。

ただ、今、皆さんの御心配、御不安なところをどう解消していくかについては、色々と知恵を持ち寄って検討していきたいというのが正直なところですが。今後も大船の地域の皆さんとは丁寧に協議を重ねさせていただければと思います。

<大船仲通町内会 権頭会長>

この件については、高木消防長が来られているので、消防長としての御意見を聞きたいのですが。

<高木消防長>

先ほど、今泉出張所と玉縄出張所でカバーできているから要らないというお話がありましたけれども、そういったことだけではありません。大船消防署が市境に近い位置にあるということは御理解いただけるかと思います。鎌倉地域の方でも、消防署の再編というのは行っておりまして、由比ガ浜の消防署と浄明寺の出張所も市境もしくは海の近くにあるということで、中央に持ってこようという考え方をしております。

国の基準では、鎌倉市の人口規模からすると消防署所の数は5でよいところ、現在は8あります。この基準がどのように定まっているかといいますと、6分30秒の間に駆けつけられる距離ということで算出しております。大船駅前の場合ですと、深沢地域整備事業用地からは約2.7キロ、今泉出張所からは約2.5キロということで、確かに現在の位置からは遠くなりますけれども、エリア的にはカバーできているということです。また、大船駅の災害出動に対しましては、玉縄の出張所のほうが救急隊として出動しておりますことを付け加えさせていただきます。

<大船仲通町内会 権頭会長>

その考え方が全く分かりません。警察は国の機関なので、以前にありました北鎌倉の交番について、市としてなかなか対応できないというのはわかりますけれども、消防署は市の組織ですから、どうにでも対応できるのではないかと思います。先ほど言ったように、道路が寸断されてしまったときにも来れるのですか。

<高木消防長>

そのために分団配置をしております。大船駅前に関して、もし仮に小袋谷の陸橋が崩壊するようなことがあれば、大船地区に配置しております、例えば9分団ですとか、6分団、7分団、8分団な

どの消防団の協力、もしくは今泉の出張所からの協力等を考えております。

<大船仲通町内会 権頭会長>

分団には、はしご車があるのですか。

<高木消防長>

いいえ、はしご車はございません。

<大船仲通町内会 権頭会長>

どうするのですか。そうすると。

<高木消防長>

3階建てのところに対しては、消防車両に三連はしごという、8.7メートルのはしごを積載しております。また、高層階に関しましては、消防法の消防用設備というのが設置されておりまして、他階からでも操作可能な避難ハッチというのが、特殊工具、消防隊が備えているもので開放することができまして、上階の方に進入することを考えております。

<大船仲通町内会 権頭会長>

その進入する人が来れるのですか。

<高木消防長>

深沢ではなくても、あらゆるところから駆けつけてまいります。

<大船仲通町内会 権頭会長>

分団の話が出ましたけれど、分団のことはよく御理解されていますか。例えば分団員が非常に少なくなってきたという状況ですとか、そういうのも御理解なさっているのでしょうか。

<高木消防長>

はい。現在、第9分団は、定数が13名のところ11名の団員がおります。今2名不足しておりますけれども、基本的には受持ち区域内に居住しているかと思われます。また、やむを得ない場合には、受持ち区域内で勤務している方たちに協力してもらいます。また、9分団が急遽集まれないということになれば、隣接する分団からも応援が出るような形を取っております。

<大船仲通町内会 権頭会長>

先ほども話させていただきましたけれども、消防署が深沢に統合されることが市民に全然理解されないうちに進んでしまっていることはいかななものかと思います。やはり住民が理解しないと、せっかくやっても賛同を得られないと思いますので、そのところはよろしくお願いします。

<松尾市長>

ありがとうございます。今回、ふれあい地域懇談会で改めて御提言いただいたということを踏まえ、丁寧に協議させていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

＜田園町内会 水島会長＞

防災対策というのは、集約してしまう方法と、分散する方法とがあると思います。今回の場合、たまたま大船があったから、鎌倉の消防本部を大船へ移すことができた。そのように、危機管理という面ではどこかにバックアップを設ける必要があると思います。鎌倉の旧市内をバックアップするためには、やはり大船が必要であるし、大船をバックアップするためには鎌倉が必要であると思います。どこかに集約してしまってコストダウンするのではなく、コスト面だけではなくて、そういった両方でお互いにカバーし合えるシステムを普段から考える必要があると思いますので、もう一度御検討いただければというのが一つです。

それからもう一つ、跨線橋が整備できたからアクセスがよくなったという話をされましたけれど、跨線橋は1本ですよ。渡ってから先がもし液状化とか何かでやられてしまったら、どこから入って来れるのですか。やはり2本、バックアップできるような形が必要ではないかと思います。

本当に集約することが防災上良いのかどうかという根本的なことから考えていただきたいのです。そちらのほうに資金を使うのでしたら、住民は文句を言わないと思います。自分たちの命を守るためですから。単なるコスト面と合理化という面で集約するのではなく、その辺のお考えを改めていただかなくてはいけないと思いますので、御要望として出しておきます。

＜今泉町内会 高橋会長＞

私たち市民はね、公共的なものがあるとすごい安心感があって、自助・共助も必要ですけども、公の場が近くにあるというのは心の支えとなりますので、市は考えを再検討していただきたいと思います。

番 号	06 大船－3
テーマ	隧道について
内容詳細	谷戸ノ前隧道、宮之前隧道の開削工事に関する要望に対する、その後の進捗状況について伺う。
担当部課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等

「宮之前隧道」については、市では「谷戸ノ前隧道」として管理しています。谷戸ノ前隧道の修繕につきましては、「切り通しによる開削案」と「既存のトンネルを修繕する案」の比較検討を行いました。

この結果、「切り通しによる開削案」では、掘削に伴い高低差約11mの多段法面の建設が必要となり、この掘削による発生土量約7,600 m³を運搬するには、4tダンプトラックで延べ約4,200台が通行することになります。また、使用する掘削機械の能力から、必要日数は約420日となり、1年2カ月程度の通行止めとなります。

なお、工事費については、既存のトンネルを修繕する場合と比較し直接工事費ベースで約3倍となります。

このことから、切通し周辺環境に影響が少なく、経済性に優れている「既存のトンネルを修繕する案」に決定し、詳細設計を実施しました。

現在、修繕工事を実施すべく土地の所有者等と調整を行っています。

なお、令和5年度に点検を実施した結果、健全度Ⅲ判定となり、早急に対策が必要とされました。また、点検の際に隧道内部の浮きがある危険な岩を撤去して安全を確保しました。

添付資料

（３）隧道について

<松尾市長>

宮之前隧道につきましては、市では谷戸ノ前隧道として管理をしているところです。この修繕につきましては、切り通しによる開削案と既存のトンネルを修繕する案の比較検討を行ってきたところです。

切り通しの周辺環境に影響が少なく、経済性に優れる既存のトンネルを修繕する案で進めさせていただきたいということで、詳細設計を実施させていただきました。現在、修繕工事を実施するべく土地の所有者等と調整を行っているところです。

<岩瀬町内会 安増会長>

まず岩瀬隧道ですが、平成30年5月に一部が崩落しまして、市の方で半年ぐらいかけて補修していただいたのですが、その際に、近隣の町内会で協議いたしまして、隧道ではなく、切り通しにさせていただきたいと。この岩瀬隧道と谷戸ノ前隧道という、二つ隧道があるのですが、それを全部切り通しにいただければ、道幅も大きく取れます。今、信号によって片側交互通行になっていますが、これでは、緊急時に消防車が来ても待っていなければいけないことになります。

長い目で見ますと、確かに費用の面では3分の1かもしれませんが、あの地区には今泉や今泉台という何千もの世帯があります。岩瀬を通過していく道路もありますが、そこも緊急時はいっぱいになってしまい、住民の出口がなくなってしまう。ですから、短期的な面だけではなくて、10年、20年、30年と先を見ていただき、隧道ではなくて切り通しの方向でもう一度再検討していただきたいと思うわけです。

もう一つは谷戸ノ前隧道。これは4年ほど前に、市の道路課から近隣の4町内会の会長に対して補強の提案があったのですが、その際、道路幅は3メートルということでした。3メートルでは車が2台擦れ違えないのですよね。ですから、これをもうちょっと改善できないかと申し入れたところ、この4年間全く応答なしです。一部、前大船町内会長の方には話があったみたいですが。ですから、道路課というのは随分いっぱい仕事を抱えておられて、全然前に進まないという感覚を持っています。

市内には随分お金をかけている場所もあると思いますが、あの隧道は手掘りです。100年前の海軍が造っているわけです。そこから全然お金もかけておらず利用しているわけですよね。それを考えると、ある程度の投資をしていただいても良いのではないかと思いますので、御検討をよろしくお願いします。

<都市整備部 森部長>

道路課から回答がないとのことで、大変申し訳ありません。道路や隧道の拡幅等を検討しているところですが、おっしゃるとおり、去年の1年間、地域の皆様に御連絡ができてないという報告を受けておりますので、それは検討状況等も併せて御報告させていただきます。

あと、開削を含めての検討でございますが、やはり1年以上通行止めとなることなど、御不便をおかけすることもありますので、そういったことも併せて、改めて説明をさせていただきたいと思います。

<今泉台町内会 山本会長>

この問題は、昨年度も話に出て、全く同じというのでしょうか、そのままそっくり載っているわけですね。ということは、我々があれだけお願いをしたにもかかわらず、一切問題は前に進める気はな

いと、このまま実行しますよという姿勢だと思います。しかも、その理由は、経済的に効率が良く、そして環境的にあまり大きな変化がなくて影響が少ないこと、この2点だろうと思います。

ただ、私どもが前に言ったように、20年や30年先のことを考えていただきたい。経済効率よりも、生命の安全を第一に考えていただきたい。行政は、まずそこに一番の重要なポイントがあると私は考えています。もちろん経済効率も必要なことでしょう。でも、あそこの道が、例えば樹木が上を覆っていますね、あの隧道の上を。今の天候状態、それから大災害の起こる可能性がますます大きくなっているときに、抜本的な考え方を示さないとまずいと思います。経済効率という視点からだけで物を考えていただいたのでは困るのです。

そうすると余計時間がかかるかもしれない。地域の安全のためには3年、4年我慢してください、新たな対策を立てますと。そういう理念が第一であってほしいです。

森部長の話は、市長の話も含めて理念がなくて伝わって来ないのですよ。まちづくりに関しても、深沢のまちではこうしますと。しかし、その前に20年や30年先、あるいはもっと先まで含めた地域空間はどうあるべきなのか、都市、環境とはどうあるべきなのかという議論がまず我々に伝わって来なければいけません。そういう問題からまず出発しなければいけないでしょう。ということは、道路行政においてもそういうことが出てくるわけですよ。確かに鎌倉は道が狭くて非常に大変だと思います。一つ一つの道路に対してそんな予算はなかなか出ないかもしれない。でも、それを考えるのが市なのです。

我々の地域だけの話を我々はし過ぎるところもあるかもしれませんが、このまちの生命、生活をしっかりと確保するためには、そういうビジョンをまずつくって、そして、そのための予算を今後どう組み立てていくか、そういう考え方をまず我々に示してください。これだけの金がかかって、安いからこっちにします。我々を馬鹿にしているのですか。怒っています、私は。去年と全く同じ回答を出してきたことに対して。そういうことについて、必死になって説明に来てください。もしどうしてもあなた方の思いどおりにやりたいなら、市長が自ら来てください。我々を説得してください。

<松尾市長>

ありがとうございます。私が直接お話できていないことへの御指摘だと思います。今後どのようにしていくかについて直接お話をする機会を設けさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<今泉町内会 高橋会長>

通学路でもあるし、本当に安全を第一にしないと、未来ある子供たちを危ない目に遭わせてしまうことになるので、市は、何とかしてよい方向に導くように、速やかにやっていただけるとありがたいと思います。

番 号	06 大船－4
テーマ	JR 引込線跡地について
内容詳細	「鎌倉武道館前エリア以外」の部分の活用について、現状と今後の見通しについて伺う。
担当部課	総務部 公的不動産活用課 まちづくり計画部 市街地整備課 まちづくり計画部 深沢地域整備課 まちづくり計画部 都市計画課 都市整備部 道路課

議題に対する回答等

JR 引込線跡地のうち、三菱電機鎌倉製作所の周辺の区間については、三菱電機所有地との交換により三菱電機南側及び東側の道路用地の確保することとしています。南側道路については、令和5年度から測量業務及び予備設計業務を実施しており、現在、関係機関及び土地所有者等との調整を図っています。

東側道路については、令和3年度に地元町内会と現地の確認を行い、現道と三菱電機敷地との著しい高低差や三菱電機の既存建物への影響などの課題を共有しました。更に、早期に実施可能な安全対策として路面標示の新設を行いました。今後も、劣化状況に応じて必要な補修を行い、適切に維持管理を行ってまいります。

また、シンロイヒ株式会社に接する付近には、現在、湘南モノレール富士見町駅利用者の駐輪場整備を進めており、近日中に利用を開始する予定です。令和6年度は仮設整備となりますが、今後、県道の拡幅工事の状況等を確認しながら、駐輪場の拡大を検討してまいります。

なお、大船体育館からシンロイヒ株式会社大船工場前までの区間、および、三菱電機よりも南側の区間の利活用については、現時点で具体的な計画はありませんが、今後、周辺住民からの要望等を踏まえながら、利活用の方針に関する検討を進めてまいります。

添付資料

（４）JR引込線跡地について

＜松尾市長＞

こちらにつきましては、JR引込線のうち、三菱電機の鎌倉製作所の周辺の区間につきましては、三菱電機の所有地との交換により、三菱電機の南側と東側の道路用地を確保するという計画を持っております。

南側の道路につきましては、令和５年度から測量業務と予備設計業務を実施しておりまして、現在、関係機関及び土地所有者との調整を図っているところです。東側の道路につきましては、地元の町内会と現地の確認を行うなどしているところです。

また、シンロイヒ株式会社に接する付近につきましては、湘南モノレールの富士見町駅の駐輪場が大変利用者が多いことがございますので、新たな駐輪場整備を進めておりまして、近日中に利用を開始する予定となっております。

それから、大船体育館からシンロイヒ株式会社大船工場前までの区間及び三菱電機よりも南側の区間の利活用につきましては、現時点では具体的な計画はありません。

また、回答票には書いてないのですが、神奈川県の記事にはなりますが、今年から武道館前のところの歩道の拡幅工事に入っております。来年の１月下旬までを工期としておりまして、まず、武道館前の歩道を整備していくという形で、JR引込線を活用した工事に入っておりますので、よろしくお願いいたします。

＜末広町町内会 齊藤会長＞

質問というよりも要望ということで、２点ほどお願いしたいと思います。

１点目は、今、市長がおっしゃったとおり、６月から来年の１月にかけて、武道館前の工事に着手します。今日も草刈りを作業員の方がされていましたが、引込線と一緒に考えると、４車線できる道路かなと思っているのですが、実は３車線で、３車線というより２車線のままで、交差点の右折レーンを回りやすくする。それともう一つは、バスのレーンといいますか、バスが止まると通れなくなり渋滞を起こしていますので、バスの枠を少し広げていくという工事なのですね。

先ほど、深沢の消防の話も出ていましたが、本当は４車線ぐらいにしておけば、災害時に通れるし、県と調整して道路をもう少し広げたらどうかと思います。

それからもう１点は、大船体育館からシンロイヒの工場までの区間と、三菱電機より南側の区間についてです。現時点では具体的な計画はないとのことですが、見ていただくとわかるとおり、背丈ぐらいの草が茂っていて、防災上非常に危ないと思います。住宅が密集していますので、大きな火事にもなりかねませんし、やはり草をあのまま放置しているのはどうかと思います。実はネズミなんかも出たり、この間も県道側にタヌキが出たりしていますので、環境面からみても改善したほうが良いと思います。年に２回ぐらい草刈りをする費用などを考えると、むしろ簡易舗装をしたほうが維持管理の面からも良いと思いますし、住民の方がそこを通れるようになると大変便利になります。その部分の整備を今後考えていった方がよいと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜総務部 藤林部長＞

御存じの方もいらっしゃると思いますが、この引込線用地については、平成３０年にJRから取得いたしました。その取得目的としては、先ほど市長からも説明いたしましたけれども、県道の拡幅用地などですが、そのほかの利活用については、令和５年に改めてJR引込線跡地の利活用基本方針というのを定めまして、引込線を大きく９分割して、ここについては拡幅用地にしよう、三菱のところにつ

いては南側の道路の整備用地にしようということを決めております。ただ、一部、利活用の方針が決まっていないところもございますが、そうしたところについては、今御指摘がありましたように、草が生えっ放しということもございます。ただ、その管理につきましては、市役所の庁内で、9分割に分けたところをそれぞれの所管で行っているわけでございますが、統括的に管理する立場上、防災の視点、それから今後の利活用の視点も含めまして、しっかりとその辺は管理して、また利活用につきましては、地元の皆様と協議させていただきながら検討してまいりたいと考えております。

令和6年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	06 大船－5
テーマ	ごみ問題について
内容詳細	戸別収集の開始時期やどのエリアから始める予定であるのかについて伺う。
担当部課	環境部 ごみ減量対策課

議題に対する回答等	
戸別収集については、燃やすごみを対象に、令和7年4月から先行エリア約1万世帯、令和8年4月から全市域での開始を予定しています。 先行エリアについては、高齢化が進む地域や子育て世帯が多く居住している地域、即時トラブル対応が可能なエリア、収集日や収集量の偏りを是正し平準化に寄与するエリアなどいくつかの観点を考慮のうえ、選定していく予定です。	
添付資料	

（５）ごみ問題について

<松尾市長>

第１部でも説明しましたとおり、先行エリアの約１万世帯が来年の４月から、そして全市域では再来年の４月から開始を予定しております。

どのエリアからということについてですが、現在、先行エリアとして開始予定の自治会・町内会長には御相談をさせていただいており、自治会として了承をいただければ、その地域を先行地域とするということで、現在選定をさせていただいているところです。それらが出揃いましたら速やかに報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<大船仲通町内会 権頭会長>

なぜ燃やすごみだけしかやらないのか。というのは、先ほど市長もおっしゃっていたように、クリーンステーションは色々な人が掃除したりしなければならないのですが、燃やすごみ以外も一括してやっていただかないと、また何年かはずっと併用ということになります。カラスは生ごみだけでなく、プラスチックでも何でも突きますから、やるなら大変でしょうけれども、一緒にやっていただきたいという希望だけお伝えしておきます。

<松尾市長>

ありがとうございます。もちろんそうしたことも検討してきたところですが、全体の市の状況と、段階的に進めながら皆さんの御理解をいただきたいということと、仮に燃やすごみと、今御指摘いただいた容器包装プラスチックを進めたとしても、まだクリーンステーション自体は残っていくというところがあります。

段階的にはなりますが、しっかりと進めてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

<末広町町内会 齊藤会長>

来年４月から一部での開始を予定しているということなのですが、町内会としては、選定されたら住民の方に周知しなければならないので、スケジュール感をもう少し具体的に教えていただけますか。

<環境部 加藤部長>

スケジュールですけれども、今、自治町内会の会長にお声をかけておりまして、御理解いただけるところにつきましては、今後、改めてさらに詳しく御説明させていただきたいということをお伝えしています。高齢者の方が多いところですか、何かトラブルがあったときに市役所からすぐに行けるところですか、収集日や収集量が偏らないところを設定させていただいておりまして、８月中には決定をしていきたいと思います。その際には、また広報等でお知らせさせていただきます。

<末広町町内会 齊藤会長>

そうすると、現時点でお話が来ていなければ、その町内は該当ではないと考えてよいですか。

<環境部 加藤部長>

いえ、そういうことではございません、お声をかけさせていただいた中で、戸別収集はまだ先で良い、自分たちは再来年で良いというお話があった場合には、また違う町内会にもお声をかけさせてい

ただ可能性もあります。7月中には目途を立てて、8月中には皆さんにお知らせしたいと思います。

<小袋谷町内会 齊藤会長>

先ほど、権頭会長から話があったクリーンステーションですけれども、うちの町内会でも十数年前に整備しましたが、補修が必要だとか、取り替えたいだとかと町内から言われています。戸別収集の話があるから止まっているのですが、クリーンステーションが続くということであれば、それは町内会の方で直すか交換するか考えていかなくてはならないと思ったことが一つと、クリーンステーションを最終的になくすということであれば、クリーンステーション自体がごみになるわけですよね。その回収方法ですとか、また、ごみにしないで再生するのであれば、そのことまで考えていただきたいという要望です。

<松尾市長>

はい。しっかり検討させていただきます。

<今泉町内会 高橋会長>

よろしく検討していただきたいと思います。正直な話、戸別収集はどうだと私のところには来ております。ただ、これはテープなどを自分で貼らなくてはいけないので、それが1,000円するものか、2,000円するものか、3,000円するものかが私もよく分からないので、その辺も考えた上で、今月の役員会で話してから結論を出そうと思っています。個人にお金がかかるので、どうなのかなという不安はあるのですが、どうせ1年遅れるかどうかの問題ですので、やっていただいた方がありがたいと個人的には思っております。

番 号	06 大船－6
テーマ	町内会エリアの大部分が商店会エリアの場合の問題点について
内容詳細	大船仲通町内会エリアは、その大部分を商店が占めております。実際に居住している住民は、エリア全体の1割未満です。従って、会員には居住していない商店に加入してもらい活動しているのが現状です。また、小規模の商店が主流で、商売を休んでまで町内活動をしていただくことは、非常に困難であるのが現状です。さらには、児童も数人しかいないため、市民運動会や盆踊り等各イベントの対応や避難所関連の問題も他の町内会とはいろいろな面で異なっています。すでに同様の問題で商栄会や駅前町内会はなくなりました。しかし、そのエリアには居住している住民は現在もいます。大船仲通町内会も例外ではありません。 そこで市への相談ですが、今後このような地域の問題に対し相談あるいは介入してもらえるのか。（問題点は多々あるので、今記述はしませんが）とりあえずは、同じエリアの大船仲通商店会と合同の団体（一本化）を作った場合、今までと同様の対応を市（地域のつながり課、商工課等）が認めてくれるのか聞きたい。中期的には今後、近隣の町内会や商店会との合併も視野に入れています。
担当部課	市民防災部 商工課 市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等	
地域が抱える課題につきましては、引き続き地域のつながり課や大船支所へご相談いただき、適宜該当の所管課へご案内するなど対応してまいります。 ご相談いただきました商店会と町内会の合併につきましては、合併後も町内会としての活動を継続されるのであれば、町内会活動として支援させていただきますが、商店会における合併手続きについては、鎌倉市商店街連合会の事務局である鎌倉商工会議所への届出が必要となるなど、町内会と商店会のどちらの立場で活動するのかによって事務手続等に変更が生じる可能性がありますので、引き続き地域の皆様と連携させていただきながら、今後の対応を検討していきたいと考えています。	
添付資料	

（６）町内会エリアの大部分が商店会エリアの場合の問題点について

＜松尾市長＞

この地域が抱える課題につきましては、引き続き地域のつながり課ですとか、大船支所で御相談をいただきまして、適宜所管課へ御案内するなどの対応をさせていただきます。また、合併後も活動を継続するということでしたら、町内会活動としてしっかりと支援をさせていただきます。

また、商店会における合併手続きにつきましては、鎌倉市の商工会議所への届出が必要になることもありますので、いずれにしましても、しっかりと連携をさせていただきながら対応をさせていただきますので、お気軽に御相談いただければと思います。

＜大船仲通町内会 権頭会長＞

ここに書いてあることは当然分かっているのですが、例えば仲通は、10家族あるかないかぐらいで、人数にしたら数十人しかいません。会員は一応100人ぐらいいますけれど、ほとんどが商店の人で、夜中はどうも誰もいないという状況ですね。でも、住んでいる人はいるわけです。

駅前商店会町内会、あるいは商栄会町内会というのもあったのですが、結局両立できないのでなくなってしまった。なくなったけれども、現在でも住んでいる人はいるわけですね。どこの町内会にも所属しない、所属したいけれど町内会がなくなったから所属できない。したがって、市からの内容を見たければ、広報かまくらを見るか、ホームページを見るか。要は、市から来る連絡を回覧するすべがないわけですね。

町内会と商店会は役員をやっている人もほとんど同じです。例えば、先月3日の2時から商店会の総会をやって、5時から町内会の総会をやりました。ほとんど出てくる人は同じですが、2回もやらなければいけない。役員会も同じです。最近は合同でよくやったりしていますけれど。そういうのを含めると、特殊な地域では、合同でつくった組織を、それぞれ商工会議所なり、あるいは市でいえば商工課なり地域のつながり課なりで今までと同じような対応を取ってくれれば、もっと発展するのではないかと思います。

ほかの商店会や町内会ではどうやっているのかわかりませんが、商店の人には町内会費と商店会費とを両方もらっているわけですね。商店の人は住んでないのに。何か訳のわからないことをやっているような状況で、自分でもちょっとジレンマがあるのですが、そういうのを含めて、今後また駅前や商栄会の町内会みたいになくならないために、今と同じような形で、市なり商工会議所が組織として認めてくれれば、総会も1回で済むし、何かそういう手助けをしてもらえないかと思っただけで、おそらく個別にやらなければいけない問題なので、あまり長くしても仕方がないのですが、一応問題として提起させていただきました。

＜市民防災部 永野部長＞

ありがとうございます。かなり特殊というか、ほかのところとは共通の課題ではない部分もあるのかもしれませんが。また、課題についても全て把握できていないと思いますので、これから、当然地域のつながり課もそうですけれども、大船支所であるとか商工課も市民防災部の所管でございますので、きちっと話は通しておきますので、御相談していただければと思います。

＜今泉町内会 高橋会長＞

こういう問題って、小町通りなどもそうだと思いますが、ほかの市などで同じような事例はないのですか。

＜市民防災部 永野部長＞

同じような事例はあるのかもしれませんが、それについてどのように解決していったのかという具体的な事例までは、私どもも把握しかねているところです。ですから、仲通商店会のケースに合うような解決策を導き出せればと思いますので、御相談をさせていただきたいと思います。

その他

＜つるまい町内会 秦会長＞

御承知のとおり、大船というのは、昭和23年4月に鎌倉に入りました。その前は、これは明治22年、1889年になりますが、そのときに今泉だとか、岩瀬、大船、小袋谷、台、それから山ノ内が合併した小坂村が発祥なのですね。このように多様な文化と人が住んでいるまちなので、色々な課題があって、それぞれが本当に色々な思いを持って、皆さん町内会長をやっているのです。市長が深沢のまちづくりを最初のテーマで出されましたけれど、我々ははっきり言ってあまり関心はございません。もっと大船をよくしようという考えで、今日、皆さんは来ていただいていると思います。

今日のテーマもそうですが、先ほど市長、持続可能と言いましたけれどね、消防署もそうです。これ、なくなったら大変なのです。こういうことはもう少し真剣に、あるいは、重要なことから、しっかりとみんなと話し合っていて決めていただかないと困ってしまいます。

先ほど山本会長が言われたように、ふざけるなというのが正直なところなのです。去年と今年とで全然変わらないのですね、市からの説明は。もっと真剣に考えていただきたいと思います。大船はこの31自治町内会だけで1万6,400世帯あるのです。だから、これを無視してもらっては困るのです。そういうことで、もう少し大船にお金を出してほしいです。

まちづくりは別に深沢ありきではないのですよ。ですから、大船に市庁舎を持ってきてもよいではないですか。それだけ今日お集まりの皆さんは真剣に考えていますから、市の方も懇切丁寧な回答を持ってきて答えていただきたいと思っております。ぜひ来年はこのようなことのないようにしていただきたいので、よろしくお願いします。

＜市場町内会 北村会長＞

私たち町内会では、いつも災害が起こったらどうしようか、そのための備えもしておかなければいけないということがいつも頭にあるのですが、今年の1月に起こった能登半島地震で、目先のことに追われて後に回していたことに対し、慌てて動き出しているのですが、一つは、災害で木が倒れる危険、それから町内会の防災物資を入れる倉庫、それから避難場所の問題があります。幸い避難所運営については、東日本大震災の後から、この地域の町内会の皆さんが努力されて、学校で運営マニュアルをつくりました。そのこと自体はすごくよかったのですが、実際に避難所となる学校の整備がずっとされていない。

私は4月に能登に行ってきましたけれども、やはり一番困っているのはトイレですよ。外から行くにしても、避難所に集まっている人にしても、トイレが全く困り切っているわけですよ。学校が避難所になるということですから、学校のトイレはどうかというと、昔ながらのトイレです。それが避難所となったときに活用できるのかどうかですが、進んでいないのですね、10年前のときから。市に聞きますと、16校ある小学校を順次やっていると。中学校は少し早く進みました。でも、こういうことでは16年かかるわけですので、学校の予算の中だけではなくて、防災を全体の予算の中できっちりやるようにすれば、もっと早く進むと思いますので、そういうことをぜひ進めていただきたいと思います。

それから避難路です。例えば、私たちのところから山崎小学校に行こうとすると、途中の断崖の上に大きな木がはびこっています。それから、私たちのところのトンネルの前後に大きな木があります。こういうのを何かしてくれと言っても、先ほども市長がおっしゃっていましたが、補助率を上げました。でも地権者がやらなければ、ずっとそのままなのですね。通学路になっていて、子供たちは日常的に通っています。大きな木になると、枝が落ちてくる可能性もあるわけです。それから、

災害が起こったら、そういったものが道を塞ぐことは予想できるわけですね。そういうことも補助制度を活用してやってくださいと。地主は誰ですかと聞いても、個人情報ですから教えられませんと。こういう形で、私たちがお願いしてもなかなか進まないことがあるわけです。

ほかはどうしているのかと思い、インターネットで調べてみたら、防災のための事前伐採をやっているところがあるのですね。大台ヶ原の大台町内会です。災害が起こって電線が途絶すると大変なことになるので、道路に沿って張られている電線を守るため、中部電力と申し合わせて半々ずつ出しているのです、公のお金を。これは民地の話です。知恵を出せば進めることができると思いますが、そういうことを一向にやってくれない。

あと、防災倉庫の位置にしてもそうです。私有地に置くと、相続などの問題が起こるとしょっちゅう変えないといけないですから、なるべく公の土地を貸してほしい。そうすると、道路は、行き止まりの道路であっても駄目だと言いますし、公園は公園で駄目だと言いますし、それから公的不動産活用課が管理しているところについても良い返事は得られませんし、さらにややこしいのはみどり公園課と総合防災課で、防火水槽や調整池と緑地が重なっているところです。どこが境界かが分からないので進められないとか、そういうことが実際やってみるとしょっちゅうあります。進めようと思っても進められないのですよね。

皆さんもそうだと思いますが、やはり何かが起こったら、町内会長のところに来るわけですよ。そういうことに対して、市の中で責任を持って解決しようという部署をつくってほしいと思います。町内会長が動きやすいような体制を市役所の中につくってほしいと思います。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。おっしゃるとおり、会長が動きやすいような体制づくりは絶対にやるべきだと思っています。今、支所がそういう役割をさせていただきたいというところです。たらい回しみたいなことは絶対あってはいけないのですけれども、そういうことがあるのであれば、そこは支所長に御一報いただければと思います。もちろん私でも良いです。

それから、今、細かい御指摘が幾つかありましたが、トイレについては、以前は各学校で予算の中で1個ずつやっていたのですけれども、東日本大震災があって、1個ずつやっているといつ終わるか分からないということがありましたので、東日本大震災の後に、全てを新しく更新しました。あと、避難所として空調がないことも問題でしたので、鎌倉市の小・中学校や全ての特別教室を含めて、空調を一斉に整備させていただきました。

ただ、また7年経ちますと順次古くなってきますので、今、教育委員会の方で、学校の老朽化に合わせて大規模修繕や建て替えの計画をつくりまして、順次、計画に沿って進めていくことと、それでは賄い切れない雨漏りとかにも予算を重点的に配分して、順次改修していくことを今年度から進めているところでございますので、その点は御理解をいただければと思います。

それから、伐採のところですが、これは全国でもそんなに変わりはなく、個人の所有ということなどもある中でやらせていただいています。ですので、先ほど多分御説明されたのは、半々という補助のお話だったかと思いますが、鎌倉市も半々の補助です。もちろん上限金額があるので、半々にいかない場合もありますが、市もそこまでアップさせていただきました。所有者の方は、これまで費用がかかってやれないということを散々言われてきましたけれども、これはやはり所有者の責任ですから、きちっとやっていただくように、我々も繰り返しお伝えしたいと思いますし、ぜひそこは一緒になって、危険な箇所を解消できるように取り組んでいければと思います。

<市場町内会 北村会長>

半分は中部電力です。地権者は同意をするだけで、公が半分、残りの半分は中部電力。電線を通すことで利益を得ている企業ですね。ですから、自治町内会は地権者に話しをして仲立ちをするとか、そういうことで動いているようです。

<松尾市長>

承知しました。ありがとうございます。

<大船仲通町内会 権頭会長>

消防署を大船地域から移転することは承知していませんからね。それだけは申し添えておきます。先ほど秦会長が言ったように、もうちょっと大船のまちづくりというのも考えてほしいと思います。大船地域から消防署をなくすことで将来に禍根を残したくないので、よろしくお願いします。

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

＜ 深沢地域 ＞

日 時	令和 6 年（2023年） 7 月 8 日（月） 午後 2 時～ 4 時
場 所	深沢学習センター 第 6 集会室
出 席 者	自治会・町内会代表 22名 地域団体代表 3 名 計25名 鎌倉市 10名
内 容	第 1 部 市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について 第 2 部 地域からの議題に関する懇談 （１）深沢小学校東門の手前梶原共同墓地へ続く鎌倉市道の左側の崖について （２）野村総研跡地について （３）市のバス減便対策と高齢者の移動手段の確保と地域公共交通の維持と改善、未来図について （４）ごみの戸別収集について （５）笛田公園西側のがけ崩れ防止対策について （６）自治町内会の活動について （７）深沢多目的スポーツ広場の再使用 （８）JR引込線の利活用について （９）能登半島地震の状況を踏まえ、市としての対応について （10）市役所本庁舎移転計画及び深沢地域整備事業の最新の進捗状況について

出席者名簿 （敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	梶原町内会	小團扇 勉	会長
2	深沢地区連合町内会 （梶原山町内会）	須藤 清志	副会長 （会長）
3	鎌倉グリーンハイツ自治会	石井 揚子	会長
4	いづみ自治会	弦巻 歩	会長
5	寺分町内会	鈴木 勝榮	会長
6	L・クォーレ湘南深沢自治会	塩原 正之	会長
7	深沢地区連合町内会 （西寺分自治会）	矢沢 英夫	副会長 （会長）
8	大船ダイヤハイツ管理組合	潮田 徹	会長
9	深沢地区連合町内会 （山崎町内会）	石渡 順二	副会長 （会長）
10	レーベンスガルテン山崎自治会	橋本 堅治	会長
11	ダイヤハイツ鎌倉自治会	野村 継穂	会長
12	打越町内会	椎原 克己	会長
13	深沢地区連合町内会 （第五地区民生委員児童委員協議会） （笛田町内会）	田島 重雄	会長 （会長） （会長）
14	笛田東芝町内会	横山 聡	会長
15	常盤町内会	宮崎 早苗	会長
16	サングレイス鎌倉笛田管理組合	鈴木 康夫	理事長
17	鎌倉うぐいす山自治会	島田 章夫	会長
18	山崎西町内会	鈴木 正誼	会長
19	サウスアリーナ鎌倉大船自治会	小西 俊平	会長
20	鎌倉山萩郷自治会	三輪 裕美子	会長
21	フォルム鎌倉常盤管理組合	荒牧 文哉	会長
22	グレースィア鎌倉寺分自治会	両澤 万里子	副会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	深沢地区社会福祉協議会	徳増 英夫	会長
2	第六地区民生委員児童委員協議会	宮田 進	会長
3	鎌倉市社会福祉協議会	塚田 美奈	生活支援コーディネーター 深沢地区担当

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	藤林 聖治	
4	環境部長	加藤 隆志	
5	まちづくり計画部長	林 浩一	
6	まちづくり計画部長	服部 基己	
7	都市景観部次長	野中 宗範	
8	都市整備部長	森 明彦	
9	教育文化財部長	小林 昭嗣	
10	深沢支所長	茂木 健太郎	

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 深沢- 1	深沢小学校東門の手前梶原共同墓地へ続く鎌倉市道の左側の崖について
06 深沢- 2	野村総研跡地について
06 深沢- 3	市のバス減便対策と高齢者の移動手段の確保と地域公共交通の維持と改善、未来図について
06 深沢- 4	ごみの戸別収集について
06 深沢- 5	笛田公園西側のがけ崩れ防止対策について
06 深沢- 6	自治町内会の活動について
06 深沢- 7	深沢多目的スポーツ広場の再使用
06 深沢- 8	JR 引込線の利活用について
06 深沢- 9	能登半島地震の状況を踏まえ、市としての対応について
06 深沢-10	市役所本庁舎移転計画及び深沢地域整備事業の最新の進捗状況について

令和6年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	06 深沢－1
テーマ	深沢小学校東門の手前梶原共同墓地へ続く鎌倉市道の左側の崖について
内容詳細	当該崖について、岩肌が露出し雨風で少し崩れる時があり対応が必要と考える。小学校も近いし危険ではないか。対応を考えて欲しい。
担当部課	教育文化財部 学校施設課

議題に対する回答等	
梶原共同墓地周辺の市有地については、関係課と連携を図りながら、安全対策も含め、適切に維持管理を行ってまいります。	
添付資料	

番 号	06 深沢－2
テーマ	野村総研跡地について
内容詳細	昨年のふれあい地域懇談会の後に、何らかの進展はあったか。
担当部課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等

梶原四丁目用地については、令和2年度（2020年度）に民間事業者の公募を実施しましたが、選定した事業者が辞退し利活用に至らなかったため、改めて、鎌倉市公的不動産利活用推進方針に定める基本方針「自然環境を生かした利活用（市民への開放を含む）と企業誘致」に基づき、民間事業者の公募を目指し、検討を行っています。

本市が利活用の検討を進める一方で、令和5年（2023年）2月に神奈川県企業庁から、極楽寺地内にある配水池の更新にあたり、梶原四丁目用地の一部を代替地とした配水池の整備について協議依頼を受けたことから、現在、神奈川県企業庁と協議を進めるとともに、配水池の整備と民間事業者による利活用を両立する方法について課題等の整理を行っています。

市街化調整区域という厳しい条件の中で、民間事業者の需要等も改めて調査しながら、利活用に向けた検討を進めていきます。

添付資料

番 号	06 深沢－3
テーマ	市のバス減便対策と高齢者の移動手段の確保と地域公共交通の維持改善、未来図について
内容詳細	度重なるバス減便により特に高齢者の移動が制限されている。今まで路線バスで出かけていたのが出来なくなり、免許返納した高齢者も多い中、足腰が不自由になる高齢者が今後の生活に強い不安を感じている。少子高齢化による利用者減少・慢性的な人手不足・長時間労働の禁止などバス事業者だけでは手に負えない社会問題がある。自治体がこの状況を看過することなく、前向きな提案を期待する。 <意見> 地域公共交通の未来が示されなければ、市役所移転計画についても移動の保証がなく、置き去りにされると考える高齢者市民が多いと思う。市に対し、バス減便の影響や対策に関する情報提供とコミュニケーションを強化して欲しいと要望する。ある日突然バス便がなくなるということが続いており、住民への適切な情報提供や意見交換の場の設置を求める。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等	
バスの運行については、コロナ禍以降全国的に運転手不足が続いており、2024年度からの働き方改革により、既存路線の継続のためには減便や路線廃止により路線を維持している状況で、利用者が少ない路線を残すことは企業の体力上厳しい状況と伺っています。 今後は、バス事業者との協議・調整を継続的に実施するとともに、地域での勉強会や情報交換の場へ積極的に参加しながら、持続可能な移動手段の確保について検討します。	
添付資料	

番 号	06 深沢－4
テーマ	ごみの戸別収集について
内容詳細	1. ごみの戸別収集の目的を、改めて分かりやすく説明願う。 2. 現状のごみ収集方法と比較して、回収費用、住民の利便性、クリーンステーションの汚れ等について、項目ごとにメリットとデメリットを説明願う。 3. 現状では、カラスによるごみ散乱防止対策として、クリーンステーションにごみ収集ボックス（カラスいけいけ）を設置しているが、戸別収集となった場合のカラスによるごみの散乱防止について、どう対処するのか。 4. 燃やすごみから戸別収集を開始すると聞いているが、戸別収集の全体日程について説明願う。
担当部課	環境部 ごみ減量対策課

議題に対する回答等

1. クリーンステーション（以下「CS」という。）収集に伴う様々な負担（CSの維持管理や、あらゆる世代のごみ出し等）を軽減し、持続可能な収集体制を構築するためです。また、排出者責任の明確化により、更なるごみの減量を目指すためです。

2. ごみ収集方法の比較については、項目毎の表記が難しいため、次のとおり各収集方法のメリット及びデメリットの比較表を提示します。

	メリット	デメリット
戸別収集	・ごみ出しの負担が軽減される。 ・CS管理の負担が軽減される。 ・排出者責任が明確化され、ごみの減量及び分別が期待できる。	・CS収集と比べて、ごみ収集費用が増大する。 ・市内を走るごみ収集車の数が増える。 ・ごみ収集の効率が悪い ・各家庭で排出容器を用意する必要がある。 ・動物被害について、各家庭で対策する必要がある。

C S 収集	・戸別収集と比べて、ごみ収集費用を抑えられる。 ・ごみ収集の効率が良い。	・C S の管理が必要となるため、動物被害があった場合、清掃が必要となる。 ・C S の設置場所等の調整が必要になる。 ・ごみ出し困難者への支援が必要になる。
3. 動物被害対策については、各家庭でご対応いただくこととなります。そのために、各家庭で蓋つきの排出容器をご用意いただきたいと思います。 4. 燃やすごみの戸別収集については、令和7年4月から先行エリア約1万世帯、令和8年4月から全市域での開始を予定しています。 将来的には全品目戸別収集を目指していますが、燃やすごみの戸別収集を通してノウハウを蓄積するなかで、今後の予定をお示ししていきたいと考えているため、現時点で、戸別収集の全体日程をお示しすることはできません。他品目の検討にあたっては、コンサルティングの導入を検討しており、本市にとって最も効果的かつ市民の皆様にもわかりやすい収集体制の移行を実現させたいと考えています。		
添付資料		

番 号	06 深沢－5
テーマ	笛田公園西側のがけ崩れ防止対策について
内容詳細	各地で大規模、中規模程度の地震が相次いで発生しており、首都直下型地震も想定されているなか、笛田公園西側のがけ崩れ防止対策が長いこと放置されたままになっている。最新の状況と市の今後の取り組みについて説明願う。
担当部課	都市景観部 開発審査課

議題に対する回答等

平成27年（2015年）に造成主に対して宅地造成等規制法に基づき是正措置命令を行いました。平成30年（2018年）4月に造成主本人が死亡し、その後、土地所有権が移転されたことから、新たな土地所有者に対して令和5年（2023年）4月に宅地造成等規制法に基づく是正措置命令を行っていますが、現時点までには具体的な是正計画は提出されていない状況です。

市としては、引き続き土地所有者と面談を重ね、がけ地の防災対策工事が早期に実施されるよう要請していくとともに、台風などの荒天時には、是正命令地を含む当該地及びその周辺のパトロールを継続するなど対応していきます。

添付資料

番 号	06 深沢－6
テーマ	自治町内会の活動について
内容詳細	自治町内会は住民の自主性で運営される組織であるが、市の出先機関と捉えられる場合があるため確認したい。 それぞれの自治町内会が設立された背景は、縁あってその地に居住した人達が互いのコミュニケーションの向上を目的に設立されたと考えている。現在の状況として、自治町内会の入退会は自由であり、高齢化も進んでいる。 市は現在活動している自治町内会に対し、どのような評価をしているか。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等	
自治会町内会は、日頃から地域における防災や防犯、環境美化など、様々な分野の活動に取り組み、地域で安全に安心して暮らせるまちづくりのためにご尽力いただいております。市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進する鎌倉市にとって、必要不可欠な存在であると認識しております。	
添付資料	

令和6年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	06 深沢－7
テーマ	深沢多目的スポーツ広場の再使用
内容詳細	深沢地区には子供達がスポーツや外遊び出来る広場が全くないので、工事着工までの期間開放して欲しい。
担当部課	まちづくり計画部 深沢地域整備課

議題に対する回答等	
深沢地域整備事業用地においては、令和6年(2024年)4月から土地区画整理事業の準備工事に着手しており、安全性の確保が困難であることから、開放の予定はありません。	
添付資料	

番 号	06 深沢－8
テーマ	JR 引込線の利活用について
内容詳細	県道 302 号線について、①山崎跨線橋南交差点の目違いの解消をする②山崎浄化センター正門から鎌倉武道館東側交差点までの跡地については、県が県道 302 号線の車道・歩道拡幅用地として活用すると表明した。確かに令和 2 年（2020 年）10 月、県藤沢土木事務所による、「山崎跨線橋南交差点改良工事に関する測量作業」は行われた。しかし、県道の拡幅については全く進展が見られない。 当町内会を含む近隣地区住民は、自動車や自動二輪車で当該地区間の通過に過大な時間を要し、通勤・通学などに支障をきたしている。 三菱電機の東側、南側の道路の拡幅・整備問題を含め、当該事項の進捗状況と今後の展望について聞きたい。
担当部課	総務部 公的不動産活用課 まちづくり計画部 深沢地域整備課 都市整備部 道路課

議題に対する回答等	
山崎跨線橋南交差点及び鎌倉武道館東交差点付近の J R 引込線跡地については、県道302号の道路拡幅のための用地として活用するため、神奈川県藤沢土木事務所（以下「神奈川県」という。）と協議を行っています。当該部分の拡幅工事につきましては、神奈川県から、J R 引込線跡地側の整備から開始し、その後、現道部分の整備を行うこと、令和 6 年 5 月から J R 引込線跡地内の砕石等の撤去に着手していることを聞いています。 三菱電機周辺道路につきましては、道路用地の確保に向け、三菱電機敷地内に所在する市有地と三菱電機所有地の交換等に関して、三菱電機と協議を行っています。このうち、東側道路については、令和 3 年度、地元町内会と現地の確認を行い、現道と三菱電機敷地との著しい高低差や三菱電機の既存建物への影響などの課題を共有しました。更に、早期に実施可能な安全対策として路面標示の新設を行いました。今後も、劣化状況に応じて必要な補修を行い、適切に維持管理を行ってまいります。 また、南側道路については、令和 5 年度に測量業務及び予備設計業務を行っており、現在、関係機関及び土地所有者と調整を図っています。	
添付資料	

番 号	06 深沢－9
テーマ	能登半島地震の状況を踏まえ、市としての対応について
内容詳細	令和6年元旦に発生した「能登半島地震」や令和6年4月17日に発生した「愛媛県・高知県の地震」など各地で発生している地震災害に対し、市としてどのような対策を考えているか。例えば水、食料、避難所開設、情報収集など。 台湾のような迅速な体制がとれるのか。
担当部課	市民防災部 総合防災課

議題に対する回答等

地震災害等の災害に備えて、市では様々な対策を講じており、継続して取り組んでいます。

飲料水に関する対策としては、飲料水 500ml を小中学校の備蓄倉庫などに約 65,000 本備蓄しているほか、市内 4 箇所に 100 トンの飲料水兼用耐震性貯水槽を備えています。また、井戸の所有者に災害時において井戸水の提供をお願いしており、現在 45 箇所にご協力をいただいています。

食料についても、小中学校の備蓄倉庫などに約 423,000 食分を備蓄しております。

また、水や食料、防災資機材の備蓄については、自助、共助の取り組みとして各家庭や自主防災組織単位での備蓄について周知しており、自主防災組織が食料・防災資機材を購入する際は費用の半額を市が補助する制度を設けています。

避難所開設については、職員参集訓練を毎年実施するなど、迅速な対応がとれる体制を整えています。

情報収集や情報発信については、防災行政用無線や防災・安全情報メール、LINE など様々な方法で行っているところです。

災害時に迅速な体制をとるために、地震災害時業務継続計画の策定や他自治体、民間機関等と連携に関する協定を締結するなどの対策を講じており、今後も継続して取り組みを進めてまいります。

添付資料

番 号	06 深沢－10
テーマ	市役所本庁舎移転計画及び深沢地域整備事業の最新の進捗状況について
内容詳細	深沢地区の住民として早期にこれらの計画の実現を望んでいる。今現在、何が障害となっているか。市として何年後に完了しようとしているのか。また、湘南モノレール湘南深沢駅のエレベーターの設置はいつ頃になるのか。
担当部課	まちづくり計画部 市街地整備課 まちづくり計画部 深沢地域整備課 まちづくり計画部 都市計画課
議題に対する回答等	
深沢地域整備事業においては、施行者である独立行政法人都市再生機構が、令和5年(2023年)10月に土地地区画整理事業の事業計画について国土交通大臣の認可を受け、市により、令和6年度に準備工事を行い、令和7年度から独立行政法人都市再生機構の工事を行うことを予定しています。 また、新庁舎の整備については、令和4年(2022年)市議会12月定例会において市役所の移転に必要となる条例(鎌倉市役所の位置を定める条例。以下「位置条例」という。)の改正の提案をしましたが、市民への情報発信が不足している等の理由から改正に必要となる出席議員の3分の2以上の賛同を得ることができませんでした(賛成16名、反対10名)。 こうした状況を受け、広く市民の皆様へ、新庁舎整備の重要性や必要性、移転するという結論に至った経過をご理解いただくため、市民対話や説明会を開催するとともに、市民の皆様が集まる様々な場面において説明や周知に取り組んでいます。そうした取組を続けてきた中で市民の皆様へ、より具体的なイメージをお見せすることで、理解度や納得感を深めていただけるのではないかと実感したことから、「新しい市役所」のイメージを膨らませていただけるよう、市議会に可決いただいた予算に沿って、令和6年度から新庁舎の基本設計に着手することとしました。 事業の完了(新庁舎の開庁)については、位置条例の改正に時期にもよりますが、早くても令和13年(2031年)以降の開庁となる見込みとなっております。 また、湘南モノレール湘南深沢駅のバリアフリー化の工事の時期については、深沢地区土地地区画整理事業の工事と密接に関連することから、現在調整をしているところです。 今後、スケジュールが明らかになった際は、湘南モノレールと調整し、利用者の方への情報提供を行っていただくよう要請してまいります。	
添付資料	

第1部から第2部まで市からの一括説明後、質疑、懇談

<松尾市長>

1番目の「深沢小学校東門の手前梶原共同墓地へ続く鎌倉市道の左側の崖について」です。対応を考えてほしいという課題ですが、安全対策を含めて適切に維持管理を行ってまいりたいと考えております。決して放置するということではなくて、対応を引き続き図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それから、2番目の「野村総研跡地について」です。こちらにつきましては、結論からすると、この1年の間に大幅な進展はございませんでした。これは昨年も申し上げましたが、ここの活用について、神奈川県企業庁から配水池の整備を行っていきたいというお話をいただきました。やはりインフラになりますので、大変重要なことであると捉えて、これを優先的に整備していくことを市としては考えておりまして、それを前提にした活用の方法を協議している状況です。いずれにしましても、なるべく早く活用できるようにと考えております。

それから、3番目の「市のバス減便対策と高齢者の移動手段の確保と地域公共交通の維持と改善、未来図について」です。こちらにつきまして、まず、バスの運行につきましては、既存路線の減便ですとか、廃止ということが続いている状況がございます。これはやはり運転手不足が一番大きなネックになっている状況でございまして、バス会社のほうには継続してほしい、維持してほしいという要望を市からも出しているところですが、なかなかそこには応え切れないというお答えをいただいているところです。

そういう意味では、この高齢者の方の移動手段の確保と地域公共交通の維持・改善というのは大変大きなテーマであると考えており、それも全市的な課題であると考えておりまして、今、二階堂地域で実験的に行っていくということなどを市としては取り組んでいるところですが、まだ明確な答えにまでは至っていないという状況です。引き続き地域の皆さんの御意見も伺いながら、実験なども行い、課題解消に向けた取組を行ってまいります。

それから、4番目の「ごみの戸別収集について」です。先ほども少し触れさせていただきましたが、戸別収集の目的は大きく二つで、クリーンステーション収集に伴う様々な負担の軽減と、排出者責任の明確化によって、さらなるごみの減量につなげていくということです。

戸別収集のメリットとしては、ごみ出しやクリーンステーション管理の負担軽減、それから、排出者責任の明確化と書かせていただいているところです。一方で、デメリットの部分もあると思っています。このような中で安定的にしっかりと戸別収集が継続できるように進めてまいりたいと考えております。

それから、ごみの散乱防止についてですが、カラス等の動物の被害対策については各家庭で対応いただくことになります。7、8年前に試行的に行ったエリアがあるのですが、そこで戸別収集を行った際には、やはりステーションよりも、各家庭でそれぞれしっかりと対応することができましたので、動物被害は非常に少なくなったという傾向が見られました。なお、もし動物被害があるということであれば、もちろん市のほうに御相談をいただきながら一緒に対応を考えてまいりたいと考えております。

また、全体日程についてですが、先ほども申し上げましたように、来年1月から先行エリアで約1万世帯、再来年の4月から全市域での開始を想定しているところです。

それから、5番目の「笛田公園西側のがけ崩れ防止対策について」です。この土地については、以前のふれあい地域懇談会でも議題になったところです。この場所について、平成30年に造成主本人が死亡しまして、土地所有権が移転したことがございました。現在、新たな土地所有者に対し是正措置

命令を行っている状況ですけれども、現在までに具体的な是正計画が提出されていない状況です。市としては、引き続き土地所有者への働きかけを続けていき、しっかりと改善、対応していくように指導を行ってまいりたいと考えております。

続いて、6番目の「自治町内会の活動について」というテーマです。自治会・町内会に対してどのような評価をしているかというところです。これは日本中の問題ですけれども、自治会・町内会の加入率は年々低下している状況です。鎌倉市は他の自治体と比較すると、実は比較的高い加入率を維持していただいています、やはり低くなってきている傾向は見てとれます。自治町内会の皆さんにおかれまして、様々な課題に取り組んでいただいていることについては、大変ありがたいことでございますし、当然行政としては、自治町内会を下請的な組織と捉えるのではなくて、あくまでもお互いに地域を良くしていくパートナーとして連携をしていく形で今後も進めてまいりたいと考えておりますので、どうか引き続きの御協力をお願いできればと思っております。

それから、7番目の「深沢多目的スポーツ広場の再使用」についてです。工事着工までの期間、開放してほしいというところです。確かにあまり工事をしていないように見えますが、現在は測量等や、少し作業にも入らせていただいている段階でございます。今後、本格的な工事に入ってまいりますので、なかなか開放をするのは難しいことを御理解いただければと思います。

それから、8番目の「JR引込線の利活用について」です。こちらにつきましては、今年、山崎の下水道処理場の前の辺りから鎌倉武道館の前の辺りの引込線を活用し、県道を拡幅する工事に入っております。これは神奈川県の方ですけれども、来年の1月下旬をまず第1期として、工事に入っていく段階になります。まずは歩道が拡幅整備され、その後、第2期工事で県道の車道がしっかりと整備されて完成になります。

それと、今日からは、富士見町駅近くの引込線の一部を活用し、駐輪場を暫定的に利用開始させていただきました。こちらにつきましても、今後県道の工事が進む中で本整備を行ってまいりたいと考えております。

しかしながら、それ以外の部分、例えば大船体育館の横の部分ですとか、三菱の工場から出たところの町屋橋付近ですとかは、具体的な活用は未定になっています。この辺りにつきましては、非常に長細い土地ですので使い方は限定されますが、地域の皆さんからも、何か良い活用方法ですとかのアイデア等をいただきながら検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、9番目の「能登半島地震の状況を踏まえ、市としての対応について」です。地震災害に備え、市では様々な対策を講じているところです。深沢地域の皆さんにおかれましても、定期的に災害の対応、避難訓練の対応等をしていただいております、大変ありがたく感じているところです。ここに書いてあるとおり、備蓄など、それぞれで備えをしているところでございます。ただ、鎌倉市だけでも、もしくは自治町内会だけでも、災害時に全ての市民の皆さんの食料や水を賄うことは非常に難しいと考えておまして、自助、共助、公助という考え方で整理をしておりますけれども、まずは各家庭の中でしっかりと備えをしていただきながら、さらには共助、公助という中で災害対応を行ってまいりたいと考えております。台湾のような迅速な体制を、との御指摘をいただいているところですが、これは皆さんとも連携をしながら、しっかりと災害時に迅速な対応ができるように、様々な民間機関等とも連携協定を結びながら具体的な対策を取ってまいりたいと考えています。

最後になりますが、10番目の「市役所本庁舎移転計画及び深沢地域整備事業の最新の進捗状況について」です。ここに書いてあることは先ほど説明をさせていただいたところですが、一つ追加します。湘南モノレールの湘南深沢駅のバリアフリー化の工事につきましては、これまでもたくさんの御意見をいただいていたところ、コロナ禍に入り、バリアフリー工事の計画が一旦頓挫をしたという経

過がございました。その後、湘南モノレールとしては、もう一度バリアフリー工事の計画づくりを今始めていると聞いています。市としても、補助金でバックアップできると考えておりますので、湘南モノレールの計画をしっかりと支援できるように協力して進めてまいりたいと考えております。

<鎌倉グリーンハイツ自治会 石井会長>

桔梗山というバス停が私たちのグリーンハイツの真ん中にあるのですが、そのバスが3月に急に減便になりまして、住民が非常に戸惑っているところです。グリーンハイツは、それでも大船方面や藤沢方面に行くバスがあるので、少しは恵まれていると思いますが、鎌倉に行く便が、大仏経由もこの5年ぐらいでどんどん減らされて、ついに大仏経由はなくなって、今回、どういうわけか、祝日の昼間だけ何便か復活しましたが、平日は鎌倉駅西口行きが朝9時に出てしまうと、夕方の4時15分まで全くなりません。あと、最終便が夜9時までであったのですが、6時55分が最後になってしまって、通勤通学は少ないのですけれど、とても生活に影響が出ているということで、今回、1週間くらいでアンケートを取りまして、お手元にお届けさせてもらいました。

その中で、色々な切実な意見が書かれたのですが、社会情勢は皆さん分かってらっしゃっていて、人手不足、不景気、しかも人口減少、それで利用者が減ってということはもう本当に分かってらっしゃるのですけれど、グリーンハイツも築50年で80歳以上が4人に1人、65歳以上が半数以上ですので、やはり切実なのですね。これまで減便されてきたのは、これで終わりかなと楽観的に思っていたのですけれど、今回、平日の日中にバスがなくなって、鎌倉に行けないとなって、とても戸惑っております。

バス事業者もこの減便で問題が解決したとは思っておりませんし、難しい問題があると思っております。それから、鎌倉市がこのことをどのように考えて、どのような交通政策を持っていられるかというのが、アンケートを見ていると皆さんに伝わっていないのがすごく分かりました。

私たちも前向きに解決策を探りたいと思っており、色々提案もあるのですが、私たち利用者だけが事業者と何かを交渉するといっても、法的なバックボーンも分かりませんので、ぜひその辺をバックアップしていただきたいと思います。

ルートの見直しとか、循環バスを少し増やすとか、そういうところは難しいと思いますが、コミュニティバスという選択をしている自治体も多いし、タクシーのサブスクという案も出ています。乗合タクシーを使って事前にいくらかお金を払っておくとか、その辺の調整もやはり行政が入っていただかないと、事業者と私たちだけではちょっと分からない部分もあります。

それから、白ナンバーの車両の活用というのも、私もインターネットで色々調べましたら、国土交通省でも地域公共交通の刷新化政策というのをを出していって、事業者のバスを思い切って小型化にしてワゴン車にするとか、そういう色々な解決方法の中で、白ナンバーの車も使おうというのもあると聞きました。ぜひその辺も情報共有をいただきながら、具体的な解決策を探す手助けをしていただきたいと思っております。

<笛田町内会 田島会長>

笛田のほうでもバスの減便だとかが現実には起こっています。そこについては、行政のほうも、こういうケースだったらこういうことができるというような、白ナンバーの車だとか、あるいはタクシー会社等とマイクロバスみたいなものを活用するなどの案をいくつか出していただいて、それを住民のほうに届けていただくのも一つの手かなと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜松尾市長＞

かしこまりました。我々も、バスが通っていないところ、交通不便地域と言われる場所についてどうするかは検討してきたのですが、既にあるところもなくなってしまうという、全市的に交通について課題が多くなってきていることは、大変重く受け止めております。ただ、今はおっしゃるような方法というのがいろいろ出てきている中ではありますので、その辺りをこれからどのようにしていくかというところで、今、鎌倉市全体の交通マスタープランと、地域公共交通についての計画をつくっていくことを併せてやっているところです。地域の皆さんのお声も丁寧に伺いながら、どういう方法が地域に適しているかも含めて、御相談させて進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

＜梶原山町内会 須藤会長＞

ごみの戸別収集について、梶原山ではマンションが7軒、アパートが2軒ほどございます。こういうところについての話が出てきてないのが一つ。それから、クリーンステーションでもうまくやっているところが非常に多いです。確かに手間はかかるのですが、うまくやっているところと、放置されているところとがあります。これらをどのようにやるのか。全部一括で何が何でも戸別収集をやるのか。その辺の基本が見えないので教えていただきたいと思っております。

＜環境部 加藤部長＞

マンションやアパートなどの集積の話ですが、既にマンションによっては、その敷地内にごみを集積する施設があるところもございます。そちらについては、そこを継続してお使いいただきます。アパートなどで集積場所がない場合には、新たに設置をしていただくことになりますが、それについては、こちらのほうで支援ができるかどうかを今検討していますので、御相談をいただきたいと思っております。

それともう1点について、基本は戸別収集を考えておりますが、皆さんからクリーンステーションでも良いというお話がある場所につきましては、そのまま続けていっていただいても構わないと思っております。ただ、町内会ごとですと、町内会に入っていない方もいらっしゃいますので難しいのですが、数軒の方で使われているクリーンステーションごとで、皆さんがそこをお使いになりたいということであれば、その御相談には応じていまして、そのまま続けることもあり得ます。その辺はまた御相談いただければと思います。

＜ダイヤハイツ鎌倉自治会 野村会長＞

例えば集合住宅、マンションで既に敷地内に個別の集積所を持っているところに関しては、戸別収集に移行しても変わるところはほとんどないということなのではないでしょうか。それとも何か変更があるのであれば、どういうところが変わるのかを教えていただけるとありがたいです。

＜環境部 加藤部長＞

直接的には変更はございません。ではメリットは何だというお話をよく伺うことがございます。マンションではなのですが、その近所の道路などにステーションがある場合に、そこが例えばカラスなどで汚されているところがあって、実際、説明会ですとか、パブリックコメントの中では、マンションにお住まいの方からは、通り道にあるクリーンステーションがいつも荒らされて困るとか、夏は臭いがすごいということがございまして、直接的な変更はないのですが、間接的にはよくなる、

まちがきれいになるということで進めたいと思っているところでございます。

<深沢地区社会福祉協議会 徳増会長>

クリーンステーションを使って燃やすごみを出すことについては、継続してよろしいというお話でしたか。個人レベルで私は集めに来てほしいという人と、私は今あるクリーンステーションを利用させてもらいたいという人がいた場合に、どちらもオーケーと理解してよろしいですか。

<環境部 加藤部長>

基本的には戸別収集を行いたいと考えておりますが、クリーンステーションによっては、皆さんでうまくやっているという御意見もいただいております。そのうまくやっているクリーンステーションをお使いになっている方々がこのまま使いたい、クリーンステーションのままやりたいというところについては、御相談に応じてそのまま続けていただいても今のところは良いと思っておりますが、基本的には戸別収集を行いたいのので、そのクリーンステーションの中で一人か二人でも戸別収集をやりたいという場合には、皆さん戸別収集に向かっていただきたいと思っているところでございます。

<大船ダイヤハイツ管理組合 潮田会長>

うちは80世帯の大船ダイヤハイツという三つに分かれたビルのマンションなのですが、そのうちの一人か二人でも、俺は戸別でやりたいという人がいたら、戸別にするのでしょうか、しないのでしょうか。

<環境部 加藤部長>

大船ダイヤハイツには、敷地の中に収集場所がございますか。

<大船ダイヤハイツ管理組合 潮田会長>

敷地の中にそれぞれのマンションで造っております。

<環境部 加藤部長>

マンションにつきましては、そのままそれをお使いいただきます。私が言っているクリーンステーションというのは、道路に面したところに造られて、戸建て住宅にお住いの皆さんの家のごみを集めているところがございますので、そのクリーンステーションの話をさせていただいております。

<打越町内会 椎原会長>

戸別収集の件ですけれども、必要性和意義というところが全く理解できないのです。確かに当初は、クリーンステーションの管理の問題とか費用の出し方の問題とか色々あったのですけれども、そういうことはきちっと乗り越えて、今非常に安定した形でやっています。さらに、ここに朝ごみを持っていくことによって、お隣との会話ができるなど、非常に良い環境が整ってきているのです。それなのにこれを戸別収集にする。なおかつ、市としては、搬出をしていただく方々の労力が何倍にも増えるわけですね。そういう中でこれをやる意義がどうしてあるのかなと思って非常に疑問であります。

<松尾市長>

ありがとうございます。先ほどの繰り返しですけれども、一戸建ての住宅地の中で今ステーショ

ンがあり、そこがすごくうまくいっているのだと、戸別収集にしないで良いというのが皆さんで合意が取れるステーションについては、そのまま継続してステーション収集で構いませんので、そういう方針で進めていきたいというのがまず一つです。

御質問は、そもそも論として何で戸別収集するのかということですが、こちらにつきましては、クリーンステーション収集がとてもうまくいっている場所もあるのですが、うまくいかないところが大変増えてきているという事実がございます。うまくいっているところは、そんなことないだろうと思われるのだとは思いますが、現実としてうまくいってなくて、それが市の職員が間に入って解決に向かうのですけれども、結果的にはステーションを分割して解消していくこととなります。そうすると、今、ステーションの数がどんどん増えてきています。そういうトラブルが絶えないことから、しっかりと戸別収集に移行することで、それぞれ各家庭での責任の下でゴミを出していただくというところを確立したいと考えて、戸別収集に向かっているものです。

＜鎌倉山萩郷自治会 三輪会長＞

ふれあい収集をやっていますよね。多分職員の数が少ないのかもしれませんが、そちらをもう少し柔軟な対応にしていけることで、困った人の手当てができるのではないかと思います。ゴミの戸別収集は7年前でしたか、やりましたよね。そのときもやはり結構大変だという意見があったのですよね。それでだめになったと思いますけれども、なぜまたやるのでしょうか。お金もかかるし、車の数のこともおっしゃっていただけれども、そういうデメリットのほうがすごく大きいと思います。なので、ぜひ戸別収集よりもふれあい収集のほうの充実を図っていただきたいと思います。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。確かに前回、戸別収集を一旦立ち止まったときがございました。そういう御意見等も伺う中でどうすべきかということはこの間、組立てをしてきたところです。

ふれあい収集につきましては、今後も継続して行っています。やはり各家庭の安否確認も兼ねてやっておりますので、ここは丁寧に対応させていただきたいということで、継続してやっています。

戸別収集も、趣旨としては多少かぶる部分もあるのですけれども、やはり全ての御家庭についてなかなかふれあい収集にまでは至らないけれども、ゴミ出しが負担になっているところが戸別収集で解消できる場所などは、メリットとしてあると思っています。

それから、前は七里ガ浜と山ノ内、鎌倉山の3箇所で戸別収集を試行的にやったのですけれども、やらせていただいた地域のアンケートでは、約7割の方からは、これは継続してやっていくべきだというお答えをいただいています。実際にやっていただくと、メリットを大変感じていただける施策ですので、この間に検討して、今回正式に実施できることとなったところです。

＜笛田東芝町内会 横山会長＞

今お話を聞いていますと、定性的な部分の理由は開示されているのですが、定量的な把握をしなければいけない。つまり、現状はいくらで、今後、戸別回収になったらどのように税金が使われるのか、増えるのかどうか、その辺の詳細な数字を出していただけませんか。

＜環境部 加藤部長＞

戸別収集では、まず、燃えるゴミにつきまして、令和8年度から全市内で行いますが、それには約5.5億円の費用がかかります。これについては、今、有料袋などの収益もございまして、その中の費用

を一部充てるなどでのやりくりを考えております。その後、我々は全品目戸別収集を目指してまいりたいと思っておりますが、今それについての全体の費用はまだ出ておりません。この燃えるごみを全市内でやっていく中で、収集の効率的なルートですとか、例えば容器包装プラスチックと別の燃えないゴミとを同時の日に出していただいて一緒に集めるとかを検討しながら、費用の削減を今後考えていきたいと思っております。

< 笛田東芝町内会 横山会長 >

それで議会は通ったのですか。仮の試算というのを多分されますよね、普通はね。こういう前提条件だったらこうなりますよ。だから、将来的に全部ごみは処理しましょうと。コストはこれぐらいですと。そうやって議会に説明しないと議会は通らないのではないですか。

< 環境部 加藤部長 >

今燃えるごみを市内全域でやるということについて、約5.5億円ということで議会のほうに説明させていただきまして、令和7年度、令和8年度のこと、またその3年間の費用について、議会は予算を認めるということであります。

< 笛田東芝町内会 横山会長 >

つまり、燃えないごみなどは、また別途議会にかけて承認を得ると、こういうことで理解してよいですね。

< 環境部 加藤部長 >

はい、そのようになると思います。

< 鎌倉山萩郷自治会 三輪会長 >

どういうところがクリーンステーションのよくないところなのか、例えば、指定した時間ではなくてお昼頃に出してしまうステーションがあるとか、その辺がよく分からないので教えてください。

< 環境部 加藤部長 >

例えば、新たに引っ越してこられた方が、新たにクリーンステーションを使用する・しないというトラブルですとか、あとは、クリーンステーションの位置をどこにするかでもめているとか、結局クリーンステーションのお近くの方が最後掃除をしているとか、そのような苦情等をいただいております。現在、鎌倉市で5,100件のクリーンステーションがございますが、平成27年4月の有料化から数字が増えてきていて、令和3年度末までで1,900件の御相談をいただいております、そのような内容ですとか、あとは例えば、クリーンステーションの中に不法投棄をしてそのままになっているとか、不適切な排出が多いとか、そのような御意見をいただいているところでございます。

< 鎌倉山萩郷自治会 三輪会長 >

不法投棄とか、不適切排出とか、確かにうちのそばでも認知症の方がそういうことをしました。そういうものが戸別収集をやったら解消するのかなって思いますけれども。それはふれあい収集でも多分駄目だと考えると、救うところがないのですよね。そういうところはどのように考えていらっしゃるのですか。

＜環境部 加藤部長＞

不法投棄を色々なところにされることはまた別の話なのですが、最初に申しましたクリーンステーションの維持管理について、ある特定の方だけが担っていることが問題となっているところがあります。

＜梶原山町内会 須藤会長＞

私どもでもクリーンステーションでもめているところがあります。やはり一番見るのは、誰かが掃除してくれるだろうということで勝手にごみを置いていく。犯人は分かっているけれど、けんかができないから何とかしてくれということがあります。個別の話ですと、そういう問題があることを町内会長としては聞いています。私のマンションでは、50歳くらいの男の人で好き勝手に色々なものを袋に入れて置いていくから、掃除当番を決めているのですが、当番の人が全部分別してあげなければいけない。マンションでは戸別収集なんてできないですから、私どもは7年前ぐらいに防犯カメラをつけました。私と理事長とでチェックをして、大きな写真にして、何号室の誰々だと、そこへメールを打つなどして、出さないように徹底的にやっています。それぐらいやらないと、ごみって収まらないと思っていますので、2億円が良いのかどうかは別として、市はどうしましょうと言われたら、戸別収集しかないのかなとは感じています。うちの40軒のマンションで見ても、1年に5、6回はそのように追っかけ回しています。

＜鎌倉山萩郷自治会 三輪会長＞

戸別収集でそのような案件は解消するのですか。

＜環境部 加藤部長＞

戸別収集になりますと、御自宅の前に御自身のごみを出していただきますので、排出者責任がはっきりしますので、そういう問題は徐々に解決していくと思います。

＜鎌倉山萩郷自治会 三輪会長＞

クリーンステーションでは持っていきませんってシールを貼られますよね。そういうものを戸別収集でも貼って、持っていけないのですか。

＜環境部 加藤部長＞

そのとおりです。

＜鎌倉山萩郷自治会 三輪会長＞

私のところも前は認知症の人がいますが、それを言っても馬耳東風なので、そのような場合の解決策には全然なりません。

＜環境部 加藤部長＞

それはまた個別に御相談に乗ります。

<深沢地区社会福祉協議会 徳増会長>

今の話がみんなすっきりしないのは、このクリーンステーション収集と戸別収集の違いで、戸別収集する二つ目の理由は排出責任者の明確化と書いてありますよね。これはごみ収集をする事業者が非常に困っているとの話も聞いています。そこは一切伏せられていて、突然排出責任者の明確化などということを出しているものですから、そこが全く理解できないのですよね。

最初の目的は、あくまでもごみを出す人の便宜を図るということだったと思いますが、最近はまだ一つ増えてきて、ごみを出す人の責任の明確化というおまけがついてきたのですね。その二つ目を曖昧にしか言ってくれないものですから、分からないのです。

でも、もう議会を通ったそうですから、そのことは言わないで、今申し上げたいのは、先ほどの確認です。基本的に戸別収集ですから全部回ってもらいますが、クリーンステーションも戸別収集も1個としてみなしていただけますかという、その確認です。それはある程度きちっと管理されている状態だということも条件になると思いますが、どうしてもクリーンステーションを使っていきたいのであれば、それでも良いですよとなるのか。そここのところをお聞かせください。

<松尾市長>

ステーションを使っている方全員がそれで良いよということであれば、それを戸別収集の1箇所としてそのステーションを使えるようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

<笛田町内会 田島会長>

ステーションを使うところと、戸別に収集するところとがあるとすると、戸別というのは登録しないと収集できないですよね、ルートも含めて。その辺はどのような形で収集されるのですか。

<環境部 加藤部長>

登録するというわけではなく、クリーンステーションを使うところは分かっておりますので、それ以外のところは戸別に収集することになります。

<鎌倉山萩郷自治会 三輪会長>

鎌倉山萩郷自治会は鎌倉山の教養センターがあるところですが、そこに笛田川が流れているのですが、その横の車道も歩道も非常に狭くて危険なので、笛田川を暗渠化して歩道を整備することをぜひお願いしたいと思っております。笛田二丁目6番のサロンきよしという理髪美容院から11番のいちご園までの歩道が、片側の田んぼ側にのみ設置されています。そこが車道と田んぼへの法面が非常に狭くなっていて、人の擦れ違いができない状態です。段差や電柱があるので、すれ違うときには車道のほうに下りなければならなくて、危険を感じておりますので、ぜひ改善策を考えていただきたいと思っております。何年か前には、このサロンきよし前で死亡事故も起きておりますので、きちんとした歩道を整備していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

<都市整備部 森部長>

おっしゃるとおり、歩道はやはり道路の両側にあるというのが望ましいところでございます。下の歩道自体が30、40年前に造られた歩道で、当時1.5メートルの幅員で造られてそのままとなっております。おっしゃるとおり、川に蓋をして歩道とするのも一つのアイデアだと思います。ただ、一方で、ゲリラ豪雨など、川の水の量が増えておりますので、流れる断面の確保ができるのかどうか、また、

護岸を、民地などを壊して造っていくことになると思いますが、川を支えている法面である一方、民地を支えている法面でもありますので、そういったものの技術的な兼ね合いもあります。ですから、川の水が今あの断面で流れるかどうかの検討と、蓋をした場合に隣の家に対する影響を少なくすることができるかどうか。もう一方は、今言ったように、1.5メートルの幅しかない歩道です。半分ぐらいはアップダウンがある歩道で、もう半分ぐらいは平らになっていますけれど、そこが拡張できるのかなど、色々と検討材料があると思います。人様の土地を触っていくということもありますので、少しお時間をいただきながら検討させていただきたいと思っております。

<山崎西町内会 鈴木会長>

JR引込線の問題は令和元年のふれあい懇談会からテーマになって、先ほども市長から説明があったのですが、ようやく連休明け、5月の頭に神奈川県藤沢土木事務所から連絡がございまして、山崎浄化センターの正門から、大船のほうに向かって鎌倉武道館東側という信号がございまして、そのJR引込線について作業を開始しますよと。実際に作業も開始されて、これは県道として拡張すると。この間、県道302号線が実にすごい渋滞状況でございまして、近くに湘南鎌倉病院があるのですが、なかなか救急車の運行もままならないという状況がございまして、地元住民としても喫緊の課題だったのですが、ようやく緒に就いたので、一安心をしているところです。

ただ、市長が住民の皆さんと話し合いをしながらとおっしゃったのですが、正直に言って、この問題に関してはほとんどそういう情報交換がなかったです。多分これは県との共同プロジェクトということもあって、我々としてもどこが窓口なのかというところで非常に迷っていたところがあるのですが、取りあえず引込線の中の改良工事が始まって、来年にかけては沿道の拡張並びに歩道の拡張が始まるので、そういう意味では大変ありがたいと感謝しているところですが、苦言を呈させていただければ、ごみの戸別収集の問題もそうですけれども、あまりにも情報発信の力が弱過ぎると。

例えばごみ収集の問題について、市は、昨年に10回ほどの説明会を色々なところで開きました。私も1箇所行ったのですが、そこに集まったのはせいぜい10人か20人ですよ。非常に関心が高い問題なので、その説明会では色々と議論が沸騰するのですが、そういう情報発信がない。

お願いとしては、JR引込線の跡地をどのようにこれから実現化していくかについての、非常に基本的な情報でも結構ですが、情報発信をしていただきたい。戸別収集についても、やはりこれだけ関心があるのですが、全く情報が下りてこないということは、厳しい言い方をすれば、僕は市の責任だと思います。そこは徹底して情報発信に努めていただきたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。様々な問題で市からの情報が伝わっていないというお声をいただくところです。我々も決して情報を出したくないわけではないので、どうするのが一番皆さんにとって情報がつかみやすく、また、正しい情報を理解いただけるかについては、しっかりと丁寧にやっていきたいという思いです。その辺りは、また意見交換をさせていただきたいと思ひますし、特にこのJR引込線の課題につきましては、直接的に御相談をさせていただきながら、地元の自治会・町内会の皆さんとどのように活用するかということをやっていききたいと思ひます。ごみの問題も、これは全市民の皆さんに影響することですから、引き続き様々な方法で情報発信に努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

<総務部 藤林部長>

今、山崎西町内会長がおっしゃられたとおり、拡幅用地とそれ以外の三菱電機の南側道路用地、東側道路用地、それから、まだ利活用が具体的に決まってないところもございます。行政の内部では、おおむね9分割して、それぞれの利用用途に分けて活用していこうということで検討しておりますけれども、県道の拡幅用地と駐輪場用地以外の部分ですが、三菱用地以外でまだ利活用の方針が決まっていないところについては、引き続き住民の方へ報告をさせていただきながら、統括的には総務部公的不動産活用課というところで全体的な管理をしておりますので、また何かございましたらおっしゃっていただければ対応させていただきたいと思います。

<大船ダイヤハイツ管理組合 潮田会長>

湘南モノレールの深沢駅のバリアフリー化についてお願いします。毎回話題には出るのですが、タイムスケジュールがほとんど出ないのですね。ほかの工事との関連とか、そういうことは出るのですよ。例えば市庁舎の移転が決まったらこちらにも決まるということになってしまいますと、片方が延びればこちらにも延びるようになってしまうので、湘南モノレールに働きかけていただいて、深沢駅をバリアフリー化して、エレベーターをつけてほしい。もう私も足腰が悪くなって、今は杖をつくようになってしましまして、あそこからはもう乗れません。それで、あそこがたくさん人が集まるような駅になってしまったら、工事ができなくなってしまいますので、湘南モノレールに早めに働きかけていただいて、タイムスケジュールをつくってそれを基に進めることをぜひお願いしたいと思います。

<まちづくり計画部 服部部長>

私の所管の都市計画課の交通政策担当というところが直接湘南モノレールの湘南深沢駅の整備に関わっているところでございます。今聞いているところだと、既に駅の改修に向けて設計業務に着手したというところまでは伺っております。ただ、湘南深沢駅を改修するにあたっては、道路の上にある関係もあり、深沢地域の整備事業とも併せて、道路部分の整備もしないといけないのですね。そこも含めての工事になっていくというところで、タイムスケジュールまではまだはっきりと湘南モノレールからお示しをいただいているところではございません。ただ、基本設計業務には着手しているというところまでは確認しております。

<まちづくり計画部 林部長>

深沢地区の土地区画整理事業、新しいまちづくりのところ、また、村岡の新駅の関連を私のほうで担当しています。今、服部から話がありましたけれども、区画整理ということで新しいまちづくりを進めるにあたって、令和7年4月からUR都市機構が工事を始めます。その工事と御懸念の湘南モノレールの湘南深沢駅のバリアフリーの工事、これは同じ区画整理の区域の中でやることなので、施行者であるUR都市機構と、それから駅の工事をする湘南モノレールとで工事の調整をしていかななくてはならないのですね。下に水路が入っているとか、色々な事情があるので、その調整をしていきたいと思います。というUR都市機構と湘南モノレールとの話は、もう去年からやっています。具体的にですが、どういうバリアフリーの駅を造るのかという基本設計に湘南モノレールが今年から入ったと聞いています。先ほど御懸念のあったエレベーターをどこにどう造ろうとか、改札口はどちら辺にしようかというのが基本設計になってくると思います。その先に実施設計という、より細かい設計をやっていこうというのがあります。その時期はまだ聞いてないのですが、それも含めて業者と契約したと聞いています。ですから、基本設計とその先の実施設計が出来上がってくると、さっき申し上げた

UR都市機構との具体的な工程の詰めができますから、それをやった上で工事に入っていくことになります。

市役所の庁舎について、今はまだ可決はいただいていませんけれども、庁舎の工事と湘南モノレールのバリアフリーの工事とは別です。ただ、将来的に一体的な利用ということはあるかと思いますが、市役所の庁舎の決定が進まないからモノレールの工事が進まないということはないです。これだけは確認をさせていただきたいと思います。

<サウスアリーナ鎌倉大船自治会 小西会長>

先ほど山崎西町内会の鈴木会長からお話のあったJR引込線の話とも関係しますが、うちのマンションの目の前がちょうど今新しく工事が始まっているところです。ここの引込線はそのままずっと三菱電機、深沢地区まで続いているんですが、先ほど総務部長からもお話があったように、今九つに大きく分割して計画を進めているというお話も伺いました。そういうところが関係する自治会とか町内会にうまく伝わっていない。例えばマンションの自治会長なんかは、1年任期でどんどん替わっていったら情報も途切れてしまうのですよね。そういう意味では、市として、関連しそうなところの自治会・町内会については、もちろん計画段階ではっきりしていないから伝えづらいところもあると思いますが、それでも積極的に発信していただかないと、突然工事のお話が県から入ってくることになったりします。あと、富士見町の駅のところもいきなり工事が始まり仮設の駐輪場ができています。

住民の皆さん全員にお話しするのは難しいと思いますが、せめて町内会、自治会には積極的に情報を発信していただきたいなど。その中でどう皆さんに伝えるかというのは、恐らく自治会だったり、町内会だったりの責任なのだと思いますけれども、少なくとも自治会・町内会がちゃんと把握できるような情報の発信をしていただきたいと思いますと思った次第です。

<総務部 藤林部長>

JR引込線用地につきましては、平成30年に市が取得しております。その後、その利活用に関して庁内でも検討を進めまして、JR引込線用地の利活用に関する基本方針を令和5年に決めました。それで議会などでも報告をさせていただいたところです。

ただ、今おっしゃられたとおり、それぞれの地元の町内会に全て情報を発信してきたかという点については、正直に申し上げて反省すべき点もあったかとは思っています。県道の拡幅工事につきましては、おっしゃるとおり県の工事になりますので、直接その工事日程については、県のほうから連絡が入ることもあろうかと思っています。そのほうが、時と場合によっては正確なこともあろうかと思っていますけれども、大船体育館のところから三菱電機の敷地の中、旧JRの大船工場用地に至るまでを、用途に応じて九つのエリアに分けて庁内で利活用を進めておりますので、先ほど御指摘がありましたとおり、今後の利活用については、引き続きその反省点も含めて、できる限り情報発信をしてまいりたいと考えております。また、庁内でもその点については調整を図りまして対応させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

この度、山崎西町内会長からも先ほど御質問ありましたけれども、ちょうど山崎西町内会のところにあたると思いますけれども、山崎浄化センターのスポーツ広場が暫定的に令和6年の2月から供用開始しております。そのスポーツ団体の倉庫を暫定的に置きますよということで、山崎西町内会長のほうに従前説明をさせていただいたと思いますけれども、そういった点も含めて、また今後も利活用については周知を図っていききたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<山崎西町内会 鈴木会長>

あれはいつ置くのですか。

<総務部 藤林部長>

倉庫といいましても、建築基準法の確認申請等々が必要になりますので、そこをクリアするのに少し時間がかかっていると思います。スポーツ団体からの要望もありまして、できる限り早めに設置したいとは考えております。

<深沢地区社会福祉協議会 徳増会長>

市営住宅集約化事業に関連した件で、議題にはないのですが、一つお願いがあります。工事は大分順調に進んでいまして、来月から第1期工事が完成して、もう移転が始まります。ここには、主に市営笛田住宅に住んでいる人が引っ越して来ます。これはもう御存じかと思いますが、非常に高齢者が多くいます。

現在、笛田住宅の敷地の中に集会所がございまして、民生委員とか町内会とか、そういった人たちが声をかけて、様々な行事を行ったり、コミュニケーションを取り合ったりしています。高齢者といっても、もう80代、90代の方も結構いらっしゃいます。そういう意味では、集まって軽い体操をしたりですとか、お茶をしながらおしゃべりしたりというのが、住んでいる人には非常に貴重な時間になっていると思っています。

そこをお願いなのですが、第2期の工事の開始とともに、この秋に今の市営住宅を壊しに入ります。そのときに集会所を取り壊すということでございます。第2期工事が終わるのが2027年3月、約3年近く先になります。新しい建屋の中に非常にすばらしい集会所ができることも伺っています。問題はこの2年半ですね、この夏から2027年3月まで、新しいところに引っ越しをした住民の皆さんの集う場所がなくなってしまうということです。

色々話を聞いてみますと、住民のほうも、今、最初の世帯、55世帯なのですが、新しい家に住めるということで非常に楽しみにしている人もいます。それと、高齢者が引っ越しをするというのは非常に大変なことらしく、新しい環境に不安を持っている人もいるわけですね。私も色々話をしてみると、本当にうれしさ半分怖さ半分だなということを感じています。

もう一方では、民生委員とか町内会とか地域包括支援センターとか、その地域の住民と関わっている人たちからも、この2年半どうするのかということで非常に切実な訴えを聞いています。どうしても新しく環境が変わりますと、今まで以上に手厚い配慮といいますか、ケアが必要だというようなことを皆さんも承知しているわけで、そこを何とかしてもらえないかというお願いです。2年半、住民同士とか、あるいは地域の住民等関係者が集える場所を何とか設けてほしい。バラックでも良いと思います。もし予算がないというのであれば、今の集会所を持って行って、どこかに置いてもらう。若干狭いですが、それでも良いから何とかそこに10人、20人が集まって何かできる場所が欲しいということをぜひ考えていただきたいというお願いです。

<都市整備部 森部長>

今御紹介ありました市営住宅、笛田市営住宅A棟ですね。今年の8月ぐらいから皆さん引っ越しが始まってくることと思います。今55世帯が入る予定でございしますが、同じ場所だけの方が引っ越してくるわけではなく、少し離れたところからも引っ越しをされてくるものですから、我々もコミュニテ

ィというのをどう形成していけば良いのだろうというのが課題になっているところです。今おっしゃったように、どこまで広くできるかどうかということははっきりとここでは言えないのですけれども、そういう仮の施設ができるかどうかを含めて、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

<深沢地区社会福祉協議会 徳増会長>

もう一声、何とかしますというお話はいただけないですか。

<都市整備部 森部長>

今の市営住宅のあるところも工事エリアになってきます。新しく造ったところに対してどのぐらいの余剰スペースがあるか、もしくは今の請負業者の事務所だとかがありますから、そういった部分が活用できるのかどうかということを含めてとなるかと思いますので、大変申し訳ありませんが、ここでオーケーですということはなかなか言えませんので、改めて検討させていただきたいと思います。

<レーベンスガルテン山崎自治会 橋本会長>

冒頭に市長から報告していただいたときに、市営住宅のことをちょっとおっしゃったと思いますけれども、以前は、例えばレジュメとかで全体の流れが少し見えていたような気がするのですけれども、最近そういうのに関心があるので見ているのですけれども、なかなかその辺が見えなくて、笛田のところはもう移られるというお話があって、その次のところも、ちょっと話では聞いているのですけれども分かりません。それで、この場を借りて少し分かる範囲で結構ですから、お教えいただけないかなと思います。

<都市整備部 森部長>

現在は、笛田のA棟が先ほども述べましたように完成しますので、今年の8月から順次入居してまいります。それで、現在の笛田市営住宅の44世帯の方が引っ越しまして、そのほかにも深沢市営住宅の一部の方が引っ越しをされます。その後、今ある笛田市営住宅を来年ぐらいから壊していくことになります。おっしゃるとおり、今まではニュースをつくって出していたのですけれども、ここしばらく引っ越しの方に手を取られていまして、皆様に出していなかったというのもございます。これは開発事業という形になりますので、現在、庁内で調整を取っておりますが、もう少しすると工程表がはっきりとしてくると思いますので、また昔の市営住宅ニュースのような形で多くの方に分かっていたできるようにしたいと思っております。引っ越しの方にはパンフレットを配っているのですが、ほかの方も分かるような形で作っていきたいと思いますので、少しお待ちください。

<梶原町内会 小園扇会長>

深沢小学校西門の手前の梶原共同墓地に上がっていくところの左側に10メートルぐらいの崖があるのですね。雨が降ったり風が吹いたりした後には結構大きな石が落ちてきます。今後、地震などがあれば、そこが崩落する可能性もあります。回答票を見たら、市有地に対しては連携を図り適切に管理をしていくということなのですから、崖が市有地なのか、民有地なのか、青地なのか分からないので、その辺をちょっと調べておいていただけませんか。

<教育文化財部 小林部長>

今御指摘の土地でございますが、深沢小学校を造ったときの残地で、教育委員会が所管していると

ころになってございます。ですので、回答はちょっと雑駁になっていますが、令和元年7月頃に大きな崩落があって、そのときに一度御指摘を町内会からいただきまして、それ以後は目視により監視を続けておりますが、大きな変化は見られていません。ただ、最近私も見に行ったのですけれども、大きく細かい石が落っこちてきている状況がございますので、それに関しましては、順次排出するよう指示をしているところでございます。今後につきましては、土木部門と協議をさせていただいて、あそこ全体が緑地になっていきますので、緑をある程度残したうえでどういう対応が必要なのかを検討してまいりたいと考えております。

<梶原町内会 小團扇会長>

入り口の手前のところですね。10メートルぐらいの崖の。あそこだけが心配なので、適切に処理していただければありがたいです。

<教育文化財部 小林部長>

はい、考えてまいります。

<大船ダイヤハイツ管理組合 潮田会長>

私の住んでいるダイヤハイツは、深沢の市営住宅がある丘をずっと上って、その頂上なのですね。その横に三菱電機の社宅がございます。そこと深沢の市営住宅との間に急な坂があって、そこを買物の際などに上っております。私みたいな年寄りもおります。その途中に小さい公園のようなものがあったのです。そこのベンチが壊れて、今休むところが1箇所もないのですよ。坂を途中まで上っても休むところがないのです。赤ちゃんを連れた人もそこを通ります。市営住宅を撤去するという観点からは、そこに新しいものをつくるのは甚だ難儀かと思えますけれども、途中に1箇所でも、バス停にあるようなベンチがあれば大いに助かります。公園のところでなくても結構ですし、どこでも構わないのですけれども、バス停のベンチみたいのをその坂の途中に一つ置いていただくと、年寄りの散歩にも赤ちゃんを連れたお母さん方も非常に助かるのですが、御検討いただけないでしょうか。

<都市整備部 森部長>

モノレール沿いの道ではないですね。

<大船ダイヤハイツ管理組合 潮田会長>

市営住宅の中を通っている道です。

<都市整備部 森部長>

分かりました。道路上に置けるものなのか、また、市営住宅の敷地の中に置けるものなのかを確認させていただきたいと思います。

<第六地区民生委員児童委員協議会 宮田会長>

市長の説明の中で、支所を活用した防災対策ということをお話いただきましてありがとうございます。鎌倉市には行政区があり、それに基づいて支所があると思いますが、また、本日お集まりのこの皆さんは、連合町内会の中で深沢地区とおっしゃっていますよね。

市民防災部長に質問します。深沢地区の山崎は、なぜ大船地区なのですか。それと、こちらに山崎

の町内会の方たちが出ていますけれども、あなたたちは大船ですと言われているようですけれども合っていますか。支所を活用していると言われているますが、方向的に合っていますか、教えてください。

<市民防災部長 永野部長>

合っているか合っていないかの御質問なので、合っているとか合っていないとかとお答えしないといけないのかもしれないのですが、これまでの経緯もあってこういう区域割りになっているのかなと想像するところです。これを組み替えるようにする場合に、どのような手続を取れば良いのかということも含め、今まで想定したこともなかったので、申し訳ございませんが、検討していく一つの項目にさせていただきたいと思います。

<第六地区民生委員児童委員協議会 宮田会長>

皆さんの耳には届いてないかもしれないけれど、そういう意見というのはもう古くから言われているので、よく検討してください。お願いします。

<山崎西町内会 鈴木会長>

当事者の山崎西町内会としては、大船地区なのか、深沢地区なのか、それは戸惑うところもないわけではありませんけれども、ただ、ずっと何十年間もこの形でやってきて問題がないということは、問題はないのではないかなと認識をしております。山崎町内会の会長はどのような思いかは知りませんが、深沢地区なのか、大船地区なのかということは、我々町内会が決められるものではないのかと。何か大きな問題があるとは現時点では感じておりませんので、宮田会長がおっしゃるように、何十年間も課題ではあったのだけれど、色々な背景があってそうなったのではないかなという感じがしております。実際に、地理的には大船のほうが近いのですけれども、別段、深沢地区が嫌でもないわけですから、このままでも良いのではないかと思います。これはサウスアリーナ鎌倉大船自治会もそうですし、山崎町内会もそうだと思いますけれども、当たり前やってきたので、これからは別に支障がなければ、多分その支障が出るとは思えませんが、当たり前やっていったら良いのかなという、あくまでも個人的な意見ですが、そう思っています。

<鎌倉山萩郷自治会 三輪会長>

当該の方は支障がないとおっしゃっていますけれども、学校区の問題と、あと、防災の問題と、それと、地域の福祉の問題とがばらばらなのですね。やはり両方に出なくてはいけないということを聞いたりしていますし、非常に問題は大きいと思います。昔に私も言った覚えがあるのですけれども、なかなか難しい問題なのですから、やはり市の部長方が集まってどうにかしていったほうが私は良いと思います。

<山崎町内会 石渡会長>

山崎西町内会長が言われていることについて、将来的には一つにまとめてもらったら良いですけど、今の時点では、何不便なく行政、防災関係もやっておりますので、参考にいただければと思います。将来的には、先ほど言われた学校区の問題もありますので、一つになれば良いかなと思っておりますけれども、今の時点では、山崎西町内会と一緒に、何不便なくやっております。何か不便がございましたら、また行政のほうにお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

<サウスアリーナ鎌倉大船自治会 小西会長>

私たちのところも当事者です。今時点では、深沢地区に寄って色々なことをしていますが、確かに問題はないと思います。ただ、例えば能登半島地震や東北大震災のような大災害が起こったときに、大船なのか、深沢なのかというところで宙に浮く可能性はあると思っています。だから、そこは将来的にというよりは、なるべく早く決めていただきたいと同時に、今まで長い間深沢でやってきているので、今から大船のほうへ行けと言われても、おそらく大船地域で孤立して、新参者みたいな扱いになっても困るので、そこは早いところはっきりしたほうが良いのではないかなと思います。ただ、今時点で何か問題が起こっているのかといたら、多分起こっていないし、起こっていないから普通にここに来て話をしているのかなと思います。

民生委員の方からすると、そういう区別がはっきりしてないから、当然仕事の中でぼやっとしたところが出てきているところがあって、そこはいつももやもやしたままだから、そういうお話が出てくると思うので、そこははっきりしといたほうが良いかなとは思いますが、私も個人的な意見ですけども。

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

＜ 腰越地域 ＞

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月19日（金） 午前10時～正午
場 所	腰越支所 多目的室
出 席 者	自治会・町内会代表 12名 地域団体代表 9名 計21名 鎌倉市 5名
内 容	第 1 部 市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について 第 2 部 地域からの議題に関する懇談 （１）歩道の設置 （２）なごやかセンターと津西一丁目公園をつなげる散策路の整備を前提とした調査 （３）自治町内会における情報のデジタル化への包括的な支援について （４）コミュニティセンターの利用 （５）津西二丁目13番付近の急階段の安全確保について （６）オーバーツーリズムへの広域的な対策について

出席者名簿 （敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	下町町内会	杉山 昌鎮	会長
2	土橋町内会	伊東 久夫	会長
3	神戸町内会	松本 隆	会長
4	腰越地区町内自治連合会 （浜上町内会）	野村 修平	副会長 （会長）
5	腰越地区町内自治連合会 （津町内会）	新津 豊	会長 （会長）
6	津町内会	田中 良作	副会長
7	七里ガ浜町内会	伊澤 信治	副会長
8	七里ガ浜二丁目自治会	菅原 能孝	会長
9	腰越地区町内自治連合会 （七里ガ浜自治会）	小原 達美	副会長 （会長）
10	諏訪ヶ谷町内会	平野 正男	会長
11	市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合	清水 律子	理事長
12	鎌倉白山坂自治会	竹原 明	会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	腰越地区社会福祉協議会	和田 恒夫	会長
2	腰越地区社会福祉協議会	小川 和治	顧問
3	腰越まちづくり市民懇話会	檜本 利夫	会長
4	みらいふる鎌倉（腰越地区会）	池田 隆明	腰越地区長
5	七里ガ浜地区スポーツ振興会	信清 宏章	会長
6	腰越地区スポーツ振興会	田中 潤	会長
7	腰越中学校PTA	黒木 真一郎	会長
8	腰越小学校PTA	川田 千代子	会長
9	鎌倉市社会福祉協議会	根岸 美幸	生活支援コーディネーター 腰越地区担当

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	都市景観部長	古賀 久貴	
4	都市整備部長	森 明彦	
5	腰越支所長	吉田 水香	

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 腰越- 1	歩道の設置
06 腰越- 2	なごやかセンターと津西一丁目公園をつなげる散策路の整備を前提とした調査
06 腰越- 3	自治町内会における情報のデジタル化への包括的な支援について
06 腰越- 4	コミュニティセンターの利用
06 腰越- 5	津西二丁目 13 番付近の急階段の安全確保について
06 腰越- 6	オーバーツーリズムへの広域的な対策について

番 号	06 腰越－ 1
テーマ	歩道の設置
内容詳細	地域住民及び、江ノ電腰越駅から海岸に向う際又は、江ノ島から海岸線を歩いて、腰越の商店街や駅に向う際、県道腰越、大船線（304 号）の腰越橋から神戸橋間は、歩道がなく車道を歩いて行かなくてはならない為、いつ、事故に遭遇してもおかしくない状態で、非常に危険を感じる。 早急に歩道と車道の区分けを要望します。
担当部課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等

県道 304 号（腰越大船）の歩道と車道の区分けの御要望は、当該道路が県道であることから、神奈川県藤沢土木事務所に伝達しました。

神奈川県藤沢土木事務所からは、沿道地権者から歩道整備のための用地確保のご協力が得られる状況となれば、整備を検討する旨聞いております。

ただし、現状は沿道には店舗や家屋が密集しており用地確保が困難な状況です。

なお、令和 2 年度に江ノ電腰越駅から海岸に向う歩行者の安全な通行を確保するために県道腰越、大船線（304 号）と並行する市道の舗装工事を実施しました。

添付資料

（１）歩道の設置

<土橋町内会 伊東会長>

近年、観光客が増えまして、江ノ電の腰越駅から海岸線に向かう方、または江ノ島から歩いてきて腰越駅に向かう方、または商店街に向かう方などが増えています。これは日常茶飯事なのですが、近隣の方々も、県道304号線、この腰越橋から神戸橋の間を車と一緒に歩きます。ここの交通量がすごく増えていまして、非常に危険との隣り合わせの生活をしておりますので、ここに歩道を設けてもらえないかというのが一つの提案です。

電車に乗っていると、江ノ島がぽっと見えるのですよね。そうすると、皆さん腰越駅で降りて、この道路を利用して海岸に行くと。または海岸から腰越駅のほうに行くというようなことです。電信柱の角っこはパーマ屋で、その隣がコーヒー屋ですね。その隣が米屋、その隣が最近はやりのオートバイ、スクーターみたいなものを休みの日はやっていますので、非常に人の動きが活発になっています。

たまたま人がたくさん出ていて車が途絶える瞬間もあります。そうすると、皆さんあまり車は来ないのだなということで安心感を持って広く歩いてしまうのですけれども、車が結構飛ばしてくるのでよね。そういうのもありますので、ここに歩道ができないかなという提案です。

<都市整備部 森部長>

神戸橋から海岸橋の関係ですが、神奈川県が管理している道路なのですが、神奈川県と話をしまして、歩道ができないかという調整をしているところです。しかしながら、土地を買わないと歩道を広げられないという課題もあります。海側だと、少し前ですけど、ホテルを造った際に、歩行空間として提供してもらえないかという話もあったと神奈川県から伺っているところですが、なかなか用地の取得、提供というのが難しい状況になっております。神奈川県のお答えとしては、用地を取得できるのであれば、歩道の整備を検討していきたいというお答えはいただいているところです。

市といたしましては、腰越駅から国道に出るにあたり、もう少し東側になるのですけれども、腰越漁港の前に出る細い道があって、そこを令和2年に舗装し直しましたが、そちらを歩いていただければ横断歩道もあるので安全に通行できるのではないかなということで整備をしたところでございます。

<津町内会 新津会長>

県道304号線に関しては、昨年少しお話を出させていただきまして、自転車の利用に関して、これは県道のことから、市として県と話し合いをしていただくことになっておりましたが、その後、何か進展はございましたでしょうか。

<都市整備部 森部長>

現在のところ、具体的な話はまだ進んでいません。

<土橋町内会 伊東会長>

江ノ島へ抜ける道沿いの川のところに1メートルぐらいの歩道がせり出してできないかなという提案なのですが、その辺の検討はいかがでしょうか。

<都市整備部 森部長>

川の管理も神奈川県になっているのですが、神奈川県には話をしてみたいです。ただ、川の水の流れ

れが阻害されるかされないかという話もあるものですから、そこは調整させて、話をさせていただきたいと思います。

＜腰越中学校PTA 黒木会長＞

現実的に道路の舗装や改修は難しいと思いますが、先ほど御提案いただいた、別の道を使うということをしつかりとアナウンスすれば、人の誘導の流れをつくれるのではないかなと思っています。

子供たちはこの道を本当によく使うのですね、自転車などで。そこを観光客も一緒に歩いてしまうと、非常にリスクなどがあるので、今できることを考えるのだとしたら、そういった道の流れをしつかりと観光客にアナウンスして、子供たちにも、ここは危険なのでなるべく安全な場所を通りなさいというのは学校としてもアナウンスはしていきたいと思いますが、できることをまずやっていったら良いのではないかと思います。

番 号	06 腰越－2
テーマ	なごやかセンターと津西一丁目公園をつなげる散策路の整備を前提とした調査
内容詳細	昨年「津西一丁目公園の有効活用」というテーマを提出させていただきましたが、すぐにはなかなか難しそうであるため、本年はそことなごやかセンターをつなぐ散策路の整備に絞って提案いたします。両者をつなぐ散策路さえあれば公園の利用者も増えると思われます。すぐに整備が難しければ時間をかけることとして、とりあえず整備を前提としての調査に着手してほしいと思います。
担当部課	都市景観部 みどり公園課

議題に対する回答等

なごやかセンターと津西一丁目公園の間には、未供用区域である（仮称）津西3号緑地があります。

当緑地に散策路の整備を行うことは、本市の行政計画に位置付けて予算措置を行う必要がありますが、当緑地の面積は広く莫大な整備費用や供用開始後の緑地の維持管理費用がかかることから、早期実現のためにも、地元と連携して一緒に整備を行っていくなどの仕組みを検討してまいります。

今後、地域のニーズを踏まえ、当公園の有効活用ができるよう施設整備について、地域と連携を図りながら検討してまいります。

添付資料

（２）なごやかセンターと津西一丁目公園をつなげる散策路の整備を前提とした調査

＜津町内会 田中副会長＞

津西一丁目公園の使用状態について、前年度も色々と市にお願いをしたわけですが、完全に我々のお願いしたことを実施するとなると、非常に大掛かりな工事になってしまうということで、今回は一つの提案として、現状、モノレール側のほうは公園の入り口として一応形態は整っているのですが、我々がお願いしたいのは、なごやかセンターのほうからこの公園に抜ける散策路といいますか、現状はなごやかセンターのところで雑木林になっていて、人が全然入り込めない状態になっております。

これを何とか調査をしていただいて、散歩道程度に通り抜けることができないかというのがお願いでございまして、現状、我々が見ている範囲では、お年寄りはもちろん、若い方もこの公園を利用している姿はほとんどないわけでございまして、せっかくある公園をこのまま放置しておくというのは、非常にもったいないという気持ちもしております。また、散策路ができれば、お年寄りも安心して散歩ができる場所となるのではないかなと思っておりますので、時間をかけていただいても結構ですが、とりあえず整備を前提としての調査に着手していただけないかというのが我々のお願いです。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。公園につきまして、人があまりいない状況であることは認識してまいりまして、ここが皆さんに活用されることを目指していく御提案はとても良いと感じました。

前回も御提案をいただいた中で、市としてここを一気に整備するのはなかなか難しいというところがございますけれども、できることからということで、ぜひ町内会ともお話をさせていただきながら、ここの整備をどうしていくかについて、一緒に汗を共にかきながら進めていくことができればと思います。そういう作業の中で、地域の皆さんからも、ああしたい、こうしたいということも出てくるかなと思いますので、そんなところからアクションを進めていければと思っていますところです。

＜都市景観部 古賀部長＞

これは、私のほうから僭越ながら提案ということになってしまうのですが、この場所は、公園と、それから緑地と言われる山林と、それからなごやかセンターの土地、みんな市の土地なのですが、種類が三つにわたっているのですね。どこからどういう整備をしたら良いのかという観点から考えますと、やはり公園の利用があまりされてないという面からいきますと、まずは公園の中の整備から検討していったほうが良いのではないかと今のところは考えております。

具体的に何をどうするかということについては、地域の皆さんと一緒に考えて色々検討していきたいと思っておりますので、そういう視点からの検討というのも、別に散策路をやめてしまうというわけではなくて、同時並行でしますと、より現実化が早くできるのではないかなと思っていますところですが、いかがでしょうか。

＜津町内会 田中副会長＞

それでは、我々と一緒に歩いていただいて、細かい現状を調査していただいて、最善の方法でどのような方法があるか、検討を進めていただければありがたいと思っています。

＜都市景観部 古賀部長＞

散策路という整備になりますと、誰もが安心して安全に通れるという整備をどうしてもしなくては

ならなくなるのですね。ハイキングコースみたいな整備というのでは、結構厳しいものがあります。当然通路としての整備もありますし、木の伐採もありますし、場合によっては照明などもつけなくてはならないと。散策路のための整備という観点からいくと、やはりどうしても大規模になってしまうというところがございますので、現場の認識や確認を含め、そういった観点を頭の片隅に置いておいていただければと思います。

＜津町内会 新津会長＞

ありがとうございます。津町内会にとっては、ここがブラックボックスなのですよ。全然分からない。中に入れないですし、前は道があったらしいのだけれども、今はもう完全に閉ざされています。せっかくだからここを有効利用できないかなというのが現状ですので、今おっしゃられたように、ちょっとお話をさせていただきながら、ゆっくりと解決できればと思っています。

番 号	06 腰越－3
テーマ	自治町内会における情報のデジタル化への包括的な支援について
内容詳細	生活様式の変化や高齢化により自治町内会の役員を引き受けることができない等の理由で、一般的には自治会会員数は減少傾向にあるといわれている。 当自治会においてもこれらの理由に加えセカンドハウスの増加により会員数は減少しているだけでなく、会員数の減少により役員としての負担が増え、役員の負担増を嫌う住民が自治会を脱会するという負のスパイラルが発生しており、役員負担増加と会員数減少を防ぐための施策が喫緊の課題となっている。 施策の一つとして、情報のデジタル化があげられるが、世帯当たり数百円/月の会費で運営している当自治会ではデジタル化にかけられるコストは限定的であり、また特に高齢者のみの世帯においてはデジタル化への移行にはハードルが高く情報弱者になりかねない状況にある。 鎌倉市においては住民への情報伝達の手段としてWEBサイトやLINE等がある一方で、末端までの情報伝達は自治町内会の回覧や戸配に依存しているのが現状であり、情報のデジタル化は自治町内会役員の負担を減らすだけでなく、情報を住民にあまねく且つスピーディーに届けるメリットがあると考えられる。 自治町内会における情報のデジタル化推進のために、情報インフラ面、金銭面、情報弱者へのフォローや、情報伝達のあるべき姿の検討など、情報のデジタル化に対する包括的な支援および対応を期待する。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

他自治体では、電子回覧板の導入支援を始めた事例もあり、本市でも自治会町内会の活動のデジタル化を推進する必要性は充分認識しているところです。一方で、一律に自治会町内会活動のデジタル化を図るのではなく、各自治会町内会の活動に沿った手法を取り入れることが効果的であるとも感じております。

そのため、各自治会町内会が抱えている課題や地域課題を把握するために、各地区連合会と連携し情報収集を図りながら、有効な支援策を検討してまいりたいと考えております。

添付資料

（３）自治町内会における情報のデジタル化への包括的な支援について

＜七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長＞

私たちが何でこの場にいるのかというのをまず課題認識したくて、それはなぜかという、やはり市役所と地域をつなげるための存在だというように私は理解しています。なので、市としては、自治会がないと情報の伝達はなかなか難しいのではないかなと思っていますし、多分市役所のほうも自治会に期待するところはそういうところだと思っています。その中で、全国的に多分そうだと思いますけれども、自治会の存在意義が問われている時代になっています。

特に鎌倉地区は、市全体としては分からないのですが、少子高齢化でお年寄りの住まれる方が非常に多いということで、やはり若い人がいない。自治会の役員は、では誰がやるかという、お年寄りの方には無理ですと断られ、結果的に若い人がやることになります。別に若い人がやること自体は全然否定するものではないのですが、やはり若い人が少ないので、日頃仕事が忙しいのに、2年や3年に1回、役員をやらなければいけなくなります。私もまだ現役サラリーマンでして、コロナ禍でテレワークが進みまして、結果的に私も今日こういったところに出て来られるわけなのですが、コロナがなかったら多分私は出て来れなかったかもしれない。やはり若い人の成り手がいないのですよね。役員をやりたくないから自治会に入らないという負のスパイラルがどんどん回っているのが現状です。

七里ガ浜二丁目自治会だけでいうと、加入世帯がどんどん減っているのが現状です。これは少子高齢化だけではなくて、幸か不幸か地価も上がりまして、特に新しく土地を買われる方というのは、もう個人ではなかなか買えないような値になっているケースもございまして、事業をされている方が買われてセカンドハウスになるなど、どんどん街が廃れていく方向にあります。やはり役員の成り手をつくらなければいけないというところで、では、どうすれば良いかという、役員の負荷を減らさなければいけないところで、その中の一つがやはりデジタル化だと思っています。

では、デジタル化すれば良いのでは、ということなのですが、それをするにはお金がかかるわけで、1世帯あたりの自治会費は毎月300円ですが、300円ではやれることに限界があります。そういった少ないお金の中でやりくりしていくためには、市からの支援をいただきたいですし、一方で、デジタル化を進めるのは良いですが、デジタルデバイスに慣れていない方もいらっしゃる、そういった方のフォローもしないとデジタル化もなかなか進まない。

昨今は改善されてきたのですが、市からの連絡もいまだに書類です。そんな形で電子化が遅れているのが現状でして、ここを何とか打破したいというのが課題認識ということで、市全体としてどうやっていくのかを真面目に考える時期に来ていると思っています。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。まず、市から紙で受け取るか、電子データで受け取るかですが、それは各会長に御意向を聞いて、それで設定するように昨年の提案を受けてやっているのですが、まだそれが徹底できてないということでしたら、そこは申し訳ございません。改めて庁内でそこは徹底してまいりたいと思います。

今御指摘いただいたところのデジタル化の推進、自治会町内会の役員の皆さんの負担軽減ということについては、行政としてもしっかりと連携して、その方向でいきたいと思っています。具体的にどうするかですが、御提案いただいたようなものをまだ市としては制度として持っていないので、どういう形でやらせていただくのがそれぞれの役員の皆さんの負担軽減につながるかというところは、一緒に考えさせていただきたいと思っています。

いただいた提案の中で、いわゆる情報弱者の方へのフォローにつきましては、市としても色々取り組んでいる部分ではありますので、その辺りのところは、まずは一步としてできるところかなと思いますけれども、多岐にわたる部分ではありますので、ぜひ具体的な施策は御相談させていただければと思います。

<七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長>

ありがとうございます。1点だけ認識違いがありますが、回答のところで「一律に自治会町内会活動のデジタル化を」とありますが、一律というのを我々は全然求めていなくて、それは町内会ごとで全然違うと思っています。ここはちょっと認識が違いますので、それだけお伝えしておきます。

<七里ガ浜自治会 小原会長>

今年の4月から自治会のLINEの登録を会員の方をお願いを始めました。これを含めると、今、七里ガ浜自治会の情報発信手段というのが、紙の自治会だよりと、それから13箇所設けた掲示板、それからホームページ、それから自治会LINEと4種類あります。当自治会区域の人口は4,500人ぐらいなのですが、4月から始めて昨日まででLINEの登録者は360人ぐらいです。今年度中に800人ぐらいはやりたいなと思っているので、お祭りとか色々なイベントの際にLINEの登録をお願いしますという呼びかけはずっと続けていくつもりです。

今はまだこれでできるのですが、問題なのは、LINEの手数料です。5,000通で5,500円だったかと思いますが、今は350人ですから、十数通発信しても月額5,500円で賄えるのですが、例えば1,000人になったら月5通しか打てなくなるのですね。ランニングコストがかかりますので、自治会費の中からその分をどこまで割けるかということと、それから運営のほうで問題になっているのは、情報難民とか情報格差をどうやってなくすかを考えていかなければならない。そのために必要なLINEの運用ポリシーというのを今つくっています。どういうものを載せて、どういうものを載せないで、あと、誰が責任持ってやるのかということをやっていきますと、それなりに人手のかかる仕事になってしまいます。

理事の方や役員の方の負担軽減は確かに必要なのですが、これをやると、LINEを発信する人にもものすごい負担がかかってくるのですよね。そこをどうするかということも全体で考えなければなりません。今後デジタル化を進めるためには、解決しなければいけない問題が色々出てくるので、何かアドバイスをいただければ良いなと常々思っております。

<市営諏訪ケ谷ハイツ管理組合 清水理事長>

うちの住宅は特に高齢者が多いのですよね。そうすると、デジタルというのがやはり嫌だというのがあります。よく市のほうから、ここへアクセスしてくださいとかいうのが来るのですけれども、やはりそれは嫌だということで、私が個人的に各課をお願いをしまして、コピーをお渡しするようにしているのですね。そのほうが忘れない、安心するということなので、今もしこのデジタル化が進んでいくと、私のところは反対に情報が入らなくなってしまうのではないかなという不安があります。そういう意見もあるということをお話ししたいと思いました。

<松尾市長>

ありがとうございます。先ほど菅原会長がおっしゃっていましたが、一律に全てをデジタル化するという考えで進めてはいかないほうが良いだろうと我々も思っていて、その自治会町内会

にお住まいの方の一番キャッチしやすい方法にどうしていくかというところを支援させていただくと。そういう意味では、会長がおっしゃるように、複数のものを出さなければいけないとか、手間ばかりが増えていくことをどうしていくか。これはどう進んでも難しい話で、答えが簡単ではないのですけれども、色々と試行錯誤をしながら今後皆さんと解決策を見いだしていければと思うところです。

<津町内会 新津会長>

ありがとうございます。おっしゃるとおりで、多分時代の流れですから、いつまでも今のままというわけにはいかないと思いますけれど、一時的に負担が増えるのは仕方がないのかもしれない。

番 号	06 腰越－4
テーマ	コミュニティセンターの利用
内容詳細	諏訪ヶ谷町内会はかねてより理事会・総会を「諏訪ヶ谷ハイツ」を利用しております。しかしながら、「緊急な会合利用」ができないでおります。なぜなら、ハイツの玄関キーを持たせておらないからです。
担当部課	都市整備部 都市整備総務課

議題に対する回答等	
市営住宅の集会所は市営住宅の入居者の使用を前提としておりますが、入居者以外の方でも、事前にご連絡を頂いた際には場所の貸出をしております。 集会所の鍵の管理については、鎌倉市営住宅条例第68条及び第72条で入居者から選んだ市営住宅集会所管理人及び市営住宅の指定管理者が集会所の維持管理を行う旨を定めており、市営住宅集会所管理人及び市営住宅の指定管理者が管理しております。防犯・管理・運営上の観点から、その他の組織及び個人に市営住宅の集会所の鍵をお預けすることはしていません。	
添付資料	

（４）コミュニティセンターの利用

＜諏訪ヶ谷町内会 平野会長＞

この地域は東日本大震災が起きてから変わった耐震基準をクリアしている建物はありません。昭和56年の新耐震基準でさえクリアできない建物がいっぱいあります。そうすると、大きい地震が来ると、自宅を出なければいけない人のおそらく発生します。

諏訪ヶ谷町内会にある諏訪ヶ谷ハイツの集会所、隔月で理事会等をやっていますけれども、あそこは住民に知られているし、この町内会においては熟知されている場所なので、避難時、緊急時に集まれるようなことができれば良いねということを前々から話しています。しかし、鍵がない。

こうやって話せば分かると思いますけれども、鍵を1個、会長なり副会長にお預かりさせてもらえれば、そういったときなどに集会所に避難していただいて、みんなで物を持ち寄って、一晩や二晩そこで過ごすことができる。そういった対応ができます。

それで、今、集会所の利用は平日に限って指定管理者の方へ電話連絡できるようになっていまして、土曜と日曜はおそらく電話対応できないことになっていると思います。ただ、土曜や日曜に役員会でちょっと大事な話があるから集まって話をしたいと。近所にあるのですから、誰かが鍵一つ持っていれば集まってお話しができる。それが普通の自分たちの、言うなれば公民館ですよ。利用の効率が良いとか悪いとか、そんな話ではないと思いますけれども。せっかくある施設を使わないのはもったいないですよということなんです。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。おっしゃるように、空いているものを有効活用すれば良いという御指摘は、そのとおりだと思います。できる限りそうしていくべきだと思います。

これを整理していくと、まず、ここは市営住宅の集会室ということで、公民館ではないのですよね。公民館として造っていれば、かなりの柔軟性を持って対応できると思いますけれども。また、これは市営住宅の集会室であるという前提の中で、やはり優先的に使う市営住宅の皆さんと話し合いをすることが大前提になると思います。その前提をしっかりと御理解いただけるのであれば、少し話が前に進むのではないかなと思っていますところなんです。

もう一つ前提でいうと、各自治会町内会では町内会館を自前でお持ちになっているところがありますが、その運営管理費などは、会員の皆さんでお出しいただいています。ここはそういうものではないので、そこは整理していく必要があります。

決して何でもかんでもできないということではなくて、やはり前提が違うものですから、きちんと市営住宅の利用者の皆さんとの合意を取りながら、諏訪ヶ谷町内会の皆さんがどうすれば緊急時に使えるようできるかというところは、話し合いの中で進めていければと考えています。

＜都市整備部 森部長＞

もう一つ、緊急時は別としまして、土日を含めてなのですけれども、指定管理者と話をしました。御近所に住まわれている方なのですけれども、当日でも、電話で連絡が取れて集会所が空いていれば、利用することはできます。ただ、指定管理者もずっと一日中いるわけではありませんので、少し御不便はあるかもしれないのですけれども、電話で連絡をしていただければと思います。

＜諏訪ヶ谷町内会 平野会長＞

電話して、その鍵を持っている人に連絡が取れなければ開かないということですよ。

<市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合 清水理事長>

諏訪ヶ谷ハイツの集会所として、私たち住民のほうでも使う日はありますが、時々、1時間だけ貸してほしいという連絡は私のほうにも来るときがあります。祭日とか土日です。私は鍵を持っていますので、私に連絡をいただければ可能な限りはできます。

<諏訪ヶ谷町内会 平野会長>

そういう決まりになっていないのではないですか。

<市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合 清水理事長>

決まりにはなってないです。

<諏訪ヶ谷町内会 平野会長>

今のはイレギュラーな話ですよ。僕が言っているのは、町内会としてハイツの集会所を使うのに今非常に不便だという話をしているので、ハイツに住んでいる方たちが気ままに使ってという話とは全く別の話です。

<市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合 清水理事長>

この腰越地域の町内会の役員の方からも、集会所を使えますかという連絡をいただきます。時々相談されます。

<諏訪ヶ谷町内会 平野会長>

町内会としては、指定管理を受けているところに電話で予約して、空いてれば使ってくださいということしか聞いていないわけです。そのような話は、私たちは漏れ聞いてはいますけれども、変だねという話です。

<松尾市長>

そういう意味では、御厚意でそういう対応をさせていただいているというのが現状ですので、そこをもしルール化していけるのであれば、各町内会長宛てに、こういう形でできますよという案内を持っていきたいと思います。

<諏訪ヶ谷町内会 平野会長>

市のほうから連絡が欲しいです。

<松尾市長>

はい。合意が前提ですけど。

<津町内会 新津会長>

ここにいらっしゃる方は、この集会所を御存じない方がほとんどだと思いますが、モノレールの片瀬山駅から歩いて5分ぐらいのところにあります。そこを当然管理する人が一人いて、そのほかに、常時使っているのは清水理事長のところですので、管理者と、それから清水理事長のどちらかに連絡

を取れば使わせていただけることになります。ただ、この集会所もお金がかかります。大きいホールは1時間500円です。

そのホールは50人ぐらい入るのですけれども、飲み食いもできます。ここにいらっしゃる皆さんは近いので、使っていただくことは良いことではないかなと思います。

<都市整備部 森部長>

その辺の全体管理を、スケジュール等も含めまして指定管理者が行っています。基本ルールは7日前となるのですけれども、そうは言いつつも、連絡して空いていれば、利用料はお支払いしていただくのですけれども、指定管理者が鍵を開けて御利用できるようにさせていただいております。

番 号	06 腰越－5
テーマ	津西二丁目13番付近の急階段の安全確保について
内容詳細	S字カーブの横にある急階段（湘南モノレール 片瀬山駅付近）について、段差が高く、狭く、急であるなど、高齢者などにとってケガの可能性が高く大変危険であると感じています。また、今、手すりは一か所しかなく、行き帰りですれ違う時も使うために待ったり、使うのが難しいときもあります。手すりを増設するなど、急階段をもう少し使いやすくしてほしいかつ安全対策をしてほしいです。
担当部課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等

当該階段は、現況の地形に合わせられているため、勾配等が基準に合っていないものです。基準に合致するよう階段の段差を低くし、階段勾配を緩くした場合、踊り場の範囲を狭めてしまうことや階段下の住宅の車両出入口まで階段が差し掛かってしまうことから、階段自体の構造を変えて安全対策を図ることは困難な状況です。

なお、手すりの増設については、構造や位置など仕様について、設置に向け調整させていただきます。

添付資料

（５）津西二丁目13番付近の急階段の安全確保について

<市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合 清水理事長>

諏訪ヶ谷ハイツは、ちょうど腰越の行政センターと片瀬山のモノレールの間辺りにあります。長い坂をＳ字に上っていく道もあるのですが、高齢になると長時間歩くのはきついんですね。それで、この急階段を使っているのですが、段差が段ごとに微妙に違ってしまっていて、急で、手すりが１箇所のみなのです。

階段を一生懸命上がるのですが、途中で息が切れてしまうと、それから足が動かなくなるといってもお聞きしていただいて、手すりが１箇所だとちょっと不便だということで、このままの階段になるのなら、もう１箇所、反対側に手すりをつけていただくか、階段を修繕していただいて、なだらかにもう少し長く段差を緩めていただけたらなという案を今回出させていただきました。

<都市整備部 森部長>

ありがとうございます。階段自体がこの斜面に合わせて造っているので、おっしゃるとおり、きついのですよね。階段を動かすのはやはり難しいので、手すりが今１箇所だけ、向かって右側にしかないで、この位置も含めて、両側が良いのか、真ん中に一つ手すりをつくるのか、そこは御意見をいただきながら検討させていただければと思います。

<津町内会 新津会長>

ありがとうございます。私も歩いてみて、ここはすごく急だと思いましたので、手すりをつけていただけると大変ありがたいと思います。特に御老人は大変ですから。若い人たちは駆け上がれますけれど、我々はとても無理です。

<都市整備部 森部長>

手すりにも色々な仕様があって、良い手すりなら予算をもらわなければいけませんので、対応するのに少し時間がかかってしまうのですが、その辺も含めて連絡をさせていただきます。

<市営諏訪ヶ谷ハイツ管理組合 清水理事長>

今の手すりは、夏の日差しが当たると暑くて持てないので、お願いしたいと思います。

番 号	06 腰越－6
テーマ	オーバーツーリズムへの広域的な対策について
内容詳細	鎌倉市においては特に鎌倉高校前踏切近辺と小町通りのオーバーツーリズムが問題となっているが、観光客の増加によりその範囲が広がりつつある。とりわけ国道134号線沿い（江ノ島～材木座）の観光客の増加は著しい。住民にとってはごく普通の場所や風景でも、SNSへの投稿等を機に観光客が殺到する状況がいたるところで発生しており、観光資源を多く有する鎌倉市においては市内全域でオーバーツーリズムが発生するリスクが高まっている。 鎌倉市ではオーバーツーリズム対策として2024年度に予算を計上しているが、予算の使い道を説明していただくだけでなく、市内全域のオーバーツーリズムリスクへの対策を説明していただきたい。また、観光庁、国土交通省、藤沢市などとの連携についても説明していただきたい。
担当部課	市民防災部 観光課

議題に対する回答等

本市におきましては、近年、観光客の増加に伴いまして、ごみのポイ捨て・敷地への無断侵入・車道での写真撮影などいわゆる迷惑行為や、また、自家用車や観光バス等の市内への過度な通行による交通混雑などが、特定の時間や場所で発生しており、常にオーバーツーリズムが起こりやすい状態にあります。

オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けては、本市では、マナー啓発、受入環境整備及び分散化という3つの視点で取り組みを推進しているところですが、具体的には、令和6年度（2024年度）は、デジタルサイネージ等による渋滞緩和広告、交通誘導員及び駅前等ボランティアガイドの配置、駅前等街頭防犯カメラの設置、公式ホームページ「鎌倉観光公式ガイド」及び「鎌倉観光混雑マップ」の改修、ポイ捨て防止キャンペーン等を進めていきます。

また、鎌倉駅から江の島駅までの江ノ電沿線では、駅の間隔が狭く、観光がしやすい反面、人が多く集まることから、特にオーバーツーリズムが起こりやすい状況にあり、2つの市域を跨る重大な課題として捉えています。この課題解決を協議するために、国や藤沢市、また関係する団体や交通事業者などとも連携しながら、対策を進めていきます。

添付資料	令和6年度 鎌倉市におけるオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業
------	--

令和6年度 鎌倉市におけるオーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業



観光客の
分散
平準化

先駆 公式HP「鎌倉観光公式ガイド」の改修
- 防災・多言語・教育旅行 - 19,855千円

先駆 混雑可視化マップ「鎌倉観光混雑マップ」の改修
- 未来予測機能・観測地点追加 - 10,010千円

一般 渋滞緩和を目的とした広告展開
- 駅デジタルサイネージ等 - 18,860千円



マナー啓発

先駆 ハチノ宮交差点における交通誘導員の配置 3,391千円

先駆 ボイ捨て防止のマナー啓発
- 紙包装・エコナティッシュ - 1,000千円

先駆 街頭防犯カメラの設置
- 鎌倉駅前・鎌倉高校前 - 2,145千円

一般 鎌倉市内特定箇所交通誘導業務
- 鎌倉高校前踏切ほか - 16,785千円



受入環境
の整備
増強

先駆 ボランティアガイドによる滞留解消 1,207千円

先駆 初詣交通規制に伴う交通誘導員の配置 2,799千円

一般 多言語ボランティアガイドによる滞留解消(GW等) 360千円

オーバー
ツーリズムの
未然防止・抑制

市民満足度
観光客満足度
の向上

住んでよい
訪れてよい
まち鎌倉

事業費合計 76,412千円
※補助率：先駆2/3 一般1/2

（６）オーバーツーリズムへの広域的な対策について

＜七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長＞

鎌倉高校前の踏切の件は、もう皆さん御存じのことだと思います。色々な対策を市のほうでも打っていただきまして、ある程度の効果は出ていると思っておりますが、昨今の観光客の集まり具合、どうして観光客が集まるかという、例えば、何か良い写真が撮れてそれをSNSにアップすると。それを見たいがゆえに観光客が殺到するというケースが多いです。何が言いたいかという、もうどこでこれが起こるかが分からない。これはもう何年も前からの話ですので、局所的な対策は必要なのですけれど、もうそうではないということを僕は言いたいのです。

日本単位で考えると、とにかく外貨稼ぎのために観光客に来てくださって、これはもう皆さん御存じだと思います。神奈川県も多分それに結構近いのかなと思っています。鎌倉市ぐらいになると微妙でして、多分小町通りの商店街とかでいくと、観光客に来ていただくとお金が落ちるので来てくださという一方で、先ほどお話もありましたけれど、ごみが出るのでどうしようみたいな、良いところもあれば悪いところもあります。この辺りではそんなにお金を落としていただく場所はなく、悪い面だけが出ているところですが、良いところもあれば悪いところもあるという中で、市としてどうしたいのかがよく分からないというのが根底にあります。

局所的な対応はしていただいているのですけれど、そもそも市として観光客に来ていただくのはウェルカムなのか、どうなのか。多分どっちもだという答えなのは目に見えているのですけれど、その辺の全体的な方針が見えないというのが、住民の中で一番いらついているところだと思っています。

とはいえ、市のほうで、観光庁のオーバーツーリズム未然防止、抑制に向けた取組というところで申請をして、お金もらっているという資料を僕も見ました。市としても色々動いておりますし、これは鎌倉市だけではなくて、近隣の藤沢市や逗子とかも多分同じだと思います。そういったところで、特にオーバーツーリズムに対してどのようにこの湘南地域が考えているのか、そういったところをまず知りたいです。

＜七里ガ浜地区スポーツ振興会 信清会長＞

七里ガ浜地区スポーツ振興会と同時に顕証寺の住職をやらせていただいています。顕証寺前に人が来て写真を撮るようになったのは、およそ10年ぐらい前からです。以前見られた顕著な例は、ウェディングドレスを女の人が着て、いわゆるウェディングカップルの写真を撮るというのが主だったと思いますが、ここ近年、やはりサブカルチャーの影響で、鎌倉高校前の踏切は、漫画が実写化された映画等の影響によって、近年観光客にすこぶる人気で、オーバーツーリズムの問題が起こっていると思います。

彼らにとっては、踏切、海、江ノ電があればどこでも良いのです。踏切というのは、非常に公共性が高い部分にもなるのかなと思います。顕証寺の前の踏切も、お隣のコインパーキング、それとお隣の方の敷地、そして顕証寺への交通のためにできているものと思われます。しかし、一方で、顕証寺の境内に侵入をします。お寺ですから不特定多数の方が来られるのはやむを得ないのですが、基本的にお寺というのは、公共のものというよりも、やはりお墓を持っている檀信徒のためのものがありますので、交通の面での煩わしさがものすごく発生しています。また、ご多分に漏れずごみを放置していきます。

先日はバッグが放置されていまして、その中には、韓国の方のIDやクレジットカードが入っているということもございました。時間もございましたので、警察官を呼んで、状況を確認していた

だいたうえで持っていったという事案も発生しております。また、住居に接近をしたところで騒いでいるというようなことで、これも住んでいる者にとっては非常に煩わしさを感じている状態でございます。

また、お寺ですから、お墓参りの方のために管理棟の下のトイレを開放しているのですが、どういうわけか情報が早くて、あそこにトイレがあるということがもうSNS等で知られている状態です。最近では、あまりにも著しいごみの放置がある場合には、まとめてごみ箱に捨ててくれと稚拙な英語で言うのですが、自分のものではないと言われます。あなた方観光客が置いていくのだから、あなたが代表して持って行ってくださいと言ったときに、渋々持っていく人もいれば、どっかにまた置いていく人もいて、全くいたちごっこでございます。

<松尾市長>

ありがとうございます。大変御迷惑がかかっている状況というのは、我々としても大変重く受け止めているところでして、決して手をこまねているということではありません。

また、大前提として、現在、観光基本計画というものがありますけれども、ここにも明確に謳っていますが、観光客を増加させるという目標は持っていません。あくまでも観光の質の向上を目指していくというのが鎌倉市として目指している観光行政の在り方ですので、やみくもに観光客を増やしていくという目標は持っていません。

ただ、このオーバーツーリズムについては、我々が好むと好まざるとに関わらず、こういう状況になってしまっているところがございます。局地的な対応をまずはしているというのは、現状としてはそうなのですが、菅原会長からも御案内があったように、これは国を挙げて取り組んでいることでもあります。日本に外国人観光客を誘致するという国の大きな目標がある中のことから、国とも連携をしながら、このオーバーツーリズムを根本から解消していくことに取り組んでいく必要があるということで、国の補助金にも積極的に手を挙げているところです。

ただ、これは何かをやれば解消できるというものでもないものですから、ソフト、ハードの両面にわたって様々なメニューに今取り組んでいるところです。中には、効果が出るものと出ないものが出てくると思うので、そこは検証しながらということになります。ただ、一貫してソフト面では、やはり外国人観光客の方には、日本に入ってくる前からこの情報をきちんと出していくというところ、それから羽田空港なり成田空港なりというこの着地点、入ってくるところでそれを認識していただくというように、いくつかのポイントがあると思ってまして、その辺りを意識しながら、そこに政策を当てていくということを今やっているところです。

ただ、目の前に起きているところは、課題解決に向けた具体的な取組をスピーディーに取らせていただきたいと思いますので、引き続き御相談をさせていただきながら進められればと思いますので、よろしくお願いいたします。

<腰越中学校PTA 黒木会長>

ここ最近、腰越中学校の生徒が鎌倉高校の駅前のところで、横断歩道を渡らないで突っ切ってしまう事例があって、注意喚起を促していたのですね。その原因は何かというと、観光客のマナーというところがやはりあって、その大人を見て、子供たちもショートカットして良いと思う事例が増えているのではないかなと思います。

平日も警備員は立っていただいていると思いますけれども、時間帯が少し遅いという声が上がっているのですね。子供たちの通学時間はやはり朝の8時から9時の間なので、その辺りも見るようにし

ていただくと良いのかなという保護者や地域からの声が上がっていましたので、お伝えしたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。警備員は朝10時から立っていただいているところですが、早朝からたくさんの方がいるというところでは、警備員のいない時間帯は確かに課題として捉えているところです。できれば充実したいと思うところではありますので、そこは検討として受け止めさせていただきます。

<腰越中学校PTA 黒木会長>

ありがとうございます。学校としても注意喚起というところはさせていただこうと思っていますので、引き続き御協力のほどよろしくお願いします。

<七里ガ浜自治会 小原会長>

行合橋も今ものすごい人だかりになっていて、あそこを車で左折しようとする、歩行者がいるので渡れないのですよ。一つの方法として、歩車分離式の信号に替えるというのがあるかと思いますが、これは市なのか、警察なのか分からないのですけれど、いつか事故が起こりますよ、間違いなく。その辺はどんな働きかけをしたら誰がそれを決めていただけるのか。国道134号線の全体の混雑具合との関係もあるのかもしれないのですけれど、右折車が左に曲がれない車を右から追い越すという交通違反の状態がずっと続いているのもありますので、その辺をどうにかしていただけるとありがたいです。

<松尾市長>

ありがとうございます。これは警察の管轄になりまして、ここ10年ぐらいですと、市役所の近くの佐助の税務署の前の交差点、それから深沢の交差点が歩車分離に切り替わりました。切り替えは、地元から警察に要望を上げていただいて、そして警察が判断をして実施するという流れで行っているところです。

<七里ガ浜二丁目自治会 菅原会長>

今の交通の件で、先日、私たちの自治会と七里ガ浜町内会の方々、それから市役所、警察の方、あと江ノ電の方を含めた協議会がございまして、行合橋の件は話題には出なかったのですけれども、国道134号線の信号機の在り方というのは提案申し上げました。

具体的にですが、国道134号線は渋滞しているようで少しずつ流れているのですよね。そういった中で、やはり鎌倉高校前の交差点もそうなのですが、特に右折がしづらいので、その周辺の押しボタン式の信号を普通の信号機にしてくれというお願いをしています。

あと、鎌倉高校前の交差点も、観光客の方は国道134号線から右折するとき信号機で判断する方が多いのですが、実は信号機は関係ないのですよね。そういう勘違いもあるので、国道134号線の信号機の在り方というのは、抜本的に考えたほうがよいです。

その他

＜腰越地区スポーツ振興会 田中会長＞

今、私は、スポーツ振興会とともに、腰越小学校、中学校の体育施設の開放の担当もしております。この中で1年に一度、開放会議があるのですが、その会議の中で、使っている方々から要望がありましたので、ここで話しさせていただこうと思います。

鎌倉市としては、学校体育施設開放事業ということで、子供たちが使っていない時間帯に市民の皆さんにスポーツ施設を開放させていただいています。これについては、皆さん大変ありがたいなと思っていて、お礼を言っていたきたいということです。

そんな中で、東京オリンピックの際に、障害者スポーツでボッチャが大分皆さんに取り上げられるようになりました。そして腰越地区でも、そういうスポーツを遊びたい、やりたいという方が大分出てまいりまして、今年度からは定期的に腰越小学校の体育館でボッチャをやられているクラブが登録されております。

障害者スポーツと言われる中で、車椅子で来られる方もやってみたいということになるわけですね。しかし、小学校の体育館はスロープ等が設置されておりません。したがって、車椅子で体育館に入りたいといっても今は入れない状況なのですね。また、体育館の中に障害者が使えるようなトイレも設置されておりません。そんなことで苦労されている部分があります。

開放会議には学校側も一緒に参加していただいております。また、腰越小学校には管理員がいらっしゃいますので、体育館の横の施設のほうのスロープを管理員が上げていただいて、場合によっては、校舎の中の障害者が使えるトイレを開放していただくということで協力していただいているのですが、学校開放というのは体育施設の開放ですので、体育施設以外のところに市民が土日に出入りするのはいかがなものかという部分もあって、また、使うほうも気兼ねなく使えるような施設が欲しい。そういう意味では、体育館の入り口にスロープ及びそういう方が使えるトイレの設置をしていただきたいという話です。

腰越小学校の体育館はもう大分古く、水漏れとか雨漏りとかがあって色々大変ではあるのですが、今使っている団体が心おきなく使えるように御検討いただけると大変ありがたいと思い、意見として言わせていただきます。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。これは全市的な課題でもあると思います。バリアフリー化できていない体育館もございますので、それぞれの小・中学校体育館は災害時の避難所にもなっていることと併せて、トイレも含めたバリアフリー化というのは非常に重要な課題です。

今、教育委員会で学校施設の整備計画というのをつくりまして、順次整備を進めようとしているところです。全体で25校ある中では、一遍にとはいかないのですが、順次おっしゃるような方向に向けて進めていくように、財政的にも教育委員会と連携して進めてまいりたいと思いますので、よろしく願います。

＜腰越地区社会福祉協議会 小川顧問＞

私は何度か神戸川右岸の側道についてお願いをしまして、現在、あの側道については、フェンスのかさ上げや簡易舗装もできて、大変ありがたいと思っています。ただ、なごやかセンターの間の60メートルぐらいのところが行き止まりになっていますので、何とかしてほしいということを今まで再三お願いしてきたのですが、今回もまたそれをお願いしたい。

あそこに道路ができるということについては、もう市長に御相談するしかないのです。やろうとすればできるはずなので、ぜひともお力添えを切にお願いしたいです。

<松尾市長>

ありがとうございます。従前から御要望をいただいておりますが、実現できていない課題の一つでございまして、大変心苦しく思うところでございます。

あの場所には、市の管理している土地と国有地とがございます。そこについて、何とか通れるようにという方向で調整をしているところです。近隣の方を含めて御了解をいただきながら、実現に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

<下町町内会 杉山会長>

昨年のおふれあい地域懇談会の席で恵風園の跡地の問題が出ましたよね。その後の進捗状況等を含めてお話をいただけますでしょうか。

<都市景観部 古賀部長>

土地利用について具体的な相談は一切来ておりませんので、進捗は何もないというのが現状です。逆に、何か地元のほうに話があったとか、そういうことはございましたでしょうか。

<下町町内会 杉山会長>

特には聞いてないです。では、特段市からの働きかけがないということですか。

<都市景観部 古賀部長>

市からの働きかけは基本しません。先方から相談なり申請があったときに、それを審査するという立場なので、その辺のところは受け身なのですね。どうするつもりですかというのは、なかなか向こうから来てくれないと聞く機会がないです。

<腰越地区社会福祉協議会 小川顧問>

冒頭の説明で、市役所移転の問題がありました。色々な準備が進んでいる段階で、条例が可決できないと移転できないということなのですけれども、見通しはどのようなのでしょうか。お話しできる範囲で結構ですのでお願いします。

<松尾市長>

ありがとうございます。今、議会の定数にすると25名の市議会議員がいらっしゃいますけれども、賛成が15名、反対が10名という状況です。これは基本的には否決したときと変わってはいません。反対が8名になれば可決するという状況ですので、何とか2名に賛成に回ってもらう必要があるというところです。

それで、10名の反対の方なのですけれども、お一人お一人と話しをすると、反対の理由はばらばらです。具体的に言いますと、市民がまだよく分かってないから反対しているという方もいたり、市の進め方が信用できないということで反対している方もいたり、もしくは、移転そのものに反対だという方もいらっしゃれば、あとは50年早いと主張される方もいたりします。私は反対の理由になってないとは思います。それは議員にとって反対の理由なのですけれど、代案はないですし、もうこれで

やっではないと災害があったときに責任の取れない状況が目前にあるのに、本当にこれで良いのかという思いを私自身は思っているのですが、御理解をいただくしかないと思うものですから、現状を繰り返し、これは議員にもそうですし、市民の皆さんにもやはりきちんと理解していただくということが大事だということで、進めているところです。

昨今、新聞等では、市が前のめりだとか、市民が置き去りだとかと書かれてしまいましたけれども、今、どういう市役所ができるかというのを公募して、4者がプロポーザルに手を挙げていただいて、その絵を支所にも今出させていただいておりますけれども、これは9月1日に審査をして1者に決めます。それを決めて細かい設計に入っていきます。そうすることによって、どういう市役所ができるかを皆さんに御理解いただけたらと思っております。それによって、市役所はただ単に行政職員がいるだけではなくて、市民の皆さんにも使っていただけるものになっていますし、災害時にも大変有効活用に使えるということが目に見えて御理解いただけたらと思っておりますので、そういうことを行いながらこの事業を前進させたいという思いで進めています。

<諏訪ヶ谷町内会 平野会長>

皆さん、町内会の名簿の管理ってどうなされているのですか。私自身、こんな難しい名簿なんか預かりたくないと思って今町会長をやっているのですが、ずっと町内会の名簿を配っておられるところっておありですか。

<津町内会 田中副会長>

各年度の班長から回覧を配る上で名簿が欲しいという要望がございますので、その班の方の氏名と住所はお伝えしますが、電話番号は全部省略をさせていただいています。そうすると、班長から、連絡を取るときに電話ができないのは困るという話が来るのですけれども、それは御近所の関係で何とかつないでくださいということで、名簿はお渡ししておりますが、電話番号やメールアドレスなどは一切記載をしていないものをお渡ししています。

<七里ガ浜町内会 伊澤副会長>

私どもも、毎年、各班の班長に対して、町内会費を集めたりする場合に必要なため名簿をお渡ししています。全町内会員にはそういうのは一切お渡ししていません。また、電話番号が知りたいければ、会館へ行って聞いてくださいという形を取っています。

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 西鎌倉地域 >

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月19日（金） 午後 2 時～ 4 時		
場 所	腰越支所 多目的室		
出 席 者	自治会・町内会代表	10名	計16名
	地域団体代表	6 名	
	鎌倉市	8 名	
内 容			
第 1 部	市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について		
第 2 部	地域からの議題に関する懇談 （１）以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい （２）コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい （３）①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き）②自治会内の空家問題への対応（昨年に引き続き）③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望 （４）住宅地内道路の安全について （５）カーブミラーの設置について （６）2 行政区にまたがる情報の整理		

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	西鎌倉地区町内・自治会連合会	芹澤 幸彦	会長
2	新鎌倉山自治会	向山 繁	会長
3	御所ヶ丘自治会	里吉 弘治	会長
4	南鎌倉自治会	河原 如子	副会長
5	手広町内会	内海 直和	会長
6	谷際自治会	木下 雅幸	会長
7	西鎌倉住宅地自治会	小西 正	会長
8	西鎌倉山自治会	岩尾 伸也	会長
9	手広片岡町内会	笠嶋 輝雅	会長
10	鎌倉山町内会	石井 富美子	会長

【その他の団体等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	西鎌倉地区社会福祉協議会	千代 美和子	会長
2	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	石塚 郷彦	腰越地区長
3	鎌倉地区保護司会	前川 昌子	理事
4	みらいふる鎌倉（親寿会）	池田 隆明	会長
5	鎌倉市社会福祉協議会	根岸 美幸	生活支援コーディネーター 腰越地区担当
6	西鎌みんなの家の会	大迫 百合子	代表

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	市民防災部長	永野 英樹	
3	総務部長	藤林 聖治	
4	健康福祉部次長	矢部 哲也	
5	まちづくり計画部長	服部 基己	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	腰越支所長	吉田 水香	

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 西鎌倉- 1	以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい
06 西鎌倉- 2	コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい
06 西鎌倉- 3	①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き）②自治会内の空家問題への対応（昨年に引き続き）③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望
06 西鎌倉- 4	住宅地内道路の安全について
06 西鎌倉- 5	カーブミラーの設置について
06 西鎌倉- 6	2 行政区にまたがる情報の整理

番 号	06 西鎌倉－1
テーマ	以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい
内容詳細	現状、新鎌倉山方面よりモノレール西鎌倉駅にアクセスする場合（その逆も）、歩道橋を登って下るか、スズキヤ裏手の横断歩道（押しボタン式）を渡ることとなります。いずれも歩行者にとっては明らかに遠回りであり、そのため道路（神奈川県道304号腰越大船線）の横断歩道のない場所を横断する歩行者が後を絶たない状況です。とくに通勤時間帯、モノレール発着時には多くの歩行者が道路を横断しています。304号線は腰越方面へカーブをしているため見通しも悪く、非常に事故の危険性が高い状況です。 2011年に西鎌倉駅のバリアフリー化工事をする際、歩道橋からのアクセスを残して欲しいと住民から要望が上がっていましたが、聞き入れてもらえませんでした。交通系ICカードが普及した現在、タテ型の簡易改札機をホームに置くことで地上改札口を通らない歩道橋からのアクセスにも対応が可能と思われます（現存のレール点検用の階段は場所や形態を変えるなど検討いただく必要があるかと思いますが）。住民の安全を守るため、ぜひともご対応いただきたい案件です。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等	
西鎌倉駅のバリアフリー化に伴い、現在県道を跨ぐ歩道橋を引き続き駅舎へ接続してほしいとの要望があった経過は承知しています。 当時、駅舎のバリアフリー化を実施するにあたり、券売機等、駅の施設を大船寄りに移動しなければならず、高さなどの物理的な制約があり、横断歩道橋から直接駅舎への接続ができなかったことから、新たに信号付きの横断歩道を整備したものと認識しています。 駅改札前の横断歩道は、新鎌倉山方面から西鎌倉駅を利用する方々が安全に県道を横断できるように整備したものであることから、県道の横断にあたっては歩道橋や横断歩道を利用していただきたく、よろしくお願いいたします。	
添付資料	

（１）以前のように西鎌倉駅ホームに歩道橋から直接アクセス出来るようにしてもらいたい

<松尾市長>

西鎌倉駅のバリアフリー化をする工事の際に、色々と議論がありました。改修するにあたっては、利用者の方には御不便があるということで、市からも、湘南モノレールに対して要望をしてきたところがございますけれども、駅舎に歩道橋から直接接続することについて、高さなどの物理的な制約があり難しいということでした。ですので、そこが接続できない前提で何ができるかということで、信号付きの横断歩道を設置したという経過があったと認識しております。

御要望のお気持ちもすごくよく分かりますし、現在、乱横断している状況もよく見るわけなのですが、きちんと交通ルールを守りながら、歩行者の方が安全に渡っていただくことを心がけていただきたいと思います。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

こちらのテーマは、うちの自治会から提出させていただいたものなのですが、私もこの地域に二十何年住んでおりますので、バリアフリー化工事をしたときのいきさつ等も承知した上で話をしているのですが、券売機を置くとかで無理だったのは承知しているのですが、現状ではどうなのかという話なのですよね。現状、もう今、ＩＣカードがこれだけ普及して、縦型のタッチ式のものを、コードを一つ置くだけでできることだと思います。その当時できなかったのだから、横断歩道を引き続き使ってくださいということではなく、今、物理的にできるのか、できないのか。そして、市長は何度も御覧になったと思いますけれども、あれは不便ではなくて危険なのです。いつ事故が起こってもおかしくないような危険な状態だと認識しているのですが、現状、どうしても変えられないものなのか。物理的には可能だと思いますけれども、いかがでしょうか。

<まちづくり計画部 服部部長>

この件に関しまして、改めて湘南モノレールにも確認をしているのですが、やはり、横断歩道橋からホームに架ける通路といったところの工事自体が難しいという御返事をいただいています。

仮に工事ができたとしても、工事をするには相当なお金が必要になってくると思います。これは直接湘南モノレールから言われたわけではないのですが、現状でそのお金を捻出するのも、相当厳しいだろうなというところです。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

歩道橋から前のホームには繋がられていたけれども、今のホームには繋がられないということですか。

<まちづくり計画部 服部部長>

はい。現場も湘南モノレールは確認していると思いますが、強度の問題ですとか、そういったものも含めて、擦りつけるのが非常に難しいというお答えはいただいております。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

そうであれば、何かあそこを安全にする対策は考えられませんか。あそこで、モノレール発着時にあの県道をあれだけ横断する方が多い中で、何もしないのも危険だなと思います。もし歩道と歩道橋を直接接続するのが難しいのであれば、何かほかの対策を練るという選択肢はありますか。

<まちづくり計画部 服部部長>

県道を横断するときの安全対策というのは、一般的には横断歩道を設けるとか歩行者信号を設けるということになります。現在は、少し遠回りをされている形ですので、乱横断が生じてしまっているということになると思います。

先ほど、市長からお話を差し上げましたとおり、不便でもそこは御理解をいただきたいとは思いつつも、例えば警察と協議をする中で、横断歩道の位置を変えましょうですか、そういったことは協議できるのかなと思います。

ただ、横断歩道をつくるにしても、例えば交差点から何メートル離れなくてはいけないですとか、あるいはあそこにバスレーンがありますが、そこに横断歩道をつけますといったことは難しいですとか、この場ですぐにこういう解決策がありますというお話はできないのですけれども、警察にもお話をする中で、何か対策ができるかというところにつきましては、引き続き地域の方も含めて、少しお話をさせていただければと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

今おっしゃった法的な問題があるからできないとか、そういう合理的な説明があれば、みんな納得すると思いますので、まずそこを調べていただいて、なぜ、もっと便利なところできないのかという理由を、きちんと法的な根拠を基に御説明いただければと思いますが、その辺は調べていただけますでしょうか。

<まちづくり計画部 服部部長>

分かりました。警察とも協議をします。あと、希望としてはどの辺につけたいとか、そういったところもお伺いできると嬉しいです。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

具体的な場所を出して、ここはこういう理由でできない、あるいはここだったらできる、今よりは便利になるとか、そういう形にさせていただくと助かります。

<まちづくり計画部 服部部長>

では、一度都市計画課のほうから会長に連絡させていただきます。よろしくお願いします。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

今のは南鎌倉自治会のお話だったのですけれども、西鎌倉駅を利用しているのはあの辺一帯全部なので、どこに横断歩道があれば楽かということはそれぞれだと思うので、あの辺一帯での意見を聞いていただけると良いかなと思いますので、御検討いただきたいと思います。

<まちづくり計画部 服部部長>

そうしましたら、先ほどこちらから連絡を差し上げるというお話をさせていただいたのですけれども、一度、そういった場を設けていただいて、関係者の方がお集まりいただいた場に市の職員が行くほうがよろしいでしょうか。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

そうしたら、今の話を各会長がお持ち帰りいただいて、自分たちも意見が言いたいということがあったら、私のほうに連絡をいただければ、話を整理したいと思います。

<まちづくり計画部 服部部長>

承知しました。そうしましたら、芹澤会長から連絡が来たら対処するようにしますので、よろしくお願いします。

番 号	06 西鎌倉－2
テーマ	コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい
内容詳細	新鎌倉山を通るコミュニティバス「こまわりくん」は2001年3月開業時、津村バス停6時台始発、22時台終発、朝と夕方の通勤通学時間帯は15分おき運行（新鎌倉山循環）と利便性が高い路線でした。しかしながら、減便が繰り返され現在は10時から13時台に一日3便（新鎌倉山循環～大船駅行）のみとなっています。「こまわりくん」を生活の足としている高齢者からは、これ以上減らされたら、もし廃止になったら、と不安に思う声が上がっています。 坂の多い地域での生活は高齢者には困難なことも多く、運転は不安だが免許の返納をしたら生活ができない、この山に住むのはそろそろ限界だ、といった切実な声も聞かれます。最低限でも現状のバス運行の確保、また新たな移動手段として乗合タクシー活用の検討など、高齢者が安心して住み続けられる地域となるよう行政のサポートを切にお願い致します。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課
議題に対する回答等	
平成11年に策定した「鎌倉市オムニバスタウン計画」において、当該地域を交通不便地域に位置づけ、その解消に向け江ノ島電鉄(株)（以下「江ノ電」という。）と協議の末、協力を得て路線バスの運行を開始しました。 その後、利用者が減少し、「令和6年3月のダイヤ改正時に運行を休止したい」との意向が江ノ電から示されたものの、少なからず利用者がある中で江ノ電と協議を行い、3便/日の運行を継続していただいたところです。 江ノ電からは、「コロナ禍以降全国的に運転手不足が続いており、2024年度からの働き方改革により、既存路線の継続のためには減便や路線廃止により路線を維持している状況で、利用者が少ない路線を残すことは企業の体力上厳しく、会社の存続にも大きく影響することから減便・路線廃止せざるを得ない。また、最低でも当該バス路線を継続するには、20人/便の利用が不可欠である」と聞いています。 ご案内のとおり江ノ電は、令和7年にバス路線を廃止したいとの意向を示していることから、引き続き継続運行を要望するとともに、持続可能な乗り合い車の運行等、代替の交通手段についても検討してまいります。	
添付資料	

（２）コミュニティバスの継続と乗合タクシー活用を検討してもらいたい

<松尾市長>

利用者減少に伴い、令和６年３月に江ノ電バスから運行を休止したいという意向が示されたのですが、何とか継続していただきたいということをお願いして、一日に３便ですけれども、継続していただいたという経過があります。

しかしながら、江ノ電バスからは、運転手不足という環境の中では、なかなか継続することが難しいということで、令和７年３月中にバス路線を廃止したいという意向が改めて示されたという状況になっています。

これはここだけの話ではなくて、全市的にもバスの減便が起きておりまして、そこは何とか継続をお願いしたいということを、その都度お願いしている状況ですけれども、なかなかその要望が叶わないという状況です。

市としては、今後、高齢者を含めた移動をどのように確保していくかというところは、大きな課題だと捉えていますので、今後どのように行っていくかについては、継続して協議をさせていただきたいと思っております。

<南鎌倉自治会 河原副会長>

市の回答を見ると、致し方ないかなという部分はあると思います。江ノ電もきちんと採算を考えた上で営業されると思いますので。

市が運転継続を交渉していただいているということと、それが難しい場合の代替手段を検討していただいているということ伝えるだけでも、高齢者の方々は安心されると思いますので、そこは自治会に持ち帰って伝えたいと思いますけれども、高齢者の方の足がなくならないよう、市には頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

同じテーマを我々も出させていただいて、今回答票を読んでいたのですが、我々の中では、あまり人数的にたくさんの方がバスに乗っている状況ではないのですよ。20人／便乗らないと採算が取れないというお話ですけれども、あのバスだと20人は乗れない気がしています。

おそらく、交通弱者のお年寄りの方で、車を持っていらない方が対象になるので、極めて人数的には少ないのですが、そういう弱者をどうやって守っていこうかというのがテーマだと思っていて、ぜひ検討をお願いしたいのと、もう一つは、来年から廃止になると江ノ電バスがおっしゃっていて、もう７月ですので、現時点で事が決まっていないと、おそらく来年は何もなくなるという状況が発生すると思います。ここは喫緊の課題だという気がしておりますので、もう少し具体的に何か代替策を考えていらっしゃるようでしたら、ぜひ御説明いただければと思います。

<松尾市長>

これは二階堂・浄明寺地域なのですが、乗り合いでのタクシーの実験というのを以前実施しておりまして、どういうものであれば持続可能な形で運行できるかということ、引き続き検討しているところです。この御指摘のエリアでどうかということよりも、全市的に同じような課題を抱えていますので、その解決に向けた取組を今継続しているところです。

そういう意味では、このバスの廃止につきましては、その代替の交通手段について具体的に検討していく必要があると思っておりますので、まだ明確にこれというところの検討段階までは行っていない

のですけれども、引き続きの検討という形にさせていただきたいと思います。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

ということは、来年はなくなるということですね。私も会長として自治会の皆さんに説明しなくてはいけないので、今の段階で何も決まってないということは多分何もなしですね。どうですか、率直なところ。

<松尾市長>

そうですね、バスは何とか存続をお願いしていますけれども、仮に今なくなるということになりますと、そこに合わせて、何か別のものがスタートできる段階ではないという状況です。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

それって、喫緊の課題ですよ。西鎌倉住宅地も含めて坂が多くて、お年寄りが移動しにくい中で、今、バス会社は運転手も不足して、もうどこもみんな減便ですよ。こういう中で、やはり早急に喫緊の課題として考えないと、来年は我慢してくださいという悠長な状況ではないような気がするのですけれども。だから、市としても全力で対応、対策をできるものと考えていただきたいのと、今のお話を聞いていて思いました。厳しいことでしょうけれども、よろしくお願いします。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

自分たちのことは自分たちで守るって、これ基本ですよ。だから、バスが通ろうが通るまいが、住んでいる人が自分の足を確保するというのは自己責任であって、それが多分基本ではないかなと思います。それが、今までは公共のそういう手段がありました。でも、採算が合わないから江ノ電はやめます、これはもう、その経営方針に従ってやめる、やめないは向こうの判断ですから、それはもう致し方ないと思います。

では、その先どうするかということになった場合には、一番手っ取り早いのは、タクシーを呼べば良いわけですよ。買物に行きたいという人はタクシーを呼べば良い。それで、タクシーで行けば、私はその問題は解決するのではないかなと思います。

ところが、タクシーを呼んでも来ないということになった場合に、こういう自治会とかのコミュニティのレベルで、住民たちの自己防衛を図るにはどうすれば良いのか。例えばリタイアした、まだ運転の腕も確かな人、これは安全上問題があるかどうかは分かりませんが、白タクではないですけども、定期的にどなたかが自分の車で三、四人なら乗せますよと。コーナンに行きますよとか、藤沢のオーケーストアに行きますよとか、そういう情報交換がその地域でできて、ボランティア的に車を動かしてくださる方がおられれば、かなり状況がよくなる。そういうことを市として組織化する。ライドシェアのような仕組みを必要な場所で作る。そのための地盤づくりを市が音頭を取ってやることは不可能ですかね。それしか手がないのではないかなと思いますが、どうでしょうか。

<松尾市長>

ありがとうございます。おっしゃるように、ライドシェアは一つ的手段として、今、全国的にも広がってきているところではあるのですけれども、鎌倉の現状として、まずタクシーは、今は呼んで来ないということは基本的にはない状況です。それが来ないときには、おっしゃるようにライドシェアがより活用されるということで、それが活躍できる場が生まれるのですけれども、現時点ではタクシ

一は来る。ただ、タクシーを使うのが所得的に難しい方もいらっしゃるだろうし、そうするとなかなかタクシーは使えない。地域によっては、先ほどおっしゃったように、人を乗せて送ることをNPOなどでやるという方法があります。でも、これはあまり持続的な話ではないので、それが広がっていないという現状もあります。我々も色々と検討はするのですが、簡単な答えは出てこないというのが現状です。

実は市内のどのエリアでも、交通弱者の方は、少数でも点在しているのですね。一部のエリアで始めると、当然、全部のエリアからやってほしいという話になるのは、行政の公平性としては仕方がないことなので、このエリアだけ解決すればよいということではないので、非常に悩ましい問題です。

そういう意味では、こういう議論を重ねて、地域の皆さんにどこまで何を協力していただけるかというところも併せて問題に取り組まないと、解決しない問題だと思っています。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

そういうアイデアがあれば、ぜひちょっとやってみたら良いのかなという気はします。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

私も御所ヶ丘なのですが、御所ヶ丘もやはり遠くて、新鎌倉のほうがモノレールの駅に近くて降りやすいかなと。色々な経緯があるのですが、コミュニティバスが走らなくなったところでは、4、5年前にバスを通してもらえないだろうかという話をしましたが、無理ですという話になっています。

やはりバスがあったら良いのにねというお話が結構ありますし、それは御所ヶ丘でもそうですけれども、社協としまして、色々なところで課題を皆さんに伺うと、まず、交通手段、足が欲しいということが出てくるのです。市で検討してくださっているということは、これはもう何年も同じお話なので、具体的にどういう検討があったのかをお聞きしたいなと思っています。

二階堂のオンデマンドのバスも乗せていただきましたし、色々なところでそういう経験をしているところなのですが、今、笠嶋会長からもお話ありましたように、白タクのような形もありかなと思います。色々な場所で色々なやり方をやっているようなのですが、皆さんの意見を聞きながらとおっしゃる割には、一度も市のほうから、こういうことを考えていますというお話を伺ったことがないです。例えば、二階堂ではオンデマンドのバスをやりますということは伺ったので、乗せていただきましたけれど、それ以後、色々なところで困っているというお話は聞きますけれど、具体的に市がどういうことを考えてくださっているのかがあまり聞こえてこない。

私たちも意見を申し上げる場がないので、ワーキンググループやプロジェクトチームなりで、色々なところから人を集める。それぞれの地域によって、おそらくニーズが違うと思います。また、対応できる市民もやれること、できること、協力できることが違うと思うので、その辺を一緒に考えられる場が、市からの問いかけでできると、また一歩進んだような気もいたします。何もないと、何か進んでいるのかなという感じもあるので、具体的なものができると良いなと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

僕も二階堂の件は知っていますが、市として、こういう問題があることは分かっているわけなので、例えば、二階堂はこういうところでこうだったという総括と、それから、どこの部門がどういう検討をしているのかということ。全国的にどこも困っているの、そういうところを調べて、こういう良いところもある、けれどもここはこれが問題だったとか、それを鎌倉市でまとめて、市民に発

表できるようなものはできているのですか、今の段階で。

<松尾市長>

調べてはおりますので、当然それはまとめて、お伝えすることはできます。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

そういったものを明確に我々に示して、二階堂はこういう課題があった、そして、全国でこういう良いところがあったけれど、ここはこういうところが問題、そして、今はこんなところに絞って検討しているというものがあるとすごく納得できる感じがします。

<まちづくり計画部 服部部長>

承知しました。二階堂・浄明寺の件は一定程度まとまったものがございますので、それはお示しできると思います。

ただ、基本的にはやはり持続可能性ですね。事業の採算性が取れるかどうかというところがやはり大きな課題かなと思っております。

それと、一つ情報提供としまして、今回、ふれあい地域懇談会を深沢地区でやったときに、やはり同じようなお話が出ました。具体的に場所を言いますと、梶原のグリーンハイツですね。そこもミニバスの夕方便がなくなってしまって非常に困っていると。やはり地域の方でも、先ほど笠嶋会長がおっしゃったようなことも少し考えられていて、話をしたいということでしたので、もうグリーンハイツとはお話をしております。

ですので、先ほど駅に向かう横断歩道の設置の話もありましたけれども、その場の議題を二つにして、一つ目はその話、二つ目にこのバスの話、所管は同じ都市計画課になりますので、そこでまた意見交換をさせていただければと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

日本全国の先行事例ですね、先行事例がないから、もしかしたら何も進まないのかもしれないし、そういったところも情報として提供いただけると助かります。

<まちづくり計画部 服部部長>

準備します。それと、今週になって結構報道がされているのですけれども、国土交通省が、いわゆる交通空白地域が全国的に発生している中で、これは何とかしないといけないということで専門的な会を立ち上げたというのは、テレビのニュースでもやっていますし、インターネットでも載っています。相当、国も本腰を入れてやろうと考えているわけですね。具体的には、乗合タクシーですとか、あるいはライドシェアですね。

三浦市では、バスやタクシーなどの公共交通機関が終わった後の時間帯でライドシェアをやっているのですけれども、国では、地域によって路線バスなどが運行している時間帯でも、交通空白地と認められればライドシェアをやっても良いのかなというニュアンスを受けました。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

情報を共有いただければ、地域に見合ったものが探れるかもしれません。

<まちづくり計画部 服部部長>

我々も当然調べてまいりますけれども、こんな事例があるよというのがあれば、ぜひ言っていただければと思います。まずは今度、お話しする機会を設けさせていただきたいと思います。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

来年が喫緊の課題なのですよね。これから色々なお話しをしていただくということで、非常にありがたいのですが、今、例えば新鎌倉山ですと、去年は7便だったのが今年は3便なのです、1日で。それをせめて来年1年は維持していただきたい。その間に色々な議論をしていただいて、次の手を考えるぐらいでないと。もう来年なくなってしまうのですよ。

ですので、江ノ電に市のほうから、もう1年だけ何とか継続してくれないかということをお願いしていただけないかなと思いますけれど、その辺はいかがでしょうか。

<まちづくり計画部 服部部長>

お願いは常にしておりますが、改めてしたいと思います。

<西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長>

私のところにも江ノ電が来て、説明されたのですよ。そのときに言ったのは二つで、一つは採算の問題で、もう一つはバスの運転手が足りないという問題です。私、採算の話を聞いたときに、今インバウンドで、江ノ電はものすごい人が乗っているんで、大黒字に決まっていると思ったのですが、バスと電車は採算部門が違うので、バスだけで採算を計算したらということでした。その辺も我々からしたらおかしいと思います。もし採算の話をされるのだったら、もう少し会社全体を考えて対応いただけないかぐらいのことは言えるような気がするんで、その辺も含めてぜひお願いしたいと思います。

番 号	06 西鎌倉－3
テーマ	①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き） ②自治会内の空家問題への対応（昨年に引き続き） ③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望
内容詳細	①ガスト裏道路壁面への対応 ガスト裏道路の崖については、最近新たに小崩落が見られ、樹木の崩落やがけ崩れの心配があります。大事に至る前に、崖面の補強や樹木の伐採など、早急に対応をお願いします。当地は民有地となっていますが、樹木伐採などに関し、関連住民とのコミュニケーションを図って頂きますよう宜しくお願いします。 ②自治会内の空家問題への対応 自治会内の空家問題は昨年に続き、継続的な問題として提議させていただきます。空家の庭の草や樹木が伸びすぎて電線や道路標識を覆ったり、門の崩壊などで、交通事故や犯罪を引き起こす可能性があります。また、当自治会は会館や活動スペースを有せず、自治会の活動に支障をきたしています。 例えば、市より空家の持ち主と繋いでいただき、自治会活動室として有効活用出来るようにご協力いただくことは可能でしょうか？ ③オムニバスタウン構想に則った江ノ電バス運航継続の要望 自治会内を走る江ノ電バスは、令和6年には既に週6便→3便に減便されており、令和7年には撤退を表明しています。当自治会の特に奥側のエリアでは、高齢者を含む住民より、買い物や街に出るための足を確保して欲しい旨強い要望があります。 鎌倉市のオムニバスタウン構想に照らし合わせ、江ノ電バスの運行継続に関し、市から江ノ島電鉄に強く働きかけて頂くようお願いいたします。もし江ノ電バスが廃止される場合、どのような別の交通手段を確保して頂けるのか、具体案をお示し願います。
担当部課	都市景観部 みどり公園課 都市整備部 道水路管理課 都市整備部 都市整備総務課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

①新鎌倉山住宅地のガスト側の入り口にある川沿いの崖について、従前より地権者と面談し、崖の管理の重要性について説明を行うとともに防災工事資金助成制度の説明を行っているところです。

崖地の関係地権者は4名おり、そのうちの1名には助成制度を活用いただき、樹木の伐採を実施していただいています。

他の1名からは防災工事の実施について、相談を受けていましたが、具体化しておらず、実施の見通しがたっていない状況です。

残りの2名については、市に相談等がない状態ですが、市道の安全な通行を確保するため、引き続き、地権者に対して樹木や崖地を適切に管理するよう要請してまいります。

②市として問題があると判断した空き家であって、適切な管理を依頼する通知を送付した後も改善が見られない場合は、必要に応じて担当職員が現地調査を行っています。現地調査後は所有者に対して空き家の現況を伝えるとともに、適切に管理するよう文書等をお願いをしています。令和6年度からは空き家調査の外部委託を行い、市民等からの通報に対してより迅速な対応を可能にするとともに、追跡調査の体制強化を図っています。

空き家を自治会活動室として有効活用するというご提案についてですが、毎年4月に市内土地・家屋所有者へ送付する固定資産税・都市計画税納税通知書に、空き家に関する意識啓発のリーフレットを同封しております。リーフレットには空き家を福祉や地域活動に利活用したい場合は本市へ相談するよう記載しており、所有者から地域活動等への利活用を希望する旨の申出を受けた際は、自治会へ共有させていただく等の対応は可能と考えます。

③平成11年に策定した「鎌倉市オムニバスタウン計画」において、当該地域を交通不便地域に位置づけ、その解消に向け江ノ島電鉄(株)（以下「江ノ電」という。）と協議の末、協力を得て路線バスの運行を開始しました。

その後、利用者が減少し、「令和6年3月のダイヤ改正時に運行を休止したい」との意向が江ノ電から示されたものの、少なからず利用者がある中で江ノ電と協議を行い、3便/日の運行を継続していただいたところです。

江ノ電からは、「コロナ禍以降全国的に運転手不足が続いており、2024年度からの働き方改革により、既存路線の継続のためには減便や路線廃止により路線を維持している状況で、利用者が少ない路線を残すことは企業の体力上厳しく、会社の存続にも大きく影響することから減便・路線廃止せざるを得ない。また、最低でも当該バス路線を継続するには、20人/便の利用が不可欠である」と聞いています。

ご案内のとおり江ノ電は、令和7年にバス路線を廃止したいとの意向を示していることから、引き続き継続運行を要望するとともに、持続可能な乗り合い車の運行等、代替の交通手段についても検討してまいります。

添付資料

(3) ①ガスト裏道路壁面への対応（昨年に引き続き）②自治会内の空き家問題への対応（昨年に引き続き）③オムニバスタウン構想に沿った江ノ電バス運行継続の要望

※③は議題 06西鎌倉－２と同内容のため、説明は省略

<松尾市長>

まず、ガスト裏の道路の壁面の対応です。昨年と大きく変わりはないのですが、引き続きこの土地の所有者に、防災工事の資金助成制度、これを市としてはかなり充実させていただきましたので、その点も併せてしっかりと御理解をいただいて、工事をしていただけるようにお話をさせていただいているところです。結構崩れてきている状況もあって、今、壁側のほうはコーンなどを置かせていただいているところではあるのですが、こちらこのまま放ってはおけないという認識でありますので、できる限り早く、土地所有者の方にも御協力をいただいて進めていきたいと考えています。

それから、二つ目、自治会内の空き家問題への対応です。こちらは、必要に応じて担当職員が現地調査をしているところになります。こちら所有者の方がどうするかというところが非常に大きなポイントになりますので、市としては固定資産税・都市計画税の納税通知書にリーフレットを同封したり、何か相談があれば相談したりしていただけるようにということで話をしています。

一つ、うまくいっている事例を紹介しますと、今泉台の自治会の中でも空き家が増えているという状況があって、今泉台には自治会とは別にNPOを立ち上げて、そのNPOが所有者の方に直接お話をされて、自治会と連携をして、自治会のコミュニティースペースとして活用するという取組をしていただいています。これについて、市が言うのが良いのか、NPOが言うのが良いのかは、受け手側の印象だとは思いますが、地域で使うことについては、土地の所有者の方も比較的前向きに捉えてくれるというのは、今泉台のお話を聞いて感じる部分がありますので、そういう取組も御検討いただければありがたいと思います。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

ガストの裏の崖ですが、これは本当に喫緊の課題でして、市長が御説明いただいたとおりなのですが、去年のテーマに上げさせていただいてから相当崩れていまして、おそらく中程度の地震とか大雨がもう1回起きたら、崩れるのではないかなという状況になっています。一つ確認なのですが、隣接するところは市道で鎌倉市が所有されているわけですね。法律で道路については何メートルを確保しなければいけないと。それができないと、何らかの措置を取らなければいけないという法律があるとお伺いしたのですが、

所有者に聞いていたら、多分、何事も起こらないような気がするのです。市のほうで、主導権を持ってあそこを切っていただくことができないのか。本当に崩れたら、住んでいる人たちにも大きな被害があるでしょうし、私も通りますけれども、あそこは幼稚園の園児なんかも通る道でもあって、何かあったときには取り返しのつかない状況になるので、何らかの形で主導権を持たれて、木の伐採等をできないのかをぜひお伺いしたいと思います。

それから、空き家については、去年も話しましたが、個人情報の問題で我々からはコンタクトできないような形になってますので、例えば、今、新鎌倉山自治会で活動スペースがない、会館がない状況で困っているのですが、それをこちらから提案するようなことを、鎌倉市を通して行えないかということを考えておりまして、その辺も含めて御回答をお願いしたいと思います。

<都市整備部 森部長>

まず、ガスト裏の関係ですが、今、道路の法律上では人様の土地を触ることはできません。ただ、用地を指定する条例というのは、今、鎌倉市にはないのですけれども、そういったものをつくっている市や町は全国にはあり、木や土地自体の管理の制限をかけるということを、高速道路などではやっている場合がございます。高速道路のトンネルですとかを高速道路の管理者が管理することはできるようですが、一般的な道路ではなかなかやっていないところです。

あと、もう一つ、土地の所有者に我々はお願いをしているところですが、道路に落ちてきたものをどかすというのは、私どもでできることになります。

ガスト寄りのところには、崩れても大丈夫のように待受けの壁があります。あれは市の土地があったので、ぴったりと壁にくっつけてできたのですが、今ぼろぼろと崩れてきているところは、道路が狭いので、どうしても止めろと言え、道路側に壁を造るというのは技術的にはできるのですが、車の通行は難しくなってきました。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

喫緊の課題だと私は思っていて、崩れて何か被害があったときには、損害賠償は住民のほうにするのですよね。例えば道路が被害に遭いましたと。そうすると、それを復旧しなければならないときには、原因をつくった所有者に請求するわけですよね。その辺を強く言っていただいたら、先方も分かるのではないかと思いますけれども、どうなのでしょう。

<都市整備部 森部長>

歩行者や、車が走っているところに上から石とか木が落ちてきて傷つけたり、けがをさせたりした場合には、土地の所有者、木の所有者、石の所有者の責任になってまいります。

ただ、道路であれば、道路に落ちたものは我々が片づけることは認められていますので、それをどかすことはできると思います。当然、けがをした場合とかには所有者の責任になりますよというのは、強く説明をしているところでございます。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

万が一そこに子供が歩いていて、石が落ちてきて、そして、その子供が大けがされたらどうなるのですか。

<都市整備部 森部長>

先ほど言いましたように、石の所有者が一義的に責任を負うこととなります。

<新鎌倉山自治会 向山会長>

ですよね。だから、そういうことを伝えて、こういう場で使う言葉ではないのですが、脅しても良いのではないですか。あなたに損害賠償請求が行きますよ、良いのですかということもしっかりと伝えて、いや、それでも良いと、やりたくないと言うのであれば、そのときはその人に対して、厳しい追及をすべきだと思います。それを言わないとまずいような気がするのですが。本当に困るのですよ、子供たちが。

<都市景観部 古賀部長>

6月24日未明に落石がありまして、それをきっかけに道路部局のほうで、まさに今おっしゃったような説明を土地の所有者の方にしています。その結果、今まで御相談いただいていた所有者の2名の残りの方も、若干進捗がありまして、助成事業についてお問合せを今いただいている状況になりました。今、そこまでこぎ着けておりますので、もちろん予断を許さない状況でありますけれど、何とかこの芽を育てていきたいということで取り組んでいるところでございます。

<都市整備部 森部長>

空き家の関係ですが、市長からも説明があったように、毎年4月に、建物所有者の方に空き家の利用状況の連絡と、御利用を考えている方もしくは御利用のことで困っている方は、市に相談していただければ、地域の方とかNPOに取り次ぎますよという連絡をしてはいるのですが、利用できる空き家は不動産屋が入ってしまって、貸してしまうということもあるみたいです。

建物の所有者から市に相談があれば、空き家を利用しても良いという情報がありますというのをお伝えすることはできますので、建物所有者から連絡が来て、紹介しても構わないということになれば、市から町内会に連絡をさせていただきます。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

この件に関しまして、私が昨年提示したのは、道路に繁茂した雑草が出てきてしまって、歩道が歩けなくなって、子供たちがみんな車道を歩いているという状況ですよということで、これに対して、法改正も視点に入れた、今後の対策を考えませんかというお話をさせていただいて、市長も、それを阻害するような法令の説明に関して、足りなかったかもしれないですねということを前回言っておられるのですが、要はこれ、ほとんど昨年度から進捗してないように見えているのです。例えば、道路交通法82条1項に、その道路に危険性がある場合には、住民から警察署のほうに指令して、道路交通法82条の1項を適用してくださいと言うと、警察署はその状況を見た上で、それが市の道路であるならば、鎌倉市に対して、こうしなさい、ああしなさいという指令を出すことになっていて、万が一、そこで事故が発生した場合には、第一義的な責任は所有者、第二義的な責任は鎌倉市が負うと、要は市町村が負うと。誰かが連絡されていたにもかかわらず、その危険を取り除かなかったという責任が鎌倉市には発生するはずなのですね。だから、そういう2段階の賠償責任はあると思いますが。所有者の方にお問い合わせしたというのは、昨年のお話と同じですよ。何ら進捗がない。

今年もその道路が雑草に覆われてしまって、この間、市の方が刈っていました。雑草が繁茂したのは、その持ち主が放置しているからで、それを市が、私たちの税金を使って取り除いているのはおかしいですよ。その持ち主の責任で雑草を取り除くのが当然なのに、鎌倉市がそれを取っているというのはおかしいということで、罰則という言葉が適切かどうかは分からないけれども、鎌倉市がもしも伐採したり、道路を直したりしたならば、それを所有者にチャージすると。それを固定資産税にするかどうかは分からないけれども、そういうことをこれから進めていきましょう、それができる計画をこれからつくりませんかというのが、前回のふれあい地域懇談会の結論だと私は理解しているのですよ。

今日、私がお聞きしたかったのは、その件に関して、市はここまで調べて、そういった道路を補修する、崖崩れを止めるための施工を市がやるけれども、それは全て所有者責任なので、所有者に対して財政的に負担をさせると。そのために、こういった条例をつくって、もしくはこの法令を改正して、きちんと所有者に責任を取らせる。これは空き家も同じことだと思いますが、そういったことを今後

できるように考えませんか、昨年お願いしたと思いますが、その後の進捗を今日お聞きしたかったのですがね。どんな法令が引っかかっていて、その法改正をするにはどうすれば良いのか。もしくは法改正できないのであれば、どういう条例で対応できるのか。

要は、全て持ち主責任なのですよ、これ。鎌倉市でもない、住民でもない。持ち主がきちんと管理しないから危険性が生じているのであって、鎌倉市が草を刈っているけれども、2週間か3週間か前にも見ていたのですが、業者は誰も来ていないのですよ。市の職員が一生懸命除草してるわけ。市の職員が除草しているということは税金ですよ。持ち主は、何ら痛みはないわけですよ。なぜ、そういうことを市が許すのか、自治体が。そこが私はどうしても理解できないということで、今日、その答えをお伺いしたい。昨年の持ち越しの事案ですからお願いします。

<都市整備部 森部長>

草刈りですが、歩道の歩行者のために職員ができる範囲の中でやったものと考えております。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

それは、私が先ほど言いましたように、道路交通法82条の1項を適用してくださいということを、私は鎌倉警察署のコスギさんに頼んだのです。それで分かりましたと。それは一昨年話です。鎌倉市に指令を出して、鎌倉市にかじを取らせますからと。刈ってくれたことは良いですが、何で鎌倉市がそんなことをやるのですか、持ち主責任でしょうということです。あの税金はどうするのですか、労務費。

<都市整備部 森部長>

すみません、警察から連絡が来たというのは、私は承知していません。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

多分、警察が言ったのだと思います、市に刈りなさいということを。

<都市整備部 森部長>

連絡が来ているのかは帰って確認いたしますが、私の知っている範囲では、道路交通法の関係では来ていないと思っております。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

コスギさんは鎌倉市にやらせましたと言いました、一昨年です。

<都市整備部 森部長>

確認いたします。おっしゃるとおり、ほかの方の草を切ったという形ですが、委託するのではなくて、市の職員でできる範囲の中で、歩行者の通行のためということで、便宜的にやらせていただいたものと思っております。税金を使うなということであれば、そのままになってしまいますけれども。

<手広片岡町内会 笠嶋会長>

そんなことを私は言っているのではなく、なぜ、そんなことを市がやるのですかと。危ないのだったら、持ち主に刈らせれば良いのではないですか。昨年と、それから今年も3週間ぐらい前に切りま

した。それは持ち主にチャージしましたか。

＜都市整備部 森部長＞

草刈りの費用は求めておりません。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

なぜですか。

＜都市整備部 森部長＞

市のほうで、歩行者の安全のために実施したからです。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

その原因は何ですかと聞いているのです。市ですか。

＜都市整備部 森部長＞

それは次のお話にもつながってくるのですが、民地の木や崖の安全対策を市でできないのかということにつながってくると思います。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

去年、その話はしたではないですか。それをできるようにするために、どうすれば良いのですかというのに対し、これから調べますと市長が言いましたよね。どの法律に抵触してできないのかという説明が足りていなかったのかもしれないですと、はっきりここに書いてあるではないですか、議事録に。だから、その続きを私は今日、聞きたいのです。前に戻りたくない。蒸し返しではなくて、先に進めましょうよ。どうすればできるか。

＜都市整備部 森部長＞

土地の所有者には、ここ数年、再三にわたって話をしています。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

そうではなくて、その先、どうするのですかというのが私のクエスチョンなのです。再三って、100回でも200回でも良いですよ。それはやれば良いのだけれど、そんなことをいくら言ったってやらないではないですか。だから、今年は市がやっているのだと思います。

＜西鎌倉地区町内・自治会連合会 芹澤会長＞

例えばそういう方に対して、市として罰則を科す条例をつくるとかが必要だと思います。アメリカの例ですが、サンディエゴなんかでは、庭の草刈りを怠っていると罰金が出るのですよ、向こうの人に聞いたのだけれど。そういうことが日本ではできない理由があるのなら、その理由を説明すれば分かりますよね。そういうことが日本ではできないですと。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

昨年の議事録には、今のお話と全く同じことが書いてあるのですよ。前回も全く同じ議事ですけれ

ども、何ら進展がない。法律は人がつくりました。憲法も人がつくりました。では変えられないのですかと。変えられますよ、人がつくったものは。やるための方策を考えましょうよという願いをもう1回。去年と同じです。

番 号	06 西鎌倉－4
テーマ	住宅地内道路の安全について
内容詳細	坂が多く道幅も狭い住宅地内及び周辺の市道等の通行の安全向上のための対策について、進めていただきたいと思います。特に坂道においては、自動車、自転車のスピードが意識せず加速していることも見受けられるので、視覚効果等により減速させる取組み等を検討や、横断歩道での車両の一時停止の啓発等をお願いしたいと考えます。
担当部課	都市整備部 道路課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

市では速度抑制の対策として、「速度おとせ」や「減速マーク」の路面標示を実施しています。新設については、鎌倉警察署及び地元住民との協議が必要であるため、今年度内に設置に向けて調整してまいります。

また、横断歩道での車両の一時停止の啓発等については、交通管理者である神奈川県警察の所管となるため、鎌倉警察署に要望してまいります。

添付資料

（４）住宅地内道路の安全について

<松尾市長>

速度抑制の対策として、今、速度を落とせとか、減速マークの路面標示を実施しているところですが、新設については警察署と地元住民の皆さんとの協議が必要ですので、今年度内に、設置に向けて調整をさせていただきたいと思っております。

また、横断歩道での車両の一時停止はやらなければいけないことですが、交通管理者である神奈川県警察の所管になります。踏切での一時停止がないとかいうお話もいただきますが、警察のほうでしっかりと取り締まっていただく事案になってまいりますので、この辺りも併せて、警察に要望してまいりたいと考えています。

<御所ヶ丘自治会 里吉会長>

こちらに関しては、幅員の狭い交差点もある中、一時停止をやられないで通過してしまう場合があって、実は何年か前、うちの目の前で朝に衝突事故があったので、幸い大したことがなくてよかったのですが、少し気になっていたところです。

それと、西鎌倉の腰越保育園が移設になったときに、あそこは朝に皆さんが車で下りてこられるので、少し心配していたのですが、警備員を配置していただいたので、何事もなくよかったと考えているのですが、そういう点で、なかなか抜本的なところは難しいとしても、今できる中でサインを置くとか、そういうことを充実していただければと思います。また、十字路の線が薄くなっている部分もあるので、そういうのもやっていただくと、ハード面では良いのかなと思います。

予算のこととか財源のこととかもあると思いますが、お金をかけずにできることがあればやっていただければと思いますし、もう１点、一時停止の啓発等についてですが、これはむしろハードというよりもソフトの面で、しかもどちらかというと運転している側の方に注意を促すのが必要なのではないかなんと思っています。

先ほどから交通の問題が出ていますが、高齢のドライバーの方も多いと思いますので、そういうところを今一度、啓発していただいて、あるいは最近、引っ越されてきた若い方、小さなお子さんがいる御家族も多いので、そうすると自転車を使われるので、自転車の啓発もしていただくのが良いと思っています。そこはソフト面でお願いしたいところです。

あともう１点、先ほどのコミュニティバスだとかの交通の問題ですけど、横断歩道をつくるとかは確かに大事で、信号も適切などころにつくっていただきたいとは思いますが、先ほど一緒に協議をしていただけたということで、そこは１歩進んだと思い、大変ありがたいと思いますが、何か自治会でやれることはありませんか。署名活動ですとか、交通の問題は所管が警察の部分が多いと思っていますので、警察に言うですとか、協力して前に進めたほうが良いと思っていますので、また教えていただきたいです。

<まちづくり計画部 服部部長>

最初にお話のあった坂道の線が消えているということですが、事前に場所を確認させていただいているのですが、７月１６日に鎌倉警察署の交通総務係に行ってまいりましたが、御指摘の場所につきましては、既に通学路の点検をする中で、白線が消えていることを確認されているようで、今後塗り直しをするとの回答をいただいています。ただ、時期に関しては、遅くとも令和７年度の前半と言っていましたので、かなり期間としては長くなってしまいます。

それと、街角アドバイスということで、駐在所の方が、時折、安全啓発のために立っていただける

ということを伺いましたので、その点につきましては、地域の方で御確認をいただいて、いないようであれば、駐在所に言ってもらえればと思います。

あと、警察署とのお話ですけれども、場合によっては、市を挟んで警察に伝えるよりも、警察の方に直接来ていただいて、ざっくばらんに地域の方の御意見を聞いてもらったほうが早いと思いますので、なるべくそのように調整は進めているところです。

番 号	06 西鎌倉－5
テーマ	カーブミラーの設置について
内容詳細	1 車道と歩行者専用道路の危険個所へのミラー設置 市道大船西鎌倉線の猫池遊水池交差点（津1069-299先）で、歩行者専用道路から交差点に出る際、右側から来る車が民家の植栽のために直前まで見えない。安全を確認するには身を乗り出して右側をのぞき込む必要があり、未就学児を送迎する自転車の利用者や高齢者から毎回危険な思いをしているとの声が複数ある。カーブミラーが必要だが、以前の要望時には歩行者のための設置は認められないと市側は説明する。しかし、車側にとっても歩行者専用道の歩行者や自転車の利用者の姿が見られることによる安全効果は大きい。市には杓子定規な対応に終始するのではなく、例えば自治会でカーブミラーを設置する際の助成金制度など代替手段も含めて前向きな対応を求めたい。 2 既に要望したカーブミラー設置の進捗について 当自治会では昨年のふれあい懇談会開催時に提出した要望書で自治会内への3カ所のカーブミラー設置要望を出し、市側からは土地所有者や電柱所有者と調整を行い、承諾を得られれば「電柱にカーブミラーを共架する」と回答があったが、その進捗状況を確認したい。
担当部課	都市整備部 道路課 都市整備部 作業センター

議題に対する回答等

1 車道と歩行者専用道路の危険個所へのミラー設置

本件につきましては、昨年度にもご要望いただきましたが、カーブミラーは、原則自動車同士の直接目視確認が困難な場合、車両同士の事故防止を目的に設置しています。

歩行者にかかる安全対策は、直接目視が有効であり、カーブミラーを介すことにより死角の発生や、鏡面に映る対象物が小さく見えるなどの特性があることから、本来実施すべき一時停止や徐行の不履行、歩行者道路の自転車走行など、交通ルール無視の助長の可能性があり、事故の誘発につながりかねないことから、カーブミラーの設置対象とはしておりません。

併せてカーブミラーは道路附属施設であり、道路管理者以外の者が道路上にカーブミラーを設置することについても、同様の考えから認めていないものです。

2 既に要望したカーブミラーの設置の進捗について

昨年度にご要望いただきましたミラーの設置につきましては、電柱所有会社との協議を進めている途上にあり、設置に至っておりませんが、現在、今夏の設置予定とし取り組んでいます。

添付資料

（５）カーブミラーの設置について

<松尾市長>

猫池の遊水地の交差点のところでのカーブミラーの設置の御要望ですけれども、これは歩行者に係る安全対策になりますので、逆にカーブミラーを設置することによる死角の発生ですとか、鏡面に映るものが小さく見えるということでのデメリットがあることから、設置対象にはしていないという考え方でございますので、御理解をいただければと思います。

２番目の既に要望いただいたカーブミラーの設置につきましては、時間かかって申し訳なかったのですけれども、今夏の設置予定として取り組んでいるところでございますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

<鎌倉山町内会 石井会長>

電柱にカーブミラーがついていたんですが、造成工事のため、電柱を移転したんですね。そして、もう半年にもなるので、住民の方からカーブミラーを以前のところへ戻してください、カーブミラーだけ戻してくださいという話があり、市にお願いしましたがけれども、以前のままなのですが、どうなっているのでしょうか、

<都市整備部 森部長>

おっしゃるとおり、電柱がなくなって、カーブミラーの場所が大分横にずれて設置しているところなんです。カーブミラーは道路上には置けないので、別のところ、もしくは道路の端っこに新たに置くにあたりまして、邪魔になったりすることもありますので、その土地の所有者、造成をしているところになりますけれども、どこどこへ置きたいというやり取りを今しているところです。了解が得られれば、カーブミラーそのものを造るように今、話をしているところです。

<鎌倉山町内会 石井会長>

土地の持ち主である業者と話しをして、勝手に端っこにつけてもらっても意味をなさないので困りますけれども、以前のところでないと。以前あったところにつけてくださいと言っているのですから、住民の方が。

<都市整備部 森部長>

以前あった場所、電柱があった付近に、新たにカーブミラーが設置できるように、今、調整をしているところです。

<みらいふる鎌倉（親寿会） 池田会長>

ここに書いてあることと同じことか分からないのですけれども、ミラーがあるのですけれども、死角になって見えないところがあるのですよ。少しへこんでいて、ミラーに視野が入らないところがあります。だから、ミラーの角度を変えとかしてもらいたいなと、私自身が運転をしていて思います。鎌倉山のほうへ上ろうとすると、右側にちょっと膨らんでいるのですよね。膨らんでいるために、カーブミラーに映らない場所があるので、ミラーの角度を調整してもらおうと思いますけれども。

<都市整備部 森部長>

分かりました。後ほど具体的な場所を教えていただければと思います。

＜みらいふる鎌倉（親寿会） 池田会長＞

これに関連してですが、鎌倉山のロータリーからバスを降りて、下のほうへと下りていきますよね。西鎌倉山の住宅なのですけど、その下りてくるところの途中に住宅とマンションがあるのですけど、マンションの辺りは歩道があるのですけど、住宅のところの前はほとんど歩道がないのです。それで、そこを歩いてくるときに、結構、後ろから車が来ますから、非常に危険を感じる。ですから、あの辺の歩道がうまく設置できないかということを検討していただきたいと思います。

番 号	06 西鎌倉－6
テーマ	2行政区にまたがる情報の整理
内容詳細	日頃より、西鎌倉地区社協メンバーとして、また十区の民生委員児童委員として、微力ながら西鎌倉地域の福祉の担い手として活動をしています。様々な課題と取り組む中で、この地区の情報を市のホームページから、配布物から参考資料として見せて頂くことがあります。 生憎、西鎌倉地区は腰越行政区と深沢行政区の2行政区にまたがっているため、統計的資料等が概数で推し量ることしかできないことが多々あります。また西鎌倉地区の小学生は西鎌倉小学校に入学し、そのほとんどが手広中学に進学しますが、西鎌倉小学校は腰越地区に、手広中学校は深沢地区に入るため、児童・生徒の小学校から中学校への連続した状況がつかみにくいことも事実です。情報が、生活の実態・現状に即していないと思われれます。 また一方では、例えば、各エリアでの高齢化はどういう状況になっているか、年齢構成はどうかなど、またそれぞれの地域でのサポート機関等はどのくらいあるのか、など福祉関係の情報は、腰越表示と津表示の住居表示に問題はあるものの、きめの細かい情報が取れず、対応を苦慮すること度も度々あります。 地域をもっと丁寧に把握するため、行政区は異なりますが、一つの地区、西鎌倉地区として、統計・情報の把握等対応して頂くことはできないでしょうか。また。行政区の問題とは離れますが、例えば、住居表示でなく、自治・町内会エリアごとの統計・情報、担当包括支援センター・担当民生委員児童委員の名前など、情報が一括してつかめるようご検討いただきたく思います。
担当部課	総務部 総務課 健康福祉部 福祉総務課

議題に対する回答等

本市の統計情報は、5つの地域や町丁・字ごとに集計しているものもありますが、地区社会福祉協議会や自治・町内会については、範囲が明確に規定されていない地域があるため、市としてそれぞれのエリアごとの統計情報の掲載は行っておりません。

人口及び「鎌倉の統計」に掲載している統計情報は、具体的な地域を指定していただくことで、各所管課からより細かいデータを提供できる場合もあるため、ご希望内容に合わせて調整させていただきますので、ご相談ください。

各地区社会福祉協議会区域ごとの福祉関係の情報については、市社会福祉協議会のホームページにおいて一部情報を公開しているため、その中で、本市が保有する統計情報や、支援機関等の情報についても掲載できないか、市社会福祉協議会と調整してまいります。

添付資料

（６）２行政区にまたがる情報の整理

<松尾市長>

こちらにつきましては、学校の課題というところを事例として挙げていただいておりますけれども、基本的には柔軟に対応をしていきたいと思っておりますので、どのような形のデータが必要なのか、それをどう活用するかというところについて、調整をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

これ、お願いしたのは私なのですが、深沢と腰越にまたがっているということで、色々なことでどちらに入るか、あるいはどちらからも情報を取らないと駄目で、かといって、深沢全体からの情報、腰越全体からの情報を少しずつ取らなければならず、結局、おおよその話しか取れないということが多々あるのですね。回答を見ましたら、それに対応してくださることなので、知りたい情報があれば、市役所のほうにお尋ねすれば教えていただけると理解してよろしいでしょうか。

<総務部 藤林部長>

今御指摘の点につきましては、総務部総務課に統計担当というところがございますので、具体的に指定していただければと思います。鎌倉の統計は御存じだと思いますけれども、そのデータは庁内の各課が集約しておりますので、そこにも照会をかけてお答えできるような形で対応させていただこうと思いますので、必要な情報は統計担当のほうにお尋ねいただきますよう、よろしくお願いいたします。

<西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長>

分かりました。もう少し細かく書かせていただいていたかと思いますが、それは今、出ていないというお答えではありましたが、例えば自治会単位とか、あるいは住所で切るとか、行政区だけではなくて、もう少し細かいところで情報を出していただけると分かるものもあったりするのですが、そういうことは特に今はまだ、内容によるということでしょうか。

<総務部 藤林部長>

御指摘の点については、腰越地区と深沢地区の境に限らず、ほかの地区でもやはり同じように、行政区と自治会、町内会の区割りが一致しないということもございます。また、自治町内会についても、どこからどこまでということではなくて、例えば少々字をまたいで御加入されている方もいらっしゃると思いますので、現時点で、はっきりとしたデータを備えて提示できるものはございません。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、具体的に御指摘をいただければ、お時間をいただくかもしれませんが、それを調査してお答えすることは可能だと思います。よろしくお願いいたします。

その他

＜西鎌倉地区社会福祉協議会 千代会長＞

最近、車を運転して色々なところをお訪ねするのですが、新築あるいはリフォームのときには工事の車が入っていますよね。警備の方がいてくださって、とても通りやすく安全が確保できると思っているのです。

住宅地内でも、この頃は警備の方が入ってくださっていると思いますが、例えば家を改築するときとか新築するときには、市のほうに申請するのだと思いますが、そのときに、工事のときに警備員をつけるよという御案内はあるのでしょうか。もしまだないのであれば、警備をつけるよよということを言っていただけると、随分と住宅地内の安全は確保されるのかなと思いました。

＜都市景観部 古賀部長＞

直接のお答えではないかもしれませんが、今おっしゃったような作業とか工事の場合は、市の許可というのはほとんどない場合が多いです。

これはほかの場所での事例ですけど、そういう工事をやる時には、自治会町内会に届け出ることをお願いしていて、その届出があったときに、例えば自治会の工事担当の役員の方から、交通整理員をつけてくださいというお願いをするとかで、何とか運用されているという事例を聞いたことがあります。今のところ、具体的な実効性がある対応はその事例になってしまうのかなと感じました。

一方で、道路を掘るとか造成工事が必要なものについては、市の許可が必要なケースが多々ありますので、そういう場合には、安全確保のための条件として付しております。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

町内会でも同じなのですが、年号の表示について、和暦と西暦とがもうぐちゃぐちゃになっているのですよね。うちはもう10年前から、全部和暦をやめて西暦に統一したのですが、何とか西暦に統一できないのか。というのは、今だと令和があって平成があって昭和があるでしょう。大正はさすがにないですけど、訳が分からなくなるのですよね。

できれば市役所内の事務の効率化も含めて、全ての公文書に関して、西暦に統一すれば、変換をする必要はないですよね。天皇が代わっても書式をそのまま使えるわけだから。そのようにやっていただければいいかな。

＜総務部 藤林部長＞

御指摘の点ですけど、確かに和暦と西暦で混在しているということで、読みづらいところもあるかと思いますが、かつては昭和、平成の初めまでは和暦、元号のみの表示でした。鎌倉市の行政文書の作成規定というのがあって、そこで年号については元号とすると決められていました。

ただ、平成の終わりに前天皇が代わられるときになって、元号が変わるというお話になったときに、それをきっかけに、やはり西暦も表記したほうが良いのではないかという議論がありました。

そこで、鎌倉市としては、どちらでも分かるよという意味で、最初に元号を振って括弧で西暦を提示するよということにさせていただいたところです。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

実際にはなっていませんよ。だから、統一性がないのですよ、私が言っているのは。そうするのだしたら、そうしたほうが良い。全部、必ずそうする。

＜総務部 藤林部長＞

行政文書の作成につきましてはそうなっておりますので、引き続き庁内でもそういった業務については統一できるようにしてまいりたいと思います。

＜手広片岡町内会 笠嶋会長＞

私は西暦のほうが良いと思います。何年たっても同じ紙が使えるから、コストダウンにつながると思います。

＜総務部 藤林部長＞

御意見として承ります。

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

＜ 鎌倉地域（南地区） ＞

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月25日（木） 午後 2 時～ 4 時
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
出 席 者	自治会・町内会代表 18名 鎌倉市 7 名
内 容	第 1 部 市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について （５）多様な学びの場づくりについて 第 2 部 地域からの議題に関する懇談 （１）道路・ガードレールの補修 （２）名越自治会内の市道（中道）において、大雨の時、汚水マンホールから汚水が溢れ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します （３）逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼 （４）交通不便地域における建築許可と指導 （５）クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について （６）材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか （７）孤立・孤独者の支援について （８）旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について （９）民生委員・児童委員等の候補者推薦について

出席者名簿 （敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	大町八雲自治会	池田 健吾	副会長
2	名越自治会	花輪 芳郎	会長
3	大町三丁目自治会	深田 直人	会長
4	大町四丁目自治会	中村 哲也	会長
5	大町五丁目自治会	山田 光利	会長
6	大町六・七丁目自治会	前山 昌代	会長
7	辻町自治会	吉川 敬子	副会長
8	松葉町内会	高野 博	会長
9	乱橋自治会	小野 健次郎	会長
10	東水会自治会	菅野 哲央	会長
11	上河原自治会	足立 良作	会長
12	若松町自治会	山口 良明	会長
13	材木座中央自治会	西澤 俊明	会長
14	材木座宮仲自治会	高山 一朗	会長
15	諏訪町自治会	福本 亨	副会長
16	鎌倉地区自治組織連合会 （芝原自治会）	渡辺 英昭	会長 （会長）
17	仲島町自治会	鈴木 幸夫	会長
18	神明町自治会	三輪 祐弘	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	総務部長	藤林 聖治	
3	市民防災部長	永野 英樹	
4	健康福祉部長	鷲尾 礼弁	
5	まちづくり計画部長	服部 基己	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 鎌倉南-1	道路・ガードレールの補修
06 鎌倉南-2	名越自治会内の市道（中道）において、大雨の時、汚水マンホールから汚水が溢れ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します
06 鎌倉南-3	逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼
06 鎌倉南-4	交通不便地域における建築許可と指導
06 鎌倉南-5	クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について
06 鎌倉南-6	材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか
06 鎌倉南-7	孤立・孤独者の支援について
06 鎌倉南-8	旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について
06 鎌倉南-9	民生委員・児童委員等の候補者推薦について

番 号	06 鎌倉南－1
テーマ	道路・ガードレールの補修
内容詳細	当自治会内の次の3ヶ所の補修を早急に実施してほしい。 ① 小町大路（辻説法通り）は歩行者尊重道路であるが、「歩行者優先」「思いやり」等の表示が、道路工事等の影響で見づらいなのでその補修 ② 夷堂橋～妙本寺参道の道路補修（ボコボコである） ③ 夷堂橋～妙本寺参道のガードレール補修（錆びていたり、いたずら書きの跡が残っている）
担当部課	都市整備部 道水路管理課 都市整備部 道路課 まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

- ① 小町大路における歩行者尊重道路を表す「歩行者優先」や「思いやり」等の路面標示については、経年劣化や道路工事等の影響でご指摘のとおり見づらい状況となっています。
- 補修についてメーカー等に確認したところ、改めて標示をしなおさなければならぬことが判明したため、まずは劣化した標示を削除したいと考えています。
- 併せて、現在の標示効果を検証するとともに、より効果的な速度抑制策について、町内会、自治会等にもご相談し、検討してまいりたいと考えています。
- ② 夷堂橋～妙本寺参道の道路補修については、同様の要望を市内各所で頂いており、緊急度を考慮し、順次取り組んでいる状況です。本件についても、今後補修工事実施へ向けて予算の確保等取り組んでまいります。
- ③ ガードレールの塗装塗替えについては、今年度実施してまいります。

添付資料

（１）道路・ガードレールの補修

<松尾市長>

道路・ガードレールの補修ということで、３箇所を早急に実施してほしいという御要望をいただきました。早急な対応ができていなくて、大変申し訳なく思います。

まず一つ目のところですね。「歩行者優先」、「思いやり」の標示ですね、これはつけるときにも色々と自治町内会の皆さんに御協力をいただきましたが、現在、劣化している状況がございます。この標示の効果が少しどうだったかということも踏まえて、改めて取り組んでいきたいと考えており、まずはこの劣化しているところについては、削除していきたいと思っています。その後、また自治町内会の皆さんにも御相談をして、この速度抑制策について検討してまいりたいと考えております。

それから、二つ目の道路補修についてです。こちらにつきましては、補修工事の実施に向けてしっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、三つ目のガードレールの補修につきましても今年度実施をしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。時間がかかっているところについては申し訳ございません。

<大町八雲自治会 池田副会長>

二つ目の答えは、まだ予算が確保できていないのでちょっと待ってくださいという意味の答えですか。

<松尾市長>

はい、今年度は予算が取れていませんので。

<大町八雲自治会 池田副会長>

わかりました。三つ目については、2024年度中にお答えをいただけるということですか。

<松尾市長>

はい、そのとおりです。

番 号	06 鎌倉南－2
テーマ	名越自治会内の市道（中道）において、大雨の時、汚水マンホールから汚水が溢れ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します
内容詳細	中道沿いにおいて大雨が降るたびに、汚水マンホールからティッシュ・うんちが大量に溢れ、雨水溝に流れております。20年以前から住民より苦情が来ており、市下水課に連絡を取り、発生時には市職員が清掃・消毒をしています。又、原因の調査と改善策が先送りされ抜本的な対策が必要と考えます。名越自治会としては、衛生上の問題であり、最重要課題として取り組みたく、「安心・安全なまちづくり」にご協力をお願い申し上げます。昨年は通行人が溢れる異変状況をみて110番通報され、警察から名越自治会へ状況聴取されました。 短期的対策と抜本的対策とスケジュールの提示をお願いいたします。 発生場所の住所は鎌倉市大町2-10、12、13の地域、中道橋の前後付近です。
担当部課	都市整備部 下水道河川課

議題に対する回答等

中道橋付近は逆川を污水管が下越しする伏越し構造となっております。伏越し箇所の下越し部分は汚物等が堆積しやすく流れが悪くなることから、要望箇所も含め市内全域において定期的な清掃を実施し雨天時でも流れの阻害にならないよう管理しております。

大雨時の不明水が污水管に浸入して要望箇所の下流側の污水管に影響していることが考えられるため、令和2年度から令和8年度にかけて不明水の原因調査を行っているところです。令和4年度は要望箇所に影響が考えられる大町四丁目地区にて詳細調査を実施した結果、宅地からの雨樋等が污水管に接続されている誤接続の確認及び污水管部分の一部不良が確認されました。令和5年度からは宅地所有者への誤接続に関する指導及び本管の補修、修繕工法の検討を始めております。

添付資料

（２）名越自治会内の市道（中道）において、大雨のとき、汚水マンホールから汚水があふれ、衛生的に問題があり安心な環境を改善要望します

<松尾市長>

以前から御相談をいただいている案件になっておりまして、令和２年度から原因調査に入っています。そして、令和４年度は、令和２年度から原因調査を行った中で、おそらくここだろうという影響が考えられる大町四丁目地区の詳細調査を実施しました。その結果、宅地から汚水管への誤接続があるところを発見しましたので、この誤接続につきましては指導していくこと、それから、本管の補修や修繕についても検討をしているところになります。

<名越自治会 花輪会長>

20年前からずっと話が出ていますが、担当者が大体４、５年で替わってしまうから、解決につながらなかったのですけれども、令和２年あたりから少し様子が変わってきたことは確かなのですよね。それでも調査ということで、解決には至っていませんでした。

名越は、大町三丁目や五丁目の高いところの汚水が流れてきてしまうので、すぐに溢れてしまう。ここでは写真がないから分からないのですけれど、汚水があふれて、うんちやティッシュが出てきてしまっている状態です。通りかかった人がびっくりして警察に電話して、私のほうに状況を確認しに来たこともありました。

それを繰り返すたびに、何とか改善してほしいとお願いをするのですが、なかなか進まないのが現状です。県道のところに汚水管をもう１本追加して、高いほうと低いほうとに分けて対策するようなことをしないと、解決しないと思います。要は、抜本的な対策をしないと。今みたいに１箇所見つけたとかいうぐらいではだめだと思います。

年に２、３回は市に状況を聞きに行っているのですが、汚水管の蓋のところの小さい穴を塞ぐとか、色々と細かいことを言われますが、それでは解決しないと思っています。

<都市整備部 森部長>

会長がおっしゃるとおりのことは私どもも感じております。県道に管を２本入れるのも一つの方法だと思いますし、違うルートに流すという方法もありますので、そこは全体を見ながら、色々と並行してやってまいります。20年来、毎月掃除などもしてはいるのですが、この件は我々も承知しておりますので、広い目で検討していきたいと思っております。

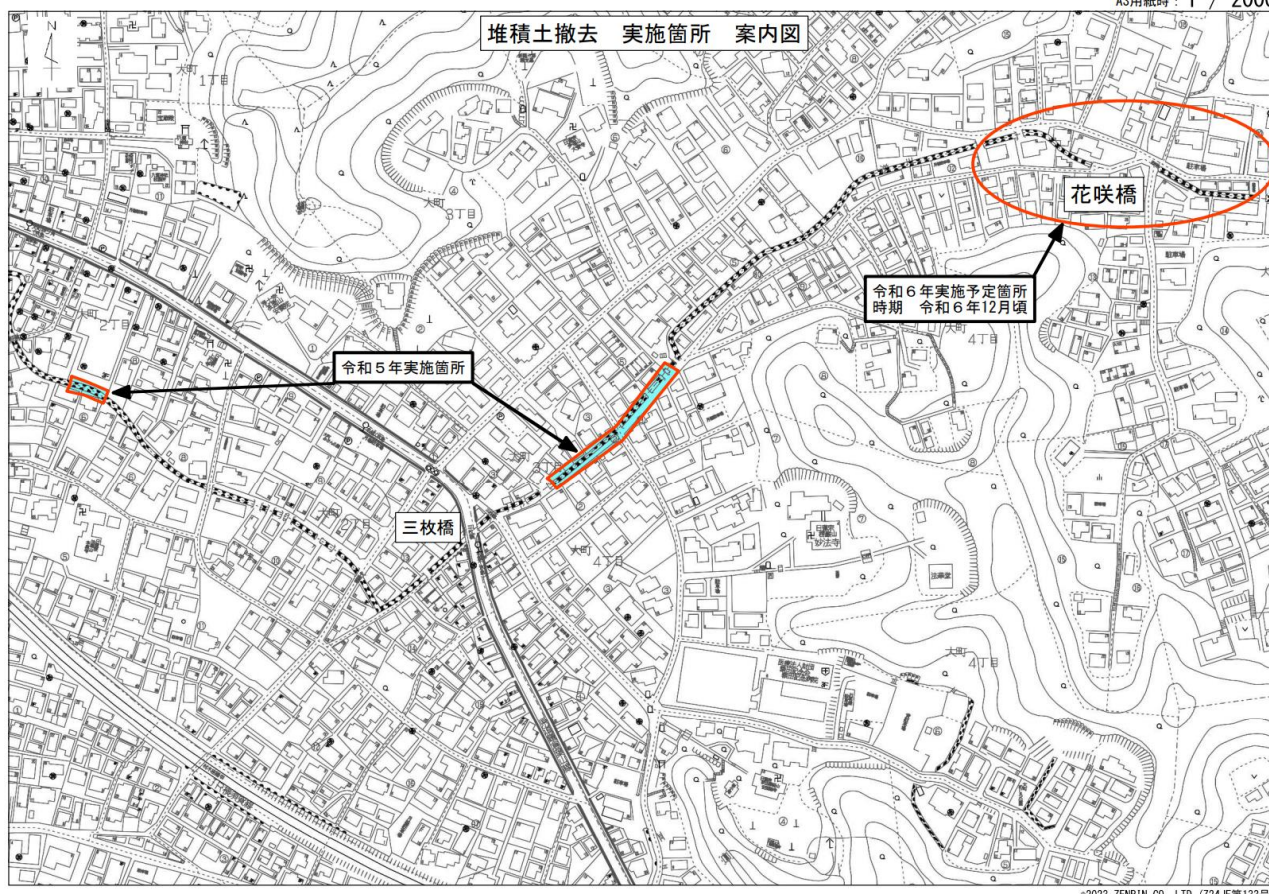
<名越自治会 花輪会長>

できれば、何かやるときには我々も入っていきたいと思います。市が一方的にやるよりも、これは効果ありそうだなというように、感覚的に分かると思います。

<都市整備部 森部長>

そうですね、状況は都度お話しさせていただきたいと思います。

番 号	06 鎌倉南－3
テーマ	逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼
内容詳細	堆積土の撤去または堆積土上の雑草の生い茂る状況は河川の流下能力を著しく低下させ、豪雨による水かさが急激に増し、特に「三枚橋」付近は往々に道路上に溢れる事があり、未然に防止する為にも例年的な予算措置をお願い致したい。 昨年、9/20に下水道河川課（内2536）に依頼したものの、撤去計画は策定されておらず依頼があれば10月頃から委託業者を選定する事との回答。結果として12/5～12/6に115m・20mの2箇所のみが残土処理がなされた。
担当部課	都市整備部 下水道河川課
議題に対する回答等	
市が管理している河川・水路の堆積土の撤去や雑草の草刈りを行う業務は、例年予算措置を行い、状況に応じて箇所を選択し実施しております。 令和6年度においては、三枚橋から上流にある花咲橋付近で現場状況を確認の上、逆川の堆積土の撤去を実施し、草刈りについては滑川合流点から大町七丁目までの区間を実施していきます。また、令和7年度以降も堆積土砂の状況を確認していき、必要に応じて実施していきます。	
添付資料	堆積土撤去 実施箇所 案内図



（３）逆川の堆積土、草刈りの例年的予算措置依頼

<松尾市長>

御要望をいただいている点は実施をしているところなのですけれども、時期が遅いという御指摘だと認識をしています。特に草刈りの業務につきましては、毎年実施をさせていただいているところです。

実際、令和６年度につきましては、三枚橋から上流にある花咲橋付近での現場を確認の上、堆積土の撤去を実施していくことを予定しております。草刈りについては、滑川の合流点から大町七丁目までの区間を実施していく予定になっております。

今後もしつかりと、この堆積土と草刈りについて対応してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

<大町三丁目自治会 深田会長>

ありがとうございます。ぜひこのような形で実施をお願いしたいと思いますが、実は、昨年７月に電話を入れたとき、予算措置をしているのでやりますという丁寧な回答をしていただければ、何らこんな文章を書く必要がなかったのであって、大変失礼ですが、回答の仕方がぐちゃぐちゃ言うだけで、何言っているのかが分からない形で終わっていて、結局、雑草が生えてきますので、１メートルから２メートルぐらいになりますと、ごみも捨てられてくるのですね。

それと、月１回、クリーンデーと称して清掃をやっているのですが、そのときに、ある県議の秘書の方が一緒にいて、実は、自治体に頼んでいるけれど全然やってくれないのだと言いましたら、その秘書の方が市の方に電話をしたそうで、彼が書類を持ってきました、市から回答を得ましたと、鬼の首を取ったように私のほうに持ってきました。自治会などなくても良いのかなと思いましたが、市の方も大変だと思いますが、県議の秘書の方の手を煩わさないように、速やかな対応でやっていただければ助かりますので、以後よろしくお願いいたします。

<松尾市長>

ありがとうございます。誤解がないようにお伝えしますが、会長の言うことは聞かずに、県議の言うことを聞くということは決してありませんので、きちんと会長からの要望を受け止めて実施していくことを徹底して進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

<名越自治会 花輪会長>

この件ですけれども、うちの名越のところの１箇所は、３年前から要望していたのです。それが去年、急に動いたというのがあって、今までさんざん言っても駄目だったのに、急に動いたという、意味があるような、ありがたいようなことがありました。

ここの逆川は、うちの目の前も川ですけど、大雨が降ったらよく溢れるのですよ。土石が５０センチぐらいたまっているところがいっぱいあるので、下水道河川課にお願いしていたのですよね。なかなかうまく進まなかったのですが、やっとできたということで、大雨が降っても少しは安心かなと思っております。

あと、一番気がかりなのは、橋の下に堰があるのですよ。あれはどういう意味なのかよく分かりませんが、２箇所ぐらい取っていただいたところがあるのです。一つは逆川橋、あと、中道橋のところにも堰があって、そこがきれいになっていきます。堰が何で橋の近くにあるのかというのが市の担当者も分からなくて、結局はなくても良いということで取っていただいたら、大雨のときの川の

水位は下がりました。

<大町四丁目自治会 中村会長>

今、花輪会長がおっしゃった意見というのは、進まなかったものが進んでよかったということと、川の下にある堰をなくしてほしいということですか。

<名越自治会 花輪会長>

そうですね。なくしたほうが川の水位が下がって大雨のときに溢れないのではないかとということです。要は、その堰がなぜあるのかがよく分からない。堰があると、橋の下ですから、草とか木が引っかかりますから、水が流れないわけですね。それで取ったほうが良いのではないかと、必要だったらまた別のところにつけるべきではないかと主張したわけです。

<大町四丁目自治会 中村会長>

この堰について、あったほうが良い、ないほうが良いという回答は可能ですか、市のほうで。

<都市整備部 森部長>

通常、川の流れを阻害するものを置かないのが川の原則になります。なぜ堰を置いてあるかというのは、私も全く分からないのですけれども、会長のおっしゃるとおり、川の流れを阻害するものは撤去するのが一番良いと思いますが、構造上、例えば橋を支えるためなのかもしれませんし、それは現場を確認してから対応したいと思います。

<名越自治会 花輪会長>

中道橋のところは、昔は排水管が橋の下を通っていたのですが、そこを清掃するために水をためておいて、そこから水を汲んでいたときもありました。今はそんなことはしておらず、車で水を持ってきて清掃していますけれども。

番 号	06 鎌倉南－4
テーマ	交通不便地域における建築許可と指導
内容詳細	我が自治会は、大町でも奥まった地域、車を利用する人も増えている。よって名越四ツ角などバス通りに通じる四ツ角は、車や通行人で混雑。ここに先日、家が建った。道路までギリギリに建ててしまっているのが危険なくらい歩道が狭くなった。小学校の通学路でもあり、雨の日は傘をさした小学生が信号を待つ場所もなく、本当に危険な状況になった。建築許可を出す前に、通学路の四つ角という現状もしっかり把握してほしい。今こそ小さな生命を守る対策を考えて、指導してもらえないか。災害時などは更に心配な状況になる。
担当部課	都市景観部 建築指導課 都市整備部 道路課
議題に対する回答等	
ご指摘の四つ角の北東側道路は、建築基準法第42条第2項に規定する道路であり、その中心線から水平距離2mの線を道路境界線としています。当該道路に沿って建築された2棟の建築物は、道路境界線を越境しているものではなく、同法に規定する建築確認済証及び検査済証の交付を受けているため、同法には適合しているものです。 当該交差点付近の家屋新築計画につきましては、建築確認申請前の令和4年1月に地元の方から道路課に、交差点付近で新築計画があるとの情報提供があり、同年2月に土地所有者に用地取得の協力要請を行ったところ、既に建築計画が決まっており、土地の面積が減ると現在の計画が成り立たないため、協力できないとの回答でした。そのため、引き続き建替え等の機会がある際は用地取得の協力要請を行ってまいります。 現状につきましては、「速度おとせ」や「スクールゾーン」といった路面標示にて、安全対策を行っております。なお、現在「スクールゾーン」の路面標示が薄れているため、今年度修繕を行います。	
添付資料	

（４）交通不便地域における建築許可と指導

＜松尾市長＞

令和４年１月に、地元から市のほうに、この交差点付近での新築計画があるので、これを機会に道路を広げたら良いのではないかというお話をいただいた経過がございましたが、そのときに、土地の所有者に協力要請を行ったのですけれども、協力はできないという回答で、用地取得ができなかった経過があります。

問題解決とすると、「速度おとせ」とか「スクールゾーン」といった路面標示にて安全対策を行っていくことが考えられますので、路面標示が薄れているところについては、今年度中に修繕を行いたいと考えています。

＜大町六・七丁目自治会 前山会長＞

たしかに合法に建てていらっしゃるのかもしれないのですけれども、そこがスクールゾーンであること、ましてや雨が降る日には下を向いて傘を差しているのにもかかわらず、人がたまる場所もなく、本当にかわいそうで、危ないなと思いながらいつも見ているのです。ですから、合法ではあるのですけれども、何とかならないものかなと思いつつ、こちらに書かせていただきました。

これから対策として「速度おとせ」、「スクールゾーン」という路面標示をしっかりとくださるということなのですが、どうしたものかと、改めて事故が起きないことを今祈っている状況です。

番 号	06 鎌倉南－5
テーマ	クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について
内容詳細	不特定多数の人が通る道沿いのクリーンステーションで無分別ゴミ、不法ゴミが散見され、カラスに荒らされたりして迷惑です。観光客等「一見（いちげん）さん」の可能性もあり、犯人特定は困難です。一方、4月16日付で防犯目的のカメラ設置についての調査を拝見しました。当自治会では、防犯よりか、クリーンステーション監視の方が遥かに重要性があります。両目的に対して、カメラ設置の補助 or 無料化を検討願います。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

市では、自治会町内会等の自主防犯活動団体が「地域における犯罪の抑止」を目的として地域防犯カメラを設置する場合は、その費用の一部を補助しています。要望されている防犯カメラ設置の無料化はできませんが、この地域防犯カメラの撮影範囲にクリーンステーションを含めることができる場合がございますので、設置を検討される場合は、地域のつながり課に御相談ください。

なお、地域防犯カメラの設置に当たっては、プライバシーに関するトラブルが発生することのないよう、市が策定した「鎌倉市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を御確認の上、防犯カメラの設置場所、設置表示、撮影された画像の利用・提供の制限等を慎重に御検討くださいますようお願いいたします。

添付資料

（５）クリーンステーション監視&防犯目的兼用のカメラ設置について

<松尾市長>

これについては、将来的に戸別収集になることによって解決できる部分もあると思っておりますけれども、現在、市のほうでは防犯カメラの補助を行っているという仕組みでありまして、無料化というところまではまだ計画としては持ち合わせていない状況です。

ただ、御要望にあるように、クリーンステーションの監視が目的だしますと、防犯カメラの設置をする際に、クリーンステーションも含めることができる場合もありますので、そのような形で対応していくということもできるかなと思っております。

<東水会自治会 菅野会長>

ありがとうございます。戸別収集の話は、これを出したときに知らなかったのも、それはよかったと思っています。

ただ、私がこの質問をした意図は、防犯カメラにお金を出すぐらいだったら、こういう目的に出したほうが有効なのではないかという問題意識です。つまり、防犯カメラの枠組みの中で運用することは、いわば妥協策みたいなところがあって、そうではなくて、クリーンステーションを監視する、平和な地域なので、防犯の意味はあまりないですけれども、クリーンステーションの乱れというのを、カメラを置くことによって防ぐことができるし、それから実際、何かやっている人がいたならば、その人をピンポイントで特定して注意することができるので、そういう目的のためのカメラを考えていただいたら良いのではないかというのが私の問題提起です。

防犯とは切り離していただいたほうが、分かりやすかったかもしれないけど、防犯カメラは30万円ぐらいしますが、そのうち10万円ぐらいを自治会が負担してということになっていますけれども、今、家電量販店などに行くと、数千円とか1万円ぐらいで監視カメラが売っているのですよね。そういうカメラを、クリーンステーションの場所にそれぞれつけることができれば、きちんと捨てようというこのリマインドにもなるし、それから先ほど申し上げたように、本当に不届き者がいたときには、その人に対する抑止力にもなっていくので、値段の安いカメラをクリーンステーションにつけることができるように考えていただけたら良いのかなと思っていました。

ただ、戸別収集が本当にうまくいけば、結構解決できる気はしておりますので、戸別収集が進まなかったら再度検討していただきたいと思います。

<大町四丁目自治会 中村会長>

プライバシーに関するトラブルが発生することのないように、市が策定しているガイドラインがあるかと思いますが、その中で、監視というのはどのような捉え方をして書かれているのでしょうか。

<市民防災部 永野部長>

ありがとうございます。会長には御理解をいただいたと思いますけれども、今は防犯カメラしかなかったのも、それを当てはめればというような意味で、回答を作らせていただきました。

防犯カメラの場合には、犯罪が起きたときに、犯人捜しを皆さんのほうでなさることはなかなか難しいと思います。個人を特定して対応するというのは法的な問題もありますし、プライバシーの件でどこまで踏み込んでいいのかということもあると思いますので、防犯カメラをつけるときには、最初に運用を決めておいてくださいというのがガイドラインというところだと思います。

ですから、防犯カメラの映像を自分たちで確認するというのは、防犯カメラの部分でイメージしていた内容ではないので、回答が的を射なかった部分があるかと思いますが、ぜひ戸別収集ができればよいと思っています。

＜大町四丁目自治会 中村会長＞

同じようなことが大町四丁目でもあったので、御報告です。実は、ごみステーションの前でたむろしている人たちがいて、それが誰なのかを特定して注意したいということを言っている方がいて、同じように監視カメラをつけたほうが良いのではないかという御意見をいただいたことがあります。

僕の中では、監視をする社会って何だろうと思ったところがあったので、まずはここで騒がないようにしましょう、ごみは持ち帰ろうという立札から始めようという話をして、それを実行したら、いなくなったのですけれども、やはり監視をするというのは、自分の町内では抵抗感があって、そういう対応をしたことがあります。でも、それも戸別収集だったらうまくいくことかなと思いますけれど、意見として述べさせていただきました。

＜東水会自治会 菅野会長＞

私のところも、ちゃんと捨てようという貼り紙を5個ぐらいのステーションにやって、実際、それが効力を発揮したこともあります。今回、すごいしつこいのがいて、計画的にやっている人がいて、これはなかなか手に負えないなというのがあります。何でもかんでも監視というのは私もよくないと思っていて、みんなが見ているよ、それから、地域の和を乱したくないから、ちゃんと捨てようねというのをきちんとやっていくのが地域の役割だと思うので、それはやっていきたいと思うし、必要だと思いますが、ちょっとそれで手に負えないケースがあるということですよね。

その場合は、非常手段として監視カメラをつけたら良いと思うし、先ほどの続きで言わせていただくと、監視カメラがそのようにつけられるようになると、ダミーのカメラでも良いようなケースが出てくると思います。そういう意味では、トータルのコストは実はそんなにかからなくて、割と有効だと思ったところがありますが、これも全て戸別収集で解決されることだと思っています。

番 号	06 鎌倉南－6
テーマ	材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか
内容詳細	由比ガ浜（藤沢・逗子）と同じように認定を受けたい。水質、安心・安全、バリアフリー、環境教育など多くの認定基準があるが、それには海浜組合、漁業関係者、自治体、企業、住民が連携して取り組まなくてはならない。未来に向けて美しい、安全な海を持続していくという大きな希望を多くの人々に賛同し、参加していただきたいと思います。市からの助言・援助を期待する。
担当部課	市民防災部 観光課

議題に対する回答等

ご指摘のとおり、ブルーフラッグ認証取得に関しては、市だけではなく、海水浴場に関わるあらゆる関係者の連携が不可欠となります。また認定を受けることがゴールではなく、未来に向けて美しい、安全な海を持続していくこそが目指すべきゴールとなります。

本市では、平成28年（2016年）4月に由比ガ浜海水浴場がブルーフラッグ認証を受けておりますが、由比ガ浜では海浜組合との協働事業を軸として、関係する団体がそれぞれの取組みを通じて、これまで多くの厳しい基準を継続してクリアするための努力を続けています。

材木座海水浴場で認定を目指される取り組みにつきましては、海浜組合、企業、住民の皆様など、様々な関係者が主体的に関わり、合意形成を図りながら機運を高めていく必要があると思いますので、市役所からも助言を行うなど、認定に向けて連携してまいります。

添付資料

（６）材木座海水浴場が「ブルーフラッグ」の認定を取得できないか

＜松尾市長＞

ブルーフラッグの認定取得につきましては、鎌倉市だけで行うわけではなくて、関係者の皆様の連携が不可欠の取組でございます。鎌倉市では、由比ガ浜が平成28年にブルーフラッグの認証を受けたのですが、このときも由比ガ浜の海浜組合との共同事業ということを軸として、基本的には海浜組合が中心となって取組を進めてきたという経過があります。というのも、毎年審査、認定を受けなければならないので、やはり組合の方たちが主体的に継続して頑張っていないと、なかなか継続しないということがありますので、このような形でやっているところです。

材木座海水浴場でも認定を目指されることにつきましては、決して否定するものではありません。市としてもしっかりと皆さんと連携をしながら取組を進めていければと思っています。

＜若松町自治会 山口会長＞

ビーチでのブルーフラッグの認証を受けるにあたり、四つの分野の基準を満たさなければいけません。海岸の安全とサービス、水質、環境マネジメント、これはどんなことかと少し細かく言えば、ごみの分別、リサイクル、生態系の保護です。そして、環境教育と情報伝達、これはどんなことかといえ、ビーチ利用者への環境教育と環境問題に関する情報開示などですね。以上の四つのことをクリアしなければいけません。一つ一つを取って考えれば、これらは海岸付近に暮らす私たちにとって、当然の義務、責任のようなものではないでしょうか。汚さない、安全を守る、みんなで理解、認識して、そして啓発し、それを子供たちに伝える。これは21世紀に生きる我々の自然の振る舞いです。

ブルーフラッグの取得にあたり、海浜組合、漁業関係者、自治町内会ですね。それからまちの企業、それから商店街の人、住民、そして市役所が連携して取り組まなければいけません。また、これらの中で一番大切なことは、この過程で、周辺地域の多くの人々が関与することにより、地域の環境的側面と経済的側面を両立させて、持続可能な発展につながることです。ここでいう持続可能とは、守り、保ち、さらによい方向に進むことができ得るテーマなので、ぜひこれをやっていこう、進めよう、発展させていこうということです。

由比ガ浜茶亭組合の方が、由比ガ浜のブルーフラッグの認証に尽力されましたけれども、この方や、材木座の海浜営業組合の方、各自治町内会長の方、漁業組合の方、商店街の方、材木座に住まわれる多くの人たちがブルーフラッグ認証の取得に理解と賛同を得ていくようにする所存でございます。途中、市役所の市民防災部観光課の方及び藤沢にあります日本ブルーフラッグ協会にも色々な御意見を賜りたく思います。市役所におかれましても、ひとつよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

それにしても、市長、由比ガ浜の海水浴場はなかなか評判がよろしゅうございます。2016年にブルーフラッグの認証を得たのもその一因だと思いますが、材木座海水浴場もブルーフラッグの認証を今後取得して、由比ガ浜同様に好評を博し、由比ガ浜も材木座も、鎌倉の海水浴場はどこに行ってもきれいで安心できるビーチだということを感じてもらえれば良いと思います。このようなことを材木座に長年住んでおります私は期待しております。

番 号	06 鎌倉南－7
テーマ	孤立・孤独者の支援について
内容詳細	町内に、経済的には自立しているものの、家族・知人もなく近所づきあいも全くしない、いわゆる孤独・孤立化した高齢な方がいます。地域の住民に不安を与えない中で生活をしている分には未だしも、危険ブロック塀や伸びた庭木の剪定問題やカラスの営巣など種々問題を引き起こしています。 既に自治会からは脱会し、民生委員や包括支援センターの職員、市の建築指導課や環境保全課の職員も接触を試みてはいますが、会って貰えずなかなか話が出来ない状況が数年来続いています。 この春先に市のLINEで「孤独・孤立官民連携プラットフォーム」なる組織を立ち上げるという情報がありました。市生活福祉課・市社協・NPO・社会福祉法人きしろの4者で検討するような内容だったと思います。 縦割り行政ではなかなか解決しがたい事例を抱えている中で、引きこもりから社会生活が営めるようにするために大いに期待されると思いますが、検討状況をお聞かせ下さい。
担当部課	健康福祉部 福祉総務課

議題に対する回答等

市では、困りごとのある個人や世帯に包括的に対応するため、令和4年度から重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、分野ごとの縦割りの支援では解決しがたい複合的な事情を抱える個人や世帯に対し、分野を問わない相談支援、社会参加への支援、地域づくりへの支援に一体的に取り組んでいます。案件の性格上、簡単に解決には結びつかないことも多いですが、孤独・孤立状態に陥り支援を必要とされる方に対して、関連部署・関係機関が連携して対応を続けております。

一方、鎌倉市版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの「ここかま（人と地域がつながるプラットフォームかまくら）」は、孤独・孤立対策につながる取組を官民が連携して進めていくため創設したものととなります。本プラットフォームでは、地域課題に向き合う団体にも参加してもらい、市民が地域とつながりやすい環境と仕組みづくりに取り組む予定としており、孤独・孤立状態に陥ることを未然に予防できるような地域づくりに繋げていきたいと考えています。

市では、これら 2 つの事業をあわせて進めていくことで、孤独・孤立のない共生社会の実現に向け、総合的に取り組んでまいります。

なお、内容詳細に記載いただいた世帯について、改めて後日お話を伺わせていただければ幸いです。また、他にも気になる方がいらっしゃいましたら、お近くの地域包括支援センターや、福祉総務課福祉政策担当まで、お気軽にご相談ください。

添付資料	
------	--

（７）孤立・孤独者の支援について

<松尾市長>

現在、孤独・孤立官民連携プラットフォームという組織を立ち上げたことがあります。そこに関連してなのですが、重層的支援体制整備事業を市としては進めているところです。これは、縦割りの支援では解決できないような複合的な事情を抱える個人やその御家庭に対して、分野を問わない相談支援、社会参加への支援、地域づくりへの支援ということを一体的に取り組んでいくというものです。

一方で、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームですけれども、こちらにつきましては、孤独・孤立状態に陥ることを未然に予防できる地域づくりを進めていくことを目的としまして、市と社会福祉協議会、それからNPOセンター、それから社会福祉法人きしろの４者で検討していくことをスタートしているところになります。

短期的にすぐ結果が出るものではないのですが、こうした目標に向かって、一步一步関係者の皆さんとしっかりと連携を取りながら進めてまいりたいと考えているところです。

<芝原自治会 渡辺会長>

今年の４月に孤独・孤立対策推進法が成立しまして、動き始めたのですが、法律ができたからすぐということではないのですが、孤立・孤独しないように、未然に防ぐという意味では、市長がおっしゃられたことも分かるのですが、現に孤立している人はどうするのかという話なのですね。まず、どこに行くのかということです。

実際にその人というのは、自治会にもかつて入っていたのですが、自然に脱会してしまった、民生委員が行っても会ってもらえない、包括支援センターの人が行っても無理という状況なのです。危険ブロック塀の問題で建築指導課の職員が行っても会ってもらえない。カラスの問題で環境保全課が行っても会ってもらえない。コミュニケーションが取れないのです。そういう人はまず、市の窓口でいえばどこに相談すれば良いのか。未然に防ぐという意味は分かるのですよ。現にそうなっている人に対して、どうすれば良いのですかということをお聞きしています。

要は、孤独死や孤立死というのが目に見えているわけですよ。誰にも看取られずにそうになってしまう。冬場なら良いですよ。現にあったのですよ、夏場に。１週間ぐらい亡くなったのが分からなかったという。これは悲惨ですよ。そういうケースが増えてきました。

孤独・孤立してしまった人をどうするかということをやはり、市なのか、社協なのか、こういうプラットフォームなのかは分かりませんが、やはり真剣に考えたほうが良いですよということは言っておきます。

<松尾市長>

ありがとうございます。答えがないというところが答えにはなるのですが、今、会長がおっしゃっていただいたように、地域包括支援センターや、市としては福祉の窓口になりますので、こちらにまずは御相談いただいて、一緒に取り組んでいくことになります。コミュニケーションが取れば、まだアプローチの仕方はあるのですが、それが取れないのが非常に難しく、これはどこが行ってもなかなか難しいのかもしれないというところもあります。

ただ、その辺りも含めて、会長だけがお困りだという状況にならないように、我々もしっかりと一緒に考えて、何かできることをやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

番 号	06 鎌倉南－8
テーマ	旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について
内容詳細	東日本大震災以降、材木座地域の津波避難対策の一つとして、旧材木座保育園跡地を活用した避難施設の整備を、都市計画課を窓口としてまちづくりの面からも要望して来ていますが、残念ながら進展していません。 本年1月1日に発生した能登半島地震でも、津波が発生し被害が生じており、首都直下地震も今後30年以内に70%の確率で発生すると言われている中で、周囲に高い建物もなく高台から遠い滑川河口周辺及び河川沿いの住民にとって、数年後には津波避難ビルとして利用可能であった鎌倉消防署も移転することから、避難所の整備は急務の課題となっています。 この度、隣接する地域医療センターについて、山口医師会長が老朽化したセンターについて移転か隣接する旧保育園を改築して利用する等の対策を訴えているのを目にし（鎌倉朝日 2024年1月1日号）、現在使用していない下水道ポンプ場及び旧材木座保育園跡地、そして地域医療センターの3カ所の面的整備により、行政課題を解決することを強く要望いたします。 なお、昨年の方ふれあい地域懇談会第1部市長からの報告の質疑の中で、同様の視点の問題提起をしていることを申し添えます。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課 総務部 公的不動産活用課 都市整備部 道水路管理課

議題に対する回答等

旧材木座保育園については、現在、鎌倉市医師会（休日・夜間診療所）等へ貸付しそれぞれ暫定利用されていますが、鎌倉市公的不動産利活用推進方針では、貸付期間終了後、貸付・売却の方針としています。一方、土地の利活用については、市民の意見等も踏まえながら慎重に行うことが必要と捉えており、津波避難のための用地利用の可能性についても考えてまいります。

添付資料

（８）旧材木座保育園跡地付近を活用した津波避難施設の整備について

＜松尾市長＞

長年の課題ですが、まだしっかりとした結論が出ていないものだと思っております。現在、市として検討しておりますのは、医師会、歯科医師会、薬剤師会の３師会ですけれども、こちらのほうで、いわゆる地域医療センターを新たにつくっていくということで、それをどこにつくっていくかについて、具体的な協議をさせていただいているところです。まずはしっかりとこの方針を固めてまいります。それが固まりますと、御指摘のように、医師会が今ある場所の活用にもつなげていけることになってまいりますので、その点について具体的に進めてまいりたいと思っております。

また、消防署のところについては、津波の避難施設としては適地だと我々も考えておりますので、ここについてはしっかりとそういう機能が入るようというのは以前からお約束をさせていただいているところでして、そのように進めてまいります。加えて、地域の集会所についても強く要望をいただいておりますので、そこも含めて整備ができるように考えているところです。

＜芝原自治会 渡辺会長＞

今年の５月ですが、医師会長と材自連の三役とで話し合う機会があったのですが、医療センターが老朽化しているということで、市のほうから、ここはどうだという形での土地の斡旋はあったと。ただ、残念ながら、帯に短したすきに長しという状況で、なかなか適地はないと。ただ、休日・夜間診療所については、あそこの場所が発祥の地であって、大船か深沢に行けば大きな病院があるので、やはり旧市街の中、今のところに休日・夜間急患診療所をつくっていききたいと。

医療センターを建て替えるのは大ごとなので、材木座保育園のところの発熱外来を含めて、そこで診療しているのですが、あそこが何とか活用できないでしょうかという話で、そういう意味では、材木座自治連合会としては津波避難センターを整備してもらいたい。どちらかといえば、我々は建物の上を利用したい。医師会のほうは１階で十分なところがあるので、一緒に要望しようということになっています。

私は公有財産とは、市民共有の財産なのだろうと思います。管理区分上は、行政財産の用途廃止がなされ普通財産となったならば、売買ないし貸付可能になるということはそのとおりなのですが、平成27年３月の公共施設再編計画の中で、遊休資産については売却等するという方針を出した。私はここが非常に問題だと思います。

売却の方針だって良いと思います。公共施設を維持管理するとお金がかかるので、やはり統廃合というのは必要だと思っているのですが、ただ、市民共有の財産だという建前からいうと、遊休になった資産、例えば材木座保育園については、材木座自治連合会の中でも特に津波避難困難区域と言われている芝原、あるいは上河原、こういう人たちは逃げ場がないので、何とか材木座保育園の跡地に避難施設を造ってもらえないかということを出したのです。同様に、鎌倉医師会のほうでも、急患の診療所については、あそこで何とかできないでしょうかということを使ったわけですね。

市長を前にして口幅ったいですが、行政の本来の目的は、市民の命と暮らしを守ることですから、その命を守ることに材木座保育園の跡地を活用させてくださいというのは、これはもう切実な住民の要望ですよ。

比較にはならないけれども、森友事件がありましたよね。大阪の近畿財務局で不当に安く払い下げた問題が。国の財産だから良いということではなくて、国民共有の財産が不当に安く払い下げるなんてばかな話はないわけです。同様に、材木座保育園跡地についても、市民の命を守るために使ってほしいということをずっと言って、医師会もそうしてくれって言っているのですから、考える余地は私

にはないと思います。

ぜひ、自治会あるいは材木座自治連合会の存在意義を示すためにも、やはり自治会に入ってよかった、この自治連合会に入っていてよかったとならなければ、入っている意味がなくなってしまうですよ、本当に。そこは真剣に考えていただきたいということを言っておきます。

＜松尾市長＞

ありがとうございます。改めて地域の皆さんの総意ということで、これまでもお話しをいただいて、受け止めています。まずは鎌倉消防署の跡地の検討を優先している部分があるのですが、今の材木座保育園の跡地の御要望について、改めてそこは受け止めさせていただいて、検討に入りたいと思います。

＜仲島町自治会 鈴木会長＞

今日のこのテーマは、材木座の11自治会の共通のテーマということで、大変興味を持って聞いております。今日は、市長からも消防署の跡地利用についての議論は継続するという踏み込んだお話もありました。

渡辺会長も言われましたが、この前の花火大会も大変な人出でございましたし、観光客も来るということで、市民だけではなくて、材木座保育園の跡地ぐらいの規模の津波避難施設というのは、一刻も早くやっていただいて、消防署のところにももちろん必要ですし、それから、それと並行して、どれだけ助けられるのかというシミュレーションをやって、それで十分なのかどうかということもやっていかなくてはいけないのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

＜芝原自治会 渡辺会長＞

市議会の6月定例会の、消防署の整備の関係の質問のところで、日勤救急隊というのを消防本部で検討していると答弁していたのを聞いて、聞いたことないなと思っていたのですが、去年、消防署の移転について、移転するのは仕方がないとしても、消防車や救急車については残してほしいと要望をしたと思いますけれども、市長もその辺については前向きな検討をされたと思いますが、何かそういう意味合いのところはあるのでしょうか。救急車を配置したいとか残そうとか。

＜総務部 藤林部長＞

公共施設再編の立場から消防本部と話をしていく中で、日勤救急隊の話も出ています。具体的に救急車を何台置くとか、どういう勤務体制にしていくかというのは、まだ検討段階であるというのが実情です。

ただ、公共施設再編で、消防署を統廃合していく中で、やはり現実的に遠くなる場所、2.5キロ以内だから良いだろうということだけではなくて、そういうところに何らかの手当てをしなければいけないというのは、消防長とも今、話をしています。ただ、この場の回答として、公式にどこに何台というのは申し上げられません。市の中での検討だということです。

＜芝原自治会 渡辺会長＞

検討しているということで受け止めさせていただきます。

番 号	06 鎌倉南－9
テーマ	民生委員・児童委員等の候補者推薦について
内容詳細	先日、生活福祉課から令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選にあたり次期候補者の推薦の依頼がありました。当自治会におきましては従来候補者を推薦すべく十数名の候補者にあたってきましたが、常に次の理由で断られてきました。 ① 子育てあるいは両親の介護等世話をしなければならない ② 女性はパートあるいはアルバイトで働いており暇がない ③ 現役の男性には暇がない そもそも民生委員制度は100年以上、児童委員制度は70年以上経過しており、その間どのような改正が行われてきたかは承知しておりませんが、時代の変遷に伴う環境変化の中で現在の候補者推薦制度は制度疲労を起こしていないのでしょうか。現在、少子高齢化、人口減少化と政府の女性の就労奨励、定年の延長、夫婦共働き等の環境下で益々生活に余裕のある人は減っているのではないのでしょうか。100年前の環境とは様変わりしているのです。 このような環境下、自治会としては候補者を推薦したくても出来ないのが現状です。行政でも状況は十分承知しておられると推察いたしますが、そうであれば自治会の候補者推薦に頼るだけでなく、制度の抜本的な改正を考えていただきたい。たとえば地域包括支援センターの人員補強は可能か、委員の職務は重すぎないか、必要人数は適正なのか、報酬は適当か等。極端な場合として委員は必要なのか、行政が行うべき仕事を肩代わりさせていないか等。
担当部課	健康福祉部 生活福祉課

議題に対する回答等

民生委員・児童委員の候補者推薦にあたり、自治町内会の皆様には大変、ご尽力いただいておりますことについて、まずは厚く御礼申し上げます。

事務局としまして、近年の地域社会の脆弱化や社会環境の変化に伴い、民生委員・児童委員のなり手が不足しているという課題は重く受けとめており、令和5年8月に「民生委員児童委員のなり手を増やすワーキンググループ」を立ち上げ、民生委員・児童委員の負担軽減のための活動の整理や、地域の皆様への効果的な周知方法、仕事をされている方などにも活動に参加してもらえるような仕組みづくり等について検討を行っています。

また、民生委員・児童委員の主要な役割である「地域での見守り活動」は、地域で暮らす皆様一人ひとりが、できることを、できる範囲で行い、お互いを支え合い、助け合うことで補える部分もあると考えており、現状の課題については、見直しの余地がないか、ワーキンググループや民生委員・児童委員の研究部会員を中心に、様々な検討を行っているところです。

民生委員法及び児童福祉法の定めの中では、制度の抜本的な改正を市単独で行うことは困難な状況ですが、民生委員・児童委員の候補者の推薦を地域の皆様をお願いしていく中で、自治町内会をはじめ、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、学校、スポーツ振興会、老人クラブなどに対し、同じ地域に暮らす仲間として、誰もが安心して暮らせる地域づくりに、協力していただきたい旨をお伝えしていきたいと考えています。

時代の流れに沿った民生委員・児童委員制度への見直しについては、機会を捉えて国・県に要望を挙げてまいります。

添付資料

（９）民生委員・児童委員等の候補者推薦について

<松尾市長>

こちらでも継続して御要望をいただいている話で、なかなか民生児童委員の成り手が見つからない、会長にその責務があるという中で、大変御苦労があると認識をするところです。

そもそもの在り方については、昨年の８月にワーキンググループを立ち上げまして、議論をさせていただいているところです。これは法律で定まっているところもあるのですが、市のほうで決められる部分もありますので、どのようにすると今の時代により即した形になるかというところを今、議論させていただいているところですので、またこの点については引き続き、色々と御意見を伺いながら、より実情に合った形で進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

<神明町自治会 三輪会長>

民生委員については、今、御回答いただきましたが、ワーキンググループというのはどういう方がメンバーなのか。

<健康福祉部 鷲尾部長>

今、ワーキンググループは６名の方で構成をしているところですが、民生委員・児童委員協議会の方が３名、それから社会福祉協議会の方が１名、それから自治町内連合会の方が１名と、それから介護などに詳しい在宅生活相談センターの方が１名というメンバーでやっているところでございます。

<神明町自治会 三輪会長>

何年かに１回、自治会長宛てに民生委員を推薦しろという依頼が来ましてね、市のほうから。これは受けたほうとしたら、何とかしなければいけないと思いますが、もう何遍も候補者に当たって打診したわけですよ。ところが、なかなか良い回答が得られない。これは各自治会とも同じだと思います。各自治会とも困っているのです。

私が言いたいのは、ワーキンググループで早く結論を出してほしいのと、もう民生委員なんて時代にそぐわないですよ。原則無報酬でしょう。今は奥様方もほとんど働いていますよ。おそらく親の世話もしないといけない。そのような中で、無報酬で働いてくださいなんて、頼むほうが頼みにくいです。おかしいです。

民生委員の制度は国が決めたことですが、市のほうでできる範囲で、ワーキンググループをやられているというから、とにかく早くそこで結論を出して、民生委員のなり手が出やすくなるような制度をつくるべきだと思います。今のままでは駄目ですよ。何回お願いしたって同じです。その辺も、担当課へ行っても全然分からないのですよね。要は、制度自体がおかしいのだから、少し考えてくださいと言っています。ぜひワーキンググループにて抜本的な改革をお願いしたい。次、自治会長宛てに推薦してくださいという依頼をするときには、それだけではなくて、何かアイデアを出していただきたいです。

その他

＜神明町自治会 三輪会長＞

空き家の草や木がぼうぼうだったので、都市整備部に行ってお願ひしたのです。そこの家は引っ越して、所有権が移ってしまった。もう半年ぐらいたっているけれど、相変わらず何もやってない。それで、ぜひ整備をお願いしたいと都市整備総務課に相談に行ったのですが、返事は何だと思ひますか。それは「個人情報だから一切お答えできません」でした。こんなので良いのですか。

私は新しい所有者の個人名を聞いているのではない。市のほうから連絡していただいて、やるつもりなのかやらないつもりなのか、やるならいつ頃やるのか、そのぐらひの回答を自治会長にしてもらわないと、自治会としては後の対策が立てられないではないですか。草が生い茂ってしまったら、防犯、防災上好ましくないわけです。そういう公共の利益を無視して、個人情報が大切だから一切お答えできません、こんなことで良いのですかね。

私は、公共の利益と個人情報の利益を比べれば、裁判だとどうなるかは分からないのですが、公共の利益が優先すると思っているのです。これは私の考えですが、市は違うわけです。個人情報だから内容も氏名も一切お答えできません。これで終わりです。私は2度行ったのですよ。それでもまた、個人情報の保護のために一切お知らせできませんという回答でした。

私は自治会長として、防災とか防犯、それから地域住民が安心して暮らせるように、何かあれば対応しようと思っているわけです。それに対して、個人情報優先するというのは信じられなかったです。私も法律を若干やっておりますので、公共の利益が優先か、個人情報優先かという話をしたわけですが、市の考えはいかがですか。

＜都市整備部 森部長＞

空き家の問題は、三輪会長をはじめ多くの会長様が苦勞されていらっしゃるのだと思ひます。また、日々の環境維持のために苦心していただいていることも十分承知しておりますが、我々としては、個人情報、相手方のプライバシーという観点から、大変申し訳ないですが、今はお答えすることができない状況になっております。

我々が何をやるかということですが、情報をいただいたものに対して、都市整備総務課住宅担当の職員が現場を確認しているのですが、今年から予算をいただきまして、民間の業者に頼んで、できるだけ早く現場を確認して、相手方に連絡を取るということをしております。

＜神明町自治会 三輪会長＞

自治会長の皆さん、困っているのですよ。答えられないのは、やはり個人情報だからですか。個人の名前を聞いているのではないのですよ。やるかやらないか、それだけを聞いているのですよ。それも個人情報なのですか。

＜都市整備部 森部長＞

個人情報というのは、おっしゃるとおり個人の名前ですとか住所になりますが、今説明しているのは、個人に関する情報です。同じ個人情報保護法にあるのですが、個人に関する情報ということで、その対応もお教えすることができない状態です。

＜神明町自治会 三輪会長＞

要支援者の情報は自治会長に公開していますよね。それとの関係はどうなのですか。

＜松尾市長＞

本人の同意があれば、個人情報提供はできます。要支援者の情報は、そういう形で提供できているということです。

＜神明町自治会 三輪会長＞

今の件も、同意があるかないかも全く分からないのですよ。家主の同意がないといえやらないということでしょう。同意はありましたとか、それも答えられないのですかね。

＜都市整備部 森部長＞

市がコンタクトを取った際に、相手方からそういった情報を伝えて構わないという同意を得られればお教えすることはできるのですが、その同意が得られてないというところです。

＜神明町自治会 三輪会長＞

では、先に進めないということですか。我々はどうしたら良いのですか。

＜都市整備部 森部長＞

市のほうで家主のほうにコンタクトを取っています。

＜神明町自治会 三輪会長＞

我々は一切知らないですよ。一切返事がないのですから、自治会長としてやりようがないではないですか。相談してきた方にお返事できないではないですか。鎌倉市の行政として、市は一切回答しないと言っています、ですから、私、自治会長は一切なにもできません。こういう話になります。そんな対応で良いのですかね。

だから私が言っているのは、公共の利益と個人情報保護の利益とどちらが大切ですかということですよ。単に個人情報だからだめというわけではなくて、公共の利益と個人の利益とを考えて、どちらが大切か、どちらが重いものか、これを判断するのが行政です。個人情報だからお答えできませんと言ったら、話にならないし、簡単な回答ですよ、全て個人に関することは回答できませんって言うだけです。行政として何もやってないことになるのではないですか。

私は、個人情報保護法は天下の悪法と言っているのですけれども、その法律をどう利用するか、どう活用していくかというのが行政の腕の見せどころです。

＜仲島町自治会 鈴木会長＞

この問題は昨年、仲島町でもありまして、やはり市としては、どういうアクションを取っていると、どういう状態であるとかは一切お答えできないというところがありまして、1年半がたってやっとなり更地になったり、壊れたりといった動きがあって、初めて分かるのですね、周りの者は。

1年半ぐらいずっとフラストレーションが溜まるわけですよ。個人情報を聞きたいわけではないので、こういうことをやっておりますとか、ここはもう自治会でやっていただいて良いですよとか、そういうところはコミュニケーションを取っていただければと思います。

＜大町五丁目自治会 山田会長＞

私どもの自治会でも、住民の方から、お隣の庭がぼうぼうなので何とかしてくださいという要望が来たわけですが、市のほうに、こういう状況だけでも、何とか調べられますかと聞きましたら、やはり市の方では調べ方があるのですね。実は、私どもも知らなかったのですけれども、そのぼうぼうにしてるお宅は実は借地だったのです。

私どもが転入してくるより前にいる方だから、その方の土地だろうと思っていたのですけれども、実は借地であると。それで、お住まいになっている方は、今、施設に入っているということは私も知っていたのですけれども、市のほうで前に進むようにやりますと、ただ少し時間がかかるかもしれませんがということだったのですが、市ではそういうところまで全部把握していて、地主との連絡も取れたのですね。そうしたら、地主のほうが伐採しますということで、庭はきれいになった。その後、宅地に変わりまして、今度、新しい家が建つことになりました。

自治会としては、市がそこまでやってくれたので、よかったねという話になったのですけれども、そういう例もあるということで紹介しておきます。

私どもの自治会でも、空き家対策というのは課題に上げるのですね、総会のときに。けれども、結局は何をしたら良いのだろうということになります。2018年の資料としては、大町五丁目の空き家の戸数は18件ということなのですが、私が歩いて数えましたところ、12件なのですね。これを自治会としてどのように活用するのが分からないのです。

個人情報については、当然市は私のほうにも教えてくれませんが、やむを得ないなと思っているのですけれども、今後、どういう空き家対策をやっていくのかを教えてくださいとか、そういうやり取りが地元と市とでできればと思います。自治会で時々見に行くとか、監視もできるわけですから、市のほうから何か情報提供をいただき、一緒になって考えていくことになれば、自治会の中の安全は守られていけるのかなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

＜松尾市長＞

会長がそれぞれ本当に御苦労されているというのは、お話を聞いて改めて思います。三輪会長や鈴木会長がおっしゃることも本当にそのとおりでございましたし、そういう意味では、市の対応があまりにも冷たいというか、紋切り型だとしたらそれは申し訳ないと思いますけれども、法律のある中で我々も仕事しているので、今はこういう対応だということなのだと思いますけれども、これをどうしていくかというところがまさに知恵を出していくところでもあるのですが、現状としてはなかなか良い解決策は出ていない状況です。

何とかしなければいけないという気持ちは我々も同じですので、お互いにできること、できないことを持ち合いながら、引き続き検討させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

＜神明町自治会 三輪会長＞

今の話で後日談があるので、私に相談してきた奥様から電話があつて、家の裏はきれいになりましたと言うのです。誰がやったのですかと聞いたら、留守をされていて分からないと。ところが、私が家の反対側を見に行ったら、そこは全然何もやっていないのです。あるいは市のほうで家主に連絡がついてお願いしてやってくれたのか、それにしては片側しかやってないがどうなっているのかということも、市からは一切連絡がないから私は判断ができないし、その方にどう言って良いかも全然分からない。とにかく片側が終わってよかったですねと、それだけは言っておきました。

令和 6 年度

「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 鎌倉地域（東地区） >

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月26日（金） 午前10時～正午
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
出 席 者	自治会・町内会代表 19名 鎌倉市 9 名
内 容	第 1 部 市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について （５）多様な学びの場づくりについて 第 2 部 地域からの議題に関する懇談 （１）鎌倉ハイランド桜並木の整備 （２）（続）消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について （３）買物困難者、交通弱者対策について （４）地震・津波対策 （５）住宅地における大規模な開発の問題点 （６）小町大路（小町 2 丁目386番 1）の(株)ラ・アトレ社（事業者）によるマンション建設の件

出席者名簿 （敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	十二所町内会	角田 正敬	会長
2	鎌倉地区自治組織連合会 （浄明寺町内会）	荒井 正	副会長 （会長）
3	鎌倉ハイランド自治会	鴨田 達也	会長
4	二階堂親和会	曾我 正宣	副会長
5	西御門自治会	福井 敏一	会長
6	大蔵自治会	立川 雄蔵	会長
7	八幡宮前自治会	元松 経男	会長
8	雪ノ下岩谷堂町内会	宮田 廣	会長
9	横町町内会	小田切 知彦	会長
10	巨福呂坂町内会	村越 俊一	会長
11	山王台自治会	岩田 薫	会長
12	扇ガ谷下町自治会	平井 修	会長
13	御成町末広自治会	米里 文明	会長
14	小町元町町内会	高橋 和雄	会長
15	小町三丁目フクロウ小路自治会	三矢 信二	会長
16	小町二丁目自治会	高橋 令和	会長
17	泉が谷町内会	河内 正治	会長
18	扇ガ谷上町自治会	鈴木 和彦	副会長
19	小町二丁目東自治会	片瀬 裕文	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	総務部長	藤林 聖治	
3	市民防災部長	永野 英樹	
4	こどもみらい部長	廣川 正	
5	まちづくり計画部長	服部 基己	
6	都市景観部長	古賀 久貴	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	教育文化財部長	小林 昭嗣	
9	消防長	高木 守	

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 鎌倉東- 1	鎌倉ハイランド桜並木の整備
06 鎌倉東- 2	(続) 消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について
06 鎌倉東- 3	買物困難者、交通弱者対策について
06 鎌倉東- 4	地震・津波対策
06 鎌倉東- 5	住宅地における大規模な開発の問題点
06 鎌倉東- 6	小町大路（小町 2 丁目 386 番 1）の(株)ラ・アトレ社（事業者）によるマンション建設の件

番 号	06 鎌倉東－1
テーマ	鎌倉ハイランド桜並木の整備
内容詳細	ハイランド桜並木は約50年前に整備され、その見事さが人口に膾炙し、地区住民、鎌倉市民のみならず近年は観光客も多く訪れる。また、並木道は「鎌倉市制50周年記念事業」の碑も建つ鎌倉市の文化遺産でもある。 並木道は当自治会の「桜街路樹愛護会」を中心にその維持管理に努めている。しかしながら桜樹木の老木化も進み、最近では老朽木の突然の倒壊や枯れ枝の散乱が著しく、とても素人集団のボランティア活動では維持管理は困難な状況になっているのが現状である。 同じ環境下にある逗子ハイランドでは、数年前より逗子市（担当課：都市整備課）と10回以上の会合を重ね、樹木医の診断に基づき令和5年度より「不健全」木の伐採と植樹がスタートしている。 鎌倉市においても、早急にハイランド桜並木の再整備を推進していただきたい。
担当部課	都市整備部 道水路管理課 都市景観部 みどり公園課

議題に対する回答等	
ハイランド住宅街路及びハイランド市境街路の街路樹については、職員による目視点検を行っております。 令和4年度に街路樹剪定士の資格を有する事業者を高木剪定を委託した際、倒木等の可能性がある樹木についても、併せて調査しています。調査により報告を受けた樹木については、今後、該当樹木の伐採等の対応を行っていきます。 また、伐採後の植樹について「桜街路樹愛護会」をはじめ、地元の方々と相談しながら検討していきます。	
添付資料	

（１）鎌倉ハイランド桜並木の整備について

＜松尾市長＞

現在、職員によって目視点検を行っているところです。また、調査もしております。桜街路樹愛護会をはじめ、地元の方々と綿密に連携を取り、御相談をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

＜鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長＞

個々の対応については、みどり公園課を中心にやっていただいております。それで、桜道の全体の管理といいますか、例えば歩道を含めた道路、ここに桜が立っているわけですが、これは道水路管理課の管理下にあるわけですね。桜の木そのものは、さっき言ったようにみどり公園課のほうが管理なさっていると。それから、電線にかかる樹木、これは桜並木にかかわらず、緑地もそうですが、これは東電なりNTTが管理していると。だから、その伐採等についても、東電に頼んでくれとか、NTTに頼んでくれという、要するに総合的な管理がどうもややこしい。倒れそうな木があったら、道水路管理課は、これはもう危険だから、ぜひみどり公園課に頼んで切ってもらってくれと。みどり公園課に頼んだら、切ってはくれるのですけれども、この後に桜を植えてくれるのと聞いたら、それは予算もないしできませんという答えなのです。だから、総合的な管理をぜひお願いしたいというのがこの趣旨でございます。

逗子の例を紹介しておきますと、逗子も同じような環境で桜並木があって、逗子のほうが鎌倉より開発がちょっと早かったのですけれども、ハイランド全体で桜並木の景観を維持しているわけですが、逗子側もかなり老木化が進んでおりまして、何年か前から市と逗子側の自治会が協議を重ねまして、桜並木の管理をやってもらっているようでございます。

それで、私も逗子市のほうに問い合わせたところ、逗子市で総合的に管理しているのは、環境都市部都市整備課だと。樹木医に頼んで、桜の状態を４段階に分けて、順番に健全か健全でないか、これは目視で今、鎌倉側もやっていただいているところでございますけれども、もっと細かく樹木医に依頼して、きちんと調べてやっていただいています。逗子市も予算が十分にあるわけではございません。

昨年の実績で言いますと、去年から実際の伐採と植樹が始まっておりますけれども、去年は35本の桜を伐採して、植えたのはたったの10本です。徐々にやっていくと。いつまでの予定、計画でおやりになっていきますか。回答では、市も予算がなかなか取れないので、いつまでということはお答えできませんし、いつまでかかるか分かりませんということでございましたけれども、逗子側は計画的に進めております。話が始まったのは2022年ですから、そんなに古い話ではないのですけれども、地元側と14回の会合を重ねて現在に至っている状況でございます。よろしくお願いいたします。

番 号	06 鎌倉東－2
テーマ	(続)消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について
内容詳細	表記につき、令和5年度のテーマとして、近隣住民が有効利用できるコミュニティプラザへの整備、「医師会地域医療センター」の材木座からの移転等を提案した。 それに対し所管課からは、施設の跡地は売却や貸付を基本とし、当該地については地域に資することなどに配慮するとの回答であった。 しかしながら当該地は昭和50年に西武鉄道(株)より寄贈されたもの(法務局確認済)であり、その趣旨は西武グループがハイランド地区をデベロップメントするにあたり、当該地を居住者に資する形で活かして欲しいとの意志だった筈であるので、その意志に沿ってほしい。 また当該地は令和3年に「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。跡地がどのような形になるにせよ、後背地に擁壁を施すことを要望する。
担当部課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等	
公共施設の老朽化が進み、今後集中して必要となる施設の建替えや改修などに係る多額の費用確保が課題となっていることから、将来に渡って公共サービスを維持していくため、公共施設再編の取組を進めています。 公共施設再編の取組では、施設の建替えなどの更新の際には、複合化・集約化などを行うことで、施設に係るコストや施設面積の削減をするとともに、施設跡地については、売却や貸付を行い、その収入を施設の整備や維持管理費など公共サービスの提供に必要な経費の原資に充当していくこととしており、浄明寺出張所の移転後の跡地についても、この方針に沿って、売却や貸付による利活用を検討していきたいと考えています。 しかしながら、売却や貸付により利活用をする際には、地域に資する形での利活用が図れるかなどを検討していきたいと考えています。 また、土砂災害特別警戒区域に指定されていることへの対策についても、跡地の利活用と含めて検討していきます。	
添付資料	

（２）（続）消防署統廃合に伴う浄明寺出張所の利活用について

<松尾市長>

こちらにつきましては、公共施設再編計画の中で消防の再編ということをしていただいております。浄明寺出張所の跡地については、売却や貸付けによる利活用という計画での位置付けになっておりますけれども、この間も色々と地元からの御意見を伺う中で、売却や貸付けにより利活用を行う際には、地域に資する形での利活用が図れないかなどの検討も併せて、慎重に行ってまいりたいと考えております。

また、土砂災害特別警戒区域に今は指定されているということですから、この対策は必ずやらなければなりませんので、跡地の利活用も含めて検討してまいりたいと考えております。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

この消防署出張所の跡地の利活用については、昨年度もテーマとして出させていただきました。昨年は、私どもハイランド自治会としての提案でございましたけれども、今年度は十二所町内会と浄明寺町内会の御賛同を得まして、共同提案ということにさせていただきました。

昨年、この消防署出張所の土地の取得についての経緯を教えてくださいということで質問をさせていただいたはずなのですが、そのときは、特によく分からないということだったので、私どもで法務局に行って調べた結果、ここにも書いてあるように、昭和50年度に当時の開発の主体でございました西武鉄道から寄贈されたものだということが分かりました。寄贈された趣旨は、居住者に資する形で生かしてほしいという意志だったと思いますけれども、その辺の確認は取れておりません。

西武鉄道から寄贈された土地なので、法的には現所有者である市がどう売ろうが貸付けしようが全然問題ないとは思いますが、跡地の利活用に関しては、ぜひ西武鉄道の当初の寄贈された意図を十分にお酌みいただきたいと思いますと思っています。

それから、地域に資する形での利活用が図れるかなどを検討していきたいということですが、この検討という言葉ですけれども、我々一般人から見ると、行政、お役人様が検討するということは、これはあくまでも一般論でございますが、何もしないということだと私どもは理解しております。鎌倉市はそういうことのないようにお願いしたいと思います。

番 号	06 鎌倉東－3
テーマ	買物困難者、交通弱者対策について
内容詳細	わが自治会内も高齢者が多く、買い物や病院へ行くのにタクシーを利用しているケースが目立つ。野菜の移動販売が毎週行われるようになり、喜ばれている。 買い物困難者、交通弱者へのサポートについて市でも対応をもっと練ってほしい。乗合タクシーやオンデマンド交通など検討しているか教えていただきたい。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等	
高齢化の進展に伴い、人々の移動が困難となってきた状況は鎌倉市に限らず、全国的な潮流となっています。 特に本市では、谷戸や山を切り開いた坂の上に住宅があり、住民の高齢化に伴い移動が困難となり生活する上で課題として顕在化してきていることは認識しています。 こうした中、市では道路が狭い交通不便地域において、AI オンデマンド方式による実証実験を実施しましたが、利用者が少なく費用面など事業の成立性に課題があり、運行は実現していません。 今後も、移動が困難な地域で、どのようなサポートが可能かなどについて検討してまいりたいと考えています。	
添付資料	

（３）買物困難者、交通弱者対策について

<松尾市長>

現在、高齢化の進展に伴いまして、移動困難な方が課題になっております。特に鎌倉は山や坂が多いことから、こうした問題に拍車をかけているところです。今、バス便も減少している、もしくは廃止が検討されているということも、鎌倉市全体の中で起きておりまして、今までバスがあったからできたことができなくなるということもございます。

現在、こうした課題を踏まえまして、鎌倉市全体をどうしていくかというところの中で、地元の御協力をいただきまして、二階堂・浄明寺地域で実験をしてきたという経過がございます。この中では、なかなか利用される方が少ない状況などもございまして、費用面などを含めた事業の成立性という課題と、既存交通との課題というものの調整がまだ十分にできていないという状況がございます。

ただ、これは本当に解決していかなければいけない課題でございますので、まずは、二階堂・浄明寺地域の皆さんと話をさせていただきながら、課題解決に向けた答えを何とか導き出したいところが一つと、あともう一つは、それ以外の手法で、福祉の車両を使った移動交通ということも、これは二階堂・浄明寺地域でもやっていただいておりますし、ほかの地域でもやっているところがございます。こういう活用の仕方なども加えながら、どのような形で移動困難が解消できるかを検討している状況です。

<山王台自治会 岩田会長>

今、市長から回答がありましたが、私のほうのもう一つの問題に対する回答がないので、それはどうということかという、交通問題で、例えばオンデマンド方式による車両だとか、福祉車両を利用するとか、色々あるのですけれど、それ以外の方法として、例えば我が地域では、今、移動販売の八百屋が来るようになりました。これは市の地域包括センターが窓口になりまして、うちのほうですと、海蔵寺の近くの駐車場に野菜と果物をトラックに積んだ移動販売が来ているという連絡が包括センターのほうから来まして、私のほうでその車両を運行している八百屋に連絡を取りまして、うちの山王台のほうにも上がってくれないかということをお願いした結果、毎週水曜日にうちの山王台広場とその下のところに来てくれるようになりました。要するに交通問題で、自分で出ていくという形だけではなくて、地域に移動販売で来てくれるということが昔は結構あったのですけれど、最近はなくなっています。お年寄りは今、生協なんかを取っている人がたくさんいますけれど、そうではなくて、品物を自分で選んで買って、しかもそこで買いに来た人と会話が楽しめるという買物のやり方をむしろ喜んでいるので、非常に良い形なのですね。毎週水曜日を楽しみに待っているお年寄りがうちの町内会ではたくさんいまして、これは非常に良い試みで、これに対する市のサポートをもっと積極的にしていただけないかという意味での質問もあります。それに対する答えがないものですから、ぜひ検討していただきたい。

できればこの八百屋だけではなくて、例えば魚屋とか、ほかの移動販売も来てもらおうと、あるいはスーパーそのものが車に積んで移動販売してもらっても良いのですけれど、そういうのがあると、お年寄りは自分で選んで買えますから喜ぶし、地域に来てくれるので、車を使って町中へ出ていく必要がないということで、非常に良い形なのですね。今泉台の方では、空き店舗を利用して町内会でお店を始めるといった試みもやっているという話を聞くのです。ですから、そういうことのサポートなども含めて、地域の買物弱者のお年寄りのために売りに来てくれるとか、その市の支援体制ですね。

うちなんかの場合、苦労したのは、八百屋が来てくれるのは良いのですけれど、車を止める場所で、山王台広場がみどり公園課の所有地なものですから、みどり公園課に行って、週１回15分から20分く

らい車を止めて売りたいのですけれどという話をしたら、いや、それは許可が要りますということで、申請書類を正式に出して、しかも、それに対する減免の申請書も出してという手続が必要だということが分かって、頭を抱えた部分がありまして、そういう問題なども含めて、市の土地に移動販売が来ることにに対するサポートなども含めて、支援体制を市のほうでもっと積極的にしていただきたいという意味も込めて、今日このテーマを出させていただいたのですね。

まちへ出るという、まず足の問題の対策というのも必要だと思います。それから、逆に売りに来てくれることに対する市の支援体制、その両輪で対応していくと、なかなか良い試みができるのではないかと考えていまして、ぜひ地域包括センターも含めた市の支援体制の構築を検討していただきたいという意味での質問でしたので、よろしくお願いしたいと思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。山王台に移動販売車をさらに延ばしていただく交渉などをさせていただいて、とてもありがたいと思います。市としても、できることについては支援をしてまいりたいと思いますので、今後も継続してそこはぜひよろしくお願いいたします。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

私どもも非常に買物では困っておりまして、私どもの自治会内は全部住居専用住宅でございまして、お店が1軒もございません。500戸ぐらいですけれどもね、全部で。逗子ハイランドは大体1,300戸ぐらいあって、スーパーとしては西友がございます。一番近いのは西友なのですがすけれども、西友はデリバリーサービスを全くやってないのですよ。東急ストアとか逗子のスズキヤはデリバリーサービスをやっていますけれども。

それで、色々と考えまして、清寿苑という特養がございまして、そこの送迎の空いているバスを利用させていただいて、運転手も向こうでやっていただいているのですけれども、時間を決めて、買物の後に西友前からバスを利用していただくという買物支援バスというのを、コロナ禍のときは3年ほど途絶えましたけれど、やっております。

それから、もう1件は、逗子のスズキヤと話し合って、それも逗子ハイランドと共同で色々協議しまして、これは週に2回ですけれども、火曜日と金曜日、逗子側の場所と鎌倉側の場所を決めて、スズキヤの移動スーパーというので買物支援をやっておりますけれども、私どもも一番困ったのは、駐車する場所なのですよね。逗子側は、先ほどお話しした特養の敷地内で止めたりしております。鎌倉側はないものですから、自治会の役員の方の空きガレージを利用させていただいていると。公園も考えたのですけれども、今、岩田会長がおっしゃったように、なかなか手続がややこしいということもございまして、困っております。

<都市景観部 古賀部長>

公園の土地で申請という話がございましたけれども、申請の内容ですとか説明につきましては、窓口のほうでしたいと思います。例えば年度当初に1回ですとか、そういう形でもし申請ができるのであれば年に1回で済みますので、あとは定型的な内容になってくるかと思いますので、その辺はこちらも柔軟に対応したいと思いますので、御相談いただければと思います。

番 号	06 鎌倉東－4
テーマ	地震・津波対策
内容詳細	上記テーマに関し、市がどのような対策をとっているか。例えば①幼児、子供の避難訓練の回数、②危険木の伐採、③AEDの配布状況/使用教育、④建物 <補足説明> 能登地震を見てもほとんどの家屋が耐震補強をしていなかったと思われます。鎌倉も耐震補強に補助金を出しているのにも拘らず、多くの人が補強をしていません。金がない、面倒くさい、自分の生きている間に地震も津波も来ないという理由です。 このまま行けば能登と同じことが起きます。怖いのは一部の家が崩壊し火事を引き起こし地域が火の海となることです。真面目に耐震補強あるいは耐震の新築をした人々も災害に巻き込まれるということです。町内会ではこの問題は扱えません。市としての喫緊の課題と考えます。
担当部課	こどもみらい部 保育課 教育文化財部 教育指導課 都市景観部 建築指導課 都市景観部 みどり公園課 消防本部 警防救急課

議題に対する回答等

①鎌倉市立保育園では、災害時に安全に避難することを目的として、避難消火訓練計画を作り、地震や火災などを想定した訓練を毎月実施しています。令和5年度は4園で合計62回の訓練を実施しています。

鎌倉市立小中学校では各校の実態に応じて、火災、地震、不審者、津波、保護者への引き渡し等を想定して、避難訓練を実施しています。年間、小学校で5回程度、中学校で3回程度実施しています。（不審者対応訓練、保護者への引き渡し訓練は主に小学校で行われています）

②危険木の伐採については、「鎌倉市既成宅地等防災工事資金助成事業」及び「民有緑地維持管理事業」により、伐採等に係る費用について資金助成を行っています。

また、市有緑地では、枯損木等の危険木を調査し、緑地維持管理計画に基づき伐採を進めています。

③消防本部で契約しているAEDは公共施設に88台、市内コンビニエンスストアに56台を設置し、定期的に点検を実施しております。今年度中にリース契約の更新を行い20台増台する予定です。さらに神奈川県施設や交番等にも設置が進んでいるほか、鎌倉市救急協力事業所として122事業所AED168台が登録されております。

講習会(使用教育)は毎月1回消防署で定期救命講習会を開催しているほか、事業所や団体等の要望に応じて職員を派遣して救命講習会を実施しております。

また、119番通報時、オペレーターが心肺蘇生法やAEDの使用方法を電話で伝えております。

④地震等の災害に備えて市民の安全を確保するため、建物の耐震化促進は重要と考えています。そのため、昭和56年(1981年)の新耐震基準以前の木造住宅について、窓口耐震相談、現地耐震診断、耐震改修工事費補助を実施しているところです。引き続き広報かまくらやホームページへの掲載、チラシ配布等により、啓発と制度周知を行い、耐震化の促進に努めてまいります。

添付資料

(4) 地震・津波対策について

<松尾市長>

1 番目の幼児、子供の避難訓練の回数というところです。まず、保育園では、毎月訓練を実施しております。また、小・中学校では、各校の実態に応じて避難訓練を実施しております。年間、小学校で5回程度、中学校で3回程度実施をしているのが現状です。

次に、2 番目の危険木の伐採についてですけれども、助成制度、金額も充実をより一層させていただいておりますので、ぜひ御活用していただきたいというところです。

それから3 番目ですが、AEDにつきましては、公共施設に88台、コンビニエンスストアに56台を設置しており、これは消防本部のほうで一括して契約をしているものになりますので、定期的にこれを点検しているという形になります。今年度中にさらに20台増やす予定になっており、そのほか、県の施設や交番など、122事業所に168台が登録されている状況になっております。

講習会につきましては、消防のほうで定期救命講習会を開催しているほか、御希望があれば、消防職員がお伺いして救命講習会というのも実施できますので、ぜひ御要望がございましたらお問い合わせいただければと思っております。

最後に、4 番目についてです。建物については、新耐震基準以前、昭和56年以前の木造住宅について、相談窓口、耐震診断、それから改修工事の補助を実施してございますので、御活用いただければと思います。

<鎌倉ハイランド自治会 鴨田会長>

私どもの地域は消防署ではなくて、消防署の出張所でございますけれども、海拔は35メートルございます。ぜひ跡地を津波等の避難所としても活用していただければと思います。

私どもの避難所は第二小学校になっておりますけれども、私どもの地域から第二小学校に行くといったら大変なことなのです。だから、避難所へ行かないのが一番良いよと、半分冗談ですけれども、言っているぐらいなので、地元の浄明寺や十二所を含めた避難所として、ぜひ跡地の活用をお願いしたいと考えております。

<十二所町内会 角田会長>

危険木の伐採について色々とお願ひしたいと思っておりますが、昨日も、朝比奈に行く途中に三郎の滝というのがあるのでございますけれども、そこで、底が埋まるぐらいの倒木と土砂崩れがありました。その連絡は市役所のほうにも行っていると思います。あともう一つは、子供たちに川遊びをさせようということで、小さな大刀洗の源流に近いほうですけれども、実際に今月の初めに計画して、周りを皆さんできれいに刈って、子供たちに楽しんでもらおうと思ってやったのですが、当日を迎える前にそこで倒木と土砂崩れがあつて、結局イベントが実施できなかったことがありました。

太い大きな木がナラ枯れして何年かたっているもので、かなり倒れる可能性が高いですね。また、十二所のテニスコートの裏側のところでも、つい最近高台に上る機会があつて見たら、やはり倒木と崖が崩れている。そういうのが十二所地区で非常に多いです。

今一番気になっているのが、朝比奈峠を越える旧道です。その両サイドの崖がかなりえぐれていて、その突端にもすごく太い木が生えているところがあつて、色々連絡はしているのですが、頭上危険という看板だけで、それではちょっと対応しきれないのではないかと考えていますので、そういうところに対する対応を考えていただければと思っています。

<松尾市長>

今もう御連絡をいただいているということですので、こちらでもきちんと確認をさせていただいて、対応したいと思います。

<十二所町内会 角田会長>

大刀洗のところは、翌日に来て、道路のほうの処理だけはされているのですが、大体80センチぐらいの太いものが10センチぐらいの藤のつるで支えられて乗っているような状態で、またそのつるが切れば、道路まで落っこちてしまう状態なので、そういうのを含めて対応を取っていただければと思っています。通行だけは一応確保されています。

番 号	06 鎌倉東－5
テーマ	住宅地における大規模な開発の問題点
内容詳細	数年前、小町2丁目辻説法に面した所に住宅何軒分か（約620坪）が更地になり、古くからの桜や木々が見事になくなってしまった。ところが4階建てのマンション計画は近隣住民の反対で中止となり、今また2階建てだが全面地下駐車場マンションの計画があり、近隣住民は不安に駆られている。広大な住宅地で地下を掘ってしまうと地下水の流れが変わり、近隣の井戸に影響が出ないか。また大量の土を運び出すのに、事故の多い小町大路（辻説法通り）が渋滞や危険にさらされるのでは。長く連なったマンションではなく、庭や緑、風通しを大切にし、古都鎌倉らしい景観を重要視した計画を推奨し、木々を切ってしまったら必ず植える。その前に切らなくてもいい木々は大切に残すなど、住宅地における開発について、市からも監視・ご指導をお願いします。 また、小町3丁目ではお寺さんの土地（合計約450坪）にもかかわらず、借地権付きで売りやすくする為か、やはり日本庭園のようだった庭や垣根がすべて切られ更地に。北条ゆかりの地もまったく風情がなくなってしまった。（せせらぎを挟んで反対側は歴史的風土保存地区） 鎌倉は不動産バブルなので、業者さんはどんな所でも地上げして土地を売りたい開発したい。でははたして住民のため鎌倉の為に必要なのか。大切なことは何なのか。自然と人との共生。守っていただきたいものです。
担当部課	まちづくり計画部 土地利用政策課 都市景観部 都市調整課

議題に対する回答等

市では、鎌倉市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）において、開発区域が 300 平方メートル以上の開発事業を行う場合は、近隣住民へ周知する手続を行っています。

その中で、開発計画を把握するとともに、近隣住民の皆様からご意見等をいただいた場合は、事業者へ伝えております。

また、まちづくり条例の手続き終了後は、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」といいます。）の規定による手続を行うこととなり、当該手続の中で、周辺にお住まいの方々への計画説明を義務付けるとともに、要望に応じて説明会を開催することとしています。

当該規定による説明を通じて、掘削による地下水位の変動や、土砂の搬出車両の台数・作業時間帯等、工事に伴う安全性の確保等に関する内容について周辺にお住まいの方々へ分かり易く説明を行い、理解を得るよう事業者に対して指導を行ってまいります。

緑化については、開発事業条例の基準に基づき、敷地面積の 20%以上を緑化することとしています。新たな計画において、緑の量を確保するとともに、周辺環境に配慮した植栽計画の指導等を行ってまいります。

なお、小町三丁目の物件については、まちづくり条例に基づく届出がなされていないため、具体的な場所はわかりかねますが、届出があった際は、まちづくり条例に基づき、住民の皆様へ開発計画の周知を行ってまいります。

添付資料

（５）住宅地における大規模な開発の問題点について

＜松尾市長＞

市では、鎌倉市まちづくり条例においてこの手続を進めているところです。その手続の段階に応じ、住民の皆さんに情報を提供させていただくところや、住民の皆さんからいただいた御意見を事業者にお伝えする手続というのが、その規模によって色々と決められているところになります。

緑化につきましては、開発の条例の基準に基づいて、敷地面積の20%以上を緑化することとしているとか、これも御承知のとおりだと思いますけれども、周辺環境に配慮した植栽の計画の指導などを行っているところです。

なお、小町のこの物件につきましては、このまちづくり条例に基づく届出がなされていないため、具体的な場所が分からないのですけれども、届出があった際には、このまちづくり条例に基づきまして、住民の皆さんへ開発計画の周知を行っていくところです。

＜小町三丁目フクロウ小路自治会 三矢会長＞

この件を提案されたのが、小町上町明光自治会の白木会長だと思いますけれども、今日、白木会長が欠席されていますが、白木会長とは同じようなことで色々とお話しをさせていただいております。次の案件と重複しているところが多いのですが、次の課題は、私は今年の3月にこの問題を知りまして、それで提案させていただきました。今日、まさにここの開発が今進もうとしているところの会長がいらっしゃっていますので、両方まとめて、片瀬会長からまずは御説明させていただきたいと思っています。

＜小町二丁目東自治会 片瀬会長＞

では、まず、6番の議題について、市長のほうからお答えをいただいた上で、両方をまとめてやるということでしょうか。

＜松尾市長＞

分かりました。

番 号	06 鎌倉東－6
テーマ	小町大路（小町2丁目386番1）の(株)ラ・アトレ社（事業者）によるマンション建設の件
内容詳細	本マンション建設計画は、地上2階、地下1階、計10戸の高級マンションです。地下は住居スペース並びに15台分の駐車スペースとして広さ1,000㎡を5メートルの深さまで掘削する事から約5,000㎡の廃土作業が必要。その為に8トンドンプトラックが小町大路を1時間に3往復、一日当たり8時間を往来し、その期間は約4か月との事業者による説明です。 周辺住民としては交通渋滞と通行人の安全確保の観点から、駐車スペースを地下以外に再検討しダンプトラックの往来を中止するべく説明会で求めています。業者は強行する構えです。行政としてもこの地下駐車場建設を中止するべく指導していただきたい。
担当部課	まちづくり計画部 土地利用政策課 都市景観部 都市調整課

議題に対する回答等	
市では、鎌倉市まちづくり条例（以下「まちづくり条例」という。）において、手続を進めています。 その中で、計画の中止等を指導することはできませんが、ご懸念の土砂の搬出車両の台数・作業時間帯等、工事に伴う安全性の確保等に関する内容について、市から事業者伝えてまいります。 まちづくり条例の手続き終了後は、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例（以下「開発事業条例」という。）の規定による手続を行うこととなります。 開発事業条例の基準は竣工時の状態に関するものであり、現在の駐車場計画は開発事業条例の規定を満たすものとなっていることから、条例の協議において計画の中止等を指導することはできません。しかし、当該手続きの中で、周辺にお住まいの方々への計画説明を義務付けるとともに、要望に応じて説明会を開催することとしており土砂の搬出車両の台数・作業時間帯等、工事に伴う安全性の確保等に関する内容について、市から事業者伝えけるとともに、当該規定による説明会等を通じて、事業者が周辺にお住まいの方々へ分かり易く説明を行い、理解を得るよう指導を行ってまいります。	
添付資料	

(6) 小町大路（小町2丁目386番1）の株式会社ラ・アトレ社によるマンション建設の件について

<松尾市長>

業者が強行する構えのこの地下駐車場建設を中止すべく指導してほしいという御要望ですけれども、鎌倉市のまちづくり条例において手続を進めている中で、その他関係法令という中の整理においても、この計画の中止を指導というところについては、行政としてはできかねる部分ではあるのですけれども、一方で、この工事に伴う御指摘の様々な懸念事項を解消していくのは確かに必要なことだと思います。

搬出車両の台数ですとか、作業時間帯ですとか、工事に伴う安全性の確保、これらにつきまして、行政としても事業者にとしっかりと市民の皆さんの要望を伝えるとともに、より安全になるような指導についてはできますので、行ってまいりたいと考えております。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

本件は色々論点があるのですが、本件というのは5番目、6番目の議題ですね。順を追って、まずは、3点お話ししたいと思います。

一つは、まちづくり条例に基づいて、市がどこまで何をすべきかということです。いただいた回答では、基本は事業者伝えることになっているわけですが、まちづくり条例を見ますと、はっきり書いてあるのは、住民が意見を出すと。それで、事業者は、その意見の内容をできる限り反映するようにしなければいけないと書いています。ということは、単に事業者伝えるだけではなくて、もちろん強制力はないですが、住民の様々な心配について、きちんと対応するように指導なり働きかけをするところまでは、まさにまちづくり条例が求めているところだし、決してそういうことは法律、条例に違反しないこと、むしろそれをやらないことが条例の趣旨に反することだと思います。担当部局の方々とお話をしても、常にそこは迷いがあるような感じがするのですね。

したがって、ぜひ市長のイニシアチブで、条例の趣旨がこうなのだから、強制力はないけれども、しっかり住民の懸念を解消するように事業者を指導する、働きかけをするべきだということで市政を運営していただきたいというのが1点目でございます。これは5番目、6番目の議題に共通する話です。

2番目が埋蔵文化財の話です。市長のほうから市役所の移転に関して、御成小学校の跡地には非常に重要な史跡があって、これは壊すわけにはいかないという御発言がありました。私は全くそのとおりだと思います。

他方、鎌倉市のこれまでの発信を見ますと、一般の民間の開発については、重要な遺跡が出た場合でも、これは記録保存、すなわち全部写真を撮って記録するのであれば、壊すのは当然であるという発信の仕方をされています。具体的には、例えば鎌倉市のホームページで発掘についての記述があるのですけれども、発掘調査は、工事によって永久に消滅してしまう遺跡について、正確な調査記録を作成して保存するという趣旨で実施するものということです。発掘でどんなに重要なものが出ても、それは当然消滅させるのが前提だということがはっきり書いてありまして、それで、教育委員会のほうへ行ってお尋ねをしたときに、文化財保護法に基づく手続の流れというのをいただいたのですが、そこでも、発掘した後は着工となっているのですよ。保存の可能性は全く書いてないのです。当然事業者もこれを見てやっているわけです。

他方、文化財保護法をよく読むと、やはり重要なものについては、史跡以外の形で保存するという趣旨がはっきりしていて、これは念のために神奈川県庁にも問い合わせしましたが、まさにそういう趣旨ですということでした。

それで、県内のほかの自治体のホームページを見ると、例えば平塚市については、遺跡の保存というのがありまして、これは現物保存になります。発掘の結果、史跡指定等が必要と考えられる重要な遺跡が発見されたときは、その保存について、文化庁、または県市教育委員会と協議が必要になる場合がありますとはっきり書いてあるのですね。

私は、鎌倉市が日本遺産、歴史と文化のまち、これで頑張っているというのは全く正しいと思っています、これは鎌倉市の将来性だと思っているのですけれども、その鎌倉市が文化財保護法の趣旨に合わずに、民間については、どんなものが出てても遺跡は破壊するものであるという発信の仕方をされているのは好ましくないと思いますし、具体的には、この小町二丁目の計画は、まさに宇都宮辻子幕府跡なのです。そこで幕府跡が本当に出てきたときも、記録保存さえすれば消滅させて良いのですかという話になると思います。

市長が目指しておられる市役所の移転、下の遺跡を壊すわけにいかないから移転をするのであるとおっしゃるのであれば、それは正しいと思いますが、ぜひ民間の開発の土地についても、重要なものについては史跡の指定などを検討する、現物を保存するという姿勢を積極的に市長のイニシアチブとして、ぜひ出していただきたい。文化財の担当課の方々は、個人の私権制限にもなるとかいうことをおっしゃっているので、これはまさに一つの政治的な話だと思います。その政治的な決断というのは、別に法律に反しているのではなくて、文化財保護法にもまさに合致しているし、鎌倉市を日本遺産にしていることと整合している。それから、鎌倉市役所を移転しようとしていることと整合していると思いますので、ぜひお願いしたいと思っています。それが2点目です。

3点目ですけれども、この小町二丁目の開発計画には、井戸の問題とか、プライバシーの問題とか、様々な問題がありますが、特に多くの方々が気にされているのは、やはり交通安全の問題なのですね。

今、その事業者から説明を受けていますと、彼らが言っているのは、地下を1,000平米分、5メートル掘りますと。要するに5,000立米の土が出てくる。その運び出しには最低3箇月から4箇月、8トンのダンプカーで1時間当たり6台通るという説明を言っているのです。小町大路から宝戒寺のところを抜けるわけですが、あそこは鎌倉市で一番危険な道路だと鎌倉市役所のホームページでおっしゃっていて、これまでも様々な取組をされているわけですが、あそこにそういうダンプカーが1時間当たり6台通ったらどういうことになるのか。これは確実に通行者や自転車はかなり危険になりますし、それから交通渋滞が引き起こされるわけです。これについても様々な理解を得られる指導をしますということをおっしゃっていただいているわけですが、ぜひ、それは真剣な問題として、どう解決すれば良いかということを御検討いただきたい。これは一事業計画を越えた話になるということです。

具体的に、一つのアイデアとしてあるのは、今あそこは8トン以下だったら自由に通れるようになっているのです、あの非常に危険な道が。それで、実は東京から来ている業者から聞いたのですが、東京だと、ああいう道は普通2トンしか通れないようになっていると言うのです。それで、その業者が我々に問わず語りにおっしゃったのは、2トンしか通れないと思って、どうしようかと調べたら、8トンまで通れたのでびっくりしましたと。4トンダンプで来たのですね、その人は。

これは市役所と警察署の両方の意思決定が必要かもしれませんが、そもそもあの道は原則2トンまでにとどめて、必要な場合は個別の許可でやることにするのが本来の在り方であると思います。具体的には、毎時間6台と言いましたが、あの道は理論的には1時間当たり100台通っても1,000台通っても良いようになっているのです。それはそもそもおかしいですね。やはり2トンに規制した上で、必要なものには個別に許可を出すというアプローチをすることによって安全が守られますので、もちろんこの計画自身には様々な問題がありますが、特に交通の問題については、そういうことも御検討いただきたいと思います。

<小町三丁目フクロウ小路自治会 三矢会長>

御回答の中に、計画の中止を指導することはできませんとありますが、この辺は少し誤解をされているのではないかと思います。我々が言っているのは、計画を中止しろとかやめろということではなくて、片瀬会長が今おっしゃったように、安全性をどう確保するか、渋滞をどう解消するか、今日お集まりのこの鎌倉東地区の皆さんも、この渋滞に巻き込まれることになります。大町にはとても8トン車は行けません。あの大町の十字路を曲がれませんから。したがって、朝比奈のほうから来て、大塔宮の前を通過して、二階堂を来て、それから宝戒寺の前のあるところの丁字路を通過して現場へ行って、そこで積んでまた戻ってくると。ほぼ5分に1台の割合です。

それが3箇月から4箇月ですけれども、トラックが入ってくれば、ただでさえ今、普通車でもあそこを通過するのが大変なわけですが、したがって、あそこの工事現場から朝比奈まで、下手をすると渋滞がつながることが考えられます。

それから、子供たちや自転車。あそこは相当皆さん交通に使っていますからね。昨今、日本中でダンプやトラックによる脇見運転とかで、大変悲惨な事故が報告されているのですけれども、事故が起きてからでは遅いです。

したがって、お願いしたいのは、皆さんのお知恵を拝借して、そういった危険を減らそうではないかということです。ここには警察も入っていただきたいと思います。事業者はガードマンを配置しますと言っていますが、ガードマンがあそこに何十人も何百人も出るのですかという話で、もう全く具体的ではないのです。それから、業者の姿勢は、うるさいなど、適当にやっておこうということで、とにかく押し進めようという感じです。

この場には市長もいらっしゃるわけですから、何とか事故が起きないように、皆さんのお知恵を拝借してやっていきたいということが趣旨でございますので、計画を中止しろとは一言も言っていません。中にはそういう方もいらっしゃいますが。

<山王台自治会 岩田会長>

私は山王台の自治会長ですが、実はホテルメトロポリタン鎌倉の裏の自転車の駐輪場、小町サイクルパークの責任者をやっています、うちの駐輪場は定期契約で600台、一時利用で200台入るのですが、ほとんどあそこの小町大路を通過して来るのです。それで、毎日、十二所、あるいは西御門、あるいは浄明寺の利用者が非常に多くて、朝夕は特にたくさんの自転車、それから50ccのバイクがうちの駐輪場に来るのですが、今の計画は初めて聞きました。普段でさえあそこは危ないので、これ、今の説明ですと、1時間に6台も8トントラックが通るといのは大変なことです。うちのほうには、事業者から説明も全くないし、お客さんに対して注意喚起をしないといけないと思います。今のお二人の自治会長の話を聞いて、これは大変なことだと思いました。

特にうちの場合には、ママチャリで後ろに小さいお子さんを乗せたお母さんの利用が多いのですよ。あそこを通過して何百台という自転車があるのですが、もしここをトラックがこれだけの台数で通行したらえらいことになります。ですから、そのことに対する抜本的な対策をきちんと市でやっていただいて、それから、あそこの周辺の自転車を利用している人たちに対する周知をきちんとしないと。これは全く周知されていませんから。

<横町町内会 小田切会長>

横町は非常に小さな町内会なのですが、宝戒寺の角から小町大路、一般的には辻説法通りですね、そこを南側に向かう約百二、三十メートルのところが私どもとの接点になる場所です。それと、宝

戒寺から八幡宮に向かうところの両サイドが我が町内会のエリアに属しております。

片瀬会長のお話にありましたように、ここでこの工事が始まると、ダンプカーの出入りに伴って小町大路、いわゆる辻説法通りだけではなくて、県道のほうにも多大な影響を及ぼします。場合によっては岐れ道で収まるのではなくて、十二所までずっとつながってしまう可能性があります。ですから、建てることに對して反対というのではなくて、この工事を進めていく中で、この問題をどういうふうに対応していただけるか。あとは、警察との交渉にもなるかもしれませんが、八幡様の信号も含めて、大変な問題に3、4箇月か半年間くらいなってくると思います。

<松尾市長>

ありがとうございます。ちょっと分けて話させていただきますけれども、文化財のところについては、民間がやっているから、そこでどれだけ重要なものが出てきても、それは破壊してよいという、そんなストレートに書かれていましたか。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

はい、書かれています。

<松尾市長>

そこは確認をさせていただきますが、決してそんな姿勢ではないですし、貴重な文化財ですので、ほかの場所では埋め戻して、しっかりと保存しておくこともやっております。ただ、結局は地権者の同意が必要になるということからすると、最終的には公有地化していくことになります。もしそこで開発をしないこととなったときのその後の考え方というのは、いくつか選択肢があるかと思いますが、その辺りの調整はもちろん必要になるのですけれども、一様に破壊するということではありませんので、そこは整理させていただきたいと思います。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

そうであれば、ぜひホームページ上とか、市が配布する紙にもそれは書かれたほうが良いと思いますよ。今はそれが無いかのように書いてあるのです。もう全部壊すことが前提に書いてあるし、フローチャートも、発掘した後は着工ですって書いてあるのですよ。そこで史跡にするかのどうかの検討というのが入ります、その考慮が入りますというのが書いてないのですよ。そこを明文化していただきたいです。

<松尾市長>

ありがとうございます。その辺りは併せて検討したいと思います。

それから、今の開発の交通の件につきましては、それぞれの会長からの御心配の声を受け止めさせていただきました。そこはしっかりと取り組んでいくポイントだと思いますから、これから引き続き協議をさせていただきたいと思いますし、市としても、できるところはしっかりと事業者のほうに對しての指導を含めてやっていきます。

もう1点、8トントラックが入れるというお話については、お恥ずかしいのですが、きちんと理解していないところです。これは全市的にも同じような話ですので、道路状況に応じて、警察として8トントラックの規制を2トントラックに変えられるかということも含めて、一から確認させていただいて、どのようにすればできるのか。住民の皆さんの安全を守るという意味では、よりそういう規制にしていくほうが好ましいと思いますので、その辺りを確認させていただきたいと思います。

<まちづくり計画部 服部部長>

まちづくり条例に基づく事業者への働きかけということですが、これまでも色々と片瀬会長をはじめ皆さんと話し合いをさせていただいている中で、事業者のほうには、住民の方々の思いというのは伝えております。

先ほど、片瀬会長は、指導はできないけれどもということをおっしゃられていました、強制力もないということで御理解はいただいているところですが、私どもも、皆様の切実な思いというのは当然のことながら事業者のほうに働きかけていきたいと考えております。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

私が申し上げているのは、強制力はないけれども、指導するべきではないですかということです。その指導というのは、別に定義がありませんけれども、まさに働きかけをされるというのが指導ですよ、単に伝えるだけではなくて。

<まちづくり計画部 服部部長>

指導の定義は、皆さんそれぞれお考えがあると思いますけれども、まず、何のためにまちづくり条例があって、何で事業者に働きかけをしなくてはいけないのかというところの本質を捉えますと、やはり住民の皆様と意見交換をする中で、しっかりとお互いの意見をすり合わせた開発事業になる必要があるということだと思っております。その点を踏まえた上で、我々としてはしっかりと働きかけをしていきたいと思っております。

<都市景観部 古賀部長>

一つ提案というか、今後の進め方についてですが、工事のやり方について、関係する自治会・町内会と事業者との間で工事協定を結ぶように市のほうから働きかけることを考えております。こちらにつきましては、先ほど会長から迷いがあるというお言葉がありましたけれど、これについては、私どもの方は、迷いは一切ないです。これから開発事業条例の手続に入りましたら、そうしたことを事業者のほうに求めてまいります。

ただ、これも法的な拘束力は残念ながらありませんので、どこまで頑張って指導していくかという限界は当然あるかと思いますが、そこは強い意思を持って取り組んでいきたいと考えております。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

工事協定というのは一つの有力なアイデアだと思いますけれども、他方で、あそこを5メートル掘るかぎりには、交通の混乱を避けられないと思います。それは事業者にも具体策の提示を求めています、何も提示されていないです。最後は、迷惑がかかって当然ですからという発言をしているのです。

要するに、5,000立米の土をあそこから取り出すということは、混乱とか安全を犠牲にしないではできないというのが住民の人たちの意見で、そういう中で、例えば、5,000立米をもっと減らせませんかとか、そういう議論をかなり真剣にこちらからしているのですよ。

したがって、向こうの計画は一切変えられないのですが、工事のやり方は自主協定という形で指導できるということではないと思います。建設計画の内容について、全面的にマンション計画をやめるべきだという人は一部いますよ。でも、仮にそうではなくても、地下を掘る面積、あるいは堆積を小さくしないかぎりこの問題は解決できないと思うので、なぜ工事協定については指導できるけれども、それについては指導できないのか、でも、それについても働きかけはしていただけるということなの

で、今日は非常に前向きな意見をいただいたのですけれど、工事をあのまま認めることが前提ではなくて、より周りに負担のないような計画にすることについて、ぜひ市のほうで積極的に色々と目を向けていただきたいと思います。

<都市景観部 古賀部長>

内容のほうは承知しております。ただ、最初のこの質問にもございますように、地下駐車場建設を中止するべく指導していただきたいと、この話にどうしてもつながってきってしまうところがございます。こちらは、どうしても私権の制限になってくる要素が大変大きいと考えておりまして、これを市のほうから事業者側に求めることは大変難しいという認識でおります。

条例の趣旨といたしましては、当然周辺の方に迷惑がかからないように開発事業を行うためのものですので、これはゼロにするのは難しいかもしれませんが、極力小さいものにする、抑えるという趣旨で指導を行ってまいります。結果として事業者側が計画にメスを入れる可能性もなくはないかなと思っておりますので、そういったアプローチの仕方をこれから考えていきたいと思っております。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

あそこの地下は駐車場だけの計画ではないのです、実は。地下に居室スペースもつくるという計画になっています。地下の駐車場も、あそこは10戸のマンションなので、法律上は10台の地下駐車場のスペースがあれば良いのですが、14台造る計画になっているのですよ。

それからもう一つは、仮に地下の駐車場を造るにしても、上の軒高制限が6.8メートルですので、6.8メートルから地下までの間でどう駐車場と1階と2階の居室を造るかというのは、かなりフレキシビリティがあるんですね。例えば、5メートルは掘らず4メートルにして、50センチずつ天井を低くしたって、天井が3.4メートルから2.9メートルになるだけなのです。

ぜひそういう観点から様々なことを御検討いただいて、いかに地元の負担を減らすか、交通安全を守るかということでアプローチしていただけるのではないかと思います。

<小町三丁目フクロウ小路自治会 三矢会長>

今、古賀部長から御説明がありましたけれども、確かに私が提案させていただいたくだりの最後に、行政としてこの地下駐車場建設を中止するべく指導していただきたいとありますが、これは書き直します。私は3月に話を伺いまして、それでこれを出させていただいたのですけれども、片瀬会長からもここところは色々と詳しくお話を伺っていますので、中止ではなく変更であるとか、もう一度必要があれば出させていただきます。

<松尾市長>

大丈夫です、理解できましたので。

<まちづくり計画部 服部部長>

すみません、先ほど私が働きかけると言った点について、語弊を招くような発言があったかと思っておりますので、改めて訂正をさせていただきます。

働きかけというのが、市が判断して働きかけるというよりも、住民の皆様の意向がこういうものですよということを正確に伝えるというように御理解をいただければと思います。市が直接、例えば地下の深さを変えろとか、そういったところまで踏み込んで指導することはできませんので、あくまでも市が働きかけるとするのは、住民の皆様の意向を尊重してくださいという働きかけだと御理解をい

ただければと思います。後ろ向きで申し訳ないのですけれども、よろしくお願いいたします。

<小町二丁目東自治会 片瀬会長>

服部部長が今、住民の意向をしっかりと伝えるとおっしゃっていたり、住民の意見をできるだけ尊重するようにと働きかけるとおっしゃっていたりと、振れ幅があるのですけれども、条例に書いてあるのは、住民の意見をできる限り反映するように努めさせるということです、そこはぜひ、単に伝えるだけではなくて、ちゃんと反映させると。住民が例えば地下の体積をもっと縮小するべきだと言ったら、縮小するために何ができますかとか、どうしてこれはできないのですかとか、この条例ではそういうことを期待されていると私どもは考えていますので、違いはないかと思いますが、念のためよろしくお願いします。

その他

＜大蔵自治会 立川会長＞

町内に何箇所か消火器を設置したいと思っています。今現在、消火器を民地ではなくて公道のほうに置いてあるのですが、それを少し増やしたいと思い市役所のほうへ問い合わせをしたら、法的にもうそれは駄目だということを昨日言われましたが、それはどういうことなのでしょう。

＜都市整備部 森部長＞

法律でいうと、消火器を入れる箱を道路上に置くというのは認めていなかったのですが、令和元年になって道路法の改正がありました。国や市であれば、設置基準として、法律でも設置を認めるということに変わっておりますので、自治会としての消火器の箱の設置について、内部で相談して、置けるような方向でいきたいと思っています。これからの検討になってしまうのですが、少し時間をいただければと思います。

＜泉が谷町内会 河内会長＞

回答票を見ていて、一つ素朴な疑問を持ったのですが、それぞれの地域の議題に対して、担当部課は複数にまたがっていますよね。多分そういったものが非常に多いのだろーと思いますけれども、そういったときに、どうやって回答をまとめ上げているのでしょうか。

＜事務局＞

まずは、それぞれの課に自分たちの課が該当するところの回答を書いていただいて、その後、それをそれぞれの課で共有してもらいます。最後は、地域のつながり課でまとめたものを今日皆さんにお見せをしているところです。それぞれの課が書いたものを別の課は知らないということではなく、みんなで共有をしたうえで回答をしている状況になっております。

＜泉が谷町内会 河内会長＞

私も色々な問題で市役所に伺うのですが、役所の組織は非常に縦割りで、当然複数の部署にまたがることでも、そこを自分のところで積極的に引き受けて対応しようという姿勢がなかなか出てこないのですよね。それはうちの部署の担当範囲外のことから、どここの部署へ行ってくださいという話をされます。

よく組織の硬直化とか言われるのですが、市役所では、柔軟な横とのつながりはできないのかなということを常々感じています。

＜市民防災部 永野部長＞

ありがとうございます。なかなか所管外のことを責任持って御回答するのは難しい部分が実際にはあるかと思います。

今、御質問をいただいた、議題に対する回答の整理について、地域のつながり課が担っていると答えさせていただいたのですが、それ以外の普段の御相談につきましても、特に鎌倉地区は支所がございませんので、地域のつながり課に一言御相談をいただければ、間を取り持つこともできるかと思いますので、よろしくお願いいたします。

＜泉が谷町内会 河内会長＞

市長はいつ回答を御覧になるのですか。

＜松尾市長＞

1 箇月ぐらい前にもらって、それで全部を見て、ちょっとこれはないのではないかというときには、もう 1 回つくり直してもらおうという形でやっています。

行政の縦割りについて、私もこういう立場で仕事をさせていただく中で、やはり法令や条例に沿って責任ある仕事をしていく上では、この縦割りもメリットだと思います。ただ、デメリットとして、横の関係、自分の所管課以外は無関心であるみたいなことも同時に発生し得る形だと思っています。どんなに縦割りを解消しようと組織を変えても、また新たなデメリットが必ず生まれるものだと思いますので、今の中でしっかりと責任ある部分は進めながら、おっしゃるように、抜け落ちたりとか、間ができたりするところはちゃんとフォローできるように進めていきたいと思っています。

会長がたらい回しに遭うことはこれまでもありまして、大変御迷惑をおかけしている部分だと思いますので、そこは地域のつながり課で受けて、そういうことがないようにフォローをしながら、会長が仕事しやすい体制をつくっていききたいということで今、部長からお話をさせていただいております。

＜山王台自治会 岩田会長＞

戸別収集が来年度から始まるということですが、我々自治会・町内会で今クリーンステーションを維持していて、特にカラス対策で網のあるごみ入れを設置しているのですが、取りあえず 1 万戸から始まり、燃えるごみからということなので、容器包装プラスチックのときにはまだ使うという需要があり、やがては要らなくなるという市の説明なのですが、クリーンステーションの維持に関して、市はどのようにしていったらよいとお考えなのか、確認しておきたいのですけれど。

＜松尾市長＞

まずは燃やすごみからですので、容器包装プラスチックはまだステーションで出していただくということになりますので、引き続きステーションの維持管理はお願いをさせていただきたいというところが大前提です。

別の話として、ステーションがうまくいっているのでなくしたくない、つまりは戸別収集には移行したくないという御意見も伺ってしまして、この点については、そのステーションを使っている皆さんがそれでよいと言っていただければ、そのままステーションを維持することも認めていくことにしています。

令和 6 年度 「ふれあい地域懇談会」 報告書

< 鎌倉地域（西地区） >

日 時	令和 6 年（2024年） 7 月29日（月） 午前 9 時半～11時半
場 所	鎌倉市役所 第 3 分庁舎 講堂
出 席 者	自治会・町内会代表 19名 鎌倉市 8 名
内 容	第 1 部 市長からの説明 （１）深沢のまちづくりについて （２）今後のごみ処理方針（戸別収集の実施）について （３）ケアラー支援条例の制定について （４）支所を活用した防災対策について （５）多様な学びの場づくりについて 第 2 部 地域からの議題に関する懇談 （１）由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い （２）由比ガ浜 4 丁目大規模開発について （３）里道（赤地）の近接住民による無断使用の件 （４）観光客に対してのトイレ対策 （５）鎌倉市まち美化活動について （６）消防分団のあり方 （７）鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊営業禁止の条例制定

出席者名簿 （敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	佐助自治会	八星 暁	会長
2	蔵屋敷自治会	石川 隆	会長
3	由比ガ浜自治会	倉川 良樹	会長
4	塔之辻自治会	加藤 孝彦	会長
5	若宮町内会	藤島 節子	会長
6	長谷自治会	太田 正和	会長
7	長谷新宿町内会	片野 玄斉	会長
8	長谷上町町内会	川村 久雄	会長
9	長谷東町町内会	横塚 尚志	会長
10	長谷大谷戸町内会	河合 泰男	会長
11	坂ノ下自治会	三留 定男	会長
12	極楽寺自栄会	高橋 純信	会長
13	鎌倉地区自治組織連合会 （馬場ヶ谷親和会）	仲島 孝	副会長 （会長）
14	極楽寺西ヶ谷町内会	海老原 譲治	会長
15	稲村ガ崎自治会	和久井 君雄	会長
16	北稲村ガ崎自治会	高麗 宏子	会長
17	由比ガ浜西自治会	兵藤 沙羅	会長
18	由比ガ浜中央自治会	杉本 みどり	会長
19	若宮ハイツ自治会	坂口 城治	会長

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	総務部長	藤林 聖治	
3	市民防災部長	永野 英樹	
4	共生共創部長	能條 裕子	
5	環境部長	加藤 隆志	
6	まちづくり計画部長	服部 基己	
7	都市整備部長	森 明彦	
8	消防長	高木 守	

第 2 部

地域からの議題に関する懇談

06 鎌倉西- 1	由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い
06 鎌倉西- 2	由比ガ浜 4 丁目大規模開発について
06 鎌倉西- 3	里道（赤地）の近接住民による無断使用の件
06 鎌倉西- 4	観光客に対してのトイレ対策
06 鎌倉西- 5	鎌倉市まち美化活動について
06 鎌倉西- 6	消防分団のあり方
06 鎌倉西- 7	鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊 営業禁止の条例制定

令和6年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	06 鎌倉西－1
テーマ	由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い
内容詳細	地域の皆さんに愛されている由比ガ浜公会堂の今後起こり得る地震に耐えるための、耐震補強に対する鎌倉市の力添えをお願いしたい。
担当部課	市民防災部 地域のつながり課

議題に対する回答等

公会堂の工事費については「鎌倉市公会堂等建築改良工事費補助金」制度があり、由比ガ浜公会堂における耐震改修工事費の一部補助が可能です。具体的な補助金交付の手続きにあたりましては、地域のつながり課にご相談ください。

添付資料

（１）由比ガ浜公会堂の耐震補強のお願い

＜松尾市長＞

建築改良工事費補助金というのを持っておりますので、ぜひ活用いただければと思っております。
地域のつながり課に御相談いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

質疑なし

番 号	06 鎌倉西－2
テーマ	由比ガ浜4丁目大規模開発について
内容詳細	鎌倉海浜ホテル跡地は、マンション事業とすることで落ちついたが、その他の海浜地域の跡地利用についても部分最適の塊になることが目にみえている。このため鎌倉海浜地域のグランドデザインを作る動きをはじめてほしい。
担当部課	まちづくり計画部 都市計画課

議題に対する回答等

本市では海浜地域に限らず、鎌倉都市計画や鎌倉市都市マスタープランで土地利用について、一定の方針を示しています。

例えば、第一種低層住居専用地域など用途地域を指定することで、建築可能な建物の用途を制限したり、風致地区などの地域地区を指定したりすることで、建築敷地の緑化率や建物高さの最高限度を決定しています。

そのうえで、ご提案のありました海浜地域については、都市マスタープランにおいて「海岸ゾーン」の考え方として、一部中層の建築物を認めながらも、低層を基本として規制誘導するといった土地利用の方向性を示しています。

添付資料

（２）由比ガ浜４丁目大規模開発について

＜松尾市長＞

ここでの答えが十分ではないのかなとも思いますけれども、鎌倉市として、いわゆるグランドデザインというものについて、これは、おそらく御承知のとおりですけれども、都市計画や都市マスタープランで土地利用についての一定の方針を示しています。さらに海岸ゾーンという考え方について、海浜地域については、一部では中層の建築物を認めながらも、低層を基本として規制誘導するといった土地利用の方向性を大枠として示しながら、具体的な活用等については、それぞれの用途地域を指定することで、制限したり、それをうまく活用したりということでの誘導を行っている状況です。

＜由比ガ浜西自治会 兵藤会長＞

皆様のテーブルにお配りさせていただいた書類があるのですけれども、こちらを読み上げさせていただきます。

いつも鎌倉の市民、そして町のために御尽力されている自治会長の皆様、今日、ここにおいでになっている会長様におかれましては、由比ガ浜四丁目の大規模開発は、10年以上も問題がいまだに解決されていないことは御存じかと思います。さきに廃案となりました計画地には、鎌倉市内、または市外の子供から大人まで幅広い年齢層の人々により、10万通に及ぶ多くの御署名が集まった事実からも、この由比ガ浜の大規模開発は、鎌倉において全市的問題と捉え、未来の鎌倉へ堂々と引き継げる持続可能なものになることを胸に、日々活動しております。

御谷騒動に始まり、これまで多くの諸先輩方が心ない開発から命がけで守り抜いてきた御尽力により、今日の鎌倉があるといえます。我が国の初のナショナルトラスト、古都、鎌倉市まちづくり条例、そういった特別なものはまさに、鎌倉を愛する市民が後世へ残してくれた賜物だと思っております。今日において、鎌倉らしさとは何ですかという問いにお答えするならば、市民がつないできた町といえるのではないのでしょうか。

昨年より始まった由比ガ浜四丁目の３度目の開発計画について、改めて多くの皆様に知っていただき、フラットな御意見をお聞かせいただきたく、アンケートをお配りいたします。皆様からの貴重な御意見を今後の市と事業者とのやり取りに反映させていただきたいと思います。町内会へ配付、回覧をしていただける会長様におかれましては、私のほうへ直接御連絡いただきたいと思います。必要部数をお届けしたいと思います。

番 号	06 鎌倉西－3
テーマ	里道（赤地）の近接住民による無断使用の件
内容詳細	災害時の二次的な防災誘導路となる里道（赤地）に鉢植え、物置、塀を設置する例がある。これらに対する鎌倉市の指導（撤去指示等）をお願いしたい。
担当部課	総務部 公的不動産活用課

議題に対する回答等	
極楽寺二丁目 949 番 2 の市有地については、普通財産として管理しており、通常の通行に適さない場所ですが、緊急時の避難経路としての御利用は可能です。現在は当該市有地に存する占有物の撤去に取り組んでいるところであり、占有者に対しては文書により撤去をお願いし、一部（倉庫）については撤去されましたが、全ての物件の撤去は完了していません。現在、占有者に対し撤去をお願いする文書を送付する予定であり、その内容について関係課と調整を進めているところです。	
添付資料	

(3) 里道（赤地）の近接住民による無断使用の件

<松尾市長>

極楽寺二丁目949番2の市有地についてですが、御指摘のとおり占有物があるということですので、占有物の撤去に取り組んでいるところで、文書により撤去をお願いしてきた経過がございます。一部については撤去されましたが、まだ全ての物件の撤去が完了していないと認識をしております。現在、占有者に対して、再度撤去をお願いする文書を送付する予定でございまして、その調整を今、進めているところです。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

災害時における、我々のミニ避難所となる稲村ガ崎小学校の体育館、これが長年にわたり雨漏りをしていたのが修復されたということで、数年前ですけれども、これでもう一安心ということで、改めてお礼を申し上げます。もっとも、避難所が雨漏りしてどうしようもないというのは、あまり今までも耳にしたことないのですけれども、これで一応、避難所の第一歩が完成したと思っております。

避難所の雨漏りの問題は解決したのですけれども、地震時にアスファルト舗装がめくれ上がり、歩行が不可能になった際、行き止まりの一本道の谷戸に位置する我が町内会の地形では、山裾での赤地、里道という表現になっていますけれども、これを非常用の避難通路として利用しなければ、稲村ガ崎小学校にたどり着くことは不可能なわけです。

鎌倉市の里道について、販売と貸出しをいたすべく、営業開始をしたのが、本件の発端です。しかもなぜか馬場ヶ谷が一番多いと、ほかの市の地域にはまだまだ手が及んではないということも聞いております。しかしながら、それも計画を断念し、でも、里道を物置や塀で塞いでいる、いわゆる不法建築の所有者に撤去の指示を確実に出しているのかどうかというのは、住民が不思議がっているわけです。これは、前年度の鎌倉市の回答にも具体的な内容は未記載だったはずですよ。

ゆえに、繰り返しになりましたけれども、2回にわたってのお願いという格好になったわけです。このままでは、うやむやに終わってしまうということを恐れての判断でお願いした次第です。

<総務部 藤林部長> :

今、この里道、いわゆる市有地の細長いところがございますけれども、会長からお話ございましたとおり、市有青地とも言っているのですけれど、細長い道が旧鎌倉地区に点在しておりまして、中でも極楽寺、稲村ガ崎地区というのは、こういった市有の細い道がかなり多数存在しています。こういったところは、隣接している方に売却なり貸付けをするという方針でおったのですけれども、具体的にこの場所について御要望をいただいて、ここは確かに前面の道路のところ、決して広い道ではございませんので、仮に災害時等に通行止めになった場合には、確かに防災上の抜け道的に通行ができる、利活用できるということで、事務的に売却なり貸付けをするということではなくて、物を置かれている方に対しては撤去していただきたいということで、令和4年に文書で通知を差し上げております。そうしたところ、一部の方は倉庫を撤去していただいたのですが、しかしながら、まだ数えますと5世帯の方が、倉庫なり、あるいは畑として耕作している形跡がございます。この場所は市街化調整区域であり、なおかつ古都保存法の歴史的風土特別保存地区になっており、一切の物を置くことができないところになっておりますので、庁内でも都市景観部と調整しまして、この回答票では、調整して通知をしますということになっておりますけれども、具体的には、今月に入りまして、また改めてその5世帯のところへ通知を差し上げました。また経過を見るとともに、総務部としても引き続き対応をしてまいりたいと考えております。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

今、部長がおっしゃった方向できちんと動いていただければ、それで構いませんけれども、実は、非常に心外な話を住んでいる方から聞きまして、自分の庭の後ろ方が里道であると。それも含めてきれいに芝生を植えた。そしたら市役所のほうから、それは違法だから芝生を剥がせと言われたという話だったのです。別の場所では、今、草はぼうぼうです。なぜかという、前は近隣の住民が草むしりをしていたわけです。でも、立入禁止の札ではないのですけれども、入らないようにと言われて、中に入れなくなったと。だから、草むしりをしませんと。草ぼうぼうです。非常にその異なった風景がすぐそばで見られるわけです。この辺はどうお考えですかね。共存共栄でやっていくようなことはできないのですか。

<総務部 藤林部長>

それは、市のほうで立入禁止というものを設置したということですか。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

はい。いつの間にか、道路を塞ぐゲートみたいなのを置いて、市のほうで入るなど。

<総務部 藤林部長>

民家の真裏ですので、生活のこと等も考慮してそういったものを設置した経過もあるかと思いますが、雑草が伸びて、仮に災害時の通行に支障があるということであれば、私も現地を見ておりますけれど、また改めて確認をして、必要があれば、市として草刈り等の対応はしていきたいと思えますし、先ほど申し上げたとおり、古都保存法、歴史的風土特別保存地区でもありますので、芝生を含めて、一切物を置いていただきたくないということは、改めて引き続きお伝えしたいと思えます。一方的に、ただ事務的に置くのはやめましょうということではなくて、災害時の重要性というのも併せて周知しながら、その点に対応してまいりたいと考えております。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

私は今年度、初めて会長になりまして、地域を歩いているのですが、細い道は市の道路なので、草がぼうぼうの場所はたくさんあります。その場所は地域の方がお掃除するのか、それとも市の方をお願いして良いのかというのは、常に悩んでいるところです。

<都市整備部 森部長>

鎌倉市の道路が草ぼうぼうということであれば、市に連絡していただければ、草刈り等はできます。ただ、この時期は色々なところから要望されていますので、順番にはなりますが、作業センターというところで対応いたしますので、電話をいただければ、きちんとした対応をするようにいたします。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

アダプト・プログラムを申請しようと思ったのですが、それは、決められた道路しか申請ができないというお話をされまして、そういう細道を皆さんで清掃したとしても補助は出ませんよというお話だったので、そのアダプト・プログラムに、もし細い道に関して少し補助ができるようでしたら、地域の住民の方々と御協力して、草刈りなどをお声がけすることも可能ですので、御検討ください。よろしくお願いいたします。

<環境部 加藤部長>

アダプト・プログラムは、市内の道路ですとか、河川とかの公共の空間の清掃を行いたいという市民の皆様方に、区域を定めていただいて、美化活動を行っていただいているところでございますので、その細い道ができないという説明があったのは、詳しく調べてみますけれども、また協議をしてから回答させていただきたいと思います。

<松尾市長>

指定できる可能性もあるのではないかなと思います。アダプト・プログラムとして、地域の皆さんと共同で進めていけるのはありがたいと思っています。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

鎌倉がきれいな町になるとうれしいので、よろしくお願いいたします。

番 号	06 鎌倉西－4
テーマ	観光客に対してのトイレ対策
内容詳細	当佐助地区は観光客に人気の銭洗弁天があり、昨今多くの観光客が訪れています。しかし、公的なトイレが源氏山にしかなく、銭洗弁天から鎌倉駅までの間でトイレに困る観光客が多発しています。そこで、鎌倉市のお力で公的なトイレの設置をご検討お願いします。
担当部課	市民防災部 観光課

議題に対する回答等

多くの観光客が訪問する本市にとって、公衆トイレなどの観光受入環境の整備は重要な取組みとして認識しており、ご指摘いただきました佐助地区の公衆トイレ設置についても、検討すべき課題としてとらえています。

現在、本市が管理する公衆トイレは34箇所ありトイレの使用頻度や整備優先度を踏まえて、改修等の整備を進めているところですが、公衆トイレの新設は、用地の取得や建設費が大きな課題となっていることも事実です。

そのため、市では、上記整備に加えて、観光客が集中する地域において、個人や法人が新たに設置する公衆トイレについて補助金を交付しています。

現時点では、佐助地区に新たな公衆トイレを設置する予定はございませんが、これらの取組を踏まえて、本市を訪れる観光客等が安心して観光することができる環境整備を努めてまいります。

添付資料

（４）観光客に対してのトイレ対策

<松尾市長>

銭洗弁天から鎌倉駅までの間でトイレに困る観光客の方が多発しているということで、これは以前にも、このふれあい地域懇談会で何度かテーマとしても取り扱ってきたものでございます。なかなか適地が見つからないところもありまして、昨年だったかと思いますけれども、市役所も開放しており使えるということをもっと分かりやすくしてもらいたいという御要望もあったと記憶をするところでございます。改めて、市の外にも案内を出させていたいただいているところです。

さらに、もう少し住宅の中に入っていくと、源氏山の上まで上がらないとトイレがないので、現時点では計画はないのですが、地域の皆さんも、この辺りが適地なのではないかという情報があれば、ぜひお寄せいただければ、市としても、そこで必要かどうかの判断をさせていただきたいと思います。

<佐助自治会 八星会長>

銭洗弁天からの観光客が非常に多くて、空き地で用を足されている方がいるという意見も、二丁目の方からはよくありまして、こういう要望を出したのですけれども、今回の能登地震で、鎌倉市から移動型のトイレを派遣したという記事を見たのですけれども、例えば、災害時の移動型トイレというのは、災害がなければ使ってないわけですので、それまでの間、コインパーキングなどを市で借りて、移動型のトイレを設置していただくと。特に観光シーズンのこれからの秋に向けて、そういう検討はできないものかなと。

確かに、公衆トイレを設置するとなると、用地の問題とか費用の問題とかがあると思いますけれども、移動型のトイレであれば、災害が起こったら撤去して、災害のほうに使うことができるので、そういう使い方はできないのかなと。もちろん、メンテナンスとかランニングコストの面はあると思いますけれども、用地を買収して新しい建物を建てるよりはリーズナブルにできるのではないかなと考えておりますが、その辺はいかがでしょうか。

<松尾市長>

具体的な御提案までいただきまして、ありがとうございます。トイレトレーラーは、今はまだ能登のほうにあるのですけれど、戻ってきた場合には、今、山崎の浄化センターの横に暫定でグラウンドをつくっているのですが、そこで活用をすることを市としては考えているところです。

今お困りのところのエリアは、おそらくは暫定ではなく、きちんと造らないと根本的な解決にはならないのかなと思います。ただ、いつまでたっても100点ができず、0点のままではという御提案だと受け止めるのですけれども、できればどこかに、地域の御理解もいただきながらつくっていくのが望ましいと現時点では思っているところです。引き続き地域の皆さんからも御提案等をいただければと思います。

番 号	06 鎌倉西－5
テーマ	鎌倉市まち美化活動について
内容詳細	先日、極楽寺駅前の河川（周囲手すりがあり、深さ5m）にゴミ、マスク等があり、住民から苦情があった。自栄会の有志では作業不可能と判断し下水道河川課にお願いした。対応は、業者に手配します。一週間後返事があり、業者が順に行なうとのこと。結局、自栄会の若者2人で清掃した。 鎌倉市のまち美化活動の方針について、お聞かせ下さい。
担当部課	都市整備部 下水道河川課 環境部 環境保全課

議題に対する回答等	
日頃より市内のまち美化活動に御協力いただきまして誠にありがとうございます。 このたびは、本市の対応が遅く、自栄会の方でゴミを撤去していただくことになってしまいました。大変申し訳ありませんでした。 本市では、鎌倉市みなでゴミの散乱のない美しいまちをつくる条例を定め、市民、事業者、滞在者、市等が協働して、ゴミの散乱のない美しいまちをつくることを目指しています。 条例においては、市内の土地の所有者・管理者等は、その土地について清潔の保持その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定しています。 本市も管理している河川、水路のゴミ等については、年間を通して散乱ゴミの除去、不法投棄の回収などの業務を実施しております。 今後は、要望に対して早急に対応できるよう、令和5年度から包括的民間委託業者の活力も利用しながら、適切に維持管理を努めてまいります。また、必要に応じゴミ捨てに係る注意喚起の案内板等の設置を行うなど、河川・水路の美化活動にも努めてまいります。	
添付資料	

（５）鎌倉市まち美化活動について

＜松尾市長＞

こちらは具体的な事案があったという御連絡をいただいております、極楽寺駅前の河川の５メートルの深さのところにごみやマスクがあって、住民から苦情があったものを自治会のほうで受け止めていただいて、市役所に連絡をしていただいたと。しかしながら、一向に返事がなくて、一週間後に返事があったということでございまして、対応が遅くなったことについては、大変申し訳なく思います。このような対応ではなくて、まずはすぐに現地に伺うことが必要だと考えます。

市としては、地域の方の御連絡に対しては、なるべく早く返事をするということ、もしくは、誰も取れないような場所のごみについては、業者をお願いをするなどの対応が必要になる場所もあるかと思います。ただ、その場合でも、すぐにそういう対応をしますという御連絡を差し上げなければならないというのは、当然のことでございます。

連絡が遅くなったことについては、重ねておわびを申し上げるとともに、まち美化の活動については、市としてもしっかりと取り組んでいくということで、御理解をいただければと思います。

＜極楽寺自栄会 高橋会長＞

三つほどお話ししたいと思いますが、まず、電話対応が非常に悪かったということです。直後に道路の陥没案件があったのですけれども、その対応と比べると雲泥の差であったということで、下水道河川課のほうで、係長が中心になって教育、あるいは先輩の電話対応などが日常の教育になっていると思いますけれども、今の市長の回答でしたら良いのですけれども、１週間たっても返事がなくて、こちらから連絡をしたところ、業者に言っているのかなという返事なのですね。それで、そういう電話対応を聞いている先輩なんかも、何にも言わないのかなということです。日頃の教育をよろしくお願いしたいと思います。

あと、周囲に手すりがあって入れない状態、市の土地なのですけれども、深さ５メートルでは自栄会としてもどうしようもないので、市のほうにお願いしたということなので、まずは現地を確認していただいて、自栄会のほうと共通のベースで打合せをしたかったということです。

３番目ですが、電話対応が悪かったということなのですけれども、市のほうに電話すると、この電話は品質向上のために録音させていただいておりますとなりますが、どのような品質を確認しているのでしょうか。

＜総務部 藤林部長＞

録音については、比較的最近に開始させていただくことになりました。やはり、市民の皆様方と行政とのやり取りの中で、どうしても言った言わないということがございますので、こういった御要望があったのかをしっかりと記録に残すという意味でも、そうした行政事務の運営の品質と、それから皆様とのやり取りの中で、しっかりと確認をさせていただきたいという意味も含めて録音をさせていただいているということと、あとは、トラブル防止の観点から、個人情報に配慮しながら、録音の設備を設けさせていただいているというのが実情でございます。

＜極楽寺自栄会 高橋会長＞

２月２７日とその１週間後に、私が直接電話をいたしまして、下水道河川課の若い人と会話をしているのですけれども、一度、確認していただけますか。先ほど、市長が鎌倉市の立派な計画を話されていましたが、実際にやられている方たちがこういうような電話対応をして、本当にできるのと疑問に思います。私としては、自治会のほうに帰りまして、行政の対応ってこんなものだよというの

が一番つらいのですよね。私が一番行政との接点に立っておりますので、できれば行政の肩を持ちたいところなのですが、今の状態では持てそうもありませんので、基本的なことですが、よろしくお願いいたします。

番 号	06 鎌倉西－6
テーマ	消防分団のあり方
内容詳細	消防分団組織について、現在、鎌倉市には何分団あって地域割があるのか。区割りがあるなら知りたい。地域によって区割りの入り組んでいる所があるように見受けられる。団員の数が少なくなっているようなので、再考をした方がよいのではないかな。
担当部課	消防本部 消防総務課

議題に対する回答等

鎌倉市消防団は、本団及び分団で構成され、分団は1～29（10 欠番）の28 個分団あります。各分団の受持区域は鎌倉市消防団の組織に関する規則第3 条別表のとおり規定しています。

団員数は条例定数440 名に対し、令和6 年4 月1 日現在で399 名、令和5 年4 月1 日現在の393 名から6 名増加しています。今後も団員確保のため若年層の参加を促す広報活動や企業との連携を図り、消防団への理解と協力を図っていきます。

また、この先人口減少が見込まれ、団員不足が懸念されるため、分団器具置場の建て替え等の機会に併せ、各分団の人員、受持区域の適正化を検討していきます。

添付資料	鎌倉市消防団の組織に関する規則第3 条別表
------	-----------------------

別表（第3条）

分団名	受持区域
第1分団	十二所、浄明寺一丁目～浄明寺六丁目、二階堂
第2分団	西御門一丁目、西御門二丁目、雪ノ下一丁目～雪ノ下五丁目、雪ノ下、小町二丁目11番～15番
第3分団	扇ガ谷一丁目～扇ガ谷四丁目、佐助二丁目
第4分団	山ノ内
第5分団	台三丁目～台五丁目、台、小袋谷一丁目、小袋台二丁目、小袋谷
第6分団	大船四丁目、大船五丁目、大船六丁目3番～12番、大船、高野
第7分団	今泉一丁目～今泉五丁目、今泉台一丁目～今泉台七丁目
第8分団	岩瀬一丁目、岩瀬
第9分団	大船一丁目～大船三丁目、大船六丁目1番及び2番
第11分団	岡本一丁目、岡本二丁目、玉縄一丁目～玉縄三丁目
第12分団	城廻、関谷、玉縄四丁目、玉縄五丁目
第13分団	岡本、植木
第14分団	台一丁目、台二丁目
第15分団	山崎
第16分団	上町屋
第17分団	梶原一丁目～梶原五丁目、梶原、寺分一丁目～寺分三丁目、寺分
第18分団	手広一丁目～手広六丁目、手広、鎌倉山四丁目
第19分団	笛田一丁目～笛田三丁目、笛田、鎌倉山一丁目～鎌倉山三丁目
第20分団	笛田四丁目～笛田六丁目、常盤
第21分団	西鎌倉一丁目～西鎌倉四丁目、津西一丁目、津西二丁目、七里ガ浜東一丁目～七里ガ浜東五丁目、七里ガ浜一丁目、七里ガ浜二丁目、腰越四丁目11番及び12番、腰越、津
第22分団	腰越一丁目～腰越三丁目、腰越四丁目1番～10番、腰越五丁目

第23分団	極楽寺一丁目～極楽寺四丁目、稲村ガ崎一丁目～稲村ガ崎五丁目
第24分団	坂ノ下
第25分団	長谷一丁目～長谷五丁目、由比ガ浜三丁目11番及び12番
第26分団	御成町 3 番～ 8 番及び20番、由比ガ浜一丁目、由比ガ浜二丁目、由比ガ浜三丁目 1 番～10番、由比ガ浜四丁目、笹目町、佐助一丁目
第27分団	材木座一丁目～材木座六丁目
第28分団	大町一丁目～大町七丁目
第29分団	小町一丁目、小町二丁目 1 番～10番及び16番～23番、小町三丁目、御成町 1 番、 2 番及び 9 番～19番

（６）消防分団のあり方

＜松尾市長＞

消防団の人数が減ってきているということで、御心配をいただいている御質問だと受け止めます。現在、28個分団がございます。団員数につきましては、440の定数に対して、現在、399名ということで、昨年に比べると6名増加をしております。あとは、最近の傾向としては、女性の団員が少しずつ増えてきているということもございます。今後も引き続き、条例定数となるように、消防団の勧誘や周知等、市のほうも消防と協力をしながら、進めてまいりたいと考えております。

＜蔵屋敷自治会 石川会長＞

分団でも地域割が非常に入り組んでいる地域があり、それが御成地区ですね。うちのそばに29分団があるのですけれども、そこは私たちとは違って、由比ガ浜のほうの26分団の管轄になるということで、そういう非常に弊害があるような組織割りがあるのではないかとということで提案させていただきました。

あと、団員不足ということですが、ある地域では非常に活発にやっているという話も聞きますけれども、これについては、各自治会に要請して団員募集をしたらどうかとつくづく思っています。分団のところには旗も立っていますけれども、あれでは会員は増えないということで、各地域に分団の団員がいるということを投げかけてくれればよいのではないかと思います、提案しました。

長年これでやってきているとは思いますが、消防団の区割りをもう一度再考してもらえればということで提案させていただきました。

＜高木消防長＞

御提案いただきまして、ありがとうございます。御指摘のとおり、由比ガ浜の26分団のように、定数を上回って団員が活動していただいている地域もございます。消防団の勧誘につきましては、自治町内会長のほうにも、消防団の分団長を通じて御依頼をさせていただいて、団員の確保に努めてまいりたいと思います。

地域割につきましては、消防本部よりも古い歴史がありまして、地域に根差している分団だと思っております。消防団器具置場の建設、更新等に合わせまして、地域の区割りなどについても、今後、検討を進めてまいりたいと思います。

＜由比ガ浜中央自治会 杉本会長＞

今回、防災倉庫を点検いたしまして、私のような知識のない者が大変困ったこともありました。発電機の使い方も分からないし、消火器の点検なども知識がなかったもので、お伺いしながら行ったのですけれども、あるとき、消防団の方とお話をしましたら、消防団の方は月に2回の訓練をなさっているというお話を伺って、最初からこの方たちに頼ればよかったのだと感じたことがありました。今度、消火器訓練をしたいと思っているのですけれども、そのとき、消防団の方に少し手を貸していただいて、地区ごとにミニ訓練をさせていただきたいという計画を立てているのですが、そのような形で、消防団の方と地域の方とのコミュニケーションがあれば、今後、未来の子供たちも消防団に入りたいと思うかもしれないと思っているのですけれども、消防署に伺いましたら、消防団は教えてはいけならしいのですよね。知識もあるのに、なぜ教えてはいけないうのだろうということで困っております。一般の市民の知識がある者という形で加わることならオーケーですよということを言われまして、でもこちらとしては、消防団から指導してもらえたほうが安心できるわけです。私に教えるから、私がやってと言われたのですけれども、私では少し心もとないので、消防団から教えても良い

よという形でやっていただけると、こちらとしてはありがたいです。よろしくお願いいたします。

<高木消防長>

ありがとうございます。説明が悪かったと思いますけれども、消防団も当然、地域の自主防災組織と合同して訓練をやるときもありますので、教えてはいけないということはないです。もしかしたらですけれども、消防職員が同席している場合には、消防職員が中心となって指導に当たっているということなのかもしれないのですけれども、消防団と消防職員をあわせまして、地域の方々と一緒に訓練等を今後も進めてまいりたいと思います。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

では、大丈夫ということですか。そういう決まりはないということでしょうか。

<高木消防長>

特にそういった制限はかけるつもりはありません。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

うちのところは26分団にお世話になっていると思いますけれども、去年、消防団の方に、消防署が集約されて移ってしまうのをどう思うとお尋ねしましたら、知らないって答えられて、そんなことはない、消防団に一番に知らせなくてはいけないことだと思って、その人個人が知らないだけなのかなと思ったのですけれど、彼が26分団の会合で話されたけれども、みんな知らなかったとおっしゃったのです。それで、市と消防団とのやり取りが一体どうなっているのかなというのを、彼らもすごく思ったと思いますけれども、御説明いただきたいと思います。

<高木消防長>

団員個人に説明しているわけではないのですけれども、消防団を束ねております分団長ですとか、区分団長のほうには、当然、消防本部としても、市としても、説明をしているところなのですが、そこからうまく伝達が行き渡っていないということだと思います。今後は、最前線の消防団員の方までしっかりと伝わるように説明をしていきたいと考えております。

番 号	06 鎌倉西－7
テーマ	鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊営業禁止の条例制定
内容詳細	一昨年、北稲村ガ崎自治会内の不動産を購入された方が家主不在型の民泊を始めるとの話があり、自治会と近隣住民、家主、民泊運営会社とで話し合いが始まり、昨年9月まで続きましたが、話し合いは決裂に終わり、住民協定を策定する運びとなりました。これにより、今年の2月に住民協定が制定され、民泊を認めないという内容を盛り込みました。 以前から鎌倉市内の他の地域でも、民泊に関し反対運動があり、常盤地区は地区協定、山王台は住民協定で民泊を認めないとしております。 現在、住民協定等に盛り込まれていない地域、例えば七里ガ浜自治会で家主不在型の民泊ではゴミや騒動の問題も多発しており、警察も出てきております。先日は、ハリス記念鎌倉幼稚園の裏にある家主不在型民泊施設が深夜大火事に見舞われ、大惨事になるところでした。 神奈川県知事は民泊を推奨しておりますが、例えば東京都大田区（高級住宅街のある地域）では低層住居専用地域での全面禁止を条例化しており、大田区の住宅街のブランドを守っております。 鎌倉市全体を民泊禁止地区にするとは言っておりません。観光客とは無縁の低層住宅分譲地に関しては大田区や全国の同じような自治体に習い、鎌倉市の低層住宅地（風致地区を含む）のブランドを守ってほしいと願っております。 強制力のない住民協定では限界があります。鎌倉市全体の自治会に聞き取り調査を行う必要があると思います。ご検討の程よろしくお願いいたします。
担当部課	共生共創部 地域共生課

議題に対する回答等

住宅宿泊事業（以下「民泊事業」といいます。）については、年間 180 日以下の営業日数に制限することで住居専用地域においても住宅を活用して宿泊サービスを提供できるようにした制度であることから、生活環境の悪化を防止するため特に条例により民泊事業を制限する場合には、合理的に必要と認められる限度において区域と期間を指定して行うこととなっています。制限に関しては、住宅宿泊事業法（以下「民泊新法」といいます。）第 18 条において、規定されていますが、同条に基づく規制条例の制定は、都道府県又は保健所設置市等（政令指定都市、特別区及び保健福祉事務所を設置している市）に限定されており、本市単独で、民泊新法に基づく規制条例を制定することはできません。

他方本市では、住友常盤地区において、都市計画法に基づく地区計画の中で民泊を制限し、令和 6 年 6 月改正の「鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」に基づき、今後については、民泊（現在すでに営業しているものを除く）を目的とした建築を規制しようとしているところです。

このように、住民協定や自主まちづくり計画など、地域住民の皆様が合意の上で、民泊事業の規制を含めたルールを策定し、一定の期間が経過した後、ルールが地域に根付くなどした際には、都市計画法に基づく地区計画の手続により、都市計画に定める方法もあります。（都市計画法に基づく地区計画等の制度の詳細につきましては、都市計画課（61-3408）において説明を行っていますので御相談ください。）

なお、民泊新法に基づく本市内の民泊事業の規制については、神奈川県が所管している「住宅宿泊事業法第 18 条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例」（以下「県条例」といいます。）に基づきますが、神奈川県は県条例の基本姿勢として「条例による規制の理由には相当程度の合理性が必要であり、生活環境の悪化が生ずる蓋然性のある理由がなければ、制限の対象とすることはできない。」としています。この「生活環境の悪化が生ずる蓋然性」について、県からは「住宅宿泊事業者が適正に事業を実施してもなお、生活環境の悪化を防止できない具体的内容をもって検討する必要がある」との考え方も示されています。さらに県からは「そもそも住宅の建設が可能な地域に対し、土地利用の制限の取り決めを定めた地域は、条例による事業の制限の目的に当てはまらない」との考えも示されており、現時点では、住民協定等において民泊事業の制限を取り決めている地域を県条例の規制区域に指定することは考えていないとのことです。

民泊事業者への近隣住民への配慮や注意事項等に係る指導については、現在、鎌倉保健所が行っており、市に対してごみ処理や騒音等に関する相談が寄せられた際には、市から保健所へ連絡し、事業者への対応を依頼するとともに、保健所と連携した改善に向けた対応を図っているところです。また、毎年、保健所が開催する民泊事業に関する課題を共有するための会議において、市民から寄せられた意見を報告し、課題の解消に向けた事業者への必要な指導等を依頼しているほか、市民から寄せられた意見や相談は、適宜保健所に伝え、住民トラブルの未然防止に努めています。

今後も民泊事業者と近隣住民の皆様とのトラブルを未然に防止し、住民の方々が安心して生活ができるよう、引き続き、保健所と連携していくとともに、現在保健所が実施している事業者への指導においても予防又は改善が図られない場合等は、御提案いただいた自治会町内会への聞き取り調査等の手法も参考としながら、神奈川県に対し改めて改善策を要請するなど、対応してまいります。

（７）鎌倉市における低層住居専用地域（風致地区含む）での民泊営業禁止の条例制定

<松尾市長>

以前、民泊が制度としてスタートするときに、ふれあい地域懇談会でも御要望をいただきましたが、市としても地域の環境を守っていくのが難しくなるということで、検討をしてきた経過があります。そのときに、条例で規定することが可能かどうかについて、神奈川県と検討してきた部分があるのですけれども、県の条例では制限の対象とすることはできないということでした。これはかなり強く県にも要望してきたのですけれども、県のほうとすると、制限をするという考え方ではないという姿勢がある中で、では、市としてどう対応していこうかということを考えてきて、現在に至ります。

民泊自体は、神奈川県が所管をする事項ではあるのですけれども、鎌倉市としましては、地域共生課を窓口におきまして、もし、民泊でお困りのときがあれば、ワンストップで御相談を受けまして、県との調整や、また、もし地域でお困りのことがあれば、その所有者に保健所を通して住民の皆さんのお声を届けるという対応をしてきているところです。

冒頭にも申し上げましたように、地区計画で民泊を制限している事例がございますので、その辺りも検討をいただければと考えているところです。

<極楽寺自栄会 高橋会長>

極楽寺自栄会のほうでも問題が発生し始めているのですけれども、先ほど話がありましたけれども、民泊事業者は鎌倉保健所のほうに届出をしまして、地域説明をやって、責任者がいつも住民と連絡が取れるという条件の下で民泊を許可するという認識なのですけれども、違いますでしょうか。

<共生共創部 能條部長>

民泊については、許可制ではなくて、届出制になっていまして、当然、届出をするには、色々な諸条件をクリアする必要があります。家主が常時常駐しているタイプと、不在のタイプとがあって、不在のタイプは、きちんと連絡先を示さなければならないことになっていますので、何かトラブルがあったような場合には、きちんとすぐに対応できる体制が求められているというのは、おっしゃるとおりでございます。

<極楽寺自栄会 高橋会長>

届出を受理するときに、地域説明会をやってくれという義務はないのですか。

<共生共創部 能條部長>

すみません、手元に資料がないのですが、民泊を始めたときには、きちんと表示しなければいけないというのはあります。地域住民の方に分かるように、民泊であるということを示さなければならないという義務付けはされています。

あと、鎌倉で民泊をやりたいという相談が、私どもの窓口月に２件ぐらい入ると聞いているのですけれども、その場合には、周りの環境に配慮をすることが必要だということと、住民の方に御心配をいただくことが多いので、鎌倉市内でやる場合には相当なハードルがありますという御案内はさせていただいております。

<由比ガ浜自治会 倉川会長>

我が自治会の地域内にも、民泊なのか、シェアハウスなのか、ホテルなのか、旅館なのか、一見分かりづらいお客さんの出入りがある場所がございます。しかも、ごみは自分たちの事業ごみにせずに、

自治会のところに出していることがあったりとか、あと、その民泊とおぼしきところの前の道路を占拠して、餅つき大会やら、流しそうめん大会やらをしたりして、近隣の人たちが大変迷惑をしているという場所がございます。そういったところには、継続的に指導するとか、改善を促すことが必要なのではないかなという、一旦許可を得たら何でもありになってしまっている場所がございます、地域では大変問題になっております。今日を機に、ぜひ御確認、御検討、御調査いただければと思っております。

<共生共創部 能條部長>

ありがとうございます。具体的な場所を教えていただいてもよいでしょうか。当然、道路の不法占拠やごみとか騒音とか、そういったものは市の担当課の職員が一緒に行って、必要な指導をすることができる場合がございますので。

<由比ガ浜自治会 倉川会長>

承知いたしました。コロナ禍でもずっと大きな音を立てて経営をしており、近隣では大変不安材料となっております。

<若宮町内会 藤島会長>

今、倉川会長がおっしゃったのと同じなのですけれども、鎌倉市では、こういうのをやっているよという掲示はできないのですかね。シェアハウスなのか、旅館業法なのか、それが分からないところがあります。例えば芝原のほうでは、鍵を持って、暗証番号で実際に入って、ごみも地域のところに捨てるとか。鎌倉はそれなりに憧れの土地ということがあるのかもしれないのですけれども、住んでいる者にとっては、ごみ問題だったり、それから騒音の問題だったりがあるので、地域の住民の方に、そこは何なのかが分かるようにしてほしいです。

もちろん、そういう方は町内会にも入っていないので、連絡先も分からないわけです。民泊はかなり増えていると思いますよ、毎年。だから、市独自の規定で、民泊とか一棟貸しとかがどういう事業形態なのかを分かるようにしていただければ良いと思います。

由比ガ浜のところも、最初はシェアハウスみたいな感じだったのですけれども、ジャグジーが庭のところにあって、毎日ずっとついていたのですよ。そうしたら、すぐ裏に住んでいる住民の方が寝られないということで、保健所に来て指導してもらって、そこは今度、旅館業法で管理人を置くことになって、今は、色々な人が短期間住んだりしています。

私たち住民も、別に意地悪をするのではなくて、やはり見えないということが一番不安ですので、市として何かしらの規定を設けていただくことをぜひ望みます。

<共生共創部 能條部長>

ありがとうございます。この場でどういうことをやりますという答えまでできないのですけれども、住民の皆さんの御不安は十分理解しておりますので、どういうことができるかについて、中で検討させていただきます。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

鎌倉のチベットと言われる極楽寺にも民泊の話が出てきております。既に神奈川県の手続きは取ってあって、入り口のところには許可書もちゃんと貼り出してあります。ただ、これは非常に問題がありまして、場所が普通の住宅地ではなく、谷戸の山の中腹なのです。しかも脇道に入って、そこからは

足元の悪い道なので、往復するような格好です。

まだそこは準備中ということで、お客さんは来ておりません。ただ、一番の心配事は、バーベキューセットがあると、山の中で、です。そのオーナーとの会合があつて、そういうものはやりませんということは、言葉の上では述べられています。ここに消防の方がおられますけれども、山あいの宿で、消防車が入るのが精いっぱい、しかも火災現場が山の中腹だと、これはもう完璧に山火事です。

次に心配なことです、民泊のホームページから不動産屋のホームページを調べると、残念ながら中国語のホームページもありました。実際に近くの人に聞きますと、東京からタクシーが来て、何か訳の分からない人が見学に来たようだという話もあります。今はまだ持ち主が結論を出していませんけれども、下手をすると、日本人以外の所有者がいつ現れてもおかしくない状態になっています。鎌倉にはあちらこちらに民泊があるはずなので、そういう事例があるかどうかについて、皆さんと情報交換をして、今後の対応を考えていきたいと思っています。

<北稲村ガ崎自治会 高麗会長>

今、北稲村ガ崎自治会も民泊問題で大変な思いをしているのですけれども、先ほど市長もおっしゃっていたように、住民協定では止めることはできない、抑止にしかならないことを知ることができました。先ほどからの話を伺っていると、住民でさえどこで何が行われているかが全然分からない状況で始まってしまうのが民泊問題だと思うので、今日、この会合が終わった後、市はきっと色々なことを考えてくださるのだと思いますが、民泊の情報が入った段階で自治会長なりに御連絡をいただいて、相手先の連絡先をいただだけでも、大分違ってくるのかなという思いがございしますが、いかがでしょうか。

<共生共創部 能條部長>

自治会の方に、どこまでどういう情報をお渡しできるのかというのは、調整させていただきます。

<塔之辻自治会 加藤会長>

近々アパートを一室借りて、それをそのまま民泊として登録したいという住民が出てきまして、住民自体は葉山の方だったと思いますけれども、場所はうちの塔之辻自治会内の小さなアパートです。福祉センターの前にハンバーガー屋ができていますのですけれども、表はハンバーガー屋なのですけれども、後ろがアパートになっています。そのアパートの一室を借りて民泊をやりたいという話なのですけれども、民泊については、保健所の了承が出れば良いそうですけれども、警察署とか、あるいは消防署等に委託をされて、指導とか、見回りとかをやっていただきたいなと思っております。ただ、登録せずに民泊に近いことをやっているところもありますので、その辺の調査もお願いしたいです。私のほうから相談に行きますので、よろしくお願いします。非常に悩んでおります。

<共生共創部 能條部長>

具体的な御相談にはいつでも応じておりますので、詳細を詳しく聞かせていただいて、もちろん職員は現地も確認をさせていただいて、対応していきたいと思っております。

<塔之辻自治会 加藤会長>

その民泊をしたいという人は、かなり考え方が真面目でして、例えば、ごみはちゃんと事業用のごみ出しにしますと今のところは言ってくれているのですけれども、どのような状態になるのかはまだ分かりません。

<若宮町内会 藤島会長>

今、高麗会長がおっしゃったように、この町内会のエリアで、自分のところにシェアハウスがなない方はいらっしゃらないのではないかと思います。とにかく増えています。加藤会長もおっしゃったように、能條部長のところに行って相談すれば良いのですけれども、それはそこで解決するのですけれども、シェアハウスなのか一棟貸しなのか、アパートの鍵で受け渡しをするのかとか、色々な形態があると思いますよ。だから、それは自治会長がある程度把握しておかないと、やはり不安は取り除かれないのではないかなと思います。

これからは1対1ではなくて、点と点ではなくて、チームである程度それを把握しておかないといけないと思います。例えばアンケートを取っても良いので、それを把握するだけでも全然違うと思います。そうすれば、うちのこのシェアハウスは、例えば、倉川会長のところと同じ形態かなとかが分かるから、一覧表か何かにまとめて皆さんにお教えするということが自体は、これからの鎌倉の治安維持にもつながるし、絶対にやったほうが良いと思います。ぜひお願いしたいと思います。

それからもう1点ですけれども、今、市役所の電話は5時で終わりますよね。そうすると、5時が過ぎたら、例えば金曜日だったら月曜日まで待たないと駄目なのですよ。それで、直通番号に電話をしても、あれは守衛のところに行くのですよね。だから、例えばLINEをつなげるとか、職員皆がLINEを持つというのがあったら良いのではないかなと思いますけれど、すぐに連絡を取りたいときに、LINEなら無料だし、そういうものを利用しても良いのではないかなと思いますけれど、その辺はどのようにお考えですか。

<松尾市長>

現状としては、守衛室につながるようになっていきますので、そこでお話をいただければ、それを週末に担当を持っている部署、道路ですとかは持っていますので、そこにすぐ連絡が行くようになっていきます。市役所の庁内の職員は、おっしゃるように、LINEWORKSという手法などで瞬時にその情報が伝わるようになっていきますので、まずは守衛に御連絡いただいて案件をお話いただければと思います。

<若宮町内会 藤島会長>

ワンクッション必ず置かなくてははいけないのですよね。そのワンクッションにかなり時間がかかると。やはりすぐに連絡を取りたいときがありますので、もっと良い方法ができるのではないかなと思いますけれど。

<松尾市長>

考えてみます。あと、私はSNSをやっていますので、私に連絡をいただければ、すぐに返信させていただきます。

<若宮町内会 藤島会長>

それでは二度手間になりますので、大丈夫です。忙しい方なので。

それから、今、リサイクルが鎌倉市は随分進んでいるということですから、以前、ふれあい地域懇談会で、布類などは業者に渡して、それをお金に換えて、市役所の資源になっていますということが分かったのです。それで、前のふれあい地域懇談会でも、皆さんが捨てたものは、これだけ市の財政に役立っているということをもっとアピールしたほうが良いと申し上げたことがあるのです。でも、いつも広報などを見ているのですけれど、あまりアピールがないのです。だから、これだけ役に立っていますよということをもっとアピールしていただければ、もっと回収率がよくなるのではな

いかなといつも思っています。期待しています。

<松尾市長>

ありがとうございます。広報でも、そういう出し方をするようにはしているのですが、十分届いてないという御指摘ですので、そこはさらに工夫して、分かりやすく出せるようにしたいと思います。

その他

<由比ガ浜自治会 倉川会長>

由比ガ浜二丁目に、由比ガ浜通りと琵琶小路を結ぶ細い路地がございます。セットバックをずっと市から要請を受けて、皆さん一生懸命応じてまいりました。ところが、道を抜けるところの最後の1棟が、今回、なぜかセットバックをされずに、前よりも通路を狭める形で建築許可が下りて、建設が今、始まっております。

これまでセットバックに応じてきた人たちからすれば、どうして最後の1棟が、通路を狭くして建築許可が出たのだろうと大変不審に思っ、お怒りになった地域の方が建築指導課に問合せをしたところ、これは、一方のところが琵琶小路に接している、そちらが4メートルあるから良いと。肝心の通路の狭いところに関しては、セットバックをしなくて良いという説明を受けたということでした。2項道路と但し書き道路という、ちょっとこの条件が違う話がありまして、最後の1棟のところだけは、なぜか但し書き道路という扱いで良いよと言われて、ずっと2項道路だと思っていたものが、途中から但し書き道路に変わっているということで、誰も地域の人は知らなかったということがありました。

セットバックに応じてきた通路の人たちの土地の半分は市が買い上げてくれたらしいのですが、もう半分はそのまま放置されていたということも分かりました。そういったことも説明がなかったということと、最後の1棟のところを拡がればちゃんとした道路になるのに、どうして最後の1棟をセットバックさせなかったのだろうということで、大変皆さん、訝しく思っております。

しかも、火災がハリス幼稚園の裏側で大きく起こりました。あれも通路、道路、路地に面したところでございました。私の話のところも細い道路でして、今回、ようやく消防車や救急車が通れる道路ができる、うれしいねと思っておったところ、むしろ逆行してしまったということで、地域の方々は大変お怒りになっているのです。そのことを、まず市長にもお伝え申し上げまして、何かしら対応策ができないものかと。

例えば、国立市では、富士見町という町名を反故にするような大きなマンションが建ったときに、そのマンションを取り壊するという事例が、この4月に東京ではございましたけれども、セットバックに応じてきたことを台なしにしてしまうような、最後の1棟の建築を許してしまったこと、これは、取り壊しにしてもおかしくないのではという声も上がっている状況でございます。ぜひ御検討、お力添えいただきたいと思います。

<松尾市長>

具体的な場所が把握できていないものですから、きちんと把握をして、引き続き協議をさせていただければと思います。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

市長からの報告の第一部の4番で、支所を活用した防災対策についてというのがありまして、コールセンターを利用するということなのですが、私、この話は詳しく分からないので理解ができなかったのですが、これは自治会長もこのコールセンター、地域のつながり課に電話をするという形になるのでしょうか。災害時に電話がつながること自体が考えにくいかなと思ったのですが。

<松尾市長>

ありがとうございます。まず、基本的な市の対応の仕方ですが、台風や豪雨災害など、ある程度事前に予測ができる場合には、職員が出勤をしてきて体制を取ります。コールセンターも設置し

て、多くの方からの連絡を市役所にいただいても職員が取れるようにということで、24時間体制をとります。これは、台風とかが来る場合で、コールセンターを設置しますという案内をすれば、できている状況になっています。大体の場合が避難所の開設とセットでコールセンターも開設をするという形で行っています。なお、大地震の場合には、当然予測はできませんので、地震があった後に、速やかにそういう体制を取っていくことになりますので、すぐには繋がらない場合もあります。

今回の話は会長に絞ったお話なのですが、会長の場合には、色々な方から連絡があつて、それを市のほうに要望としてまとめて伝えられるというケースが考えられますので、コールセンターに連絡をいただくと、対応はするのですが、会長へのフィードバックまではできない体制となっているので、コールセンターではなくて、地域のつながり課に連絡をいただきたいというお願いになります。地域つながり課に連絡いただければ、どのように対応したかということも会長にまとめてフィードバックをさせていただくので、そういう形で臨みたいという御説明だったのですが、よろしいでしょうか。

<由比ガ浜中央自治会 杉本会長>

電話がつながる場合の災害のことですね。もっと大災害だと電話がつながらないかなと思いますので、そのときの対応も考えていただけると、こちらとしても安心するかなと思います。お願いします。

<松尾市長>

ありがとうございます。電話がつながらないときの状況といいますと、会長との直接のホットラインは確かにないのですが、市としては避難所との無線は用意をしています。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

4月に、突然花火が上がった夜がありまして、地域の沿岸部の皆さんは、結構びっくりされた方が多くて、特に犬を飼っていらっしゃる方で、すごい怒っている方がたくさんいらっしゃいました。やはり花火が怖い犬が多いので、花火大会は予測ができるので、皆さん、犬をどうにかかくまう形で、それぞれの御家庭で対処なさっているのですけれど、ああいう予測もなしに突然上げられてしまうと、花火が嫌いな犬がどこかに逃げて行方不明になったりとか、突然走って行って車にぶつかってしまったとか、そういう事故に遭ったときに、一体誰がその補償がきるのかなということもあります。

鎌倉市に電話をしたら、ふるさと納税の返礼で、あなただけの花火大会という枠が設けられていたということなのですが、自治会としても全く把握できていませんし、もちろんそういう連絡もなかったですし、このふるさと納税の花火大会に関しては、かなりの危険性が伴うという問題があると思います。市の対応としても、今、同じことを電話の先の方にお伝えしたら、犬のことですね、すみません、そこまでは考えておりませんでしたという回答なのです。犬を飼っているほうからすると、そんなことがなぜ考えられないのかなと思ってしまうのですけれども、ちょっと安易過ぎるかなということで、その対応をお願いしたいと思います。

<総務部 藤林部長>

4月に、あなただけの花火ということで、あえてシークレットとした形で打ち上げるということで、一定の金額以上の寄附をいただいた方に、そのメニューとして設けたということで、実際に打ち上げさせていただいたのですが、たしかに兵藤会長がおっしゃるとおり、色々な意味での反響をいただきました。せめて事前に教えてくれないかということと、動物のお話もそうですし、やはり御高齢の方から、かなりびっくりされたというお声もいただいています。ただ、お知らせしないというこ

とが、実はそのふるさと寄附金の商品の目玉になっているので、そこの兼ね合いがやはり悩ましいところだと思っております。

あと、皆さんにお知らせできないのであっても、せめて自治町内会長だけにでも教えてくれないかというお声もいただいておりますので、寄附いただいた方の御厚意に沿いたいという気持ちもある反面、やはり、地元の方に対しての配慮も必要だと思っておりますので、今後の備え方というのは、また勉強していきたいと思っております。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

鎌倉市は、個人で打ち上げ花火は禁止していますよね。それだったら、その論理は成り立たないと思いますよ。音というのは個人が制御できるものではないですし、そしたら、打ち上げ花火はオーケーだという論理が成り立ってしまうと思いますよ。だから、これに関しては本当にやめたほうが良いと私は思います。

花火というのは、例えば、豊島屋とかだって、もう莫大な資金を投入して上げてくださっている。それが優良企業の粋なものであって、でも、それを豊島屋は別に自分がとか言わないですよ。だったら、個人は花火大会のときに、鎌倉の花火がさらに華やかになるということで、そこで打ち上げるという形にしたらどうですか。

《補足 環境部 環境保全課》

本市での花火に関する制限につきましては、鎌倉市深夜花火の防止に関する条例において、「深夜に公共の場所で地域の静穏を害する花火をしてはならない」と定めています。（深夜とは午後 10 時から翌日の午前 6 時までの時間です。）

<松尾市長>

御意見ありがとうございます。検討してまいります。

<北稲村ガ崎自治会 高麗会長>

由比ガ浜の中学校の話について、具体的なことを今日、初めて伺ったのですけれども、鎌倉市は、本当に色々な多様性が今、子供たちの中にもあって、ULTIAプログラムとかを数年前からやっていただいて、全国の中でも、そういったところを一生懸命やっていると市だなと思っています。それは本当に感謝しています。

不登校の問題はずっとありましたので、これができることで、子供たちの行き場が増えてくるのは良いかなと思う反面、こうやって分けてしまうことで、学校そのものが今後どういう体系になっていくのかなという心配もあり、それから、親御さんの中には、ここへ行ければ良いけれど、子どもは外へ出られないという声も多数聞くところでもありますので、今後のビジョンがあるならお聞きしたいし、その辺も踏まえて、ますます頑張ってくださいと本当にありがたいと思っています。

<松尾市長>

ありがとうございます。最終的に目指すゴールは、フルインクルーシブ、横文字で申し訳ないのですけれども、決して分けるのではなくて、みんなが同じ学校に行けるということだと思っています。ただ、一足飛びにそこに行くのは難しいので、段階を踏んでそこに到達していくということを教育委員会とは共有をしているところです。そういう意味では、由比ガ浜中学校は、将来的にはなくなるこ

とが目標だったりもしますが、今は、一人一人の特性に合った授業の在り方、学校の在り方というのは、まだ過渡期なものですから、先生の体制ですとか、カリキュラムですとかは、まだできていなくて、手探りの状況にはなっていますので、この由比ガ浜中学校でそこをチャレンジしていくことで、今までは学校に行けなかった何十人という子どもが、ここで生き生きとして、こういう学校だったら行けるということが現実として見えれば、それを全学校に広げていくことになっていきますので、ぜひ御理解をいただければと思います。

<由比ガ浜西自治会 兵藤会長>

先ほどの説明では、小・中で不登校児は300人以上ということですが、由比ガ浜の学校の定員はたしか30名ですよ。たった30名の定員で、一体どうやって対応できるのか。私は、そこに新しい校舎を建てるよりも、例えば、深沢高校は廃校になって、来年からもう生徒を受け入れませんよね。そしたら、あそこを不登校特例校にすれば、場所的にもとても中央であるし、それこそ300名入る余裕が校舎にありますから、そういう形は取れると思いますけれど、なぜ、わざわざ新しい施設を新設するのか。それも30名しか枠が取れない。そこら辺はどういうことなのかなと思います。

不登校児に関しては、日本全国の問題であって、それに対処する様々なグループがたくさんありまして、御存じかと思いますが、トーキョーコーヒーという、親がホストになっているグループが日本全国で形成されています。そういったグループの、実際に対応している人たちの現場の意見を聞かなかったら、学校の内容というのは、絶対に学校の先生だけではつくことはできないので、私は、そういうのをもちろん知っているのですよねと教育委員会の方に聞いたのですが、どなたも御存じでなかった。現場の意見を全然聞いてない。ただ、箱だけをつくる形で、内容は伴ってないというのをすごく感じたのですけれども、市長はそちらを御存じなのでしょう。

<松尾市長>

ありがとうございます。私もトーキョーコーヒーというのは知りませんでした。そこはちゃんと学びたいなと思いますけれども、まず、最初の質問で、たしかに深沢高校が使えるという可能性はあると思います。ただ、今、鎌倉市教育委員会が立っている状況としては、300人が入れる校舎で、不登校の人はみんなそこにいらっしゃいと。それに対して、みんなが満足できる手段を持っているかという、まだ持っていないというのが現実です。きれいごとを言うわけではなくて、やはり不登校になるのには非常に複雑な要因があって、答えが一つではないので、その子その子に合った形でのカリキュラムを組んでしっかりと対応していかないと、今まで学校に行けなかった子が行けるようになるというのは簡単なことではないというのを、ULTLAプログラムなどを通じて感じてきたところです。定員30人なのですから、希望があれば、倍の60人ぐらいは取っていこうというのは、教育委員会とも話をしているところの一つです。

あと、もう一つ、それでもこぼれてしまっている子はどうするのというところについては、フリースクールに行っているお子さんもいます。やはりそこが良いというお子さんもいらっしゃって、そこに対して、市は補助を出していくということで対応しています。まだ十分ではないという声ももちろんいただくのですが、一歩目としてそこをやらせていただいて、今後、そこも充実していきます。子供から見て、世の中に選択肢がたくさんある状態、今までは公立学校に行けないとこぼれていくということがあったと思いますけれど、そこをフリースクールも含めて、しっかりと支えていくことをやっていきたいと思っています。

由比ガ浜中学校のカリキュラムは、かなり専門的なものを使っています。そして、不登校等に関わる、日本の中でもかなり有名なNPO等と一緒にやっていきますから、教育委員会の説明が足りな

かったようにも思いますけれども、相当の知見や経験、また現場の声というのを受け止めた形で、由比ガ浜中学校はスタートできると考えております。

<馬場ヶ谷親和会 仲島会長>

先週の木曜日に道路課から電話が入りまして、市長は特に御存じのはずですが、私どもの馬場ヶ谷の道路の上にハンプを取り付けてあります。今回の電話が、ハンプが傷んできたので修復しますということかと思ったら、修復ではなく撤去しますと。何で撤去するのかが分かりません。詳しい背景は伺っておりません。ハンプは、走行車両の速度抑制のために市のほうに11年前につけてもらった経緯があります。

一番の問題は、私どもが住んでいる場所ということだけではなくて、稲村ガ崎小学校の通学路でもあって、そのすぐ脇にあるわけです。学校のすぐそばで事故があってもよいものかと思うわけですよ。これも緊急稟議として、きちんと調べていただいて、たかだか小さなハンプですが、せっかくあるものなので、継続維持をお願いしたく思っています。もう1回つくり直すという話は全然出て来ず、その電話一本のみです。撤去がされれば、鎌倉で唯一無二のハンプがなくなることになります。地元として積極的に尽力したのは何の意味があったのかなということです。

<都市整備部 森部長>

ハンプが大分時間もたっていて、劣化をしている状況だという報告は受けております。この設置は、実験でやってみたいというメーカーに無償でやってもらったところもありますが、現在では、ハンプ自体が、国土交通省から技術的なものが示されているので、ああいうものを公道でやるというのは、鎌倉市だけではなく、全国的にもあまりないと思っております。そういった意味で、古くなったものは撤去するという考えですけど、新しい安全対策というのは、一緒に考えていきたいと考えております。

<松尾市長>

これまで、ふれあい地域懇談会でも議論になって、設置してきた経過があると認識していますので、一方的に外すということだけが会長に伝わっているとすると、申し訳なく思います。今後、どうするかということも含めて、御相談させていただきたいと思います。よろしくお願いします。